

令和4年第3回志布志市議会定例会会議録
目 次

第1号（9月2日）	頁
1. 議事日程	16
2. 出席議員氏名	17
3. 欠席議員氏名	17
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	17
5. 議会事務局職員出席者	17
6. 開 会・開 議	18
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	18
8. 日程第2 会期の決定	18
9. 日程第3 報告	18
10. 日程第4 報告第3号 専決処分の報告について (損害賠償の額を定め、和解することについて)	18
11. 日程第5 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて (令和4年度志布志市一般会計補正予算(第5号))	19
12. 日程第6 議案第46号 志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条 例の制定について	21
13. 日程第7 議案第47号 志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例の制定について	23
14. 日程第8 議案第48号 志布志市長寿祝金支給条例の制定について	24
15. 日程第9 議案第49号 工事請負契約の締結について	26
16. 日程第10 議案第50号 令和4年度志布志市一般会計補正予算(第6号)	27
17. 日程第11 議案第51号 令和4年度志布志市一般会計補正予算(第7号)	34
18. 日程第12 議案第52号 令和4年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算(第1 号)	37
19. 日程第13 議案第53号 令和4年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1 号)	38
20. 日程第14 議案第54号 令和4年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第2号)	39
21. 日程第15 議案第55号 令和4年度志布志市下水道管理特別会計補正予算(第1号)	40
22. 日程第16 議案第56号 令和4年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算(第2号)	41
23. 日程第17 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	44
24. 散 会	45

第2号（9月5日）

1. 議事日程	46
2. 出席議員氏名	47
3. 欠席議員氏名	47
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	47
5. 議会事務局職員出席者	47
6. 開 議	48
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	48
8. 日程第2 一般質問	48
小野 広嗣	48
野村 広志	71
永田 梓	88
栢山 晋司	95
9. 延 会	107

第3号（9月6日）

1. 議事日程	108
2. 出席議員氏名	109
3. 欠席議員氏名	109
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	109
5. 議会事務局職員出席者	109
6. 開 議	110
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	110
8. 日程第2 一般質問	110
小園 義行	110
玉垣 大二郎	122
南 利尋	134
隈元 香穂子	151
9. 散 会	162

第4号（9月16日）

1. 議事日程	163
2. 出席議員氏名	164
3. 欠席議員氏名	164
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	164
5. 議会事務局職員出席者	164

6.	開 議		165
7.	日程第1	会議録署名議員の指名	165
8.	日程第2	議案第46号 志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	165
9.	日程第3	議案第47号 志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例の制定について	166
10.	日程第4	議案第48号 志布志市長寿祝金支給条例の制定について	167
11.	日程第5	議案第50号 令和4年度志布志市一般会計補正予算(第6号)	168
12.	日程第6	議案第51号 令和4年度志布志市一般会計補正予算(第7号)	168
13.	日程第7	議案第54号 令和4年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第2号)	173
14.	日程第8	議案第56号 令和4年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算(第2号)	174
15.	日程第9	議案第57号 令和4年度志布志市一般会計補正予算(第8号)	175
16.	日程第10	陳情第9号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について	178
17.	日程第11	陳情第10号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について	179
18.	日程第12	報告第4号 令和3年度志布志市健全化判断比率について	181
19.	日程第13	報告第5号 令和3年度志布志市資金不足比率について	181
20.	日程第14	認定第1号 令和3年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について	182
21.	日程第15	認定第2号 令和3年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	184
22.	日程第16	認定第3号 令和3年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	184
23.	日程第17	認定第4号 令和3年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	184
24.	日程第18	認定第5号 令和3年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について	184
25.	日程第19	認定第6号 令和3年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	184
26.	日程第20	認定第7号 令和3年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について	184
27.	日程第21	認定第8号 令和3年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	184
28.	日程第22	認定第9号 令和3年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について	184
29.	日程第23	議案第58号 令和3年度志布志市水道事業剰余金の処分について	184
30.	日程第24	発議第7号 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について	188

31. 日程第25 発議第8号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について	190
32. 散会	191

第5号（10月11日）

1. 議事日程	192
2. 出席議員氏名	193
3. 欠席議員氏名	193
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	193
5. 議会事務局職員出席者	193
6. 開議	194
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	194
8. 日程第2 認定第1号 令和3年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について	194
9. 日程第3 認定第2号 令和3年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	200
10. 日程第4 認定第3号 令和3年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	200
11. 日程第5 認定第4号 令和3年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	200
12. 日程第6 認定第5号 令和3年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について	200
13. 日程第7 認定第6号 令和3年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	200
14. 日程第8 認定第7号 令和3年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について	200
15. 日程第9 認定第8号 令和3年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	200
16. 日程第10 認定第9号 令和3年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について	200
17. 日程第11 議案第58号 令和3年度志布志市水道事業剰余金の処分について	200
18. 日程第12 議案第59号 令和4年度志布志市一般会計補正予算（第9号）	208
19. 日程第13 議案第60号 令和4年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）	215
20. 日程第14 議員派遣の決定	216
21. 日程第15 閉会中の継続審査申出について （総務常任委員長）	216
22. 日程第16 閉会中の継続調査申出について （総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営	

	委員長)	216
23. 閉 会		217

令和4年第3回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
9月2日	金	本会議	開会・議案上程
3日	土	休 会	
4日	日	休 会	
5日	月	本会議	一般質問
6日	火	本会議	一般質問
7日	水	委員会	予算委員会（現地調査）
8日	木	委員会	常任委員会
9日	金	委員会	予算委員会
10日	土	休 会	
11日	日	休 会	
12日	月	休 会	
13日	火	休 会	
14日	水	休 会	
15日	木	休 会	
16日	金	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決 令和3年度決算認定議案上程
17日	土	休 会	
18日	日	休 会	
19日	月	休 会	敬老の日
20日	火	休 会	
21日	水	委員会	決算審査特別委員会（一般会計）
22日	木	委員会	決算審査特別委員会（一般会計）
23日	金	休 会	秋分の日
24日	土	休 会	
25日	日	休 会	
26日	月	委員会	決算審査特別委員会（一般会計）
27日	火	委員会	決算審査特別委員会（一般会計）
28日	水	休 会	
29日	木	委員会	常任委員会（特別会計）
30日	金	休 会	

月 日	曜日	種 別	内 容
10月1日	土	休 会	
2日	日	休 会	
3日	月	休 会	
4日	火	休 会	
5日	水	休 会	
6日	木	休 会	
7日	金	休 会	
8日	土	休 会	
9日	日	休 会	
10日	月	休 会	スポーツの日
11日	火	本会議	令和3年度決算認定採決・閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
報告第3号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）
報告第4号	令和3年度志布志市健全化判断比率について
報告第5号	令和3年度志布志市資金不足比率について
承認第7号	専決処分の承認を求めることについて（令和4年度志布志市一般会計補正予算（第5号））
議案第46号	志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第47号	志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例の制定について
議案第48号	志布志市長寿祝金支給条例の制定について
議案第49号	工事請負契約の締結について
議案第50号	令和4年度志布志市一般会計補正予算（第6号）
議案第51号	令和4年度志布志市一般会計補正予算（第7号）
議案第52号	令和4年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第53号	令和4年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第54号	令和4年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第55号	令和4年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）
議案第56号	令和4年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）
議案第57号	令和4年度志布志市一般会計補正予算（第8号）
議案第58号	令和3年度志布志市水道事業剰余金の処分について
議案第59号	令和4年度志布志市一般会計補正予算（第9号）
議案第60号	令和4年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
陳情第9号	義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
陳情第10号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
認定第1号	令和3年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	令和3年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号	令和3年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号	令和3年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号	令和3年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号	令和3年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号	令和3年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号	令和3年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第9号 令和3年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について

発議第7号 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について

発議第8号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について

議員派遣の決定

閉会中の継続審査申出について

(総務常任委員長)

閉会中の継続調査申出について

(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

3. 一般質問

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
1 小野 広 嗣	1 物価高騰に伴う支援策について	(1) ウクライナ危機による世界経済への影響や円高による物価高騰により、市民生活が極めて厳しい困難に直面している。コロナ禍により困窮する市民が増えている中、物価高騰を踏まえた市民の暮らしを支援する施策が求められているが、今後、市としてどのような支援を考えているのか。	市 長
	2 防災力の向上について	(1) この夏、停滞する前線などの影響で大雨被害が相次いだ。気象災害が頻発化・激甚化する中で、地域気象防災情報が市民に的確に届き、防災行動へ結びつくような施策の展開について問う。 (2) 災害発生時における停電は、電力の復旧が長期にわたる場合もあるため、停電時の備えは極めて大切である。本市の停電時における対応策の現状について問う。	市 長 市 長
	3 ヤングケアラーについて	(1) ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定される家事や家族の介護、感情面のサポートをする子供のことを指し、過度な負担が学業や健康、友達関係、将来の進路にも影響を及ぼすことが指摘されている。ヤングケアラーについて、本市ではどのように認識しているのか。	市 長 教育長
	4 子どものネット依存について	(1) スマートフォンなどが社会に広く普及する中、インターネットの使い過ぎで、健康や生活に支障をきたすネット依存が深刻化している。国の推計では、この10年間でネット依存の疑いのある子供が急増している。本市の現状と対策について問う。	教育長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
2 野村 広 志	1 港湾行政について	<p>(1) 志布志港においては、小口混載貨物の海外輸出体制が整ってきた。農林水産品・食品の輸出増に期待される所だが、港湾を抱える地域の自治体として、どのような輸出戦略を持って、推進していくつもりなのか。</p> <p>(2) 海外輸出戦略に特化した専門部署の設置について、機構改革も含めて検討していきたいとの答弁であったが進んでいるのか。</p> <p>(3) 以前質問した港湾計画の変更について、協議が進んでいるようだが、本市の意向も踏まえた計画策定となっているのか。</p>	市 長 市 長 市 長
	2 地域コミュニティの在り方について	<p>(1) 現在、校区公民館組織から地域コミュニティ協議会へと順次移行が進んでいるが、将来に渡って持続可能な地域を形成するためには、まだまだ課題があると感じている。当局が思い描く地域コミュニティの在り方とは、どのようなものなのか。</p> <p>(2) 地域内の公共施設等は、老朽化が目立つものが見受けられる。公共施設等総合管理計画に基づいて計画的に改修等の事業が図られると思うが、地域コミュニティの中でも、そのような議論を深めていく時期にきているのではないかと、今後の考え方について示せ。</p>	市 長 市 長
3 永田 梓	1 動物愛護について	<p>(1) 市では所有者不明猫の不妊・去勢手術について、令和3年11月から対象団体にメスで1万円、オスで5千円の手術費用補助を実施しているが、現状では、所有者不明猫の数は思うように減っていないように感じる。現在までの補助実績について問う。</p>	市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
3 永田 梓	2 教育行政について	(1) 志布志市子ほめ条例について、義務教育期間中に1人1回表彰しているが、条例施行から現在までの児童・生徒及び保護者の反応について問う。	市 長 教育長
	3 福祉行政について	(1) 結婚50周年を迎えるご夫婦をお祝いするために合同金婚式を開催しているが、コロナ禍における開催状況について問う。	市 長
4 戸山 晋司	1 津波対策について	(1) 令和4年度に入り、定例会や住民説明会の中でも津波避難の経路の説明は行われているが、迅速な避難を行うための対策の実施状況はどうか。	市 長
	2 子育て支援について	(1) 移住を目的に本市を訪れる方々や、観光に訪れるカップルなどが、本市で充実した時間を過ごすために、あずかり保育などの対応を行っているのか。 (2) 近年増えるインクルーシブ公園について考えを問う。 ① 既存の公園の数と管理・運営の状況はどうか。 ② 施政方針でも特別支援教育の充実に取り組むとあり、6月議会でも市長自らインクルーシブ教育について答弁があるが、インクルーシブ公園についてはどのように考えているかを問う。	市 長 市 長 教育長
	3 地域エネルギー資源について	(1) 本市における太陽光発電の現状について考え方を問う。 (2) 水道管を利用した新たな発電方式について考えを問う。	市 長 市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
4 栢山晋司	4 高齢者や障がい者に配慮した社会づくりの推進について	(1) 施政方針にも認知症対策等の充実・推進に取り組むとあるが、認知症に直結するとの研究が進んでいるヒアリングフレイルについての考えを問う。	市 長
	5 パートナーシップ宣誓制度について	(1) 本市におけるLGBTQ+に対する正しい理解についての取組状況を問う。	市 長 教育長
5 小園義行	1 行政の在り方について	(1) 旧統一教会（世界平和統一家庭連合）と関連団体との関係の有無はどうか。 (2) 旧統一教会とその関連団体からの被害はないか、市民に呼びかけるとともに相談窓口を設ける考えはないか。	市 長 市 長
	2 国葬について	(1) 故安倍元首相の国葬について、国からの要請等について問うとともに、その受け止め方を問う。	市 長 教育長
	3 インボイス制度について	(1) シルバー人材センターの負担の在り方等について、具体的に問う。 (2) 水道事業についての影響はどうか。	市 長 市 長
	4 国保について	(1) 未就学児の均等割額を全額見直す考えはないか。	市 長
	5 生理の貧困について	(1) 学校のトイレに生理用品を配置するよう求めてきたが、現状を問う。	市 長 教育長
6 玉垣大二郎	1 人権行政について	(1) 「社会を明るくする運動」と「再犯防止推進運動」の取組について問う。	市 長 教育長
	2 買物弱者対策について	(1) 買物弱者解消に向けた取組の現状と今後の対策について問う。	市 長
	3 放置竹林対策について	(1) 放置竹林の現状と竹を利用した産業誘致により、解消は考えられないか。	市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
7南 利 尋	1 環境保全について	(1) 除草作業などの保全活動が困難になった自治会が多くある。安全・安心の観点からも、早急に対策を講じるべきではないか問う。	市 長
	2 経済対策について	(1) 終息の見えないコロナ禍で、市内飲食店街、タクシー、代行業などは、未曾有の危機に陥っている。本市独自の支援事業に取り組むべきではないか問う。	市 長
		(2) 物価高騰により、多くの市民が大変な思いを強いられている。全市民に対しての商品券配布を検討すべきではないか問う。	市 長
	3 観光振興について	(1) 第2次志布志市観光振興計画の策定の在り方について問う。	市 長
(2) 観光事業に精通した戦略コンサルタントを置き、観光トレンド等を考慮した施策を推進していくべきではないか問う。		市 長	
4 畜産振興について	(1) 全国和牛能力共進会鹿児島大会へのこれまでの取組と、最終予選会の結果をどう捉えているか問う。	市 長	
	(2) 和牛は、ふるさと納税返礼品の主力である。畜産振興について、抜本的な見直しを図るべきではないか問う。	市 長	
8隈元香穂子	1 高齢者運転免許証自主返納支援事業について	(1) 物価の上昇やチョイソコしぶしの本格運行開始時期を迎えるにあたって、2万円分のタクシー・給油利用券交付の見直しについて問う。	市 長
		(2) もともと運転免許を持たない高齢者や外出時の交通手段のない高齢者の社会参加について問う。	市 長
		(3) お買物特典制度について、必要の是非を問う。	市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
8 隈元香穂子	2 チョイソコしぶしについて	(1) 本格運行を前に、今後の展開を問う。 (2) チョイソコしぶし登録時、郵送される利用案内やマップなどのリーフレットの内容を充実させていく考えはないか。 (3) 効率の良い運行ができるよう、工夫や改善を図る考えはないか。	市 長 市 長 市 長
	3 大浜緑地の整備について	(1) 大浜緑地に健康遊具を設置できないか問う。 (2) 屋根のある休息場所の設置ができないか問う。	市 長 市 長

令和4年第3回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期日：令和4年9月2日（金曜日）午前10時00分

場所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 報告第3号 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定め、和解することについて)
- 日程第5 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて
(令和4年度志布志市一般会計補正予算（第5号）)
- 日程第6 議案第46号 志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第7 議案第47号 志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第48号 志布志市長寿祝金支給条例の制定について
- 日程第9 議案第49号 工事請負契約の締結について
- 日程第10 議案第50号 令和4年度志布志市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第11 議案第51号 令和4年度志布志市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第12 議案第52号 令和4年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第53号 令和4年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第54号 令和4年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第55号 令和4年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第56号 令和4年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員氏名 (20名)

1 番 永 田 梓	2 番 栢 山 晋 司
3 番 稻 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 小 山 錠 二
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 西 洋 一
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 假 屋 眞 治
税 務 課 長 濱 田 茂	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 木 村 勝 志	保 健 課 長 川 上 桂 一 郎
農政畜産課長 大 迫 秀 治	耕地林務水産課長 河 野 穂 積
建 設 課 長 鮎 川 勝 彦	松 山 支 所 長 上 原 健 太 郎
有明支所長 北 野 保	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 和 佐 浩 教	農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 水 忍
教 育 総 務 課 長 萩 迫 和 彦	学 校 教 育 課 長 上 木 勝 憲
生涯学習課長 江 川 一 正	



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調 査 管 理 係 長 大 田 和 隆	

午前10時00分 開会 開議

○議長（平野栄作君） ただいまから、令和4年第3回志布志市議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野栄作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、青山浩二君と野村広志君を指名いたします。

—————○—————

日程第2 会期の決定

○議長（平野栄作君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から10月11日までの40日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から10月11日までの40日間に決定しました。

—————○—————

日程第3 報告

○議長（平野栄作君） 日程第3、報告を申し上げます。
先の定例会から議会運営に関する申し合わせの期間までに受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりであります。

陳情第9号、第10号の2件は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

次に、地方自治法第243条第2項の規定により、公益財団法人志布志市農業公社から令和3年度事業報告及び収支決算書、令和4年度事業計画書及び収支予算書が、並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、志布志市教育委員会から志布志市教育委員会外部評価委員会点検評価報告書が、また監査委員から監査報告書が提出されましたので配布いたしました。参考にしていただきたいと思います。

—————○—————

日程第4 報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）

○議長（平野栄作君） 日程第4、報告第3号、専決処分の報告についてを議題とします。
報告の内容について説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 報告内容の説明を申し上げます。
報告第3号、専決処分の報告につきまして説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項につきまして、専決処分しましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

令和4年8月29日に、刈払作業に伴う事故に関し、損害賠償の額を定め、和解したものであります。

内容につきましては、令和4年8月5日の午後3時30分頃、築40年近くを経過し、空き家となっている松山小学校教職員住宅で、敷地内の除草作業中に、職員が使用していた刈払機で過って雑草中の小石をはね、松山団地駐車場に駐車していた和解の相手方の所有する軽自動車の右前方側面ガラスを破損したものであります。

事故の原因は、刈払作業前の雑草中の小石の確認等周囲の安全への配慮が不十分であったためであり、過失の割合を市が100、和解の相手方が0%とし、軽自動車の原形復旧及び代替車両借上げに要する費用12万6,280円を、市が和解の相手方に賠償し、和解するものであります。

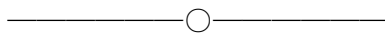
よろしくお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

以上で、専決処分についての報告を終わります。



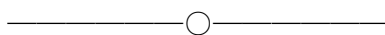
○議長（平野栄作君） お諮りします。

日程第5、承認第7号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第7号は、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第5 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度志布志市一般会計補正予算（第5号））

○議長（平野栄作君） 日程第5、承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第7号、専決処分の承認を求めることにつきまして説明を申し上げます。

本案は、台風4号による災害の発生に伴い、緊急に令和4年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、令和4年7月11日に、令和4年度志布志市一般会計補正予算（第5号）を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（折田孝幸君） 承認第7号、令和4年度志布志市一般会計補正予算（第5号）について、その内容を補足して御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に1億2,553万円を追加し、予算の総額を269億680万3,000円としております。

それでは、予算書の3ページをお開きください。

第2表の地方債補正でございますが、災害復旧事業債を5,180万円増額しております。

次に、歳入歳出予算について御説明申し上げます。

まず歳入予算でございますが、予算書の6ページをお開きください。

15款、国庫支出金は、災害復旧費国庫負担金を5,336万円計上しております。

7ページをお開きください。

19款、繰入金は、今回の財政調整として、財政調整基金繰入金を2,037万円増額しております。

8ページになりますが、22款、市債は5,180万円増額し、総額で15億1,020万円としております。

次に歳出予算でございますが、予算書は9ページ、補正予算説明資料は1ページをお開きください。

11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費、1目、農振水産施設災害復旧費は、台風4号接近により被災した農地、農業用施設のうち、緊急に復旧する必要がある箇所に係る経費を2,760万円増額しております。

予算書は10ページ、説明資料は5ページをお開きください。

2項、公共土木施設災害復旧費、1目、公共土木施設災害復旧費は、台風4号接近により被災した公共土木施設のうち、緊急に復旧する必要がある箇所に係る経費を9,793万円増額しております。

以上が、補正予算（第5号）の内容でございますが、詳細につきましては説明資料を御参照ください。よろしく願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第7号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第7号は、承認することに決定しました。

日程第6 議案第46号 志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（平野栄作君） 日程第6、議案第46号、志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第46号、志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年8月10日に出された人事院勧告に鑑み、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置を講じるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（小山錠二君） それでは、議案第46号、志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

本案は、令和3年8月10日に出された人事院勧告に鑑み、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置を講じる必要があることから提案するものでございます。

付議案件説明資料の1ページをお開きください。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正では、育児休業の取得回数制限の緩和が行われ、現行では出生後8週間以内の1回とそれ以降の1回の合計2回しか取得できなかったものを、8週間以内の2回とそれ以降の2回の合計4回取得できるよう改正されます。

それでは、議案に基づき説明を申し上げます。付議案件説明資料の2ページをお開きください。2の改正の内容について御説明いたします。

（1）の育児休業の取得回数制限の緩和に伴う措置につきましては、配偶者と交互に育児休業を取得する場合において、再度の育児休業を取得するために必要としていた「育児休業等計画書の提出」を不要とするものであります。

また、育児休業を2回取得後に、特別の事情により再度の育児休業を取得できる対象に「任期付職員」を追加するものでございます。

（2）の会計年度任用職員などの非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和につきましては、子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件である「任用されていることが必要な期間」を、「子が1歳6か月を超えるまで」から「出生後8週間と6か月を超えるまで」に緩和するものでございます。

（3）の非常勤職員（会計年度任用職員）の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化につきましては、子が1歳から1歳6か月までの期間について、夫婦交代での取得と、子を養育する予定

であった配偶者が、死亡や病気により子を養育することが困難な状態になった場合や、養育する子と同居しないこととなった場合など、特別の事情がある場合に、柔軟な取得を可能とするものでございます。

付議案件説明資料の3ページをお開きください。3の改正によります育児休業の取得のパターンのイメージ図でございます。

改正前は、出生後8週間以内に父親が育児休業取得した場合の再取得について、3回目の取得はできず、また、開始時点が1歳又は1歳6か月時点に限定され、途中交代もできなかったところではありますが、改正によりまして、出生後8週までの育児休業が2回取得できるようになり、これは、出生・退院時に加えてもう一回取得できるということでございます。

また、育休取得の開始時点が柔軟化することで、夫婦が育休を途中交代できるようになります。

それでは、条例改正の御説明を申し上げます。付議案件説明資料の4ページをお開きください。

第2条第3号は「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改めるものでございます。

第2条第3号アの（ア）は、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件について、任用されていることが必要な期間を、「子が1歳6か月」から「出生後8週間と6か月」に緩和するものでございます。

第2条第3号イは、育児休業をすることができる非常勤職員が規定されております。

第2条第3号イの（ア）は、子が1歳に達する日に育児休業をしている非常勤職員が第4条第3号に掲げる場合に該当する場合、育児休業することができるように規定するものであります。

第2条第3号イの（イ）は、任期の末日と育児休業の末日が同じ非常勤職員が引き続いて採用される場合、引き続き育児休業ができるよう規定するものであります。

付議案件説明資料5ページから6ページを御覧ください。

第4条第3号は、子供が1歳6か月になるまで育児休業するために満たす必要がある条件を規定しております。

アは1歳到達後引き続き育児休業する場合、イは1歳到達日に非常勤職員又は配偶者が育児休業している場合、6ページになります。ウは子を養育する予定であった配偶者が、死亡や病気により子を養育することが困難な状態になった場合や養育する子と同居しないこととなった場合など特別の事情があった場合、エは1歳到達日後、育児休業をしたことがない場合を規定しております。

ア、イ、ウ、エの全てを満たす非常勤職員は、子供が1歳6か月になるまで育児休業できることとなりますが、病気で相当期間子の養育ができないために、育児休業が取り消された職員が子の養育ができる状態に回復した場合など特別の事情がある場合は、1歳到達日の翌日以外の日でも育児休業を開始できることとなります。夫婦交替での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定が整備されることとなります。

付議案件説明資料6ページを御覧ください。

第5条は、非常勤職員が、子供が2歳まで育児休業できる要件を規定しております。

第4条の1歳6か月まで育児休業することができる場合と同様に、病気で相当期間子の養育ができないために、育児休業が取り消された職員が子の養育ができる状態に回復した場合など特別の事情がある場合は、1歳到達日の翌日以外の日でも育児休業を開始できることとなります。夫婦交替での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定が整備されることとなります。

付議案件説明資料7ページを御覧ください。

第6条は、既に2回の育児休業をしたことがある場合でも育児休業できる場合について規定するものでございます。

旧第7条が改正され、新第6条となるものでございますが、改正前に規定されていた第5号を削除することによって、配偶者と交互に育児休業を取得する場合において、再度の育児休業を取得するために必要としていた「育児休業等計画書の提出」は不要となります。

第6条第7号の改正については、任期を定めて採用された職員についても再度の育児休業が取得できるよう規定を整備するものでございます。

付議案件説明資料8ページを御覧ください。

第7条は、育児休業を取得しても初回及び2回目の育児休業の取得に数えない期間を57日間と規定するものでございます。

第15条第1号及び第2号につきましては、今回の改正によって、第7条が第6条になったため改正するものでございます。

第15条第6号につきましては、様式名称の変更に伴う改正でございます。

本条例は、令和4年10月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第46号、志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

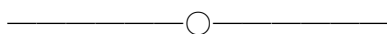
御審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第46号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第7 議案第47号 志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第7、議案第47号、志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第47号、志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます

す。

本案は、物価統制令による公衆浴場入浴料金統制額の指定に基づき、その範囲内で利用料金を定めるため、利用料金に関する規定を改めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 議案第47号、志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

業として公衆浴場を経営するものは、公衆浴場法の定めにより、都道府県知事の許可を受けなければなりません。また、公衆浴場の設置の場所の設置の基準については、都道府県が条例で定めることとなっております。

その鹿児島県公衆浴場法施行条例において、「一般公衆浴場」いわゆる銭湯と、それ以外の「特殊公衆浴場」の定義が定められております。

蓬の郷は、「一般公衆浴場」として営業許可を受けておりますので、入浴料金は、公衆浴場入浴料金統制額の範囲内で設定しなければならないことから、志布志市蓬の郷条例の別表を統制額と同様に整理するものでございます。

なお、現在15歳以上、いわゆる一般と高校生以上が310円、6歳以上15歳未満、いわゆる小学生と中学生が150円、3歳以上6歳未満が80円、3歳未満無料で運用しているところでございます。

それでは、付議案件説明資料は9ページ、新旧対照表になります。

「旧」の1回入浴一般310円、児童・生徒（中学生以下）200円、乳幼児（3歳未満）無料を「新」の1回入浴大人（12歳以上の者）420円、中人（6歳以上12歳未満の者）150円、小人（6歳未満の者）80円に改め、「旧」の1日入浴一般520円、児童・生徒（中学生以下）310円、乳幼児（3歳未満）無料欄は、一日入浴券の取扱いについては統制額にも基準がなく、条例改正後に改めて利用料金や区分等を含め、指定管理者と協議し自主事業として運用するため、削除いたします。

なお、この条例は、令和4年10月1日から施行するものでございます。

以上が補足説明でございます。御審議方よろしく申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第47号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第8 議案第48号 志布志市長寿祝金支給条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第8、議案第48号、志布志市長寿祝金支給条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第48号、志布志市長寿祝金支給条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、高齢者の長寿を祝福するため、長寿祝金を支給することとし、その実施に必要な事項を定めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○福祉課長（木村勝志君） それでは、議案第48号、志布志市長寿祝金支給条例の制定につきまして、補足して御説明申し上げます。

本案は、現在の敬老祝金支給事業では節目支給としている祝金につきまして、一定の年齢以上の全ての方への一律支給としたいため提案するものであり、新たな祝金の支給事業として捉えているため、現行の志布志市敬老祝金支給条例の一部改正ではなく、新たに条例を制定するものでございます。

初めに、議案書を御覧ください。

条例の構成としましては、第1条に「目的」を、第2条に「支給の対象者」を、第3条に「支給額」を、第4条に、規則への「委任」を規定するものでございます。

続きまして、付議案件説明資料の10ページを御覧ください。

志布志市敬老祝金支給条例との比較でございます。

「目的」につきましては、「社会福祉事業の一環として社会の進展に寄与した者の功労を讃える」としていたものを、「高齢者の長寿を祝福する」とするものでございます。

「支給の対象者」につきましては、「数え77歳」や「満80歳」等としていたものを、「80歳以上」とするものでございます。

「祝金の額」につきましては、「3,000円」や「50,000円」等としていたものを、一律で「3,000円」とするものでございます。

「支給対象人数（見込）」につきましては、「令和4年度当初予算計上時の対象者数」が1,761人であるのに対しまして、「令和4年8月1日現在で、現に80歳以上である方及び今年度内に80歳以上となる方の人数」は4,269人であり、約2.4倍となるところでございます。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであり、本条例の制定に伴いまして、志布志市敬老祝金支給条例は廃止するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第48号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

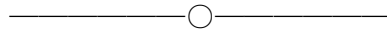
○議長（平野栄作君） お諮りします。

日程第9、議案第49号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第9 議案第49号 工事請負契約の締結について

○議長（平野栄作君） 日程第9、議案第49号、工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第49号、工事請負契約の締結につきまして説明を申し上げます。

本案は、志布志運動公園体育館改修工事の建築工事1工区の請負契約を締結するにあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び志布志市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○生涯学習課長（江川一正君） それでは、議案第49号、工事請負契約の締結について補足して説明申し上げます。

先の令和4年6月定例会におきまして、令和4年度補正予算で継続費として、令和4年度で2億6,274万6,000円、令和5年度で4億3,905万4,000円の年割額を定めた予算を可決していただき、今回本工事の工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

業者の選定につきましては、市内業者の建築一式工事専門業者Aランクの4業者による条件付一般競争入札を行い、4社に応札していただき、株式会社大迫建設に落札者が決定し、8月26日に仮契約を締結したところでございます。

工事概要につきましては、付議案件説明資料の11ページから13ページでございます。

今回の工事は、屋根防水工事、外壁改修等工事となります。工事期間につきましては、議決の日から令和5年3月20日まで、約6か月を要するものでございます。

以上で補足説明を終わります、御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第49号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第10 議案第50号 令和4年度志布志市一般会計補正予算（第6号）

○議長（平野栄作君） 日程第10、議案第50号、令和4年度志布志市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第50号、令和4年度志布志市一般会計補正予算（第6号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和4年度志布志市一般会計歳入歳出予算につきまして、マイナ志推進事業に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億2,164万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ271億2,844万7,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の国庫支出金の国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を4,279万円増額するものであります。

予算書の6ページをお開きください。

繰入金のふるさと志基金繰入金は、マイナ志推進事業に充当する経費として1億7,885万4,000円増額するものであります。

予算書の7ページ及び付議案件説明資料の15ページをお開きください。

歳出の総務費の戸籍住民基本台帳費は、行政サービスのデジタル化を推進するため、本年11月までにマイナンバーカードを取得または申請した市民を対象に、一人1万円分のマイナ志券を配付し、さらなるマイナンバーカードの普及・促進を図るとともに、コロナ禍及び物価高騰により低下した地域経済の活性化を図るマイナ志推進事業に係る経費を2億2,164万4,000円計上するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） まずですね、この補正予算の第6号と第7号が同じ会期内なのに、わざ

わざ分けてあるという、なぜそういうことをされたのかというのが1点と、今回マイナンバーカードを取得または申請した市民に対して、一人1万円分の商品券を配るというわけですね。マイナンバーカードを普及したいという思いはあるんでしょうけど、これまでに取得した人に対するこういったものとの整合性、「新しく取得した人には1万円配付しますよ」という、そこについてはどういった議論があって、こういうふるさと志基金までわざわざ使ってやろうというふうにされたのか、そこについてちょっとお願いしたい。併せて、現在マイナンバーカードは何枚発行されているのですか。

○市長（下平晴行君） 1点目についてお答えいたします。

令和4年度志布志市一般会計補正予算の第6号と第7号を分けて提案させていただいた理由でございますが、補正予算（第6号）は行政サービスのデジタル化を推進するため、本年11月までにマイナンバーカードを取得または申請される方に、一人1万円分の商品券（マイナ志券）を配付する事業であるマイナ志推進事業に要する費用を補正するものであります。

この事業は、プレミアム商品券事業と同様に、商工会に換金業務をお願いすることから、マイナ志券の使用期限は令和5年1月15日としているところであります。マイナンバーカードの交付を申請してからカードがお手元に届くまで1か月程度かかるため、期限である11月末にマイナンバーカードの交付を申請される場合は、マイナ志券が届くのが12月末頃となり、券を使用できる期間が半月間程度になることが想定されるところであります。なるべくそのような不便をおかけせぬように、少しでも早くカードの交付申請をしていただく、また、そのために、本事業の周知活動や券・ポスターの印刷等の作業を少しでも早く着手させていただきたくったために、本事業につきましては委員会への付託を経ず、即決の議決をいただきたいという思いから、補正予算の第6号と第7号については分けて提案したということでございます。

それから2点目でございますが、一人1万円の商品券と、これは今までにマイナンバーカードを作っておられる方、そしてこれから作られる方ということで、いわゆる70%を目指してお願いをしようということで取り組んだところでございます。その70%の方が2,916人ということでございますので、このような額に至ったというようなことでございます。

○市民環境課長（留中政文君） 3番目にお尋ねの現在のマイナンバーカードの交付枚数ということでございます。直近8月21日現在でございますが、1万3,438枚でございます。率といたしまして44.53%でございます。

○19番（小園義行君） 今市長のほうから「即決していただきたい」と、そういう答弁がちょっと出たんですけど、あくまでも提案者は提案するだけで、あとは議会がどうするのかというのは議会の問題であって、そこについては「少し言葉が過ぎる」と、大変申し訳ないですけど、議会に注文を付けるようなそういったことでは難しいかなという思いがあります。

もう一回聞きますね、新しく申請した人に1万円ね、こういうことですね、ここをやるのは。そうではない人の、1万円分のマイナ志券を配付するという。違うんですか、これは。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、今まで作った人、そしてこれから作る人、合

わせて70%を目指しておりますので、現在44%ぐらいだと思います。70%を目指す人数が大体2,916人ということで、216万円という額を設定したということでございます。

○19番（小園義行君） いいですか、やり取りみたいになっていますが、僕は質疑をしていますのでね、いいですか。

○議長（平野栄作君） どうぞ。

○19番（小園義行君） これまでにカード取得した人にも1万円というのが、過去にもそうされていたんですかね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○19番（小園義行君） ないでしょう。ないから、その方と今度新しく取得した方には1万円配付するという、そこはどういう議論がされて1万円をプレミアム商品券みたいにしたのかという、その議論はどうされたんですかと、そのことをお聞きしているんです。公平性がないよという。

○市長（下平晴行君） 先ほど申しましたように、今まで作った人が不利益を被らない、新しく作った人には、今国が2万円のポイントを掲げておりますけれども、それと若干違って志布志市では、今まで作った人にも恩恵を得るよということと内部での協議をして、総体で70%を目指していくために、今のような予算を計上したということでございます。

○議長（平野栄作君） ほかにございせんか。

○17番（小野広嗣君） 今のマイナ志推進事業についてお尋ねをしたいと思います。今、市長からもありましたように、これまでマイナンバーカードを申請または取得された方も含めて、市単独で1万円配付をするという流れ、今お聞きしたのが人口に対して44.53%ですかね、そこから70%を目指す施策として、この事業に取り組むというのが一つの柱ですよ。推進のためにね。これはこれで理解をするんです。僕もこれまで一般質問等でも都城市の例を通して、「こうやってクーポン券を配って推進を図っていて、もう70%を超えるところまで来ていますよね」という話はしておりますので、十分それを理解しているのですが、一方で先ほども出ましたように、プレミアム付き商品券、商工会に委託して、これも市として国の事業を受けて展開をされていますね。一方でこれもやられて、これの中にはマイナンバーカードの推進プラスここにあるように地域経済の活性化を図るという意味合い、当然、これが市内にめぐっていけば経済の活性化は図られると思うんですが、どうしても市としても想定しているように、70%ということは全市民にあまねく行き渡る配付ではなくなるわけですよ。そこらについての検討はどうだったのか、今回一般質問でもちょっとさせていただきますけど、ちょっとその考え方だけを事前にお聞きしたいなという思いがあって質疑をさせていただいております。

○市長（下平晴行君） このことについては先ほどから言いますように、いわゆる最初に作った方とこれから作る方の不整合がないよということと、今おっしゃったように70%を目指していくんだということで、地域経済活性化も含めて物価高騰なども含めて、そっちのほうでも理解をして対応していただくということでの考え方でございます。

○17番（小野広嗣君） 考え方として、マイナンバーカードの支援というのは、国も一生懸命進

めていて、自治体に促しをしていますね。ここで国も市町村に対して、詳しくはもう申し上げませんけどいろんなことを交付税の件であるとか言ってきている、そういったことも多分背景にあるんだろうなと、そして推進をしていかなければいけないなという思いなんだろうというふうには思います。それは十分理解をいたしております。一方で、プレミアム商品券についてもそうですが、結局1万円、そして3万円を上限とすると。そうした場合に、どうしてもそこにかからない方々、いわゆる購入ができない方々、あるいは購入したくてもその購入費用さえまならない方々がいて、こういう方々はどうしてもこの事業からは漏れますね。そして、このマイナンバーカード推進の事業で1万円を配付されるという部分、例えば、円を書けば、プレミアム商品券関係で丸がある、そして今回この事業をマイナンバーカードで推進される、どうしても重なっている部分、これが100%ではないですよ、でも重なっている部分のかなりの方々が両方の施策から漏れるのではないかなという危惧があるわけです。そうした場合に、市民にくまなく、まんべんに市の助成が届けば一番いいんだろうなというふうに思うものですから、そこらについて検討はどうだったのか、そこを受けて今回の提案はどうなっているのか、そこをお示してください。

○市長（下平晴行君） 私の考え方としては、ほかの自治体が5,000円なり1万円なり配っているところもありますが、私はそうではなくて、やはり困っている、例えば事業者の継続あるいは雇用の確保、一方ではそれを、今回マイナンバーカードについてはマイナンバーカードのいわゆる推進を図るために、さっきから言いますように分けてマイナンバーカードの推進を図ろうと。ですから、それぞれ立場に関わっている人たちのために、しっかりとした支援をしていきたいという考え方で取組をしているということでございます。

○17番（小野広嗣君） よく分かりました。最後確認ですけれども、今市長の話を聞いて、そういう考え方なんだなというふうに思いました。プレミアム商品券とは全然別個で、マイナンバーカードの推進で今回はこの1万円の商品券を配付するという考えですよ。結果的にそれが市中に出回ると、経済効果も出てくるのだらうと、市は、マイナンバーカードの推進ということで理解してよろしいですね。

○市長（下平晴行君） これは、やはりマイナンバーカードを作ることによって、それぞれの本人確認、あるいはコンビニ交付あるいは行政として対応するメリット、そういうものを今後、特に今、河野デジタル大臣が「FAXもなくそう」と、そして「フロッピー等もなくしていきたい」ということを言っておりますので、私はデジタル化がより一層進むんじゃないかなと思っております。そういう面では、やはり市民サービスという観点からも、やはりマイナンバーカードを進めていく必要があるんじゃないかなということでの取組でございます。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はございませんか。

○5番（南 利尋君） 市長がよく言われる「誰一人取り残さない」という市長の政治理念から、例えば70%の普及率ということであれば、この時点で30%はもう取り残されているという形で捉えてしまうわけです。例えば、ふるさと志基金からも予算が計上されているわけですね。この臨時交付金とふるさと志基金からのこの事業の予算が計上されているわけですが、実際これは任意

なわけですから、その30%の想定する取得できない、そういう方々はということが考えられるかといいますと、やはり高齢者の方々が結構多いわけですね。私たちも高齢者の方々のいろんな話を聞いたりすると、やはりマイナンバーカードに対しての必要性とか理解度とか、そういうなかなか理解が難しい方もいらっしゃいます。なおかつ、70%の中には1月までは入院されたり施設に入られたりしながら、その申請までこぎつけられないという方々もいらっしゃるわけです。

「誰一人取り残さない」ということが、私はこのコロナ禍、物価高騰の中で一番重要だと考えているわけですが、その商品券は物価高騰、経済の底上げに対しての活性化も含めた取組だと思うのですが、これをしっかり「誰一人取り残さない」という観点からも、その30%の方々の在り方というのも、しっかりこの事業の中でも考えていくべきではないかと考えますが、見解はどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） その点については言われるとおりでありますが、先ほどから言いますように、それぞれの事業にというより市民の立場に立った、そして行政としてしていかなければいけないことは、やはりしっかりと取組をしていかなければいけない。例えば、非課税世帯でも国が10万円支給の支援をしているわけでありますので、そういうことも鑑みて、全体的に市がどういう対応をしていけばいいのか、今おっしゃるように30%は残るといようなことでありますが、これはしっかりと説明をして理解をしていくということの取組、要は、今回はマイナンバーカードの推進を図るということでの趣旨目的でございますので、そういう「誰一人取り残さない」というのは私自身が公約で申し上げておりますので、それはそれでしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） 例えば、今こういう商工会に委託ということで事業が進められるということで計画されているみたいですが、例えば、31日まで発行されていたプレミアム商品券ですね、あれは完売していないと思うんですね、売り出された金額が、全てに対してまだ残っている状態だと思うんですね。ということは、その原因は何かといいますと、買いたくても買いに行けない、そういう生活が困窮し始めた、コロナ禍によって、物価高騰によってできなくなった人たちもいらっしゃるって、前の30%のプレミアム商品券のときは、何日かで完売でしたが、今回のプレミアム商品券は売り切れなかったということであれば、そこを取りに行けない方々のことをマイナンバーカード事業に対しても、そのプレミアム商品券を取りに行けない、無料の商品券を取りに行きたくても行けないということのいろんな原因や要因をしっかりと把握した上での、そういう思いやりのあるその30%の方々に対しても思いの伝わるような説明だけではなくて、やはりしっかりとしたそういう市のデジタル促進ももちろん大事なことです。この物価高騰、コロナ禍においての生活困窮という現状があるわけですから、そこも踏まえてしっかりとこの事業に対しての取組が必要ではないかと思いますが、その辺に関してはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） あと詳しいことは、港湾商工課長が答えます。先ほどから言いますように、いわゆる市としての取組、何が優先されるのかということを考えて取組をしているわけでありますので、今おっしゃったそのことについては、十分内部でも理解をした上での取組でありま

す。あとプレミアム商品券については、課長のほうで答弁いたします。

○港湾商工課長（假屋眞治君） プレミアム商品券について状況を報告申し上げます。

まず、昨年度は2万5,000冊をプレミアム30%で発行しておりました。それですぐ完売したような状況でございます。ということで、その分析の結果、炎天下に並んだりなかなか買えなかったという意見がございましたので、今年度につきましては、20%のプレミアム商品券ということで、これをインターネットの特設サイトとそれから各世帯にチラシを配布しまして、そこにはがきが付いておりますので、それで申込みをしてもらって、もしも完売以上に多かった場合には抽選をするということで考えておりました。

20%のプレミアムで比較した場合に、令和元年度が20%で2万冊を発行しておりました、これが1週間で完売しました。今回が令和4年度ですので、これが8月末時点で3万冊のうち2万136冊ですので、大体今67%が売れているところでございます。ということで、その後、今度は引換券を発送しますので、今後まだ申込みされていない方については、最初からこれはポスターに書いてあるのですが、2次募集をする予定でございます。

以上です。

○市民環境課長（留中政文君） 先ほど議員から、30%の方という御質問がございました。そういった方に、現在、毎週日曜日にサポートしぶしアピアのほうで出張申請窓口を開設しております。また、平日の時間外とか休日の窓口も開設をして、そういった平日になかなか来られない方とか、夜間でないと来られない方に対しての対応もしているところでございます。

それに加えまして、補正予算（第7号）でも、マイナンバーカード推進事業ということで、予算のほうも計上させていただいておりますが、会計年度任用職員の雇用を含めて、いわゆるデジタル弱者とか交通弱者また障がいのある方等、申請をしたくてもなかなかできない方については、自宅等に職員が出向いて行って、申請をサポートできるような体制も併せてつくって行って、申請機会の確保に努めていきたいというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） マイナンバーカードの事業はあくまでも任意事業で、任意の中で取りこぼされる方がいらっしゃるということの現実をしっかりと考えていくような取組も、私は必要だと思っております。その辺についての見解をお伺いします。

○市民環境課長（留中政文君） 今、議員がおっしゃられるように、マイナンバーカードは任意ではございますけれども、取得したいけどなかなかそういった機会がないという方についての申請機会の拡充というかですね、そういうのを含めて市民の方に周知を図りまして、なるべくマイナンバーカードを取得する機会を増やしていくというようなことを進めていきたいというふうに思います。

○市長（下平晴行君） ただいま課長のほうで答弁がありましたとおり、あらゆる形でマイナンバーカードの理解をしていただくということで、現在、出向をしながら取組もしておりますので、出前でも5人以上ということではありますが、より加入をもらうためにもまだ人数を下げて、説明して取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

○13番（西江園 明君） いろいろ出まして、一つの市長の政策ということでこの事業に対しての理解をしますけど、一つのやり方でどういう議論があったのかと、この予算の中身を見ますと本体は委託ということで約2億円ぐらいというのは分かるんですけども、もろもろ事務経費、委託料も含めて1,000万円以上かかっていますよね。これをなぜ商品券にしたのか、現金ということは考えなかったのかという、そういう議論はなかったのかというのが1点。そういった場合に、この商品券をまた商工会のほうでということで、先ほどの答弁ですけれども、それは今発行しているプレミアム商品券みたいな用途制限のある使い道のように考えているのか、まずその2点をお聞きします。

○市長（下平晴行君） 1点目については、やはりコロナ禍の物価高騰等も含めて、地域経済も含めて対応していこうということで、現金という話はなかったところです。

○市民環境課長（留中政文君） 商品券の内容としまして、プレミアム商品券のほうとも整合を取りまして、一般店舗専用券として6枚で、大型店でも使えるという共通券として4枚というようなことで、合計10枚というようなことで考えております。

○13番（西江園 明君） 結局、ほかの商品券の申込みとは違って、この場合は発行した人はもう分かっているわけですよね、過去40数%の方は。それだったらあえて商品券ではなくて現金とか何かの、外に対しての下平市政の政策としては目に見える形というのがどうだったのかなというふうに、私、昨日もちょっと聞かれたものですから「今度は現金じゃせんかね」と思わず言ってしまったのですが、今日見て商品券ということでの在り方、この1,000万円という事務経費を使ってもそのほうがよかったと、私は現金のほうが経済効果は即表れるのではないかな、今この話を聞けば、使う期間は1か月もないぐらいだったら、果たしてそういう経済効果というものは出てくるのかなというのは疑問ですので、こういうふうにしてもう印刷とか何かもう準備をしているんですかね。まだ可決されていないからしていないと思いますけど、その辺を聞いて終わります。

○市長（下平晴行君） このことについては、今おっしゃったように、現金は先ほど言いましたように、いわゆる投資効果と申しますか、やはりそれぞれの市が取り組む体制をしっかりと何を主にしていくのか、次の段階はこのまままだまだコロナ禍が収まらない状況であるとすれば、また支援をしていかなければいけない、これは全体の事業をそれぞれでやっておりますが、そういうことも含めて全体的なことはおっしゃるとおり議論はしております。関係課というのではなくて全庁的な考え方で取組をしておりますので、そこ辺のそういうところ、市民の皆さんが先ほどからありますように、「誰一人取り残さない」というのは私もしっかり公約の中でも入れておりますので、そういうのを情報収集しながら、次に段階ではそういうことであれば、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

○18番（東 宏二君） 先ほど市長のほうで、70%を目標にということで今回の予算が出ている

と思います。総務省からの通達では、それ以上だと思いますが、だから70%ということは、南議員が言われたように、30%は取り残されるというようなことを言われるわけでございますので、市としての目標というのは100に近いはずなんですけれども、100までいかないと思いますので、その辺の説明をちゃんとしないことには、やはり取り残される方が30%おられるというような理解で取られる方もおられますので、市としては100に近い目標を立てて、市民の皆さんに協力していただくような形で今回1万円という商品券も配られるということで、御苦勞されたから1万円でも商品券をあげましょうかということで、そういう形で予算を計上されたと思うのですが、市としての目標はどのくらい考えておられるのですか。

○市長（下平晴行君） ちょっと勘違いしてもらいたくないのですが、全体的に70%なんです。今44%ですから、残りの30%というのは、やはり先ほど言いましたように出向いて行って、推進を図るための取組をしていくということでもありますので、全体はもちろん100%というか、これは義務ではありませんので、そこまでいかないとは思いますが、そういう理解をしていただくような取組をしていくということでもありますので、御理解いただきたいというように思います。

○18番（東 宏二君） 理解しているんですよ。言い方が70%と言われるものだから、ほかの方たちが70%と行っていくのかなと、30%は取り残されるのではないかなという誤解をされるから、今私は言ったのですけれども、やはり今言われるように100%は絶対いきませんよ、これは義務ではないのだから。だけれども、一人でも多くの方がマイナンバーカードを取得されるのがいいわけですので、その辺を工夫しながらやはり今後取り組んで、70%という数字ではなくてより多くの方に御賛同していただくというような発言のほうがいいと思うんですよ。だから、私は多くの方がそういう形でマイナンバーカードを取得されて、やはりいろいろな行政の運営にもマイナンバーカードがあればすごくスムーズにいくわけですので、その辺をやはり皆さんに御理解いただいてですね、一人でも多くの方がマイナンバーカードを取得されるような取組をしていただきたいということで私は発言しております。

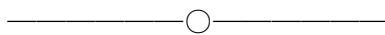
○市長（下平晴行君） よく理解いたしました。よろしく願いいたします。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第50号は、予算常任委員会に付託いたします。



日程第11 議案第51号 令和4年度志布志市一般会計補正予算（第7号）

○議長（平野栄作君） 日程第11、議案第51号、令和4年度志布志市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第51号、令和4年度志布志市一般会計補正予算（第7号）につきまして説明を申し上げます。

す。

本案は、令和4年度志布志市一般会計歳入歳出予算につきまして、農業用施設災害復旧事業、畜産配合飼料高騰緊急支援事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（折田孝幸君） 議案第51号、令和4年度志布志市一般会計補正予算（第7号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に3億1,168万6,000円を追加し、予算の総額を274億4,013万3,000円とするものでございます。

それでは、予算書の5ページをお開きください。

第2表の地方債補正でございますが、災害復旧事業に伴う災害復旧事業債を補助事業で2,400万円増額、また臨時財政対策債の起債可能額の決定に伴い1,733万4,000円減額するものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入予算でございますが、予算書の8ページをお開きください。

10款、地方特例交付金は、交付額の決定に伴い737万7,000円増額しております。

9ページをお開きください。

11款、地方交付税は、普通交付税の交付額の決定に伴い412万1,000円減額しております。令和4年度の普通交付税の交付額は59億9,587万9,000円となり、前年度と比較しまして4億6,087万7,000円、7.1%の減となりました。

11ページをお開きください。

15款、国庫支出金、1項、国庫負担金は、保育所運営費を1,443万2,000円増額しております。

12ページになりますが、2項、国庫補助金は、地域子ども・子育て支援事業を134万2,000円増額しております。

13ページをお開きください。3項、国庫委託金は個人番号カード交付事務費を205万5,000円増額しております。

14ページになりますが、16款、県支出金、1項、県負担金は、保育所運営費を721万6,000円増額しております。

15ページをお開きください。2項、県補助金、2目、民生費県補助金は、地域子ども・子育て支援事業を134万2,000円増額、4目、農林水産業費県補助金は、環境保全型農業直接支払交付金事業等を合わせて122万9,000円増額、8目、災害復旧費県補助金は、農林水産業施設災害復旧事業を4,901万5,000円計上しております。

18ページをお開きください。

19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整として4億

5,508万円減額、15目、ふるさと志基金繰入金は、畜産配合飼料高騰緊急支援事業等に充当する経費として1億7,369万7,000円増額しております。

19ページをお開きください。

2項、特別会計繰入金は、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計について、令和3年度の繰越額の確定による精算に伴い、合わせて1,272万5,000円増額しております。

20ページの20款、繰越金は、令和3年度一般会計の繰越額の確定に伴い4億8,731万6,000円増額しております。

21ページをお開きください。

21款、諸収入、4項、雑入は、経営継承・発展等支援事業等を合わせて567万2,000円増額しております。

22ページの22款、市債は666万6,000円増額し、総額で15億1,686万6,000円としております。

次に、歳出予算の主なものを御説明申し上げます。予算書は27ページ、説明資料は6ページをお開きください。

3款、民生費、2項、児童福祉費、4目、保育所費は、令和4年10月から令和5年3月までの間、保育士等に対して3%程度の賃金改善を行う教育・保育施設等に対して、当該賃金改善に要する経費を措置するため、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業を2,886万4,000円増額しております。

予算書は30ページ、説明資料は8ページをお開きください。

6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費は、海外原料に依存している化学肥料の価格が大幅に上昇し、農業経営を圧迫していることから、化学肥料価格の低減を図るため、化学肥料高騰緊急対策土壌分析推進事業を1,260万9,000円計上しております。

説明資料は9ページをお開きください。

6目、畜産業費は、配合飼料価格の高騰に伴い、畜産経営における経費が増加し、経営が逼迫しているため、配合飼料費の増加分に対して一部を支援することにより、経営の維持を図る畜産配合飼料高騰緊急支援事業を6,909万6,000円計上しています。

予算書は31ページ、説明資料は2ページをお開きください。

7款、商工費、1項、商工費、1目、商工総務費は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から収支が悪化し、施設運営の継続が厳しくなる中、施設運営継続に要する経費が必要なことから、国民宿舎特別会計繰出金を5,641万8,000円増額しております。

2目、商工業振興費は、経営持続化しぶし版応援給付金事業の執行完了に伴い、同節内の県営業時間短縮要請協力金給付事業負担金が予算不足となったため773万5,000円増額しております。

説明資料は3ページになりますが、3目、観光費は、ダグリ岬ベイサイドパーク構想に基づき、観光サービス機能の集約を行い、魅力ある観光地づくりを推進するため、ダグリ岬公園周辺等整備事業を2,678万1,000円計上しております。

また、当初計画を大きく上回る貸切バス旅行誘致事業の利用団体が予定されていることから、300万円増額しています。

説明資料は4ページの上段になりますが、実施期間満了により事業費が確定したため、経営持続化しぶし版応援給付金事業（宿泊施設分）を1,150万円減額しております。

予算書は35ページ、説明資料は10ページをお開きください。

11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費は、台風4号接近により被災した農地及び農業用施設を復旧するため7,610万円増額しております。

説明資料の1ページをお開きください。

令和4年度新型コロナウイルス感染症対策事業一覧に対象事業を追加しておりますので御参照ください。

以上が、補正予算（第7号）の主な内容でございますが、詳細につきましては、補正予算説明資料を御参照ください。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第51号は、予算常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（平野栄作君） お諮りします。

日程第12、議案第52号及び日程第13、議題第53号、以上2件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号及び議題第53号、以上2件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第12 議案第52号 令和4年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（平野栄作君） 日程第12、議案第52号、令和4年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第52号、令和4年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和4年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算につきまして、一般会計繰出金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る

必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,074万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ46億3,929万8,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金は、事務費等繰入金を119万1,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度繰越金を1億954万9,000円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳出の諸支出金の繰出金は、一般会計繰出金を10万円減額するものであります。

8ページをお開きください。

歳出の予備費を1億1,084万円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第52号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第13 議案第53号 令和4年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（平野栄作君） 日程第13、議案第53号、令和4年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第53号、令和4年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和4年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算につきまして、一般会計繰出金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億3,951万1,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度繰越金を1万6,000円減額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の諸支出金の繰出金は、一般会計繰出金を37万6,000円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳出の予備費を39万2,000円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

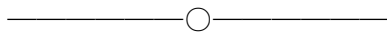
これから採決します。

お諮りします。議案第53号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第14 議案第54号 令和4年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（平野栄作君） 日程第14、議案第54号、令和4年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第54号、令和4年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和4年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算につきまして、介護保険基金積立金、償還金等に要する経費を補正するため、地方自治法218条条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億5,655万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ43億5,160万7,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

7ページをお開きください。

歳入の繰入金の一般会計繰入金の低所得者保険料軽減繰入金は、過年度分246万3,000円増額するものであります。

9ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度繰越金を3億5,395万円増額するものであります。

11ページをお開きください。

歳出の諸支出金の償還金及び還付加算金の償還金は、国庫補助等返還金を4,117万円増額するものであります。

12ページをお開きください。

歳出の諸支出金の繰出金は、一般会計繰出金を1,244万9,000円増額するものであります。

14ページをお開きください。

歳出の基金積立金は、介護保険基金積立金を6,000万3,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第54号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

○

○議長（平野栄作君） お諮りします。

日程第15、議案第55号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

○

日程第15 議案第55号 令和4年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）

○議長（平野栄作君） 日程第15、議案第55号、令和4年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第55号、令和4年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和4年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出予算につきまして、繰越額の確定に伴い、一般会計繰入金及び繰越金を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会

の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入予算の款項の区分間の金額の調整をするものであり、予算の総額に増減はございません。

それでは、歳入予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

繰入金は、一般会計繰入金を373万9,000円減額するものであります。

6ページをお開きください。

繰越金は、前年度繰越金を373万9,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

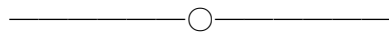
これから採決します。

お諮りします。議案第55号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第16 議案第56号 令和4年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）

○議長（平野栄作君） 日程第16、議案第56号、令和4年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第56号、令和4年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和4年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出予算につきまして、国民宿舎ボルベリアダグリの指定管理料に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,641万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9,875万2,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を5,641万8,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の管理費の委託料は、指定管理料を5,641万8,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○13番（西江園 明君） 今回指定管理料ということで4,200万円非常に大きい額が補正されて、委員会で慎重な議論があると思いますけど、例えばこの説明資料を見ますと、現在まで実績ということで1,400万円何がしが実績として上げられています。ということは、これは4か月分ですよ。残り計算上8月から3月までということは3分の2、今までの実績の倍を見ても2,800万円ですよ。指定管理料が単純に数字で言えばですよ、何でこんな額になってくるのか。このまです4,200万円以上増やさなければならなかったその理由は何ですか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 令和2年、令和3年ということで、今度令和4年度になりますけれども、これまでコロナ禍の影響ということで、緊急事態宣言が出たり、それから時短営業の要請があったりとかして、いろいろと今まで去年までも支援なりしてきたところでございます。ということで、本年度も4月に株式会社グリーンハウスの執行役員それから総支配人と、令和4年度についても協議をしております。その中でやはりやっついていかないといけないということが一番なのが、今29人の従業員がいるので、この方々の雇用をまずは維持するんだと、それから市の大切な財産なので、令和2年に一回休業したんですけれども、休業したことによって市民の皆さんからもいろいろな意見もあつたりしました。ですから、何とか指定期間、今年度いっぱいあと半年ですけれども、そこまでの期間の事業をちゃんと続けていくんだということの議論をしまして、その後、意見の中には確かに今は人流の抑制というのはしていないんですけども、やはり大宴会とか宴会なんかなかなか入らなかつたり、やはりコロナが出るたびにキャンセルが増えたりするという事情がございました。ということで、令和2年度、令和3年度と同様、納付金支援について配慮をいただきたいということがございましたので、その後5月19日に市長室においていただきまして、市長と執行役員と協議をしまして、基本協定書の23条のリスク分担ということで、不測のリスクが生じた場合、不可抗力の場合は市が負担するというを受けて、納付金を一時差し止め、それからグリーンハウスも当然経費削減を様々努力してまいりますけれども、あとは協議をしていくということでまいっております。ということで、相手方に対しては当然予算を伴うので、市議会の議決が条件であるということで、お話ししているところでございます。ということで、なかなか今の二つの点、従業員の雇用を守ること、この指定期間にちゃんと事業を継続するんだという下で、それからそれ以外にも国の雇用助成金もちゃんともらってくださいという中で、こういうのも出るので事業を継続するためにこれらから見込みを出してもらった結果、こういう数字が出てきましたので、今回議会の皆様にお諮りをするところでございます。

以上です。

○13番（西江園 明君） 私も次に聞こうと思ったら、今課長の答弁で、雇用助成金は国に申請

してもらっているというふうに理解していいわけですね。そういう中で、例えば民間の場合そういうのをもらって、全部スタッフの方たちも雇用して継続して、持続化給付金なんかをもらいながら運営しているわけですね。そういう中で、ここに今課長が従業員の雇用の継続のために、そのためには持続化給付金というのが国から別途にあるわけです。ましてこの場合は、市に納めるべき2,000万円という納付金も免除して、さらに今回こういう補正というのがですよ、私はこの会社はどのような企業努力をしているのか、そしてこの4,200万円以上というのは、例えば先ほど言いました過去4か月間の実績は1,400万円、その倍とすれば2,800万円なんですよ。この金額が膨らむというのがちょっと理解できないんです。そこをもうちょっと説明をお願いします。

○港湾商工課長（假屋眞治君） おっしゃるとおりですね、市のほうが指定管理料である程度支援をするということもありますが、納付金については今のところ月割りでするんですけれども、今のところ納入をしてもらっていない状況ですので、ここについては、また次の議会とかということで、納付金についてはまた相談させていただかないといけないのかなと思っております。

ということで、当然先ほど一般会計補正予算（第7号）でも出てきましたが、県の時短要請がありましたので、そういうものについてもしっかりと申請をしてくださいということで、それも申請していただいております。それから、当然お客が減ったときには従業員に休んでもらうので、それは雇用助成金をちゃんと申請してくださいと、それ以外についても当然「何かやっていないんですか」ということであつたんですけれども、当然人が足りないとき、突然今度は大きな会が入ったりするときにスタッフが要るといときには、宮崎県内にも指定管理を受けている施設がありますので、そちら側の職員を派遣してもらったり、それから本社の経費で職員を2人派遣してもらってという努力、それからやはりこまめに電気を消すとか、コンセントから電源プラグを抜くとかそういう努力もしてくださいということを相談しながら、今回やはり令和2年度、令和3年度も5,000万円を超える金額を指定管理として支払いをしていますけれども、何とか今提案しましたけれども、少しでもまだこれが抑えられるように努力してくださいということで、月例報告も月一回やったり、また現地にも足を運んでおりますので、しっかりやっていきますので、その辺を御理解いただければなというふうに思います。よろしくをお願いします。

○13番（西江園 明君） ちょっと答弁になっていないんですが、私が聞いているのは、今、県も7月で終わって、もう行動制限もないですよ。そういう中で、7月までの実績が1,400万円、4か月ですよ。残り8か月を考えたら、単純に倍を計算すれば2,800万円ぐらい、極端に数字で言えばですよ、何でこれが4,200万円かというのをお聞きしているのですよ。そういう前よりも条件はいい、環境はいい中で、こういうふうにお金を市が負担しないといけないかということをお聞きしているんです。

○港湾商工課長（假屋眞治君） この施設というのが、部屋が30室あって大宴会場があります。その中を見たときに、当然オンシーズンとオフシーズンがあります。その中でやはり10月からとか1月、2月というのが、この夏場よりも客が少なくなったりとか、またいろんな固定費がかかるという事情があるので、そこをちゃんと精査をして計算しているということで出していただい

て、こちらも精査の結果、こういう数字で今提出をしているところでございます。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第56号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（平野栄作君） お諮りします。

日程第17、諮問第1号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第17 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（平野栄作君） 日程第17、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして説明を申し上げます。

本案は、令和4年12月31日をもって任期が満了する福岡勇市氏を、引き続き人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

福岡勇市氏の略歴につきましては、説明資料の16ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

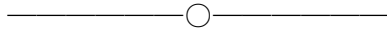
これから採決します。

お諮りします。諮問第1号は、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は、適任とすることに決定しました。



○議長（平野栄作君） 以上で、本日の日程は終了しました。

9月3日、4日は休会とします。

5日は午前10時から本会議を開きます。

日程は一般質問です。

本日は、これで散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時40分 散会

令和4年第3回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期 日：令和4年9月5日（月曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 野 広 嗣

野 村 広 志

永 田 梓

栢 山 晋 司

小 園 義 行

玉 垣 大二郎

南 利 尋

隈 元 香穂子

出席議員氏名 (20名)

1 番 永 田 梓	2 番 栞 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 小 山 錠 二
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 西 洋 一
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 假 屋 眞 治
税 務 課 長 濱 田 茂	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 木 村 勝 志	保 健 課 長 川 上 桂 一 郎
農政畜産課長 大 迫 秀 治	耕地林務水産課長 河 野 穂 積
建 設 課 長 鮎 川 勝 彦	松 山 支 所 長 上 原 健 太 郎
有明支所長 北 野 保	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 和 佐 浩 教	農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 水 忍
教育総務課長 萩 迫 和 彦	学 校 教 育 課 長 上 木 勝 憲
生涯学習課長 江 川 一 正	危 機 管 理 監 萩 原 政 彦



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調 査 管 理 係 長 大 田 和 隆	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（平野栄作君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野栄作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、青山浩二君と野村広志君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（平野栄作君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、17番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○17番（小野広嗣君） それでは皆様、改めましてこんにちは。執行部のほうとは距離がありますので、マスクを外して質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは早速質問通告に従い、順次質問をしてまいります。

初めに、物価高騰に伴う支援策について質問をいたします。

ウクライナ危機による世界経済への影響や円安による物価高騰により、市民生活が極めて厳しい困難に直面しており、特に低所得者への影響が深刻であります。国による自治体が地域の実情に応じて活用できる地方創生臨時交付金の拡充はもとよりですが、本市としてもコロナ禍により困窮する市民が増えている中、物価高騰を踏まえた市民の暮らしを支援する施策が求められております。

そこで、今後、市としてどのような支援を考えておられるのか、まず伺いたいと思います。

次に、防災力の向上について質問いたします。

近年、地球温暖化などの影響により、自然災害が激甚化・頻発化しており、政府や自治体による適時的確な防災対応が一層求められております。この夏も、停滞する前線などの影響で大雨被害が相次いでおりますし、台風11号も接近してきております。

そこで、気象災害が頻発化・激甚化する中で、地域気象防災情報が市民に的確に届き、防災行動へ結び付くような施策の展開について見解を求めたいと思います。

次に、災害発生時における停電対策について質問いたします。

災害発生時における停電は、電力の復旧が長期にわたる場合もあるため、停電時の備えは極めて大切であります。また、自然災害発生時に限らず、いつ起きてもおかしくないのが停電であります。市民の中にも、具体的にどのような対策を行えばいいのか分からないという方も少なくないと思います。

そこで、本市の停電時における対応策の現状について伺いたいと思います。

次に、ヤングケアラーについて質問をいたします。

昨今、テレビのドキュメンタリーや新聞等でも度々報道されておりますが、ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定される家事や家族の介護、感情面のサポートをする子供のことを指します。過度な負担が学業や健康、友達関係、将来の進路にも影響を及ぼすことが指摘され、社会問題になってきております。国においても、昨年初の支援策を盛り込んだ報告書を取りまとめております。

そこで、このヤングケアラーについて、本市ではどのような認識を持たれているのか、まず伺っておきたいと思えます。

次に、子供のネット依存について質問いたします。

スマートフォンなどが社会に広く普及する中、インターネットの使い過ぎで、健康や生活に支障を来すネット依存が深刻化してきていると言われております。国の推計では、この10年間でネット依存の疑いのある子供が急増しております。ネット依存では低年齢の子供ほど、欲求をうまくコントロールすることが難しいため、ネット使用を自ら制御できないと言われております。

そこで、このネット依存に関する本市の子供の現状とその対策について伺いたいと思えます。

○市長（下平晴行君） 小野議員の御質問にお答えします。

初めに、物価高騰に伴う支援策につきましてお答えいたします。

本市における物価高騰に対応する支援につきましては、令和3年11月19日に閣議決定されましたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策及び令和4年4月26日に原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議におきまして決定されました、コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を指針としながら、何より各課に届く市民の皆様の声に耳を傾け、対応を進めているところでございます。

この9月定例会におきましても、新たにマイナ志推進事業、化学肥料高騰緊急対策土壌分析推進事業、畜産配合飼料高騰緊急支援事業を予算計上させていただきました。

今後につきましても、日々変化する情勢を的確に見極め、状況に応じた支援策を講じることによって、市民の皆様の暮らしを守り、支えていく考えでございます。

続きまして、防災力の向上に関することのうち、気象防災情報が市民に的確に届き、防災行動へ結び付くような施策の展開につきましてお答えをいたします。

近年、日本各地で毎年のように自然災害が発生し、貴い命や財産が失われるなど、災害が大規模化・激甚化していると感じております。本市におきましては、最も大きな被害が想定されている南海トラフ地震や津波に加え、令和2年7月の大雨など豪雨による災害の発生も懸念されるところであり、市や防災関係機関の担う役割がますます重要になってきております。

しかしながら、特に大規模災害の発生時には、公助と言われる市や防災関係機関などの活動も、全てに対応することは難しいと考えられますので、自らの命を自分で守る自助や、地域の助け合いの共助が欠かせないものとなってきていると感じているところでございます。

続きまして、防災力の向上に関することのうち、本市の停電時における対応策の現状につきましてお答えします。

近年、頻発化・激甚化する災害の発生時には、大規模かつ長時間の停電も予想されるところであります。また、先の6月議会中にも停電が発生し、復旧するまでに時間を要したところでありました。幸いにも近年本市では、大規模長時間にわたる停電はないところではありますが、この夏は、関東では電力が逼迫するような情報が発表されるなどしております。今や電力は、社会生活を送るうえで欠かせないものとなっており、災害時におきましても素早い対応や復旧が望まれるところでもあります。今後、災害発生時にどのようにして電力を確保していくかにつきましては、重要な課題となっているところでもあります。

続きまして、ヤングケアラーにつきまして本市でどのように認識しているかにつきましてお答えします。

本市におきまして、現在、ヤングケアラーがどれぐらいいらっしゃるのかなどは把握しておりませんが、議員御指摘のとおり、様々なことに影響を及ぼすことになることを認識しており、本市におきましても、その対策に取り組むべき重要な課題と捉えております。そのようなことから、まずは教育委員会と連携し、ヤングケアラーの存在や本人やその家族の生活状況を把握することを進めていくべきであるというふうと考えております。

また、ヤングケアラーにつきましては、まだ社会的に認知度が低いいため、市民に対して周知を図るべきであるというふうと考えております。そのことが、ヤングケアラーの存在の早期把握にもつながると考えております。

なお、子供のネット依存につきましては、教育長がお答えします。

○教育長（福田裕生君） 初めに、ヤングケアラーのことについてお答えいたします。

ヤングケアラーとは、一般的に、本来大人が担うと想定されているような家事もしくは家族の世話などを日常的に行っていることで、負担を抱えているもしくは子供の権利が侵害されている可能性がある18歳未満の子供と捉えております。

家族のために献身する行為自体は尊く、否定されることはありません。しかしながら、近年、家庭の事情により過重な家事や家族の世話、介護を行っている子供や若者いわゆるヤングケアラーが、それらが要因となり、友人との関係が希薄化して孤立してしまったり、あるいは進学や就学を断念せざるを得なくなってしまうケースが増加しており、その問題性が強く指摘されていることも認識しております。

国は、ヤングケアラーに関する実態調査と支援策の強化に乗り出し、2022年度から3年間をヤングケアラー集中取組期間と定めております。また、鹿児島県におきましては、9月1日から10月3日の期間で、先に実施された国の調査に準じて、小学校6年生から高校3年生までを対象に、抽出調査をすることとしております。

教育委員会といたしましては、国・県の動向を注視しつつ、関係課と連携して本市の実態を把握し、この問題についての認知度向上、そして相談及び研修体制を含めた具体的な対応等について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、子供のネット依存についてお答えいたします。

令和3年度インターネット利用等に関する調査を、市内小・中学校の全ての保護者を対象に実施いたしました。本市におきましては、自分専用のスマートフォンあるいは従来型携帯電話の所持率は、小学生で14%、中学生で52.2%でございました。また、家族共用の使用も含めたインターネット接続機器所持率からして、小学生は90.7%、中学生は97.0%の子供たちが、インターネットを利用していると考えております。

ネット依存につきましては、子供たちの体や心といった健康面や家族や社会といった人間関係に悪影響が懸念されていることから、強い危機感を持っているところでございます。

現在、児童・生徒への情報モラル教育、メディアリテラシー教育をはじめ、保護者等への啓発にも力を入れて取り組んでおります。加えて、その内容・方法につきましても、絶えず工夫・改善を加えていく必要があるというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 今、市長、教育長からそれぞれ答弁をいただきましたので、これより一問一答で、まず原油高騰対策について質問をしていきたいと思っております。

まず市長のほうからお願いをしたいと思います。本年は市長選とか市議選もありまして、そして7月には参議院選等もありまして、そういったこともあって多くの市民の皆さんと言葉を交わす機会があったわけですね。そういった中で様々な声を聞くにつれ、本市の市民の暮らしがいかにかこういった状況下にあつて、苦しい状況に来ているのかというのをすごく実感したものですから、今回あえてこの質問をさせていただき、この後何点かにわたってお聞きをしたいと思います。まずもつて、こういった状況下にある市民の暮らしを、市長としてあるいは当局としてどのように捉えていらっしゃるのかなど、しっかり把握ができていているという認識なのか、そうではなくてまだまだ足りないところはあるという認識なのか、現状においては6月も補正予算を組まれましたし、今度の9月補正予算でも、先ほど述べていただいたような取組も行っていただいておりますが、それで十分だとは私も思っておりませんし、市長も多分そうだろうとは思いますが、現状、市民の暮らしをどのようにつかんでいるのか、つかめているのか、そこらについての御認識を伺えればと思っております。

○市長（下平晴行君） 物価高による影響を受けている方やその分野においては多岐にわたりますが、市にごじます福祉保健部門、商工振興部門、農政畜産部門、教育部門などの部門は、いずれも直接市民の皆様と接する最前線の現場であります。

全庁的な体制の中で、あらゆる状況や立場にある市民の皆様の声に耳を傾け、網羅的、直接的に、その状況把握に努めているところでございます。

○17番（小野広嗣君） 今、状況把握に向けて努めているということで、その全て、市民の生活の窮状を全部つかんでいらっしゃるわけではまだないんだろうというふうに思うんですね。これからの部分もあるというふうに思うのですが、そういった中で生活困窮者、そういった方々の負担軽減に向けて、当然、今も庁内で検討もされているんだろうと思っておりますが、今後の計画とか検討状況、そこを少しお示しできるものがあつたら、お知らせいただければと思っております。

○市長（下平晴行君） コロナ禍や物価高騰への対応に係る事業に関しましては、企画政策課、

財務課を中心に各課からの事業提案を受けたり、あるいは必要と思われる施策を提案したりしながら、全庁的な構築に努めて進めているところであります。中でも、生活困窮者に対する負担軽減については、支援の範囲、必要性、地域経済の活性化や未来につなげられるかなど、多角的な視点で吟味を行っているところであります。

今後につきましても、同様に進めていく考えでございます。

○17番（小野広嗣君） 今、市長の答弁をお聞きして、いわゆる支援の範囲であるとか、あるいは未来につながる支援となるのか、多角的な範囲で今検討をしている最中であるということで、鋭意努力をされているということは理解をするわけですが、冒頭申し上げましたように、私のほうも市民の皆さん方から、様々なお声をこの間お聞きしておりますので、何点か具体的な項目を挙げてお聞きをしたいと思えます。

1点は、こういった物価高において、本市の飲食業者も大変な状況に陥っておられます。当然、電気代、ガス代あるいは食材費、こういったものの高騰によって、経営が圧迫されていると。そういった状況の中で、今後仕事を続けていくことができるかどうか、相当今迷っているんだと。当然その判断の中には国の支援、市による支援とかいうものも見極めながら、継続するかしないかというのを判断しなければいけない。もう8月、9月ぐらいには、その判断をしなければいけないんですよというような御相談もあり、また同じような悩みを抱えていらっしゃる同業者が5、6人いらっしゃるということも伺ったところであります。そういった窮状については、二度にわたって港湾商工課長にもおつなぎをしておりますので、その後、こういったことに対してどういった策が必要なのか、その検討状況をお示してください。

○港湾商工課長（假屋眞治君） お答えします。

これまで緊急事態宣言や営業時間短縮要請などのタイミングを捉えて、計5回の応援給付金支援や県営業時間短縮要請協力金の負担を行ってまいりました。感染者が多い中でありますが、現在は消費を促し、経済をまわす政策に取り組んでいるところでございます。

その後の協議であります。経済対策としては地域通貨を導入し、飲食店利用者に飲食代の3割のポイントを進呈する案や、志布志市のLINE登録者に市内飲食店で使えるクーポン券のプレゼントをする案などを検討しており、先進事例など情報収集を行っております。

給付金支援策につきましては、コロナ禍の物価高騰では、事業者だけでなく消費者も影響を受けておまして、商工振興担当課としては、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、どこに焦点を当てるべきか、商工会の聞き取り調査も踏まえ、支援の在り方について随時協議を行っている状況でございます。

○17番（小野広嗣君） 僕も、港湾商工課長とは何度かお会いして、そういった状況は多少お聞きはしておりますけれども、実際今述べたように、本市の飲食業者がそういった切羽詰まった状況になっている、当然国もいろんな支援策を拡充し、延長もしますね。先ほど市長が冒頭言われた燃料価格の高騰に対してとか、様々な施策を今後手厚くしていきますね。期限が9月で切れる施策も、10月以降続けていけるように方針を変えていますね。こういったことはこういったこと

であるわけですが、一方で急いで手当てをしてあげなければいけない人たちがいるということにおいて、ゆっくり協議をされているとは言いませんけれども、真剣に協議をされていると思うんだけど、やはり提案がされてくるというのは、こういった議会とかあるいは臨時会とか、そういった形で予算というのはくみ上げられていきますので、そこはもう少しスピードアップをしていただきたいと思いませんか、そこに関してお願いいたします。

○市長（下平晴行君） このことについては、6月定例会が終わった段階から課長会や様々な場面を活用して、そういう対策、物価高騰等への対策とかそういうものを含めて、内部では十分協議をして、どういう方とかどういう事業者が困窮しているのか、そこ辺もしっかりアンテナを張って、取り組んでいくようにという協議をしているところでございます。

○17番（小野広嗣君） いわゆるこの飲食業者の現状というのをじっくり掌握しながら、また出向いて声を聞いていただいて、早い手当てをできる限りしていただきたいと、これは要請をしておきたいと思いますが、あと同じく御相談のあった中から、学校給食費の保護者負担の軽減についてお聞きをしたいと思うわけですが、この件については、市長も一生懸命取り組まれてきて、本市のこれまでの独自の施策もあります。それにプラス6月定例会でもこの地方創生臨時交付金を活用されて、いわゆる給食費を軽減するために、物価高騰分に対する手当てもしていただいて、これは本当に評価をいたしているところでございますけれども、一方で、現況の物価高騰の状況を踏まえたときに、これはしばらくは続きますよね。今後こういった状況が続くということを見据えたときに、次年度の政策ということも考えなければいけない時期に至っているのかなという思いしております。そういったことから見たときに、今、全国の自治体の中から、いわゆる他自治体の中でも、この給食費の無償化ということに対して、一步前に進み始めたところがどんどん増えていますね。そして国の今回の交付金等を活用して、年度途中ではありますけれども、この第2学期である9月、10月、11月、12月、この4か月間に対してまずもって無償化を始めたところも結構出始めております。そういった意味では、ぜひ物価高騰で影響を受けている本市の子育て世代の家族、ここの支援に対してもお考えいただければなというふうに思っておりますが、現段階での市長のお考えを伺いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 6月議会におきましても、先ほどありましたように、地方創生臨時交付金を活用して給食の物価高騰分に対する支援策の補正予算を議決していただいたということでございます。

このことによって保護者の経済的負担を増やすことなく、質・量ともバランスの取れた給食を提供できているというふうに思っているところでございますが、今後の子育て支援策を含め、真に優先すべき必要な施策は何なのかというようなことも含めて、今後の物価高騰等の状況を見極めて、限りある予算の財源を有効に活用していくという考えでございます。

○17番（小野広嗣君） 当然、今市長が申されたように、限りある財源をどういうふうにして振り分けていくのかということは、すごく大事なことなんですけど、一方で、基本的なことですけども、憲法において「義務教育は無償とする」ということになっているわけですね。そして、給

食費もその根拠として学校給食法があって、学習指導要領にも「給食も重要な教育活動である」というふうにうたっていますね。教育長には今回通告しておりませんので答弁は結構ですが、そのようにうたっていますね。そういうふうに考えていったときには、学校給食費も財源は当然要するわけですので、判断する際に、これは市長の判断になっていくんだらうと思いますけれども、そこはそういった観点も考慮に入れていただいて、給食費の無償化にもう踏み出す時期に来ているのではないのかなというふうに思っているんです。市長の「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」というのは、市民にとってもそうですけれども、子育てをする世代にとってもそういったまちであってほしいなというふうに思うところなんです。ですから、今回そういったお母さん方から御相談を受けたという背景もありますし、また国が、「自治体が地域の実情に応じて活用できる地方創生臨時交付金の活用を拡充する」と今言っておりますので、こういった国の動きと合わせて、この無償化にもぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、もう1点、再度お聞かせください。

○市長（下平晴行君） 今おっしゃいました地方創生臨時交付金を活用して一定の期間無償としたり、中学生のみを対象としたりという取組をする自治体もあるわけでありましたが、私も給食費の無償化ということで公約にも取り組んでいたわけでありましたが、このようなコロナ禍が進む中で、予算の配分の仕方も十分に考えてですね、先ほど言いましたように、本当に困っている人に予算を配分していこうという考え方でございます。

おっしゃるように子育て世代の方々が、そういう要望があるということではありますが、私のところには、市役所のほうには、そういう話はまだ来ておりません。しかし、そういうこともあるということではありますが、今後どういう形で無償化にできるのか、これも内部で十分協議して進めてまいりたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 今、答弁されましたけれども、例えば、子育てのお母さんが個人でそういう思いに立たれて、悩みを持たれて相談してくるときというのは、直接市役所に赴かれる方もいらっしゃるかもしれませんが、私たち議員のほうに相談というのはあるんですよね。そういった意味でこういった場所をお借りして、その思いをお伝えしている。そのことは十分理解をしていただきたいと思っております。市役所というのは、僕はそういう言い方をするつもりはありませんでしたけど、市民から言えばある意味で敷居が高いんですよ。どうしても言いづらいという、もう雑談的に懇談的に語れる、そういった中で御相談があったりすることというのは多々ありますのでね、そういったことも含めていただき、この予算的なものを考えれば、それはそうでしょう、市長が言われるようなことは、十分僕も議員を長くしていますので分かりますけれども、今後も子育て世代の窮状というか、そういった方々の現状というものを本当に丁寧に見極めながら、施策に移していただければなど、これは要請をしておきたいと思っております。

あと、プレミアム商品券に関連して、限定的な施策であるし、大事な施策でもあるんだけれども、これを広く市民に行き渡らせるために、地域振興券とか地域応援券みたいな形でできないものかという思いもありましたけれども、後段でこの件に関しては同僚議員も質問をされるよ

うになっておりますので、もうこの件に関してはそちらへ譲りたいと思っております。

次にですね、同僚議員の質問項目に入っていましたけど、燃料価格の高騰によってトラック・バス・タクシーなどの物流、輸送業界も当然なのですが、例えば利用者を送迎している福祉施設や障害者施設やら介護施設、こういったところの燃料あるいは畜産業、商工業、様々事業者あるいは市民がこういった燃料の高騰で、大変な苦しい状況になっている。いわゆるこの福祉施設の方々からは、この送り迎えでガソリン代が相当高騰していて「大変だ」という声も聞いているんです。国のほうでも市長が冒頭で述べられたように、この燃料対策に対しても「地方自治体をしっかり後押しする」というふうに言っていますので、ここに対しては、何とかガソリンの補助というのはいかならないものか、今の検討状況をお示してください。

○市長（下平晴行君） 議員おっしゃるように、燃料費に係る補助につきましては、誘客促進特別対策事業や燃油高騰対策設備緊急整備事業において、集中的な支援を行っているということでございますが、今後も目的と意図を明確にしてタイミングを見計らいながら、支援策を講じてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○17番（小野広嗣君） 国のほうも情報をお互い共有しているわけですが、もうこの原油価格・物価高騰分の救済になるように、いろんな手を打ってきておりますし、地方交付税の財政支援も盛り込まれてきていますね、そういったことを考えたときに、農林水産業者や運輸業者、交通分野をはじめとする事業者等へしっかりリサーチしていただいて、国がいろいろ措置していますけれども、例えば、今170円前後でやっていますね、本来ならば、日本は220円から230円なんです。それが今そこまで来ている。海外へ向くと、フランスだイギリスだというところは280円とか290円だと言われています。そういう意味では国も一生懸命頑張っているなと思いますが、庶民の生活感覚あるいは事業者の感覚から見たときに、やはりこの170円前後というのは高いんですね。だから、やはりそこに対して永続的な措置を行えということではないので、現状でしっかりと手当てをしてあげることが救済になるのではないかなというふうに思いますので、ここはしっかりと耳を傾けていただきたいと思いますが、再度どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） そういう現状、中身を十分精査して、必要というかそういうことを支援していかなければいけないということであれば、しっかりと対応してまいりたいというふうに思います。

○17番（小野広嗣君） 市長もそういうお考えでありますから、ぜひ前向きに取り組んでいただければと思います。

あと物価高騰に対しては一点だけ、いわゆる全国の自治体を見ていきますと、この水道料金とか電気料金、俗に言う公共料金に近い範囲で支援をやっているところがあります。自治体によっては4か月間水道料を免除するとか、あるいは減免にするとか様々取り組んでいます。そうすると、先ほどのプレミアム商品券ではないですけども、これはこれで有効なんです、でも広く市民に行き渡る施策ということが市民には望まれていると思うんですね。こうなるとまんべんなく行き渡る施策だなというふうに思うのですが、そこについて本市ではどのように検討され、今

後どうされようとしているのかお示してください。

○市長（下平晴行君） コロナ禍において原油価格や物価高騰の影響を受けた生活者の負担を軽減するものとして、水道料金の抑制を図った自治体もあるし、内部でも検討したところでありませぬ。

本市においても、費用の試算や問題点の洗い出しなど、実現に向けた検討をして、数回にわたる協議を実施したところがございます。結果的には見送りとなったものですが、これは最終的にマイナ志推進事業との比較となった際に、生活者への支援という必要不可欠な要素に加えて、地域経済の活性化や来るべきDXという未来につなげるという政策の意図を盛り込めるという判断をしたからということでございます。

一方で、今後これ以上情勢が悪化しないとも言いきれない中、二の矢、三の矢を放つべきときがくることも予想されますので、その際には改めて水道料金を通じた支援策について、御提案をさせていただくことも考えられますので、そのときはよろしくお願ひしたいと思います。

○17番（小野広嗣君） いろいろ市長に述べていただいて、今回マイナポイントも独自に付与すると。国のほうもデジタル大臣が突然いろんなことを言っていましたけど、9月までとしているのを10月以降もやはり延ばしたほうがいいのではないかというような話も出てきておりますので、そういったマイナポイントに関しては、そっちもしっかり見極めていただければと思います。水道料金、公共料金に関しては、今市長が述べていただいた方向でですね、ぜひ取組方をお願ひしておきたいと思います。

次へ移ります。防災力の向上について先ほど答弁をいただいたところでありませぬ。南海トラフや津波等も本市においては懸念されるという話で、しっかり防災力を上げていかなければいけないし、その上で自助・共助ということが大事だということをお市長に述べていただきました。まずですね、この防災力の向上について、私が今回具体的にお聞きしたい中身の一つとしては、この市街地の浸水対策についてお聞きをしたいわけでございます。御存じのように、近年はこの水害リスクの情報というのが明らかなるのではなくて、明らかになっていない地域で多くの浸水被害が発生しているという現状があるんですね。それを受けて国のほうでは本年度予算で、防災・安全交付金による財政支援が強化をされまして、中小河川におけるハザードマップ、これは災害予想地図という言い方になりますけれども、このことによって水害リスクの情報の充実や整備を図ることが大事だと、一方で、市街地の浸水対策の加速化を求めてきているわけですね。こういった点に対する認識と本市の現状についてお示しをください。

○市長（下平晴行君） 近年、これまでは考えられなかった時間100mmを超えるようなゲリラ豪雨と言われる大雨が発生するなど、いつ、どこで災害が発生するか分からない状況となってきております。

令和2年7月豪雨では、市内全域で多発的な災害が発生し、避難指示を発令したところでありませぬ。大雨による水害対策に加え、コロナ禍での避難対策など、内部で十分協議・検討をしているところがございます。

○17番（小野広嗣君） 市長のほうから答弁をいただきましたけれども、内部でしっかり検討をされているということで、冒頭申し上げましたように、国がしっかりとした予算措置をするとしておりますので、そういったものをしっかり活用しながらですね、スピードアップをした施策の展開を求めておきたいなというふうに思っているんです。

重ねて国交省では、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策というのを打っています。これはハード面はどんどん進んでいますね。一方で、より正確な情報を迅速に収集して発信する力、そして被害を最小限に抑える行動を促すためのソフト面での取組というのをしっかり地方自治体でもやってほしいということで、5か年の加速化対策というのを打っているんですね。このことについての取組状況をお示してください。

○市長（下平晴行君） 防災インフラを整備するとともに、住民の防災意識の向上を図る必要があるというふうに考えております。現在は、防災行政無線や市公式LINE、安全・安心メールの配信などにより防災情報を発信しておりますが、実際に避難するということは、非常に勇気がいる行動ではないかというふうに考えております。その中でどのように避難行動へつなげていくかが課題となっておりますので、そのことも含めて十分内部で検討をしていかなければいけないというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 本市は、危機管理室を設置していただいて、危機管理監を中心にこういったことにはしっかりと取組をさせていただいていると思っておりますので、今市長が答弁していただいた方向で、危機管理監を中心にまた全課を挙げてこういったことには取り組んでいただきたいと思いますが、あと、今後はより狭い区域での具体的な被害の予測と避難指示が求められるというふうに言われております。いわゆる気象庁の最新の観測による分析結果、あるいは国交省や自治体の過去の被害の発生事例などの記録、そして河川の流量などのリアルタイムなどの情報を融合して、判断していくということが求められています。できる限り狭い区域での具体的な被害を予測して、避難指示等を発令する体制を構築するということが、今求められているんですね。そうした場合、例えば今では県あるいは市、地域での警戒情報とかがよく流れますけれども、今後は例えば「志布志市志布志町のどこどこ付近が浸水のおそれがあります」というような、より具体的な情報をお流しすることによって、避難行動を促進させるというような方向付けが求められる時代になってまいりました。その点についてのお考えを伺いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 現在、気象情報については市を単位として発表されていることから、避難指示の発令となりますと、市内全域での発令になろうかと考えられるところでございます。昨年度から旧町単位で発令ができないか検討もしているところでありますが、地域を絞り込んでの発令には難しさもあり、それには至っていないところであります。

今後、先ほど指摘がありましたように、地域を絞り込んでの避難情報発令については、気象情報の精度やそれを読み解く職員の資質の向上も必要であると考えているところでございます。

○17番（小野広嗣君） 今、答弁をいただきましたけれども、これからの取組ということになりますので、この件については、質問するにあたって先進事例を当局にもお渡ししております。そ

れが市長に届いているか分かりませんが、京都府の福知山市で取り組んでいる中身を2点ほど紹介させていただきますと、ここはですね、自治会ごとに防災マップを作成して、災害予想を基に避難行動計画を定めた自治会ごとの地域版防災マップ、いわゆるマイマップと言うんですけど、これを作成しています。それとともに避難のタイミングを知らせる避難スイッチの共有が特色となっております、住民自らの手で作るのがポイントとなっております。当然行政と一緒にやってですよ。避難開始スイッチについて言えば、例えば地区内で一番低い場所に水が到着したときにスイッチを入れると、実際スイッチを押すわけではないんですけど、この避難スイッチが押されるということを定めているんですね。この事例というのは、実は参議院の予算委員会で取り上げられて、本当に大事な取組だというふうにあったんですね、これが一つ。そして、同じく今度は行政側として、この福知山市では防災情報の伝達にも工夫を凝らしています。避難につながるような身近な危機を感じられる地域限定、ローカルな情報を発信しているんですね。告知端末などの従来の手段に加えて、スマートフォンの伝達も行って、この福知山市防災アプリは現在地の災害のリスク、近くの避難所までの方位・距離を地図上に示す機能もあります。そうすることによって、例えばお子さんたちが親御さん、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんに危機を伝えるためにも活用できるというような取組になっております。

こういった取組は、今後本市でも可能ではないかなというふうに僕は思っているんです。ですから、先進事例に学んでですね、活用できるものはどんどん活用して行ってほしいなと思います。が、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先に1点目でございます。

防災マップ作成等についてでございますが、住民や地域が自ら考え合い、より詳細な自治会ごとの防災マップの作成や防災スイッチの共有などをされていることにつきましては、本市の防災対策の参考になるのではないかと感じているところでございますので、まずは、先進事例等を調査・研究させていただきたいというふうに思います。

2点目の防災アプリ等でございますが、避難情報につきましては、防災行政無線や公式LINE、安全・安心メールの配信などを行っておりますが、多くの方が使用しているスマートフォンについては、様々な活用方策があるかと考えるところであります。先進的な取組を行っている自治体もあると思いますので、調査・研究をさせていただきたいと考えているところでございます。

○17番（小野広嗣君） 市長も興味を示されてのそういった答弁であろうと思っております。そういった答弁をいただきたいがために、事前に資料をお渡ししましたわけですから、前向きに取り組んでいただければと思います。

あと、災害から身を守るためには、気象情報の把握と早めの避難が当然大切なことはお分かりだと思いますが、気象庁のほうでそういったことに対応するために、10分間隔で更新する浸水、洪水、災害などの危険度を表す「キキクル」というものを活用しております。このことをホームページで確認をしましたが、本市ではまだ周知されていないような状況です。気象庁に入っていくとそこに「キキクル」があると、そこで調べることはできますけれども、今の段階では、「こ

ういった方法があるよ」というのが広く市民に周知されていませんので、その辺についてはいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 現在、総務課危機管理室においても、気象庁のホームページで公開されている「キキクル」を確認し、防災対策の参考にしているところであります。

1 kmメッシュで細かく表示されており、住民の皆さんが自ら確認し、避難行動を促すことにもつながると考えておりますので、周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） ぜひ周知に向けて取り組んでいただきたいと思います。

この項では最後になりますけれども、この気象災害が頻発化・激甚化する中で、今もありましたけれども、そうした事態の予測や防止、避難などについて、この自治体の防災対策をサポートする、そのために気象庁は、気象予報士が自治体に勤務などをしながら、災害対応の助言を行う気象防災アドバイザー制度の普及に取り組んでおります。全国1万人の民間気象予報士や気象庁退職者を対象に研修をし、人材を確保した上で、全国の自治体の防災力の底上げを図るとしているんですね。市長、これは、「あなたのまちに気象防災アドバイザーを！」という気象庁が出しているものがあります。これは、自治体の悩みがここに何点かあるんですね、それに対して気象防災アドバイザーにお任せくださいということで、こういうふうに防災力を上げることができるというふうにやっています。このことについての御認識をお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 災害時の対応だけではなくて、平時からの職員のスキルアップのための研修、住民への出前講座と職員や住民への防災意識の向上を図るためにも有効ではないかと感じるところでございますので、そういう他市の事例などを調査・研究させていただきたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） この件に関しても新聞の記事であるとか、あるいは先進地の事例であるとか2点ほど危機管理監のほうにもお知らせをしておりますので、しっかり有効活用をしていただいで、本市で取り組めるものは取り組んで、防災力のアップに努めていただきたいというふうに思っております。

あと停電対策についてですが、まず基本的なことをこの点についてお聞きしますけれども、本市では災害時に大規模な停電が発生すると、それについての想定はどうされているのか。南海トラフがある、津波がある、そういったことも言われましたけど、災害時のこの停電に対する想定はどうされているのかをお示してください。

○市長（下平晴行君） 現在、市においては、大規模停電の想定はなされていないところでございます。なお、業務継続計画においては、3日間停電が発生した場合の想定は考えておりますが、市内全域での想定はなされていないというところでございます。

○17番（小野広嗣君） 市長、すごく停電時の対策というのは大事なんですよね、そのことは十分お分かりだと思いますけれども。では、災害発生時にここが防災拠点になりますね、そうした場合に公共施設に停電があった。6月もありましたね、「復旧に時間を要した」と先ほども言われました。あれはまだ短時間だったからよかったでしょうが、これが3日、4日、5日と続くよ

うなことになった場合、この電気のバックアップ体制とかそういうのがすごく大事、ましてや避難所が開設されているところでの停電が起きた、そういった場合などの対応というのはすごく大事ですね。だから、今も言われましたBCP、業務継続計画の中に、この非常時の電源の確保する方法もしっかりと定めなければならないわけですよ。また発電機、こういった備蓄もしっかりと行っていかなければいけない。その点についてはどうお考えなのでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、私も太陽光発電での対応、例えば現在の太陽光発電設備については、コンセントを設置しなければならないというふうになっておりますので、誰でも困った人がいわゆる使用できるような取組をしているわけでありまして。そういう面では、そういう機関との要件等を確認したところでありまして。今、無償で太陽光発電設備の設置もできるというようなこともありますので、そういうことが公の施設となった場合に可能かどうか等も含めて、そういう民間での力を借りた対応もできないのかということでの自分なりにはそういう動きもしているところでございます。

庁舎では非常用発電機があるわけでありまして、現状では、避難所を含む全ての公共施設に整備ができていない状況でございます。

○17番（小野広嗣君） 市長も自らいろいろと知恵を巡らせて、何とかならないものかなということを考えていらっしゃるというお話をお聞きして、よかったなというふうに思うのですが、やはり首長がそういった思いを巡らせているということだけでも大切だなというふうに思うのですが、この発電機に関しては、本市は非常用発電機を持っています。本来これが医療機関での発電機だったら、いわゆる停電とともにゼロ秒で立ち上がらなければいけないんですよ。例えば手術中に停電とかあったら大変です。本市の場合は、はっきり言ってゼロ秒で立ち上がらない発電機です。それがどうだこうだと言っているのではないんですよ。それほど発電機というのは命を守ることにつながるんですね。そういった意味では、この緊急性の高い医療だとか福祉施設、こういったところに常備していくというのは大事なことです。何よりもこの福祉避難所に必要な電源や資機材は、絶対配置しなければいけないという国のガイドラインにあるんですね。そういった意味から見たときに、市町村が施設管理者といわゆる福祉避難所と指定されたところとしっかり協議して、この配置に向けて取り組まなければいけない。ここに対する御認識はどうなんでしょうか。

○市長（下平晴行君） 福祉避難所につきましては、バリアフリー化はもとより通風、換気の確保、非常用発電機の整備、インターネット情報関連機器のほか、必要と考えられる施設整備が地方公共団体の補助金を限度として緊急防災・減災事業債の対象と改定されたところでありまして、まずは福祉避難所となる事業者の意見をお聞きして、対応してまいりたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 災害はいつやってくるか分からないと、もう想定外も頻繁に起こると、こういう状況下の中であって、この防災力の向上アップにはちょっと早めの対応を協議もしていただきたいと。事故があつてあるいは災害があつてからではもう済まないわけですからね。

停電対策ということでいえば、すごく遅れているなという気がしたものですから、今回質問させていただいております。

例えば、この九電との間で協議をされることはあるわけですが、こういった場合の役割とか連携の方策について、しっかりと協議はなされているのか。そういった協議をなされた上で、この事前対策だとか停電発生後の復旧に向けた取組、あるいは市民への情報発信の在り方とか、そういったものが九電と協議される中で整理がされているのかお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 九州電力と志布志市地区災害復旧に関する覚書を平成29年に締結しており、情報の提供や広報、倒木等の道路啓開作業など、電力危機に関する取組を定めているところであります。また、九州電力の防災会議への参画やここ数年はコロナ禍で開催されておりませんが、担当者レベルでの連絡会も開催されるなど、連携を図っているところでございます。

○17番（小野広嗣君） 連携は図っているということで、でも停電時の具体的な施策についての協議がなされたような答弁ではなかったわけですが、今冒頭言われたように、倒木対策であるとか様々なことは、市のホームページから九電のところへリンクしていますね。そこを見ていればそういうことが書いてあるけど、ただ一行そういうのが入っているだけです。それでは全然市民がそこを見ても、「へえ」で終わっちゃうんです。そこをより具体的に整理して載せてあげると。あるいは市報で分かりやすく周知するということが大切かなと思って、質問をさせていただいております。

あとこれに九電との絡みでは、九電のほうでは停電対策ということでは、様々なことを想定していますね。市長もさっき言われたように、電気というのは太陽光発電、ソーラーパネルのことも言われましたけれど、極めて大事なインフラであるし、ライフラインでもありますね。そうした場合、本市では津波避難とか津波の訓練、地震の訓練とかいうことはされているんですけども、停電時にあつての訓練というのがなされていない。そういう意味では九電としっかり協議しているのであれば、そういった停電時の訓練というの、九電と一緒に取組んでいき、市民あるいは事業者、団体などもより多く参加していただいて、こういった停電時の取組というのはこうあるべきだということを、いわゆる醸成していただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） これまで九電と大規模、長時間の停電に関する協議、訓練については行っていないところでございますが、今おっしゃったように災害発生時に備え、九州電力の意見も伺って、どう体制づくりができるのか協議していきたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 今申し上げた件については、しっかり九電とも協議して、そういった対策をどこかの時点でやっていただきたいと思います。

先ほど市長も少し言われたんですけど、災害発生時には情報収集が非常に大切になってくるのですが、今停電時において、情報収集の鍵を握るのはスマートフォンだと言われています。今やライフラインの一つとも言えますし、通話はもちろん情報収集や安否確認、SNS、そういった発信などで災害時の重要な通信手段になっていますね。もっと言えば携帯電話各社が、い

ざ災害があったときに消防署にいわゆる位置情報を提供するというのも決められています。そういった意味から言えばすごく大切で、例えば災害で家が倒壊したときに、スマートフォンの充電が生きていれば、電源が入っていれば、位置情報でその方を救えるかもしれない。ある意味では、このスマートフォンの電源が生きるか死ぬかの生死の分かれ道になるとまで言われています。そういうことを考えたときに、本市もW i - F i 環境をどんどん広げていっていただいで、鋭意取り組んでいただいているなというふうに思うのですが、この大停電に備えたときのこのスマートフォンを充電できる場所というか、そういったものを増やしていくということはすごく大事、整備することが行政の仕事ではないかなと思うんですが、このスマートフォンの充電のことについてちょっと細かい質問になるのですが、お聞きをしたいと思います。これを細かいと思われたら市長ではなくて危機管理監でも答弁は結構ですので、そこはお任せしますけれども、1点目として、市としてはこの災害時のスマートフォンの充電の備蓄についての考え方、今後の方向性についてお分かりであればお示してください。

○危機管理監（萩原政彦君） お答えします。

現在では、携帯電話からスマートフォンが主流となり、スマートフォンの災害発生時の活用につきましては、安否確認や情報の入手など多岐に活用できるものと考えております。非常に有効であるものと思っているところでございます。

○17番（小野広嗣君） 当局のほうでも、非常に有効であるというふうに理解されていますが、それに重なるんですけど、他市町村でもこの電池と一体型の充電器をもう備蓄しているところもあるんですね。また、コンビニとか民間と共同で、この充電場所を増やすことに取り組んでいるところもあります。例えば、近頃ではこのモバイルバッテリーのレンタルサービスをコンビニがやっていますね。また、先ほど言いました携帯電話会社から例えば避難所に充電器を届ける、備蓄はしていても足りないといったときに届けるというシステムを採用して提携しているところもあります。こういったコンビニであるとか携帯電話会社だとか、こういったところとの災害防止協定をしっかりと結んで、この電源の確保という取組を考えとかないといけないと思うのですが、いかがでしょうか。

○危機管理監（萩原政彦君） お答えします。

災害発生時にも活用できるスマートフォンの充電器につきましては、整備が重要であると認識しているところでございます。しかしながら、スマートフォンに限らず、災害発生時には停電することが予想されますので、電力をどのようにして確保、復旧していくのか、災害時の施設の現状や避難所運営時の対策など、準備可能なところから整備ができないか検討しているところでございます。

○17番（小野広嗣君） 今、危機管理監からそういう話でありましたので、できれば情報提供になりますけれども、例えばこの災害時、停電時の充電器ということであれば、ソーラーパネルを活用したものが一番いいというふうに言われていますので、そういったソーラーパネル付きの充電器の設置を特に避難所、こういったところに設置していただければ今後有り難いと思います

が、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） このことについては、先ほど申しましたように、ソーラーパネルの利活用についてその蓄電等ができるのかどうかということも含めて、先ほど言いましたように、財源的にもある企業では無償で設置できるというようなことでもあります。また以前、公共施設の屋上に設置するために今度はその施設の構造上の問題、例えば穴をあけて設置をするのに今度は漏水が出たりする施設もある、あるいは接着で設置できるところもあるというようなこともありますので、そういうことが可能かどうかということも含めてですね、今後十分そういうものがあるのかどうかということも含めて取組ができればというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 分かりました。スマートフォンに限らないわけですけど、スマートフォンとかあるいは蓄電池なんかもありますね。こういったものをいわゆる確保することが、停電時の対策の一つになるわけですので、そのことについて、市民の皆さんにしっかり周知をしていただきたいなというふうに思うんですね。この備蓄をしっかりやっていくということですね。市長が言われたように、自助という観点ですよ。その上で、ある時期を見て市民アンケートでも結構だと思んですが、こういう市内の電源設備の備蓄状況というものの把握を一回しておくことが、市としての対応方につながるんだと思いますが、その点どうなのでしょう。

○市長（下平晴行君） それは、おっしゃるとおりでございます。その備蓄が実際どれだけされているのかというのを、特に自助という部分では、設置している方がそのことを理解していないとどういう形での備蓄なのかということも含めて、そういう情報提供あるいは分かっている分だけの市としての対応をしっかりとしていかななくてはいけないというふうに思っております。

○17番（小野広嗣君） 市長もよく理解されていますけれども、市長、なぜこういった質問をするかという、自助という観点からでもそうですけれども、そういったものを備蓄する家庭が増えることによって、本来救済に向かわなければいけない消防の方々、職員の方々あるいは民生委員だとか我々もそうですが、そういった方が本来必要なところに出向くことができるわけです。そういう意味では自助という観点というのはすごく大事、だから太陽光パネルもそうですけれども、これも補助があるので御存じだと思いますけど、自宅でいわゆる小型発電機であるとかポータブル蓄電池ですね、こういったものを配備することが大事。でも、ちょっと小型発電機だとかポータブル蓄電池は高くなります。手が届かないところまではいかないんですが、少し高くなる。そうするとそういったものをしっかりアンケートで取って、「市としてもこういう補助事業をやっていますよ」ということをやると、こういった電池の備蓄ということは、志布志市内に広がっていくのではないかとというふうに思うんですけど、そこについてのお考えを少しお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 今ありましたとおり、蓄電池や小型発電機の管理、私も実際は小型発電機も持っているところでありますが、それぞれの家庭で管理ができていれば、先ほどおっしゃいましたように、いざとなったときに自助ということでは対応できるのではないかとというふうに思いますので、そういうことに実際支援がどういう形でできるのかということも含めて、内部で十

分協議してまいりたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） ぜひですね、停電時の対策はもとより、防災対策というのは大きなスケールで対策を打っていかねばいけませんので、今後とも調査・研究をしっかりといただきながら、本市の防災力アップに努めていただきたいと思います。

次へ移りたいと思います。ヤングケアラーについて、先ほどお示しをいただきました。実は、本年5月に、NHKのスペシャルで放映された「ヤングケアラーSOSなき若者の叫び」という番組がございました。御覧になった方もあろうかと思いますが、2年間の長期密着ルポで見た新たな真実がそこでは映し出されており、私も驚きをもって見入っていたわけなのですが、その後視聴者の反応も大変な反響でありました。市民の皆さんの中でも見られた方がいらっしゃった。その中から私のほうに「本市では、こういった状況がしっかり把握できているのか、そしてしっかりとした対策が打たれているのか」という問い合わせがあったんですね。実は6月定例会で質問したかったのですが、準備するのに時間がない状況で、この件はその時点から考えていたんですけど、9月定例会での質問になってしまいました。そういった中でデータのものは、多分もうお持ちだと思います。中学2年生を調査した結果5.7%で、約17人に1人が家族の面倒を見ている。全日制高校2年生は4.1%で24人に1人、小学6年生では世話をする家族がいるのは15人に1人に相当する6.5%。世話をする家族の内訳は、兄弟が71%で最も多いわけですね。だから、本人にとって本当に勉強に励むべき成長期、そのときにその時間が奪われてしまう。当然、教育面でも格差が生じてしまうわけですね。こういったデータを正確にお知りになって、市長、教育長はどのように受け止められているのか。これは、それぞれにお聞きをしたいと思います。

○市長（下平晴行君） このことにつきましては、私も7月7日に課長会で話をしたところであります。今おっしゃいましたとおり、いわゆるヤングケアラーということがどういうことなのかということがございますけれども、やはり家族のケア、介護、世話をするために家事やサポートを日常的にする子供たちということがございます。そのようなことで学業等々いろんな面でその悪影響を及ぼしているのではないかとというようなことで、私もすごく関心がございます。そういう話をしたところでありますので、これはしっかりと取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

今年の3月に、国のほうが全国的な実態調査の報告書とそれらに基づいた支援マニュアルを出しておりました。それらを基に、私も幾らかその概要等について把握いたしている次第です。

本市におきましても、昨年度のうちから校長研修会それからSSWの毎月の研修会あたりでも、こういったいわゆるヤングケアラーというような状況にある子供がいるかどうか、または把握するためにどういったことが必要になってくるかということの情報交換等をしているところでございます。今回具体的な国の数字も示されました。そのパーセンテージに当てはめれば、本市の場合でも小学校、中学校合わせおよそ5%とした場合でもですね、100人を超えるほどの人数というふうな算定になってまいります。現在のところ、そこまでの数を把握している状況ではござい

ませんので、今後、国・県の実態調査等の手法等も参考にしながら、本市としてどのような調査ができるのか、またこのことについての啓発がどのような形でできるか、関係課と協議をしながら、またこれは全庁定な問題になってくると思いますので、しっかりと取り組んでいかなければならないと考えております。

○17番（小野広嗣君） 市長答弁にありましたように、市長も深刻に受け止めていただいております、大変興味を示しているというか「心配をしている」という答弁でありました。国も県もこういう実態調査をすると、その結果も表れてくるだろうというふうに思うんですが、それぞれに深刻に受け止められているという理解をするわけですけれども、市長、このヤングケアラーというのは、法令上の定義はないんですよ。分かりやすい例えで言えば、アニメ映画の「となりのトトロ」、御存じだと思いますね。私も子供が小さい頃何度となく見た名作であろうかと思いますが、この主人公がサツキちゃんという小学生の少女ですね、まさしく彼女が、この少女がヤングケアラーですよ。お母さんが入院をして、そして幼い妹をしっかり面倒を見ると、そのせいか学校に行って、もうとうとうしてしまいうんですね、そのシーンがちゃんと描かれていました。分かりやすく言えばそういった子供たちが増えているという、これはいわゆる社会構造の変化によってですよ、昔だったら「兄弟の面倒を見る子はいいい子だね」とかいうふうに言われていましたけど、現状はそこまでいかない。子供世帯が多いわけでもないですしね、核家族化していますよね。そういった状況の中でこういった子供を生み出さないためにはどうすればいいのかという考えがあったときに、まだヤングケアラーに対する認知度というのが低い、国が調査した段階では、いわゆる中学生、高校生の8割がヤングケアラーという言葉を知らなかった。先ほどありましたように3か年計画で国がこれを5割まで認知を持っていくと、なぜこれが必要かという、子供たち自身が幼い頃からそれを当たり前のようにやっているから、自分がヤングケアラーということに気づかない。そして、相談していいんだということが分からない。こういった繰り返しの中でこういった悲惨な子が生まれて、学業にも影響を与えている。ですから、こういったことに対する支援策というのを国が打ち出して、報告書をまとめております。この報告書については読まれましたか。

○市長（下平晴行君） はい、担当課から先日もらったところでありますが、一通りは目を通しました。詳細な内容については、まだ確認はしていないということでございます。

○教育長（福田裕生君） 内容等につきまして、その概要については幾らかは把握をしている次第です。

○17番（小野広嗣君） では、読まれたということなので、その読まれた内容を思い出していただきながら、聞いていただければと思います。何点かちょっと施策について質問したいと思いません。これはどちらが答弁されてもいいですよ。

このヤングケアラーの社会的認知が低いという状況の中で国としては福祉・介護・教育などの関係機関職員に向けた研修に、費用を助成するというふうに打ち出しているんですね。ですから、本市でもこの周知啓発に向けて、各所管の職員の研修、教育現場も庁内もそうですけれど

も、これを活用して、しっかりやっていただきたいと思えますけれども、どうですか。

○市長（下平晴行君） 研修受講の対象者や講師の選定、どのような形で研修を行うことが効果的であるのかどうか、実施について調査・研究したいというふうに考えております。

また、実施する際には、国の補助事業等も活用していきたいというふうに考えております。

○教育長（福田裕生君） 各学校におきましては、ヤングケアラーの早期発見につなげるために、先ほども申し上げましたが、昨年度後半から小・中学校の管理職研修会それから生徒主任の研修会、教育相談担当者等の会議の中で、この内容等については一応のお示しはしたところでございました。

その後、教育委員会と福祉保健の担当課長同士で、今後の進め方等についての意見交換等もしておりますので、今市長が答弁したとおりに、今後は全庁的にこういった形で国の支援も受けながら形としてつくっていきけるのか、しっかりと協議をしながら適切な支援につなげてまいりたいと思っております。

○17番（小野広嗣君） 理解をいたしました。

あと、この相談体制ということがすごく大事になってくる、見つけることが大切ですね。そうした場合、SNSを使って相談体制を組んでいる自治体等もあります。こういった相談体制について、これは特に教育長になるとは思いますがお聞かせください。

○教育長（福田裕生君） 現在のところは、子供たちと日々接している学校の教員が、一番子供の様子からその状況を把握できるだろうということで、日々の観察それから子供たちの学習の状況、登下校の状況等から把握をしております。しかしながら、それでは十分であるとは言いきれませんので、今議員から御提示があったように、例えばSNS等を使った相談体制について、小学生、中学生レベルでこういった形であれば可能なのかどうかも含めて、他県、他市、国の状況等も調査・研究させていただきながら、今後につなげてまいりたいと思っております。

○17番（小野広嗣君） 先進事例もいっぱいありますし、他市町の事例もまた見ていただきたいと思えますが、厚労省は、この5月に学校や自治体間の連携をしっかりと図ると、そういう意味でのマニュアルを公表しております。そして、専門の書籍もありますね。そしてこの件でいう先進地は埼玉県ですよ。この埼玉県ではヤングケアラーハンドブックというのをやっていて、これはホームページでも閲覧できますので、こういったものを活用して相談体制に対してもしっかりと取り組んでいただいたいというふうに思います。これは、答弁は結構であります。

あと、若い兄弟をケアすることによって、大変な労力と学業にも影響がある中で、先進事例を見ていくと、この家事や子育て支援の制度の検討をしっかりとやって、そしてこの家事や介護を担うヘルパーを無料で派遣する「ヤングケアラーSOS制度」というものを群馬県高崎市でやっているんですね。こういった先進事例をお聞きになってどのようにお考えでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 今、お示しのあった内容につきましても、国が示しました支援マニュアルの中に提示がされておりました。まだ、ホームページ等でその詳細については把握しておりませんが、いち早く子供たちの状況を把握されて、そして自治体として総合的に対応され

ている点についていいますと、非常に参考にすべき事例だなというふうに捉えております。

○17番（小野広嗣君） 教育長にちょっとお聞きしたいのですが、先進地はあちこちあるのですが、愛知県で「ヤングケアラー理解を促す集い」というのをやっています。その中で半田市が先進地になっているんですけれども、ここを見ていくとこの中学校の校長がヤングケアラーを発見するため、だけではないのですが、子供に日記をつけさせて、教師が子供の家庭状況を気づくための手だてとしてしていますね。日記を見たら、子供たちが「自分の親兄弟大嫌い」とか書いていたんです。これは変だと思って状況をしっかり調べたら、ヤングケアラーだったということが分かっていて、すごくこの日記をつけさせるということも大事だということが述べられました。とにかく困っている子供がいなくどうかこの日常から見つけようとする姿勢が、一番大事だというふうにうたわれておりました。この点どうお考えでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 日記だとか生活記録につきましては、本市の全ての小・中学校で全ての子供たちが実際書いております。それらの内容等につきましても、担任ないしは副担任が協力して、日々確認しながら指導を重ねておりますので、その中に記された内容等から察知して、次の方策等を練っていく、そして相談体制を整えてつなげていくということは、今後も非常に重要な視点になってくることだと考えております。

そういった意味におきましても、教育委員会だけでこれは対応できる問題ではございませんので、全庁的に、こういった内容についてはこの部署に、この内容についてはあの場所にという具合に、そのつなぎの在り方等についてもしっかりと協議をした上で、場合によっては幾らかマニュアル化したような状況を整えておくこと、そしてそれらについて子供たちや保護者にしっかりと周知していくことが、今後重要になってくるだろうと考えております。

○17番（小野広嗣君） まさしく今教育長が答弁されたように、この問題は複合的な問題を抱えていますね。家庭が生活苦である、あるいは障がい者がいらっしゃる、介護が必要な方々がいる、そういった状況一つ一つによって違う。介護であれば福祉課だとかあるいは保健行政が絡んでくるとかいろいろありますけれども、「ヤングケアラーはどこが見るの」と言ったときに、どこの自治体も担当課というのは今のところないんですよ。だからプロジェクトチームを作って、しっかりそれを見守っていくしかないというふうに考えて取り組んでいるところもあります。ですから、今後の方向性として、やはり全庁挙げて取り組んでいかなければいけない課題なんだろうなというふうに思うものですから、今後のこととして、こういった支援体制をどうしていこうとされているのか、検討の段階だろうと思いますが、お示しできるものがあればお示しをください。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますように、ヤングケアラーそのものが実際自分がその立場なのか、手伝いということでの受け取りなのか、そこ辺もありますので、まずは実態調査を行って本市におけるヤングケアラーの状況把握をしていきたいというふうに考えております。

また、そのことにより、子供やその家族における問題や解消することが見えてくるというふうに思いますので、そのことに対応するプロジェクトチームの設置についても、今後調査・研究してまいりたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） ヤングケアラーについては、これから支援策が進んでいく課題だろうと思っていますので、鋭意検討方を要請しておきたいと思えます。

最後、ネット依存についてですが、データのなものは冒頭教育長からお示しをいただきましたので理解をいたしましたけれども、そういった状況の中で、スマートフォンやタブレット、パソコンなどを通じて、子供たちがインターネットで何をしているのか、そのことが把握できているのか。多分に全国の調査とか見ていくと、ゲームだとかあるいは情報収集であるとか、動画視聴だとかSNS、こういったものが主流になっているようであります。本市も多分それとあまり変わらないだろうと思うんですけども、現状はどうでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 詳細につきまして、学校教育課長が答弁いたします。

○学校教育課長（上木勝憲君） お答えいたします。

小・中学生ともに音楽、画像、動画の閲覧に最も長い時間を利用しております。次いでゲームの利用となっております。また、学習活動、SNSなどのコミュニケーションでの利用も多くなっている現状がございます。

以上です。

○17番（小野広嗣君） 本市のほうでも多少把握はしていただいている、昨年調査をされておりますので、多少御存じだろうと思えますが、このネット予備軍まで入れると大変な数になっているというのが心配をされておりますので、そうしていくとそのネット依存の中でも、ゲーム依存というのがすごく心配をされておりますね、特に低学年、小学生が多いんですけども。このネットの中でもこのゲーム依存というのが過ぎていくと、いわゆるゲーム障害というふうに言われるんですね。これに対して2019年にWHOが、これをもう病気と認定をしております。障害だと、病気だというふうに認定をしております。そしてコロナ禍で余計これがはまってしまっている。それに対してWHOが、昨年、一昨年と注意を喚起している文書がございますけれども、当局は、WHOのそういった指摘をどのように受け止めていらっしゃるのかお聞きしたいと思えます。

○教育長（福田裕生君） その問題については、私ども大変危機感をもってしっかりと取り組んでいかなければならないと思っております。子供たちそれから保護者、大人が、「いや、自分の家庭では起こり得ない」というのではなくて、「うちの家庭でも起こり得るのかもしれない」というぐらいの気持ちで取り組んでいただきたいと思っております。

今御指摘があったように、ゲーム障害というのは、脳に異常が表れる病気というふうになっております。社会性や理性をつかさどる機能に異常が生じて、衝動的な欲求に反応してしまうということも十分に考えられます。脳が発達中である子供や若者がこの障害を負うとなれば、そのときの問題だけではなくて将来にわたって影響が続き、本人そして家族、周囲の人々もつらい状況に陥る可能性が多分にあります。こういったことを大人も子供もしっかりと理解して、早い時期から予防策を講じておくことが非常に重要であると思っております。

そういったこともありまして、本市におきましては、乳幼児期の保護者にもこういったことの

重要性、危険性について啓発をするような状況を今つくっているところでございます。

○17番（小野広嗣君） 今、教育長が言われた中で、僕が申し上げたいことも含まれておりましたけど、どちらにしても今後のスマートフォンの普及を考えると、このネット依存の子供というのが増えていくことは、もうまず間違いないと思うんですね。まだ小学生は台数が少ないですけども、2割とか3割とか言われていますけど、だから、先生たちはメディアリテラシー、情報教育ということに取り組んでいらっしゃるって理解がありますけれども、今答弁されましたように、親御さんたちはなかなか難しい。だから家庭内のルールを作っているところも増えていますが、いわゆるその危険性に対する周知啓発をしっかりと親御さんたちにやっていて、様々な機会でも、これも小さい頃からやっつけていかなければいけない。だから、今も少し触れられましたけど、先進地では乳幼児健診時にこの周知啓発をやっているんですね。だから、本市ではそういうことはまだできていませんので、そこも含めてしっかりネット依存症そしてゲーム障害・依存、ここについては徹底的に周知を病気だということも含めてやっていただきたい。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

本市におきましては、乳幼児期からの啓発も必要だとの考えから、就学時健康診断の際にメディアが脳に及ぼす影響についても講話を実施しております。

それから、パパ・ママ講座において、これから父親、母親になられる方々にも、そのネット依存が危惧されること等について、十分に知っていただくような状況をつくっており、実際この会の中で聞かれた方々は衝撃をもって受け止めていただいて、「この時期に聞くことができてよかった」といったような感想等も言ってくださっております。

一方、これまで毎年実施しておりますPTAの教育講演会におきましても、今年も含めて過去3年間はネット依存、それからメディアコントロールに関する講演会をしております。令和2年度が募集定員に対して73%の出席者でございました。それが、令和3年度は88%の出席者になっております。そして今年、令和4年度は100%を超える106%の出席をいただいております。この数字を見ましても教育委員会が様々な形で啓発しているそのことが、保護者の方々に幾らかは届いて、事の重大性について事前に危機意識をもって出席していただいて、それを自分のこととして受け止めてくださっている状況が、今できつつあるのではなかろうかというふうに捉えておりますので、今後もこの件につきましては、いろいろと工夫・改善を加えながら研修の場を設けていきたい、啓発の在り方を工夫したいと考えております。

○17番（小野広嗣君） 今、教育長の答弁で理解をいたしましたけれども、今後しっかり啓発を行うという意味で言えば、ちょっとお示しをしたいのですが、国内初のネット依存治療研究部門を開設しております神奈川県横須賀市にある独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターというのがあって、ここは悩みを抱える子供たちが全国から訪れています。ここのセンターの調査では、主にゲームに依存しているケースが、ネット依存外来初診患者の9割を占めていると言われているんですね。このセンターでは、ゲーム依存が疑われるかどうかを判断する手法として、本人が質問に回答するゲームズテストというものを開発しています。ホームページからでも簡単に

利用できます。私の手持ちの資料として、そちらにお渡しをしておりますけれども、ぜひ参考にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 資料を御提供いただき本当にありがとうございました。本市の子供たちにとっても非常に重要なことだと思いますので、その内容、手法等について今後調査・研究をしながら、本市に合った状態で活用できるような方向性を見いだしていきたいと思っております。

○17番（小野広嗣君） ぜひ活用方をお願いしたいと思いますが、教育長、当然御存じだと思いますけれども、結局ネット依存というのは、学業にも影響を与えるということですよね。そして、国の調査をしていくと、ネット依存あるいは一日のゲームの利用時間が長ければ長いほど、国語と算数の成績ががた落ちするというデータがもう出ているんですね。そういった意味からすると、このセンターでなぜそのゲーム依存になるのかというのを分析していますね。そうすると、現実世界で生きづらさを抱える子ほど、他者からの肯定や承認を得やすいネットの世界が魅力的に映るというふうに分析をして、だから現実世界での居場所をつくるのが大事なんだと、その居場所づくりの必要性というのをすごく言っているんですね。そこについてのお考えをお示してください。

○教育長（福田裕生君） 今、議員から御指摘いただいた内容につきましては、実は、志アップ子育て手帳の中にも、今年度は具体的に脳に与える影響等についても記述をしているところでございます。

それから、居場所づくりにつきましては、とにかく家庭それから学校において対話、会話をすることで自分の居場所ができていくという状況につきましては、これはいろんな研究者が既にその結果を示しておりますので、本市においても家庭の居場所づくりの一番は、家庭のコミュニケーションづくりだと、対話・会話だというようなことで取組を進めております。そして教育委員会としましては、子供たちの対話、コミュニケーションそして自己開示、自分の思いを表に出すということを教育委員会としてどうするかということで、昨年度末から子供たちが心の中で思っている「志の言の葉」、感謝の気持ちだとか自分の希望する思い、将来の思いなどを文章に書いていただいて、それを一冊の冊子にまとめたものを発行しております。これは、今後も毎年続けていきたいと思っております。

一方で、子供たちがもっと自由な形で自分のできること、できないこと、取り組んでいることも含めて、発表できる場をつくらうということで、こういった新たに「ANYTHING GOES フェスティバル」というものを企画し、12月11日に文化会館で実施することにしております。これはまさに、学校の中では発表しきれないような内容を子供たちの思いで自由に発表しませんかということで、小・中・高校生にこの案内を差し上げて、新たな場としてつくっていかうと考えている次第です。

○17番（小野広嗣君） いろいろと取り組んでいかれていて、よく理解もできるわけですが、この「子供のネット依存、小学生からの予防と対策」という本がございました。ネット依存予備軍

を増やさないために、全国の先進的取組を詳しく紹介し、小・中・高、家庭ですぐにできる対応を提案している本であります。後で読んでいただければいいと思いますが、こういったことも参考にさせていただきながらですね、居場所づくりという観点から考えたときに、多岐にわたると思うんですけども、しっかり取り組んでいただければなというふうに思います。

とにかく今回質問していますネット依存はもとよりですが、ネットであるいじめ、SNSを通じたトラブルなど、子供のインターネットに絡む環境というのはどんどん変わっていていますね。そういった中で、国がネットの危険から子供を守るためのガイドラインや各種相談窓口もしっかり用意しておりますし、一昨年からは関係省庁や医師、ゲーム業界団体が参加するゲーム依存症対策関係者連絡会議というのを開催して、ゲームを含むネット依存に関する普及・啓発又は相談体制の整備にしっかり取り組んでいるんですね。こういった周知もしっかりやっていただきながら、本市の今後の危険から子供を守るための施策の展開を要望して、今回の質問を終わりたいと思いますので、最後答弁を求めておきたいと思います。

○教育長（福田裕生君） 本市の教育委員会におきましては、いわゆる専門的な立場からも御助言をいただきながら、こういった問題に取り組んでいこうと思ひまして、本年度から大学の先生お二人を情報教育アドバイザーということで委嘱をさせていただいております。中村学園大学の山本先生、鹿児島大学の高瀬先生、そのお二人でございます。ですので、専門家の意見もしっかり聞きながら、国や県の動向もしっかり見据えながら、本市に合った対応を進めてまいりたいと思っております。

○17番（小野広嗣君） 以上終わります。

○議長（平野栄作君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

次に、8番、野村広志君の一般質問を許可します。

○8番（野村広志君） 改めまして、皆さんこんにちは。志みらいの野村広志であります。9月に入りまして、早速台風が心配される場所でもあります、大きな被害等が発生しないことを願うばかりであります。9月は防災月間でもあります。1923年9月に、関東大震災が起こったことや9月は災害が多いことなどから、災害に備えつつ知識を深めるために制定されたそうでもあります。実際のところこの時期、日本中どこかで台風であったりとか大雨といった自然災害の被害が毎年のように起こっておりますが、本市でも想定外の事態が起こり得る可能性は少なくないとも言えますので、いつもお願いをしております、できる備えについては万全を期していただき、対応にあたっていただきたいと思いますものだとお願いをしておきたいと思ひます。

では、早速通告しておりました2点について、昼前少しですけれども進めるところまで進めてまいりたいと思ひます。

まず初めに、港湾行政についてお聞きをしてみたいと思ひます。志布志港からの小口混載貨物による海外輸出体制が少しずつ整ってきたと報道等でもありましたが、地元の港湾関係者の取り計らいにより、会派においても、この小口混載貨物の輸出について勉強会を開催したところでありました。港湾商工課長にも参加いただきましたけれども、ありがとうございました。こういったこと

は、農林水産品・食品の輸出増加に期待されるところでありますが、一方で、まだまだ多くの課題があるようでありました。本市としましては、重要港湾を抱える地域の自治体として、その課題の解決に向け情報収集をはじめ、今、鋭意努力されておられることと思われませんが、まずは、この小口混載貨物の輸出の現状について少しお示しいただくことと、併せて課題等についてもお示しをいただけますか。

○市長（下平晴行君） 野村議員の御質問にお答えいたします。

志布志港では、ハード面では国際物流ターミナルの岸壁延伸部の供用や東九州自動車道等の道路交通網の整備が進み、ソフト面では、小口混載貨物輸出の物流体系が整ったことで、本年5月からは温度管理を要しない一般貨物が、8月末からは冷凍貨物の輸出サービスがそれぞれ開始されたところであります。志布志港背後の南九州地域は、国内有数の農林水産物の生産地であり、潜在能力が高いことから輸出に前向きな生産者の掘り起こしや、商社等に対して志布志港の定期コンテナ船の就航状況や助成制度の紹介等のPRを重ね、周辺自治体や鹿児島県、国等と連携しながら輸出を促進させ、産直港湾の指定を目指すなど、農林水産物・食品の輸出拠点となるべく取組を進めているところでございます。

○8番（野村広志君） この志布志港を取り巻く環境としては、東九州自動車道や都城志布志道路の整備が進む中で、志布志市に貨物が集めやすくなったと、またとないチャンスであるということはこの取扱業者の方々が申されておりましたが、その中で課題となっているのが、貯蔵施設の機能性であるようでありました。いわゆる冷凍・冷蔵保存庫になりますけれども、このことについては、県議会でも取り上げられておまして、そのときの県議会での答弁では、「多目的な上屋に冷凍・冷蔵機能を備えることが、県の畜産水産物の輸出促進につながると考えており、今後コンテナターミナルの利用者や関係者等の意見を聞き、既存上屋の機能向上に向けて検討を進める」との答弁であったようであります。

そこでお聞きいたしますが、この上屋のことですけれども、いわゆるSOLASゲート内の既存の上屋のことかなと捉えておりますけれども、何らかこの上屋の整備について情報であるとか可能性について、どの程度情報を得ていらっしゃるのか示せる範囲で結構ですので、お示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 先の県議会において答弁のあった上屋は、SOLASゲート内の既存の多目的上屋であると港湾管理者である鹿児島県に伺っているところでございます。

○8番（野村広志君） SOLASゲート内の現在建っているところの中に、この施設の整備ができたというような答弁であったかなと思いますけれども、具体的にはどうするというような情報等は得ていませんか。

○市長（下平晴行君） 既存の多目的上屋を改修し、農林水産品・食品輸出に必要となる冷凍・冷蔵機能の追加を検討すると、港湾管理者である鹿児島県に伺っているところでございます。

○8番（野村広志君） 志布志港に集められる小口混載、輸出用の貨物ですね、SOLASゲート内の上屋に整備される予定である貯蔵庫に直接搬入、貯蔵ができるという理解でいるところで

すけれども、ではこのことに対して、本市として何らかの財源投資をして追加で整備を行うとか、何らか発生するような予定はございますか。ないしは、そういったことを検討する余地がござい
ますか。そこについてはどうですか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） お答えします。

この上屋の改修ということでございますけれども、これについては当然産直港湾なり、そういうものの認定を受けて進めることになろうかと思えます。ということで、それについては港湾関係者それから鹿児島県の港湾管理者などの意見を聞きながら、計画書まで作ることが大事でございますので、それができることによって、次の財源とかが見えてくるんだらうというふうに考えています。地元負担が幾らになるかにつきましては、その時点でないと、今のところでは情報を持っていないところでございます。

○8番（野村広志君） まずは計画策定からということで、これは地元の財源投資も出てくる可能性もあるということで、まだ見えていないというような答弁であったかと思えます。SOLA Sゲート内の冷凍・冷蔵庫なんですけど、今上屋があって倉庫が整備されておりますけれども、これは使用料であったりとか、仮に冷凍・冷蔵の倉庫が整備された場合、一般の小口の貨物輸出を希望される方々、業者さんであればどなたでも使用が可能なのか、そこら辺については、現状はどうなっているのかというのを少しお示しいただけますか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 現在、SOLA Sゲート内の上屋の中でここを借りていらっしゃる方については3社、港湾関係者が2社と税関関係というふうになっているところでございます。

その利用料については、県のほうが所管していますので、ちょっと手持ち資料は持っていませんが、うちとしてはコンテナを利用されるときに輸出、輸入について、市のほうでコンテナ助成をしているような状況でございます。

冷凍・冷蔵庫の関係につきましては、今からですので、これに幾らぐらいの費用がかかるのか、どこに造るのかという議論も出てきますので、そこについては、まだ詳細なことは申し上げられないところでございます。

○8番（野村広志君） まだ見えていない部分も多いようですので、今後の進捗を十分に注視してまいりたいなと思ったところでした。

では、貯蔵施設がこうやって整備されることにより、より農林水産物・食品の海外輸出への道がさらに広がりを見せるような気がいたしておりますが、では、この小口混載貨物による海外輸出について、民間の御努力によってこういった仕組みが整いつつあり、また鹿児島県のほうでも施設の整備に向けて動きが出ているわけでありますが、実際に輸出も始まっているわけなんですけれども、実質で輸出貨物自体が集まらなければ、これは立ちいかなくなってくるのではないかなと思われま。民間企業による企業努力に加えて、港湾を抱える地元の自治体としてどのような手だてと申しますか、戦略を持って後ろ盾、下支えをしていくのか、大変重要になってくるのかなと思っております。今、課長からありましたとおり、輸出コンテナヤードの使用料の問題で

あったりとか、各種補助制度が整備されていることは十分承知をしておりますが、今後についてであります、輸出貨物を志布志市に集められるようなポートセールスやその仕組みづくりについてどのような考えをお持ちなのか、そこらあたりについての考えを少しお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 8月25日に開催した志布志港湾振興協議会総会において、冷凍小口混載貨物の助成事業の新設が承認されたことで輸出環境の強化が図られたところであります。このほか、国際コンテナターミナル助成利用促進事業等の既存の助成事業を継続し、ソフト面での輸出環境を整えてまいりたいというふうに考えております。

また、今年11月に開催予定の志布志港ポートセミナーにて、荷主や船社に対しては県とともに、各地の生産者や商社等に対しては、周辺自治体や県、国とともに志布志港のPRを行い、志布志港の利活用を促してまいります。

また、ジェットロ鹿児島と連携し、貿易セミナーを志布志市にて開催し、志布志市のみならず周辺市の輸出に前向きな生産者を下支えする取組を進め、志布志港への貨物集荷を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○8番（野村広志君） 市長は「世界に開かれた港の魅力を稼ぐ力と活力に結び付けたい」と、報道のインタビューにお答えしております。併せて「道路インフラの整備が進み、ヒト・モノ・カネ・情報がさらに多面的に行き交うようになる」とも示されております。そういった中で、志布志港の背後地にある近隣自治体に対して、今もろもろお話をいただきましたけれども、どれくらい積極的に動いておられるのか、この農林水産物・食品の輸出に向けた貨物の確保に向けて動いておられるのか、志布志港に輸出産品が集まる仕組みづくりであったりとか、どの程度このロードマップが見えてきているのかなど、なかなか感じ取れていないところでありました。今ありました様々な協議会であったりとか会合等で、その手ごたえは感じておられるかもしれませんけれども、市長自身トップセールスとして、やはり市長が先陣を切りながら、強く引っ張っていくような強い印象をイメージしているわけですが、現状はどうなのかなと感じているところでもあります。

こういったことについては、何度か同様の質問をいたしておりますが、志布志港における輸出機能の環境については、確かに着実に前進をしておりますが、その一方で、何か志布志港湾に関することについては、鹿児島県が港湾管理者ということもあるのか及び腰と申しましょるか、積極性を少し感じないような気がしてならないわけですし、市民もこれは大変期待している取組でもありますし、市長自身もマニフェストに掲げている大きなテーマでもあるのかなと思っております。待ちの戦略ではなくて攻めの戦略として、この農林水産物・食品の輸出戦略に積極的な取組を進めてもらいたいものだなと思っております。もろもろのことが進んでいるということで、今市長の答弁がありましたけれども、お気持ちや意気込みがあれば、市長、お聞かせいただければなと思っておりますが、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 国際コンテナターミナル岸壁延伸部及び東九州自動車道のインフラ整備促進並びに小口混載貨物の輸出サービスの開始により、志布志港の国際物流拠点としての役割は

今まで以上に大きくなっているところがございます。

また、民間投資による冷凍・冷蔵倉庫の進出など、輸出を取り巻く環境が向上していることから、その利点についても自らも積極的に協議やセールス活動に取り組んでまいります。

さらに、農林水産物・食品の輸出拠点を目指し、農水省や国交省の取組である産直港湾の指定に向け、国・県及び港湾事業者等と連携して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

そして、先ほどおっしゃいましたように、やはり港の魅力、これをしっかりと活用して、そして志布志港の活性化、志布志市の活性化を図ってまいりたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） 市長のお気持ちは少し理解したところですが、この産直港湾についてはまた後で少し触れますけれども、ぜひですね、この農林水産物・食品の輸出については、大きな旗振り役として市長自身が積極的に取り組んでいただきたいものだなとお願いをしておきたいと思っております。

私、先ほどから話がありますが、こういった民間の動きや県の整備の在り方が出てきたことを踏まえると、やはりこのポートセールスの在り方も新たな局面に少し入ってきているのかなと、積極的な志布志港のPRの在り方にも議論するべきときが来ているのかなと考えているところがあります。ある志布志港の港湾関係者にお聞きしましたが、全国の港湾関係者で、輸出に関わる実務者レベルの方たちの中では、「まだまだ輸出ができる港として志布志港の認知度は高くない」ということでありました。まさに、ポートセールスの在り方を含めて研修をしていく時期ではないのかなと強く感じたことでもあったところでした。

そこで少し提案ですが、先ほどもあったところでしたが、全国の物流業者等を含めた実務者レベルの方々に、実際にこの志布志港に出向いていただき、物流や輸出の流れ、また港の機能性やインフラ整備の進捗状況等に至るまで、現地での説明会や現地でのセミナー等を、ぜひこの志布志港に招いていただきまして開催してみてもどうかと考えていたところでした。先ほどジェトロ鹿児島と共同して少しそういったことも計画をされているということでありましたけれども、港を持つ自治体、地元の自治体にしかできないポートセールスの在り方なのかなと感じているところがあります。県や関係機関とも協議をしてですね、ぜひとも実施実現に向けて努力していただければと思います。もう一度市長お願いできますか。

○市長（下平晴行君） 志布志港の利活用を促進させるためには、現地を確認していただくことは大変重要なことであることから、現地説明会やセミナーの開催にあたっては鹿児島県と連携し、調査・研究してまいりたいというふうに考えております。

また、開催までの期間については、個別に荷主や物流業者等を回り、志布志港をPRし、志布志港の認知度を上げる取組を進めてまいりたいと考えているところがございます。

○議長（平野栄作君） ここで、昼食のためしばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

○
午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開



○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

○8番（野村広志君） 昼からもよろしく願いいたします。

午前中、近隣自治体への働きかけというところを少し申し上げましたけれども、鹿屋市においてであります、鹿児島県産品と沖縄国際物流ハブとをミックスさせて沖縄商談会なるものに参加されているようでもあります。ここ数年は、オンラインによる輸出商談会になっているようですが、主催は沖縄県でありまして、協力として鹿児島県と鹿屋市そして民間企業が入っているようでありました。このことは、鹿児島県の特産品を沖縄からアジアマーケットへ売り込むと広くPRがなされているようでもあります。海外輸出に取り組んでいる志布志港としましては、非常に歯がゆい思いもあるのかなと思いますが、そういった商談会の提案についてもですね、繰り返しになりますけれども、ぜひとも鹿児島県やジェットロ等も巻き込みながら、南九州の農林水産物の食品を志布志港からアジアマーケットなどへと売り込むというような、志布志港からアジアマーケットにという形での新たなスキームを構築していく仕掛けが必要なのではないかなと感じております。近年、特に特産品や農林水産物・食品の奪い合いについては、既に始まっていると言えますし、この志布志港の地理的優位性をまさに発揮するときではなからうかなと強く感じております。同時に、一方で鹿児島県においては、輸出に取り組む港はまた県内にはほかにもございますので、志布志港ばかりというわけにはなかなかいかないという、県内のバランスを鑑みると県としては難しい部分もあろうかなと思いますけれども、だからこそ港を抱えている地元の自治体がどのようにして積極的に働きかけをして、提案をしていくのかということが重要になってくるのかなと思っております。

そこでお聞きいたしますが、こういった県や近隣自治体を巻き込んだ議論等は、こういった意見の共有が図られているのか、また商談会等々についても沖縄県や他の都道府県に後れをとらないような、県との情報共有や情報の収集についてはどの程度行われているのか、そこについて見解をお聞かせいただけますか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 農畜産物の輸出に向けては、国のほうも力を入れていまして、それに合わせて県のほうも昨年からはPPIH（株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス）を使った輸出等をやっております。ということで、志布志港で関連すると、そういうふうにPPIHが展開するドン・キホーテを使って輸出をするというパターンと、沖縄県と鹿児島県それから鹿屋市の担当部局が一緒になって、先ほど申しましたとおり、これはシー・アンド・エアーということで志布志港から沖縄に行って飛行機で運んだり、沖縄からまた船でいくパターンもあると思うんですけれども、そういうものもやっていくと。それから、先ほどから申します小口混載ということでいろいろなパターンがあるので、それに関係する方々もいろいろありますので、そこはそこで連携をしていきたいと。今年になりましたも、今回いろいろな鹿児島県のほうも新しい戦略の部署をつくりましたので、そういうところと意見を交換しながら、

できるものには参加をしていくということで考えているようなところでございます。当然、志布志市だけでやれることではないので、隣の鹿屋市も巻き込んで、一緒にやっていくように情報収集をしていきたいというふうに思っております。

○8番（野村広志君） 今、答弁がありましたけど、ぜひ鹿屋市とも協議を行っていただきたいなと思います。これは4市5町で構成される大隅期成会の仲間でもありますし、近年、志布志港までのアクセスも非常に良くなっております。さらなる港の背後地としての一大農産地帯というのが鹿屋市近辺含めてございますので、こういった海外輸出に向けた新たなスキームの構築を鹿屋市とも積極的に、これはトップセールスでもやっていただきたいと思います。市長、どうですか。市長のお気持ちを聞かせください。

○市長（下平晴行君） 先ほど課長が答弁したとおり、あらゆるそういう関連性のある市等も含めて、志布志市の港をどうやって活用していけるか、先ほど言いましたように、志布志市の港の魅力というのは四つあるというのは、一つは世界とつながる、二つ目に背後産業を支える、三つ目に国内輸送を広げる、それから四つ目に企業進出に応えるというようなことでの魅力を生かすためにも、先ほどの課長の答弁にありましたように、あらゆる手段を講じて港の活用してまいりたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） 市長も前向きに捉えていらっしゃるようで、ぜひとも集中して、このことについてもまた取り組んでいただきたいなと思っております。

もう1点お聞きいたします。先ほどから出ておりました産直港湾についてのところでございます。これは輸出体制強化に向けての取組として、産直港湾の考えを持っているということでありますが、全国では静岡県清水港が認定の第1号となり、第2号に大阪府の堺市、堺泉北港が認定されております。国は、農林水産物・食品の輸出を促進するための物流拠点として、これは特定農林水産物・食品輸出促進港湾、産直港湾として認定をして、輸出拡大に向けて強化をしているようであります。一大農産地帯を背後地に抱えている志布志港湾にとっては、またないチャンスではなかろうかなと思っております。このこともぜひとも県などと協議をしながら連携をしながら、認定に向けての誘致活動に取り組んでいただきたいと思いますが、先ほどこのことに向けて頑張っていきたいということでしたが、もう一度市長よろしいですか。

○市長（下平晴行君） このことも含めて、しっかりと港湾を生かしていくための戦略を練って、対応してまいりたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） 何かこの産直港湾に向けた働きかけの中で、本市が具体的に取り組んでいることとか、この認定に向けた誘致活動において今取組を進めているということがございますか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） この産直港湾ですけど、先ほども説明しましたけれども、これについては港湾管理者が民間事業者と十分調整して、農林水産物・食品輸出促進計画というものを策定しないといけないというのがございます。先ほど申しましたとおり、7月にも国、県、志布志市それから港湾関係者と集まりまして、勉強会などを開催しております。その中でも方向性

としては、そういうのが小口貨物等の積み替えを円滑にする施設とか、リーファーコンテナの電源供給施設とか、そういうものが利用できるようになりますので、そこ辺を含めて今協議をしていると、どちらにしても港湾管理者と地元関係が意見交換しながら、まずはそういう計画書を作って要求をしていかないといけないということでございます。まずそこが出だしですので、そういうことができないかということでこちら側も大隅地域振興局だったり、港湾空港課等ございますので、そういうのは話をしていきたいというふうに思います。

○8番（野村広志君） 当然志布志市、この地だけではなくて、この産直港湾を目指している港は全国というか今2港選ばれておりますけれども、ほかにも九州含めて目指すと、認定に動いているというようなところもあるかと思えます。ぜひですね、そういったところに打ち勝つような計画の策定等々も、しっかり県と連携をしながら進めていただきたいと思いますが、まだ全然検討のほうがつくような話ではないということですか。何か感触のようなものというか、そういったものというのは全然まだ見えていないんですか。そこはどうでしょうか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 先ほど申しました7月25日に、志布志市のほうで会議をしておりますので、それについて県としてもそれから港湾関係者としても市としても、進めていただきたいという方向では進んでいるところでございます。どちらにしても、その計画書の中身を詰めないといけないので、上屋の現地調査をしたりとかそういうのもやりながら進めていくということでございます。

○8番（野村広志君） では、県もということであれば、鹿児島県内ではほかにこういった動きはないという認識でよろしいですか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 志布志港のことについてはお話しましたけれども、薩摩川内市とかそういうところについてどうなのかは、私は情報は持っていないところでございます。

○8番（野村広志君） 分かりました。ぜひとも認定の誘致に向けて取組を進めてもらいたいと思います。お願いをしておきたいと思います。

では、次にまいります。このことも以前お聞きしたことでありますけれども、その進捗についてお聞かせいただきたいと思えます。志布志港の港湾管理者は鹿児島県になりますので、本市が主体的に関わることは限りがあるかと思えますが、本市としてすぐにでも議論が始められることとして、機構改革によって示すとしてしておりました海外輸出戦略に特化した専門部署の設置についてであります。前向きに検討していきたい」としておりましたが、どのような検討が進んでいるのか、現状の進捗状況についてお示しを願いますか。

○市長（下平晴行君） 本年5月に、全課長で組織する組織機構再編プロジェクトチームを立ち上げ、八つの分科会に分けて関係課による協議を行っているところであります。港湾行政につきましては、シティセールスの促進をテーマとした分科会で協議を行っておりますが、現段階では港湾・観光・特産品といった大きなくくりでの意見集約を行っているところであります。

現状においては、港湾商工課を主体として輸出促進の取組を進めておりますが、輸出戦略に関しましては、定期的に港湾事業者や関係機関との意見交換会を実施しておりますので、意見の集

約を図りながら課題等を見いだした上で、体制の整備を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○8番（野村広志君） 現在、27課、97係、9室あるわけですが、農林水産物・食品の海外輸出戦略となると、港湾商工課が所管する港湾振興係であるとか、農政畜産課が所管をする部分、耕地林務水産課が所管をする部分、関係する部署や関係する係等もあろうかと思われませんが、そういった部署、なるべく早く整理をしていただきまして、海外輸出戦略に特化した内外にも強くアピールできる専属の部署に置き換えていただきたいと考えております。目に見える形でその本気度が示せる取組ではなかろうかなと思いますし、機能的にも専門性を持って取り組むことにより、その成果が大いに期待が持てるものではなかろうかなと感じております。この機構改革は、全庁的に協議を進めていくということは承知をしておりますが、できるものから速やかにという視点、もう1点は時機を逃せば効果が薄れるものや、速やかな協議で最大の効果を見いだせる機構改革を目指してもらいたいなと思っておりますが、市長自身はこの海外輸出戦略に特化した専門部署の必要性についてどの程度お感じになっているのか、市長のお気持ちで結構ですので、お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 先ほど答弁申し上げましたとおり、輸出に前向きな生産者の掘り起こしや商社等に対して志布志港の定期コンテナ船の就航状況、そういうもろもろな取組をしながら輸出を促進させて、農林水産物・食品の輸出拠点となるべく取組を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○8番（野村広志君） 市長も早期に望むということの理解でよろしいですか。そういう課が設置されて、前に進んでいくということを望んでいるというような理解でよろしいですか。

〔市長（下平晴行君）「はい」と呼ぶ〕

○8番（野村広志君） 分かりました。これはまさに港を持つ地元の自治体にしかできないことでもありますので、早期の設置に向けたこの議論を進めて、議論のスピードを上げていただきたいものだなとお願いをしておきたいと思えます。

では、もう1点、こここのところで最後になりますけれどもお聞きをいたします。志布志港における港湾計画についてであります。議論が少し進んでいるとお聞きしておりますが、どのような状況に今あるのか、示せる範囲で結構でありますのでお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 志布志港の港湾計画については、港湾管理者である鹿児島県が所管しており、平成5年の改定以降、国際バルク戦略港湾や同施設の耐震化の位置づけといった港湾計画の変更が行われております。特に、国際バルク戦略港湾の耐震化につきましては、令和2年度の志布志港湾振興協議会より要望していた内容であり、本市の意向を踏まえた港湾計画の変更がなされました。

しかしながら、志布志港の港湾計画は平成5年の改定から29年が経過しており、この間、大きな社会情勢の変化も生じていることから、国、県、市の三者で志布志港の今後の在り方についての勉強会を行っており、市からは原木流出対策について意見の申入れを行っております。

また、鹿児島県は港湾計画の改定を推し進めるための業務が発注され、今後さらなる議論がなされることから、議論の場で原木流出対策や農林水産物・食品の輸出拠点も踏まえた、さらなる物流機能の強化及び市民が親しみやすい港となるよう、意見を申し入れてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○8番（野村広志君） この港湾計画についてですが、鹿児島県が作成にあたるということで、本市の状況や現状を鑑みながら、動向等も組み込まれるものになるのかなと、今市長の答弁を聞いて感じたところでしたが、平成5年に部分改定がなされてから29年そのままということで、現状とは若干の違和感があるのかなと感じておりますけれども、これはどの程度の改定になるのでしょうか。抜本的と申しますか、範囲というようなものが何か示されたものがございませうか。

○市長（下平晴行君） 今までの機能を、その位置を変更していこうという考え方でありませう。フェリーの位置、外港地区での流木等の設置箇所、それから建設用資材等の置き場の位置とかですね、そういうもろもろを変えて港の充実を図っていきたいというような考え方でございます。

○8番（野村広志君） この工業港湾としての位置づけで志布志港の在り方が位置づけられているのかなという気が少ししておりますけれども、現在の志布志港の現状を鑑みた場合、市長からもありましたとおり、少し違和感があるのかなというような感じがしております。現状と照らし合わせながら様々な視点を組み込んだ計画の見直しが必要なのかなと感じているところでした。

市長も述べられましたけれども、私は、市民が親しみを持ち、港の恵みが享受できるような環境の整備やこれからの時代に即した港の在り方を模索して、夢が描けるような港を想像するわけですけれども、市長どうですか、市長自身はこの志布志港の港像というのをどのように描かれておられますか。

○市長（下平晴行君） 志布志港は多くの企業が活動しており、現在まで産業港としての役割が大きなものとなっております。産業機能のみならず、人流交流機能を備えた港として、企業だけではなく誰もが利用しやすく、市民が親しみやすい港としていくために、先ほど申しましたとおり、フェリーターミナルを外港地区に移転する機構、それに合わせて移転先のフェリーターミナルの周辺などに市民が集えるような緑地や公園の位置づけをいただくような、そういう親しみやすい港の設置の在り方を考えていかなければいけないのではないかなというふうに考えているところでございます。

○8番（野村広志君） 当然この港湾計画となると多岐にわたるのかなと、様々なところに課題があろうかなと思いますので、様々な視点をもちながら議論を進めていただければなと思います。

もう1点、これは併せて、若浜緑地公園と並行して走っております港湾道路ですかね、あの道路から海のほうに向かっている区画になりますけれども、その区画のほうは縛られているのかと思われませうけれども、商業施設のようなものが特定の場所を除いて、たしか1軒もないのではないかなと思われませう。九州全土、全国各地からですね、長距離トラックのドライバーが立ち寄る場所にもかかわらず、食事をする場所すらなく、志布志港湾はドライバーにとってはそういった面において、あまり評判がよくないとお聞きをしております。こういった志布志港湾で働く人々の

声も、志布志市にとっては大変重要な、貴重な声であるのではないかなと感じております。このことが今後の港湾計画の策定についてどのように反映されてくるのかは分かりませんが、本市の実情や現状を申し述べる場がある、今まさに策定中ということですので、ぜひとも提案をしていただきまして、こういった声を反映できるような計画にしていきたいと思いますと思いますが、市長、お聞きになっていかがですか。

○市長（下平晴行君） これは、トラックのドライバーのみならず、港湾関係者の労働環境の改善もしていかなければいけないというようなことですので、そういうもろもろの考え方をもって、意見の申入れを行ってまいりたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） そういった声からまちづくりは始まってくるのかもしれませんが、将来を見据えた計画策定になるよう声を出していただきたいとお願いをしておきたいと思います。

港湾行政についてお聞きしましたが、以前もお話したかもしれませんが、港は市民にとって最も身近なものになってほしいと願っております。昔の田園風景のようなとは申しませんが、市民にとっての財産である志布志の海を少しでも感じとれるような環境整備についても、引き続き尽力いただきたいとお願いをして、次に移りたいと思います。

次に、地域コミュニティの在り方についてお聞きしてまいります。現在、校区公民館組織から地域コミュニティ協議会へと順次移行が進んでおりますが、将来にわたって持続可能な地域を形成するためには、こちらもまだまだ課題があるのではないかと感じております。当局が思い描いている地域コミュニティの姿とは、まずはどのようなものなのかお聞かせをいただけますか。

○市長（下平晴行君） 地域コミュニティ協議会でございますが、第2次志布志市総合振興基本計画では、地域コミュニティ協議会の設立を推進し、協議会の活動を支援することによって、地域の様々な団体の代表者や地域住民が集まり、自分たちのまちの課題について話し合い、解決に向けての取組を進めている状態を目指す姿としていただいております。

各協議会においては、一人ひとりが当事者となり、お互いの役割や特徴を正しく理解し、それを生かした地域活動を目指しております。個人や家庭、地域でできることは、自助や共助で解決し、それでもできない場合は協議会と市との協働、もしくは公助として市が補完・支援するという共生・協働による地域づくりを目指しているところでございます。

○8番（野村広志君） 今まさにこの移行中と、現在進んでいるわけですがけれども、私は、この描かれている将来像というのがなかなかイメージができておりません。少し当局が描いている現状と乖離があるのかなと危惧をしておりますが、将来の人口の減少であったり、少子高齢化対策、財政負担等の軽減策など、抱えているもろもろの問題については理解をしておりますが、この地域コミュニティ協議会への移行というのは、行政サービスの在り方を根底から見直すというようなものではなからうかなと、地域に主体性を持たせつつ、少し窮屈な仕組みになったような気がしてなりません。やりがいをもってこの地域コミュニティの発展に尽力されている方々、まさしく地元根づいている人財であります。そういった方々が将来にわたって、こういった地域を維持していけるものなのかと感じていらっしゃるのでしょうか。様々な声が当局には聞こえてきてい

ると思いますが、では、モデル地区としてまず先行して移行しました3地区、またその後に移行した地区、併せて市民の声等が届いているかと思いますが、こういった声が聞かれているのか、少しそこをお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 各地区において地域コミュニティ協議会の設立を準備される中で、全世帯を対象にしたアンケートや自治会長へのヒアリング、地域の皆様の意見を広く集めるワークショップなどが開催されており、これまでの地域活動に対する様々な声が寄せられているところがあります。

設立後は、各協議会の話し合い活動やイベントへ参加する中で、これからの協議会に対する期待の声などを伺ってきているところでございます。モデル地区として取り組んでいただいた3地区からは、「計画した各事業がコロナ禍により実施できない」、「お互いの活動が知ることができて、徐々に一体感が生まれつつある」、「協議会内の各部門がさらに主体的に事業を進められるようにしたい」などの声が寄せられているところでございます。

○8番（野村広志君） 今、拾われた声ということでしたけれども、様々な声があるのかなというのを少し感じたところですが、では、このいろんな声を聞いた中でそういった課題等も少し見えてきながら、当局として今後の進め方、今と同じようなスピード、これは令和5年度には全て移行をしたいということで今進めています、この計画のままで計画どおり進めていくという考えには変わりはありませんか。

○市長（下平晴行君） 体制については、いわゆる校区公民館から地域コミュニティ協議会というふうに移行していくわけですので、そのような考え方で取組をしていきたいというふうを考えております。

○8番（野村広志君） 一つは様々な要因が、今コロナ禍の問題であったりとかあるわけですが、そういったことを踏まえながらも、もう少し段階的にというような声というのは地域から上がっておりませんか。まさに今移行しようとしているところもあるわけですね、そういった声というのはございませんか。

○企画政策課長（西 洋一君） 今年度移行を予定している地域が6地区ほどございます。それぞれの地域で準備委員会を立ち上げて、ワークショップであったりアンケート調査を行っている状況ではありますが、まずはそれぞれの活動の見直しをして、これから10年後のそれぞれの協議会がどういう在り方がいいのかというところは協議をさせていただいているところです。その中で、個別に相談ごと等はございますけれども、その相談ごと等につきましては、地域支援をはじめ、本庁それから各支所の職員が相談に乗って、その解決策をまた一緒になって考えていっているというような状況でございます。

○8番（野村広志君） この各地区のコミュニティのほうに主体性を任せるということは、言葉はいいですが、非常に何かこう少し丸投げとも捉えかねないような感じがしておりますが、では、先ほども少し触れました、各地域が積極的に主体性を発揮して意欲的にやりがいを持って活動ができる仕組みや制度になっているのかなということを感じながら、私は少し心配をしているとこ

ろですが、地域を担っていく人材は少子高齢化に伴って必然として減少をしております。マンパワー不足によって、偏った人材に負担が強いられており、やらされ感に満ちた悪循環が発生しているように見えております。これは悪しき伝統という言葉、ふさわしくないかもしれませんが、そういったものができつつあるように感じているところであります。こういったところに、コロナ禍が追い打ちをかけて地域の希薄化を一層色濃いものにしてしまったような気がしてならないわけでありまして。

そこで、少し考えていただきたいわけですが、せめてこのコロナ禍が落ち着き、安心して生活ができ、暮らしていける環境を取り戻すくらいまで地域のよりどころでもあるコミュニティが、精力的にやりがいを持って活動したくなる人材の配置であるとか、財政的な支援であるとか、これは暫定的でも結構ですので、市の強力なサポートが必要ではなかろうかなとすごく感じているところです。ぜひとも地域の実情を踏まえてですね、こういったことも検討していただきたいなと思っておりますが、市長、これについてお気持ちはどうですか。

○市長（下平晴行君） 協議会としての創成期であるところであります。コロナ禍にあって計画された活動が思うように実施できない今、協議会がさらに地域のよりどころとなるべく、できることを工夫しながら実施していくための支援が必要であることは、十分認識できているところでございます。

人材面では、平成30年度より国の集落支援制度を活用し、協議会の設立支援と活動支援を行う地域支援員を配置し、各地区に伺って支援しているところであります。また、各協議会に対して課長級をリーダーとするサポート職員を配置しており、さらに連携を図ってまいりたいというふうに思っております。

財政面では、協議会の創成期に必要な事業や設立準備費用に対する市独自の補助制度を創設しております。その他、国・県などが協議会を対象に実施している補助制度の紹介やそれらの補助制度を協議会が活用する際の事務手続きの支援なども行っております。

今後も人材面、財政面とともに各協議会の実情を把握しながら、支援を継続してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○8番（野村広志君） 市長が今様々な支援策をやったりとか、お考えを述べていただきましたが、そのことが機能していけばそういった不安等々少し軽減できるのかなという気はいたしますが、なかなか今申されたことが地域の方々に伝わっているのか、ないしはそういったことが本当に機能しているのかということは、少し疑問に思うところも今聞いて思ったところでした。一つは、課長級で構成するリーダーを各地区に配置するということでありましたけれども、地区の方々がどれだけその担当の課長級の方々にお願いをしながら、いろんな相談をして機能しているのか。そういったことについても、おそらく地域ではあまり話題にはなっていないのかなという気がいたします。そういったことも含めながら、本当に機能する形での支援の在り方を考えていただきたいなと思っております。この地域コミュニティがしっかりと機能して、誰しものが安心して生活をして暮らしていける持続可能な地域を構成するというのが、この地域コミュニティ協議会へ

移行する本来の目的ではなかったのかなと思っております。市民に寄り添える制度設計について、いま一度、再考していただければなと強く感じております。

あと、今答弁がありました人材配置のところ、地域支援員の方々についてであります。現在5名の方々がサポートにあたっておられるということでお聞きしておりますが、これは十分な支援ができているとお考えでしょうか。そこ辺の考えについて少しお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 一つは、やはり組織としてまだ動いていませんので、多分立ち上げている地域の方々は、前と本当に変わらないなという思いがあるかというふうに思うところでございます。

現状でございますが、地域支援員を企画政策課3名、両支所に1名ずつ合計5名の配置をしているところでございます。それから地域支援員は、それぞれ各地域を支援させていただく中で経験を積んできておりますので、支援員間でも成功事例や先進事例などを共有し、各種研修等にも自主的に参加しながら、さらに地域に寄り添った支援ができるように努めているところでございます。

全ての地区で協議会が設立される令和6年度以降については、事務局的な立場で地域活動を担っていただく人材を地域自ら雇用することに対して、財政面の支援等を実施していく考えでございます。

○8番（野村広志君） 疲弊していく地域の救世主といたしますか、今後この支援員の役割は大変重要な役目を持つと感じております。とりわけ地域活動というのは、市長も御存じのとおり、土曜日であったり日曜日であったりですね、早朝や夜間であったり、現在はできておりませんが、時には膝を交えての飲み会等があったりとかするわけですが、そうして地域の方々と打ち解け合いながら信頼を得て、初めて受け入れられてくるというようなものだと感じております。現在5名の方々は積極的に活動に参加をいただいているものと思いますが、今後においても言葉は悪いかもかもしれませんが、今少しありました事務局的なということがありましたけれども、単に事務屋ではなくてですね、地域の一員として、できれば地域に居住していただいて、一緒に地域のことを考えて共に悩んで共有できる環境でいてもらいたいものだなと、この地域支援員の方々にそういった役割とか立場にいてもらいたいなと少し感じております。

そこで、この当局としての思い描いているこの地域コミュニティの在り方についてですが、将来的にはこの支援員の役割、役目をどの程度までこの地域の活動支援として担ってもらいたいと考えているのか、そこら辺についてはどのように考えているのかお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 人材面のことであろうかというふうに思いますが、地域支援員が支援できる部分があると思いますし、また希望される支援の内容によっても違うというふうに思いますので、支援員がどこまで入り込めるのかというのは、やはり組織再編をしてそしてこのいわゆる予算の流れですね、そこも含めて全体的な編成というか取組をしていかないと、先ほど言いましたように、校区公民館と今のいわゆる地域コミュニティ協議会の違いというのが、私は見えてこないのではないかなというふうに思います。おっしゃるように、地域支援員のこの取組方という

のは、そのことがどこまでできるのかですね、やはり地域に寄り添った取組をしていかなければいけないということを考えると、それはおっしゃるとおりだというふうに思いますが、例えばこのことがいわゆる指定管理等々になりますと、またそこ辺の中身も違ってきますので、そこも併せてどういう形が地域支援員が入り込めるのか、入っていいのかも含めて、内部で十分協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） 理想論かもしれませんが、先ほど単なる事務屋ではなくて、できれば地域に居住していただくような気概を持って、地域とともに考えてもらいたいという思いがありますが、そこについてはどうですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおりであります。そのことができるのかどうかは別にして、私も全く同じ考え方でございます。

○8番（野村広志君） まさに地域コミュニティが今後存続できるかどうかの根幹に関わるものにもなるのかなと思います。しっかりと庁内でも議論をしていただきまして、効果的に配置ができるようお願いしておきたいと思います。

では、もう1点お聞きいたします。ふるさとづくり委員会のサポート職員についてであります。地域コミュニティ協議会に移行した場合、既存のふるさとづくり委員会は、地域コミュニティ協議会に吸収というか一緒に組み込まれるということですが、必然として、このサポート職員についても地域コミュニティ協議会に付属するものと捉えておりますが、その辺の考え方について少しお示しをいただけますか。

○企画政策課長（西 洋一君） 現在、地域コミュニティ協議会に移行している地区と、公民館の位置づけの地区がそれぞれありますけれども、基本的に、もともとふるさとづくり委員会というのが公民館単位のところも現在ございます。地域コミュニティ協議会に移行したところは、その中でふるさとづくり委員会的な部を立ち上げて活動をしているところでございます。

市役所職員のサポート職員については、これまでと同様、全ての地域にサポート職員を配置しておりますので、今後におきましても地域コミュニティ協議会に移行した中で、ふるさとづくり活動において行政職員を配置して、また地域の方々と一緒に活動をしていただくという形になるうかと思っております。

○8番（野村広志君） このサポート職員の制度についても、地域コミュニティ協議会に変わっても同じように協力をしていくというような答弁であったかと思っております。このサポート職員は市の職員になりますけれども、地域にとっては、やはり強力な担い手であることには変わりはありません。地域コミュニティ協議会に移行してからも、引き続き地域のサポーターとして尽力を賜りたいと願っておりますが、そこで、少しお聞きしますが、以前にもお話ししたかと思っておりますけれども、積極的に協力をしていただいている職員においては、職員の人事評価制度に基づいてこういったサポート職員は、しっかりと評価する仕組みになっているのか、その点についてはどうでしょうか。

○総務課長（小山錠二君） 現在、人事評価制度に取り組んでいる中でありますけれども、職員

の資質そしてまた個人の持っているモチベーション、性格、様々な評価がございますが、そのことをもってそれを特別に、そのボランティアについての評価についてはその人事評価の制度の中では特別には出てきていない状況ではありますけれども、人格、素質、そういう類いのものについては人事評価の対象となっているところでもあります。

○8番（野村広志君） この人事評価の部分は総務課の所管になるかと思いますが、市長にこの考え方をお聞きしますが、このボランティアであるとかそういった地域活動に一生懸命取り組んでいただいている方々、これは地域の根幹に関わってまいりますよね。また、先ほど申したとおり、職員は地域にとっても大きな人材の一翼を担う方々になるのかなと思います。私は、しっかりと評価の中でもその項目を設けて、ボランティアはふるさとづくり委員会だけではなくて、サポート職員の業務だけではなくて、ボランティア活動を広く拾って評価すべきであると思いますが、お考えについてお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） これは人事ヒアリング、そして自己申告等々を見て評価も併せてしているところではありますが、ある市では、今おっしゃった評価の仕方をしているようです。例えば、ボランティアで一生懸命頑張っている職員については、何らかの支援というか優遇措置をしているとかというのはありますけれども、果たしてそれでいいのかどうかというのも含めて、逆に、何かそういうものも必要だなというのも確かに私自身も持っております。ただ、先ほど総務課長のほうでも言いましたように、なかなか評価の分類というのがいっぱいありまして、その評価の仕方ですらその職員の評価をもちろん決めるのですけれども、なかなか難しいのかなという部分もあります。ただ、異動等についてはやはりそういう評価と申しますか、人事ヒアリングあるいはその自己申告等々をしっかりと見据えた上で、本人の考え方等を受け入れながら、その評価に値するのかがどうか分かりませんが、そこ辺を見ながら異動もしているし、ただ、評価の仕方をどうしていくかというのは私も考えているところです。どういうのがその職員のやる気を起こすことができるのかどうかということでもありますので、そこ辺はまた先進地事例等もございますので、そこ辺を踏まえた評価をしてまいりたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） こういったことについては、長い目で見ていただいたほうがいいのかないと、持続可能な地域を維持していくということにとっては、大変大切なことなのではないかなと感じております。市の職員も地域に戻れば、地域の担い手であることは当然であります。評価しづらい部分もあろうかと思えます。なかなか難しい部分もあろうかと思えますけれども、丁寧にそのことを拾い上げていただきまして、評価に結び付けていただけるような仕組みをしっかりと議論していただきたいと思えます。職員のやる気を引き出すという意味合いでも、そういったことというのは非常に大事なことなんでしょうなと思っておりますので、ぜひ市長、お願いしておきたいと思えます。

では、次に最後の質問に移ります。地域内の公共施設等は、老朽化が目立つものが見受けられております。公共施設等総合管理計画に基づいて計画的に改修等の事業が図られると思えますが、地域コミュニティの中でも、このような現状を踏まえながら、様々な議論をもうそろそろ深めて

いく必要があるのではないかなと感じております。そこで、こういった考え方に基づいた見解について、まずはお考えをお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 平成28年度に策定しました公共施設等総合管理計画を踏まえ、令和2年度に公共施設等個別施設計画を策定しております。この個別施設計画では、13の施設分類ごとに実施方針の検討結果を示しているところであります。

公共施設の今後の方針としましては、地域コミュニティ再構築の検討や市民の意見を拝聴しながら、地域内にある公共施設の集約化等に向けた検討を行うとしているところであります。

現在、施設の在り方については、それぞれの所管課での検討はもちろん、庁内で横断的に議論しており、具体的な方向性が決定した段階で、地域へ市の方針を丁寧に説明し、市民の皆様の理解が得られるように努力をしてみたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） 市としては、持続可能で将来展望の描ける均衡ある都市構造の在り方についてであります。このことについては、都市計画マスタープランにも示されておりますが、その中で小さな地域生活拠点の形成について、これは様々な捉え方があると感じておりますが、現に地域内の既存の公共施設等は、経年劣化等により老朽化が進んでおります。公共施設等総合管理計画に基づいての計画的な廃止や統合、耐震化や建て替え等など、施設ごとの計画が立てられていると思いますが、どの施設においても地域にとって失い難い施設であることは当然であります。

しかし、こういった公共施設の在り方等については、今市長からもありましたとおり、あまり地域で話されることはなくて、ある程度方向性が定まった段階で当局から示されるということが今までの流れであったかと思えます。将来的な地域の実情を踏まえ、鑑みたときに、持続可能な地域を構成するには、真に、誠に、本当に必要な施設とはどのようなものなのかも含めながら、もうそろそろ地域とともに議論を始めていく必要があるのではないかなと感じております。これは、具体的でなくて少し漠然とした言い回しになっておりますが、先ほど述べた地域コミュニティがしっかりと機能して、誰もが安心して生活をし、暮らしていける持続可能な地域を構成するためにも、この小さな地域、生活拠点を機能的に配置して、どの地域で生活しても、均衡ある市民サービスが享受できるようにあるべきだと思えます。このような考え方について、市長のお考えを少しお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） これは先ほど言いましたように、やはり施設の在り方というものを考えながら、そしてコミュニティ再構築の検討そして意見を拝聴しながらということで答弁いたしましたが、そういう集約化等に向けた検討を行って対応してみたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） とかくこのような議論を始めるとすると、地域が衰退しかねないとか考える向きもございますが、私はむしろ地域からの自発的な意見は、持続可能で発展的な在り方の新たな提案が可能になるのではないかと考えております。市当局としても、これからの地域の役割や市全体としての新しい新たな地域位置づけみたいなものをしっかりと見据えて、将来持続可

能な提案として捉えていただきたいなど考えております。そのためにも、この地域コミュニティの在り方が重要であり、主体的な自治が機能する制度の仕組みについて、さらに踏み込んだ議論が必要なのではないかと考えております。

最後になりますが、5年先、10年先の志布志市を思い描き、今我々が取り組まなければならない難題にしっかりと向き合っていく覚悟のようなものを、市長お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 今まで校区公民館として地域の活性化等含めて取組をしていたわけですが、やはりこれからは地域コミュニティ協議会として、市と対等な立場で地域の活性化を図っていくという取組でございますので、今おっしゃいましたように、その地域、地域の特性を生かすためにも、施設の在り方も含めてしっかりとこの地域の活性化をどうやったらより一層発展していけるのか、そこが市民の皆さんの活動によってできていくわけでありまして、一緒に連携して取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） 今回、港湾行政と地域コミュニティ協議会の在り方について質問をいたしました。どちらにおいても、志布志市の将来において大変重要なテーマであると言えます。すぐに答えの出るものではなくて、長い時間をかけて議論を重ねていくものなど様々あったかと思いますが、真摯に向き合いながら答えを導いていただきたいなどお願いをして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（平野栄作君） 以上で、野村広志君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

—————○—————
午後1時52分 休憩
午後1時59分 再開
—————○—————

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

次に、1番、永田梓さんの一般質問を許可します。

○1番（永田 梓さん） こんにちは。永田梓です。感染症対策のために、私はマスクを着けたまま質問させていただきます。今年も志布志市内でアカウミガメの産卵、子ガメの脱出を無事確認、観察することができ、たくさんの市民の方と子ガメたちを見送ることができました。志布志市の豊かな自然環境は、本当に世界にも誇れるものではないかと改めて感じた夏になりました。

早速質問に移らせていただきますが、所有者不明の猫たち、いわゆる野良猫についてお伺いしていきます。本市では、令和3年10月から所有者不明猫の不妊・去勢手術費用を対象団体に対してメス1万円、オス5,000円、1団体につき一年間5匹まで補助をしていますが、現状では、所有者不明猫が少なくなったように思えないのですが、開始から現在までの実績を教えてください。

○市長（下平晴行君） 永田議員の御質問にお答えいたします。

市では、所有者不明猫の繁殖を抑制し、良好な生活環境の保全を図るため、令和3年度から所有者不明猫の不妊及び去勢手術費用に対して補助金を交付しているところでございます。

この補助金は、市内に住所を有する2人以上の者で組織されたボランティア活動団体に対して、不妊手術費で一匹当たり1万円、去勢手術費で一匹当たり5,000円の助成をしているところであり、

補助実績につきましては、令和3年度で7団体に対して不妊手術が13匹、去勢手術が5匹、合計18匹で13万6,000円の助成をしております。令和4年度は、8月末現在で5団体に対して不妊手術が10匹、去勢手術が1匹、合計11匹で8万2,000円の助成をしているところでございます。

なお、このほか不妊手術5匹について1団体が申請中でございます。

○1番(永田 梓さん) ありがとうございます。

では現在、市内の所有者不明猫の頭数を把握されていたら、大体でよろしいので教えてください。

○市長(下平晴行君) 実数を把握することは難しいため、頭数の把握はしていないところであり、

○1番(永田 梓さん) では、猫に関する相談、例えば多頭飼育の崩壊や捨て猫などについて、市のほうに相談というのが寄せられているのか伺いたします。

○市長(下平晴行君) 令和2年度16件、令和3年度13件、令和4年度8月末現在で6件となっております。

相談内容は、餌をやったことで野良猫が集まったことによるふん尿や、家への侵入に関するものが主なものとなっております。

○1番(永田 梓さん) この補助金について、市のホームページで検索をしてみたのですが、私には見つけることができなかつたのですが、市民にはどのように周知されたか、教えてください。

○市長(下平晴行君) 市報、環境学習会、ホームページ等で周知をしているところであります。

また、被害者からの相談があれば、相談元である当事者に、チラシ等で制度の説明を行っているところであります。

○1番(永田 梓さん) ぜひホームページにも早期に掲載し、市民に情報格差が生じないようにしっかりとした情報の開示をお願いしたいと思ひ、ます。

私も最近知つたのですが、どうぶつ基金という公益財団法人があります。この法人は、「さくらねこTNR」という活動をされていて、TNRの「T」がT r a p (トラップ)で捕まえる、「N」がN e u t e r (ニューター)で不妊手術をする、「R」がR e t u r n (リターン)で元にかえすという意味です。どうぶつ基金の冊子には、「1匹の母猫からから年間に生まれる子猫、またその孫の猫たちは、最大50匹以上である」と記載があります。年間一団体5匹までの本市の制度では、とても追いつかないのではないかと思います。どうぶつ基金は、無料チケットを発行し、全国の所有者不明猫たちを協力病院で無料で不妊手術をしてくれる団体です。個人でも団体でも申請は可能ですが、個人だと20枚まで、団体だと40枚までと決まっております、これが行政で登録をすると上限が無しになり、予算可能な限りチケットを発行してくださるそうです。

都城市や曾於市でも、どうぶつ基金を活用しており、都城市が令和4年6月からで120匹、曾於市が令和4年4月からで80匹の不妊手術が完了したそうです。どうぶつ基金のホームページで行政登録をしている近隣市町村を探そうとしたところ、志布志市もどうぶつ基金に登録をされていましたが、いつ頃登録し、現在までこの基金を活用し、何頭手術したのかお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 本市としては、どうぶつ基金には令和3年11月に登録しておりますが、現在まで実績はないところであります。

市としましては、市民からの相談で捕獲器で野良猫を捕獲、先ほどありましたようにTNRを昨年11月にNPO法人「犬猫と共生できる社会をめざす会鹿児島」と連携して行い、55匹のTNRを実施したところであります。

また、どうぶつ基金については、市の補助金と利用条件が異なっており、例えば、どうぶつ基金を利用する場合は、協力病院であることが条件となっております。鹿児島県内の協力病院は、鹿児島市、始良市、日置市に7病院しかないなど、遠方で手術する必要があります。相談があった場合は、利用者側にとって利用しやすい制度を案内したいと考えておりますので、相談内容を見てどうぶつ基金も紹介していきたいというふうに考えているところでございます。

○1番（永田 梓さん） どうぶつ基金にも先ほど市長がおっしゃられたように、多少のデメリットがあり、市内でチケットが使用できる協力病院が残念ながらありません。一番近い病院では、始良市まで行かなければならないのですが、協力動物病院の登録方法を私もどうぶつ基金に問い合わせしてみたのですが、「病院側ではないと、お教えすることができない」というふうに回答をいただいております。市内には3か所の動物病院がありますので、市として「協力動物病院登録をぜひお願いします」というふうに推進していく形は取れないでしょうか、お伺いいたします。

○市民環境課長（留中政文君） どうぶつ基金は、先ほど議員がおっしゃるのように、県内で7病院で市内にはないというふうなことでございます。また、市内には三つの動物病院で手術ができますので、その病院ともどうぶつ基金のことについては話をしてみたいというふうに思います。

○1番（永田 梓さん） 鹿児島県内の令和元年のデータではありますが、犬猫の殺処分頭数が1,000頭を超えています。そのうち9割が猫ということです。人と動物が共存できる社会を目指し、殺処分により命が失われることがないよう、ぜひどうぶつ基金も同時に活用し、殺処分ゼロになるよう市民に広く周知を進めていっていただきたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。教育行政についてお伺いいたします。教育行政につきましては、私の子供たちも日頃より大変お世話になっております。また、この場をお借りしてですが、図書館の利用について、高齢者の方からこのような声をいただいたのでお知らせいたします。

「両親を早いうちに亡くし、小学校から学校に通うことができず、字の読み書きが恥ずかしながらできませんでした。今は字が読めるようになり、図書館の方が自分好みの本を選んで持ってきてくださいます。この歳になって、本を読むことが楽しく生きがいです。本当に図書館の方に感謝しています。ぜひ教育委員会の方にも伝えてほしい」というふうにお声をいただきました。本当にうれしそうに本が読める喜びをお話ししてくださいますので、私も幸せを分けていただいた

ように感じたところでした。

では、本題に入らせていただきますが、志布志市子ほめ条例についてお伺いしていきます。平成18年1月1日から、志布志市として施行された志布志市子ほめ条例ですが、合併前の志布志町時代からの条例と認識しています。義務教育期間中に一人1回表彰するというこの子ほめ条例ですが、子ほめ条例施行の経緯をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 本条例につきましては、先ほど議員のほうからありましたとおり、旧志布志町で平成15年度より施行されておりました志布志町子ほめ条例を継続し、平成18年1月1日より志布志市子ほめ条例として公布・施行をしているところであります。

本条例は、児童・生徒の個性や能力を発見し、これを表彰することによって、心身ともに健全な児童・生徒を地域ぐるみで育てることを目的とした条例であります。ほめることを規定する条例は、全国的にも極めて少ない条例であり、本市の基本目標である「心豊かで志あふれる人づくり」に合致した条例であるというふうに考えているところでございます。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

志布志市子ほめ条例では、ボランティア賞、親切賞、親孝行賞、友情賞、あいさつ賞、努力賞、創造賞、勤労賞、読書賞、学芸賞、スポーツ賞及び特別賞の12の賞を定めております。学校と地域が連携して、様々な観点から子供の良さを見つけ、ほめることで子供たちに自信や誇りを持たせ、自分を見つめさせ、自分の長所を再確認させながら、自己肯定感や自己有用感を育むことができていると考えております。

さらに、自分の得意な分野で表彰されることで自尊感情の高まりとともに、志を掲げ、夢やあこがれを持ち、目標を持って努力できる人を育てることにつながっていると考えているところで

す。このことは、志布志市が大事にしている「きらり輝く三つの教え」や志布志市教育振興基本計画に掲げる「夢や希望を実現し未来を担う心豊かで志あふれる人づくり」と合致した条例だと捉えております。

○1番（永田 梓さん） 子ほめ条例施行規則には、賞状とメダルを贈呈するとありますが、年間どのくらいの児童・生徒に表彰されているのかをお伺いいたします。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

その年によって幾らかの差はございますが、年間300人から350人の児童・生徒を表彰して授与してしております。

○1番（永田 梓さん） 表彰された児童・生徒や保護者からの反応などは、教育委員会の方まで届いているのでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 教育委員会にも声が届いております。昨年そして一昨年の声の幾つかを紹介させていただきますと、例えば保護者、地域の方の声といたしましては、「子供がすごく喜んで帰ってきた」、「ほめてもらえたことで親も子もこれから先の自信につながった」、「子供の意欲が上がるいい制度だ」。それから学校からの声といたしましては、「友達が表彰されるのを見

て、それぞれ人はいいところがあることを感じとることにつながっている」、「表彰されるのは、子供たちの大きな励みになっている」、「受賞した子供がその賞にふさわしい自分になろうと、さらに意欲をもって努力するような姿が見られるようになった」などの声を聞いているところです。

○1番(永田 梓さん) 保護者間の集まりで話をしていると、私のところには「表彰が高学年になるにつれて、うちの子はまだもらってこない、先生はちゃんと見ているのだろうか」と不安になる声や「少し無理矢理な表彰の内容ではないか」などの意見もありました。親孝行賞は、先ほどの小野議員の質問にもありましたが、ヤングケアラーにも考え方によっては関連してくる内容ではないかと思います。

では、賞状1枚の金額とメダル1個作成するのに幾らかかるのかお伺いしたいと思います。

○教育長(福田裕生君) 賞状とメダルの予算についてですが、令和4年度につきましては、賞状とメダルで42万9,000円を予算化しているところでございます。

○1番(永田 梓さん) 42万9,000円ですね。保護者の中で、まず子ほめ条例を知らない方がたくさんいらっしゃいます。知っていても「誰でももらえるやつでしょう」との声もあります。

「メダルより図書券などの実用的なものをもらったほうがうれしい」との声もあります。子ほめ条例自体はすばらしい条例だと私も思います。しかし、賞状だけでも十分ではないかなと少し思います。親としても賞状をもらってこすることで「よかったね、これからも頑張ろうね」などほめるきっかけにもなりますし、普段会話の少ない親子にも、多少の会話が生まれると思います。しかし42万9,000円、賞状も入っての金額になるそうですが、この予算をほかの図書券など実用的なものに変更して贈呈することや何種類からか選べるようにする、もしくはこのメダルにかかっていた予算を、全校生徒が活用できるように遊具や楽器などの整備に充てるなど、ほかの使い方を検討し、条例の見直しというのができないのか、教育長の考えを教えてください。

○教育長(福田裕生君) 子ほめ条例の意義といたしましては、商品を与えるというのではなくて、子供を含む地域の人々が相互理解を深めるとともに、地域ぐるみで子供を育て見守るという好ましい人間関係を醸成していくというような趣旨等もあるかと思っております。子供にとってもほめられるだけの資質を持ち、行動ができる自分の再確認をし、自信を持つことにもつながっておりますし、学校・家庭・地域の子供たちに関わる人々が子供一人ひとりの良さや個性を認めて表彰することで、児童・生徒の自己肯定感、有用感をさらに高めることにもつながっております。

メダルを贈呈することにつきましては、自分の良さや善い行いなどが認められた一つの証として、大事に家に飾っている児童・生徒がいることも、これも事実でございます。賞状やメダルが子供の良さを見える形にしたものであるということを理解していただいて、自分の良さをそれをもってまた再確認したり、新たな夢やあこがれを抱き、自己実現に向かっていただきたいという思いで、賞状とメダルの授与ということで取組を続けているところでございます。

○1番(永田 梓さん) 今手元にちょうどあるのですが、これはうちの息子がもらってきた分になります。こちらを飾っている方はいいと思うのですが、本当に必要なくすぐに捨ててしまっ

たという方も実際いらっしゃいました。なので、難しいかもしれませんが、ものを選ぶようにできるなど、保護者や児童・生徒に寄り添った形で希望をかなえてあげられるように、もし可能であれば、いま一度内容とそのメダルについて検討をお願いしたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。福祉行政について伺いたします。本市では、結婚50周年を迎える御夫婦をお祝いするため、合同金婚式を開催していますが、コロナ禍における開催で、どのような内容でどのような形で行われているのか伺いたします。

○市長（下平晴行君） 合同金婚式につきましては、令和元年度までは市社会福祉協議会が開催していたところですが、令和2年度からは市が開催することとしたところがございます。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止により中止いたしました。令和3年度は、3月26日に有明地区公民館多目的ホールで開催し、20組が参加されたところがあります。参加対象者につきましては、これまで参加されなかった御夫婦や配偶者がお亡くなりになられている方も対象とし、お祝い状や記念品の贈呈、メッセージ交換、アトラクション、記念撮影等約1時間の式典を行ったところがございます。

○1番（永田 梓さん） 以前、社会福祉協議会に委託されていたそうですが、本市で行うことになった経緯と社会福祉協議会が行っていた際の参加人数、市で行っていたのは20組ですね、社会福祉協議会の数が分かれば教えてください。

○市長（下平晴行君） 令和元年度までは市が補助金を交付して、社会福祉協議会が開催しておりましたが、社会福祉協議会が人員体制や事業見直しを行う中で、社会福祉協議会と協議を重ねた結果、市が事業費のみで人件費を補助委託していない合同金婚式事業及び寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業につきましては、社会福祉協議会での実施が難しいということで、令和2年度から市が実施することとしたところがございます。

令和元年度の合同金婚式は、24組が参加されたということがございます。

○1番（永田 梓さん） 令和2年度は感染症の拡大のため開催中止ということですが、令和3年度に開催された際に、入居施設などから一時外出をもらって参加された方や、車いすでの参加などがあったのかを教えてください。

○福祉課長（木村勝志君） ただいま質問がございました入所施設からの参加者、車いすでの参加者はなかったところがございます。

○1番（永田 梓さん） 社会福祉協議会が開催していた際には行っていた祝賀会や送迎を現在していないのは、何か明確な理由があれば教えてください。

○市長（下平晴行君） 市の補助事業については定期的に見直しや検討を行っておりますが、金婚式を市が開催することと、見直しの時期も重なり、検討した結果、飲食については家族で行っていただきたいということで、市の方針として飲食の提供は行わないこととしたところあります。

また、バス送迎については、以前は運行しておりましたが、飲食の提供を行わないためにバス送迎も行わないこととしたところがございます。

○1番（永田 梓さん） 今回この合同金婚式について、市民の方より御意見をいただき質問させていただいております。社会福祉協議会が主で開催していたときには、施設から一時外出をもらって参加される方や車いすの方の参加もあったそうです。結婚し、志布志市で子供を育てて50年間貢献されてきた御夫婦が、非常に楽しみにされており、参加された皆さん本当にうれしそうだったそうです。過去に、この合同金婚式の数日後にお亡くなりになり、「皆さんとお祝いできる最後の式典でした」とのお声もあったそうです。コロナ禍で祝賀会の中止というのはもちろん理解できますが、祝賀会と送迎も行い、長年連れ添った御夫婦をお祝いしてあげられないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 高齢者が集うイベント等でバス送迎を行っていないケースはほかにも考えるところであります。また募集の段階で「送迎はないのか」というお問い合わせはなかったところでございますが、本年度開催する際は、アンケートに送迎の件を項目に加えて、その結果を参考に、より多くの方が参加しやすいような方法で、内部で協議をしていきたいというふうに考えております。

○1番（永田 梓さん） 参加される方をお伺いしたところ、平均70歳代と伺っています。もしかしたら免許返納されている方もいらっしゃるかもしれませんし、車いすや自分で体を動かすのが大変な方が、運転できなくて来れないという方もいらっしゃるかもしれませんので、どうかたくさんの方が参加できるよう、どのような方法が十分サポートが行き届くのか検討していただきたいと思います。また、一人金婚式についてですが、令和3年度に一人金婚式の方の参加はありましたか。教えてください。

○福祉課長（木村勝志君） 一人金婚者につきましては、昨年度も対象として周知をしました結果、お一人の方から申込みがあったところでございますが、当日は都合により参加がなかったところでございます。

○1番（永田 梓さん） お一人の申込みということで、ちょっと寂しい感じはしますが、一人金婚式と御夫婦揃っている合同金婚式を午前と午後で分けるなどして、別々に開催したほうがいいのではないかと思ったので御質問させていただきました。参加者が1人であれば、それはもう難しいことかもしれませんが、結婚50年の時の流れはまだ私には想像のできない時間ですが、自分の立場に置き換えて考えた際に、大好きな人に先立たれ、つらい思いをされた方に、目の前で御夫婦のメッセージの交換や仲良く御夫婦揃っている姿を見ると、非常に寂しい思いをするのではないかなと少し感じております。ぜひ、このことも一緒に検討していただきたいと思います。一人でもこの日を迎えられるよかった、みんなにお祝いしてもらえてうれしい、志布志市で頑張ってきてよかったと思い出に残るような日にしてください。

最後ですが、この相談をしてくださった市民の方から、厳しい口調で「何が志あふれるまちだ」と言われてしまいました。実は以前、市外の方にも同じ言葉を言われたことがあります。本当に自信を持って「志布志市は志あふれるまちです」と、みんなが言えるようなまちにしていってください。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（平野栄作君） 以上で、永田梓さんの一般質問を終わります。

次に、2番、栢山晋司君の一般質問を許可します。

○2番（栢山晋司君） 改めまして、皆様こんにちは。会派、志みらいの栢山晋司でございます。今回初めての一般質問になりますので、まずもって市議会議員選挙におきまして、市民の皆様から負託をいただき、こうして議員1期目を担わせていただくことになりました。――

――選挙期間中におきまして、旧姓里菌晋司として登録させていただきましたが、議員となるにあたり、戸籍名の栢山晋司として氏名登録をさせていただきましたことを御報告いたします。志布志市議会議員の一員として、市民生活向上のために尽力してまいりたいと考えております。執行部の皆様におかれましても、何卒御指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。市長におかれましては2期目の取組として、1期目の計画や実施案件の結果が反映されてきていることと思いますので、議員としてしっかりと取組の確認をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速質問に入らせていただきます。今回5項目の質問をさせていただきます。通告書に基づきまして、順次質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

ではまず1番目、津波対策についてお伺いいたします。令和4年度に入り、定例会や住民説明会の中でも津波避難の経路の説明は行われておりますが、迅速な避難を行うための対策の実施状況はどうか、お聞かせいただければと思います。

○市長（下平晴行君） 栢山議員の御質問にお答えします。

津波対策につきましては、現在、南海トラフ地震発生による津波から避難することが困難な避難困難地域を解消するため、有明町通山校区の押切西地区に築山による避難高台を近く工事に着手する準備を進めているところであります。

議員御質問の迅速な避難を行うための対策の実施状況ですが、高台へ向かう避難経路や緊急退避ビルへの誘導表示板を増やす必要がある場所など、調査を進めており検討を行っているところでございます。

○2番（栢山晋司君） この津波対策、私もこの押切西地区の住民説明会、これに関しては附帯決議が付いたものでありました。そして私もそこに賛成をいたしました。私自身もその責務として現場に赴き、市長がどのような説明をするのかをしっかりと確認してまいりました。市長が市民の皆様の前に立ち、説明を行ってまいりました。それを私もしっかりと確認しておりますので、市長が津波対策についてしっかりと理解をされているのかなというふうには思っております。築山高台などのこの一時避難のみならず、迅速な避難を行うための対策としての表記、看板などということになるのか、もしくはそうでないものなのか、何かしっかりとした案があればお伺いします。

○市長（下平晴行君） 新たな避難経路の表示については、標高表示板などの設置について、しっかりと対策を講じてまいりたいというふうを考えております。

○2番（栢山晋司君） 今回この質問をするにあたりまして、私が意識するところは、これは本市に暮らす皆様であれば、大体分かるかもしれませんが、ですが、施政方針、所信表明を見ますと、移住・定住、観光促進にも取り組むというふうにしっかりと書いてあります。今日初めて志布志市に来られた方が、もし大きな災害に見舞われたとき、津波による避難が必要なときに、どこに、どのように、どうやって、素早く迅速に移動できるのかというのが、非常に重要な部分かと思えます。今市長がおっしゃっていました、「津波の高さがここまでですよ」とか「想定ではここまでを想定しています」とかいろんな高さの表記があるかと思えますが、先ほど申しましたとおり、早く逃げる、海からより遠くへそして素早く、そのために必要な誘導の表記、こういったものが必要ではないかなと考えますがいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 基本的には「てんでんこ」と言いますように、高いところに早く逃げるというのは基本であります。

○2番（栢山晋司君） 市長のおっしゃるとおり、早く高いところへ逃げるために、誰がどう見ても「こちらに行けば分かりますよ」というような表記はいかがでしょうかという質問になります。お願いします。

○市長（下平晴行君） これは当然、逃げる側が標高表示板に沿って逃げるためにも必要であると、いわゆるそういう表示板の設置が必要であるというふうに考えております。

○2番（栢山晋司君） この高い場所へ移動するというふうにあります、これは例えばこの庁舎であれば、すぐ上に高いところがありますので、移動できます。ですが、水平移動が必要な場合、水平移動というのは、右か左かにまず水平に移動して高いところに逃げる場合、こういったところのこともしっかりと考えていかなければ、早く、高く、上るところがもしかしたらちょっと難しくなるのかもしれませんが、なので、そういうところもしっかりと考慮いただいたの看板表記に取り組んでいただきたいと思えます。

この部分に関してですが、私個人の話でちょっと申し訳ないのですが、熊本地震の時に関係団体との連携で現地に複数回入りまして、支援に入らせていただいております。また本市におきましても、職員の方々が災害現場で尽力されたと伺っております。このとき、災害後すぐに指定避難所と非指定避難所の問題が起きました。非指定避難所ですが、これは登録されていない避難所です。つまり避難所ではなく人が集約されてしまった場所、広い場所にみんなが集まってしまったというようなことが起きました。これは、非指定避難所と呼ばれました。ここに人が集まることによってどうなるか。「あそこはきっと指定避難所なのかもしれない」という意識を持って、次から次に人が集まり、物資も届かない、情報もないというような非指定避難所というところが存在してしまいました。これに関しては、本市にお住まいの私の友人の家族もその場所にいたということで、当時、そこのサポートになるような情報提供をさせていただいたことがあります。だからこそ、この看板の表記でございまして。しっかりとどこに行けば何があるのか、避難所はどこなのか、どこまでの高さの想定で、どこまで逃げてくださいという分かりやすい表記というのがいかに必要なのかというのを、しっかりと市長に御理解いただきたいという思いで

質問をさせていただいております。

そして、この件につきまして、担当課ともかねてより御相談等をさせていただいておりますが、この避難ルート、避難場所、これを日常的に理解できるという環境づくりが必要かと思っております。日常的に理解できる環境づくりというのは、まさに先ほど市長もおっしゃっていただいた表記、看板でございます。どこに何があるかはよく分からないけれども、どこに何があるか、どの方向にあるかというのが日常的に意識付けられているだけでも、必要な瞬間に必要な情報というのは脳の機能として使われる部分、RASという脳幹網様体賦活系という部分が働きまして、すぐ思いつくというような機能を持っております。看板の効果というのは非常に高く、無意識でも避難誘導、避難指定路の場所がどこにあるのかが分かるというような意識の植えつけができるのではないかとこのところが考えられますので、ぜひ取組のほうを考えていただければと思います。

では、2番に移らせていただきます。子育て支援についてお伺いさせていただきます。ちょっと緊張もほぐれてまいりましたので、マスクも外して質問させていただきます。子育て支援についてお伺いいたします。まず1番目です。移住を目的に本市を訪れる方々や観光に訪れるカップルなどが、本市で充実した時間を過ごすために、預かり保育などの対応を行っているかどうかというのを伺います。

○市長（下平晴行君） 移住の下見や観光など、市外から訪問される方に限定した預かり保育としては対応しておりませんが、一時預かり保育につきましては、市内全ての保育園等において実施されております。

一時預かり保育は、住所地や預ける理由等について限定されるものではないことから、市外の方の移住を目的とした下見や観光であっても、利用することは可能であるというふうに思います。一時預かり保育を実際に利用される際には、各園等に問い合わせいただくこととなりますが、必要に応じて御利用いただけるものというふうに考えているところでございます。

○2番（栞山晋司君） どの地域の方でも事前に申込みがあれば、お子様の預かりをお願いできるということは理解できました。

では、例えば御夫婦ですとかお子様連れの方が市内で遊びたい、もしくは移住のために住宅を見たいというような場合もあるかと思っております。このとき、お子様だけ預けてということもあるかもしれませんが、なかなかお子様だけ預けてというよりは、もしかしたら一緒にお子様を連れて移動したい方というのもあるのかなというふうに思います。ただ、この部分に関しては私のほうも調査がしっかりとできておりませんので、大変申し訳ない質問になってしまいますが、このときに同行できるようなシッターサービスによるサポートという取組のほうはいかがかなと思っておりますが、お伺いします。

○企画政策課長（西 洋一君） 先ほど市長のほうから、「一時預かり保育については、保育園のほうに事前に問い合わせいただいで対応可能」ということで答弁がありましたが、同行をしてということについては、今のところニーズというものもございませんので、実態がちょっと把握ができておりませんが、今のところ市としては、そういったものは行っていないというのが現

状であります。

○2番（栞山晋司君） ニーズがないのか、まだニーズがしっかりと上がってきていないのか、預けることは大丈夫ということで、じゃあ預けようと、まさか同行していただけるということがあるなんてというのがあれば、もしかしたらニーズが上がってくるのかなというふうにも思います。今後またそういったところも私自身も調査をしながら、また再度この質問はしっかりとさせていただきますと思います。

本市総合計画を見ても理解できますが、人口動態を考えますと、どうしても若い方の人口というのが急速に一回沈み込んでおります。その後またV字型の形で年齢が上がるにつれて人口動態というのは増えていきますけれども、この若い方々にぜひ志布志市でしっかりと長く暮らしていただきたい、継続して暮らしていただきたい。そのためには子育てしやすい環境というのは非常に重要かと思えます。

その上で、2番目に移らせていただきます。近年増えるインクルーシブ公園について考えをお伺いいたします。まず、既存の公園の数と管理・運営の状況を教えてください。

○市長（下平晴行君） 本市が設置している公園などは、都市計画区域内にある都市公園のほか、高下谷公園や開田の里公園など35施設の維持管理を行っているところでございます。

今後、公園の利用者の少ない公園については、廃止を含めた検討を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

○2番（栞山晋司君） 35施設の公園があるということで、「なかなか志布志市は公園が少ないよね」というお声をいただくのですが、数だけ見るとかなり多いのかなというふうに思います。この公園に関してですが、それぞれどの程度活用されているのかなというところは、気になるころではあります。活用の度合いによっては、そこに維持管理のほうもかかってくるということで、市長がおっしゃられた必要な部分の集約ですかね、そういったところに取り組むというのは、非常に今後の新しい公園の取組についても前向きな動きになっていくのかなと想定をします。

では、次に移らせていただきます。施政方針でも「特別支援教育の充実に取り組む」とあり、6月議会で、市長自らインクルーシブ教育についての答弁が言葉があったと思います。インクルーシブ公園についてどのように考えているかを、ここでまたお願いいたします。

○市長（下平晴行君） インクルーシブ公園は、今後必要であるというふうに認識はしているところであります。公園の利便性のいい場所などを考慮しますと、都市計画区域内での設置が一般的と考えております。

しかしながら、本市の都市公園については既に面積要件が充足していることから、新たな都市公園の設置は難しいため、現在ある都市公園の長寿命化を図っていく中で、併せてインクルーシブ公園の在り方を含め、調査・研究していきたいというふうに考えております。

○教育長（福田裕生君） 先ほど市長から説明がありました35の施設のうち、13施設につきましては教育委員会が管理を行っております。それぞれの公園の利用者につきましては、申請書の必要な指定管理施設である運動施設等につきましては把握できておりますが、申請等が必要のない

自由に使用できる公園につきましては、具体的な利用者数は把握していないところでございます。
主な利用といたしましては、近隣の住民であるとか保育園、幼稚園、小学校の遠足などで利用しているようでございます。

○2番（栞山晋司君） まずインクルーシブ教育についてですが、「インクルーシブ教育とは、人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み、インクルージョン教育とも呼ばれる」という説明があります。このインクルーシブ公園の定義になりますが、「障害の有無にかかわらずあらゆる子供が家族や友達などと安全快適に遊べるよう設計・設備された公園」というふうに定義がなされておりますが、この公園という部分になります。先ほど教育長からもいただきました遠足でも使われたり、多分御近所の方も使われたりするのかなと思います。公園というのは、どういった方が訪れるのでしょうかということになります。公園の設備によって訪れる年代、人数構成、こういったものは大いに変わってくると思います。インクルーシブ公園としてはどのような方々が訪れるのか、インクルーシブ公園の定義であれば、「障害の有無にかかわらずあらゆる子供が家族や友達などと安全快適に」というふうになっております。ということは、子連れの家族、元気なといいますが、若い友達同士のような複数人グループが訪れるのではないかなというふうに考えられます。ここで、公園というのはですね、福祉用具であったり、児童の健康増進の遊具というような目線で見られていることが多いかと思いますが、公園というのは、ビジネスを考えたときにマーケットの中心にもなります。公園には人が集まります。つまり子連れの家族であれば、1人ではなく2人以上、1ではなく2以上のマーケットがそこに存在することになります。であれば、公園を中心としたビジネスのマーケットのチャンスが生まれるということにも考えられるのではないかと思います。人気のある公園というのは、管理費以上の経済効果を生むのではないかなというふうな推測も立ちます。そういった意味ではP a r k - P F Iなどの取組も興味深いものがありますけれども、まずは地元の方が大いに地元で楽しめる取組を望んでおります。これに関しては、これまでも同僚議員のほうからも、「しっかりと子供たちが楽しめるような、人気があるような公園づくりをぜひお願いしたい」というようなですね、これまでの御意見もありますけれども、市長が「特別支援教育の充実にも取り組む」というふうに、これまでも施政方針にも書かれておりますけれども、それであればなおのこと、インクルーシブ公園の取組とインクルーシブ遊具、また設備の充実した多目的トイレの設置、これも同時に行っていかなければ、せっかく計画を持って取り組むのにもかかわらず、どうしても計画性として薄い部分が生まれてしまうのではないかなというふうに思います。しっかりと厚みを持った子育て、特別支援教育からの日常的な楽しみ、そして親子でそこを楽しめる、また志布志市は非常に楽しいまちだと、こんなまちに住んでみたいと、「住んでみたいまち」というのも市長のほうもしっかりと施政方針のほうに書かれております。おっしゃっておりますね、「行ってみたいまち、住んでみたいまち」そういったところも含めて、このインクルーシブ公園の必要性というのを訴えさせていただきます。市長のお考えを

お願いします。

○市長（下平晴行君） これは障害のある方も健康な方も子供たちも含めて、全体のいろんな方々が利用しやすい公園整備というのは、これは大変重要であるというふうに考えております。その中でありましたとおり、「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」を目指して取組をしているところではありますが、公園についてもそれなりの考え方はあるわけですが、経費等もありますので、このことも含めて全体的にどういう公園の在り方がいいのか、十分内部で協議をしながら取組をしてみたいというふうに考えております。

○教育長（福田裕生君） インクルーシブ公園につきましては、「障害の有無にかかわらず、公園を訪れる誰もが一緒に遊べる公園」というふうに認識をすることが大事だと私は思っております。大切にしないといけないことは、障害があっても遊びやすいではなくて、全ての子供たちも大人たちも一緒に遊べる、そういう公園というものを目指すべきではなからうかと考えるところではあります。

あらゆる個性を持つ子供たち、大人たちが一緒に混ざり合って遊ぶことで、多様性への相互理解を深めることができる場になることを考えております。

また、多くは子供たちが利用しますけれども、先ほど議員のほうからもありましたが、子供と一緒に訪れる親であるとか、祖父母であるとか、仲間であるとか、そういう多くの方々が一緒に集うことによって、また多くの気づきも生まれ交流の場になるということ等も重要な視点ではなからうかと考えております。

現在、本市においては、インクルーシブ公園という形での整備はなされておりましたが、今後その必要性そして在り方を含めて、関係課と一緒に全庁的な立場で研究していく必要があるかと思っております。

○2番（栢山晋司君） より詳しい説明のほうを教育長からいただきまして、ありがとうございます。このインクルーシブ公園の遊具選定の部分について、この設置に関して、今ありましたどんな方でもあらゆる個性を持った方々が楽しめるということ、専門的な目線を持った方のアドバイス等もしっかりといただければと思います。例えば理学療法士さんとか作業療法士さん、また保育士さんとか、場合によっては介護福祉士さん、そういった方々の目線もしっかりと取り入れることで、より質の高い公園になっていくのではないかなというふうに思います。

それでは、次に移らせていただきます。地域エネルギー資源についてお伺いいたします。本市における太陽光発電の現状について考えをお伺いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 現在本市には、民間事業者による大規模な太陽光発電所をはじめ、個人事業主等による大小様々な太陽光発電が、市内各所に点在しているところであります。

その中の一部のメガソーラー発電事業者とは、本市と立地協定書を締結したところでございますが、その協定書の中で公害防止等の条項を設けており、災害が発生した場合には事業者が誠意をもって、速やかにその解決を努めることとしているところでございます。

また太陽光発電の事業者等にかかわらず、1haを超える大規模な林地開発につきましては、県

の林地開発許可が必要であり、林地以外でも同規模の開発を行う場合、条件によっては県の開発許可が必要となっており、許可の際は地元市町村からの意見聴取が義務付けられており、市としては、周辺住民の生活及び環境保全に細心の注意を払う等の条件を付けて、意見書を県へ提出しているということでございます。

○2番（栢山晋司君） 今の御説明の中でありました、例えば災害等、そういったものがあればしっかりと迅速な対応をしていただけるという協定も結んでいるということですので安心しました。

では、次に移ります。この地域エネルギー資源という部分に関して、水道管を利用した新たな発電方式についての考えをお伺いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） この発電システムは、水源地から配水池までの水の流れを利用したものであり、水源地や浄水施設が配水池より高い位置にあり、自然流下の力を利用した発電が主であるようであります。

当事業主体の水道施設は、水源地が配水池より低く、ポンプで送水している状況であります。議員御質問の発電システムは、水道施設の配置条件が合わないので、現在のところは導入を考えていないところであります。

○2番（栢山晋司君） SDGsの観点から、脱炭素の取組によって今後増えるかと思えます電力消費についてです。電力の生産の部分というのは、今後やはりどうしても必要かと推測されます。電力をつくる責任として、使用限界に達した設備の処分時に環境負荷が少ないことも、今後は重要な観点かと思えます。そしてその設備そのものを処分するときにリサイクルが可能なものであれば、SDGsの取組としてもなおすばらしいことかなというふうに考えます。

志布志市水道ビジョン2018、33ページ、再生可能エネルギー利用率について、今何%あるのかお聞かせ願います。

○水道課長（新崎昭彦君） すみません、今手元に資料がございませんので、後でお答えいたします。

○2番（栢山晋司君） 分かりました。では後ほど情報をいただければと思います。ありがとうございます。

では次に、志布志市水道ビジョン2018、60ページになります。基本施策9、環境への配慮の部分でございます。「施策方針、再生可能エネルギーの導入促進。実施目標、再生可能エネルギー可能性検討。志布志市水道事業においては、特に山間部にて高低差が大きく、減圧弁や減圧槽等による位置エネルギーの調整が行われている。当該位置エネルギーについては、小水力発電により活用することが可能なエネルギーであるため、小水力発電の導入可能な箇所を選定し、必要に応じて費用対効果を検証する」というふうに、ここに記載があります。先ほど市長からお話をいただきました、多分水の力の部分が足りないというふうになるかと思えます。さらに、この67ページ、最後から1ページ目なんですけれども、再生可能エネルギーの導入促進の期間になります。平成30年から平成38年とあります。平成38年は令和8年、西暦2026年だと思いますけれども、導入促進のこれは、今計画中ということによろしいでしょうか。

○水道課長（新崎昭彦君） 今、調査・研究している状態でございますが、例えば、減圧弁を利用した発電システムとかございますが、まだほとんどの事業体においてそういう事例があまり見受けられませんので、今は検討をしている状況でございます。

○2番（栢山晋司君） 先ほど多分市長が答弁された部分になるかと思うんですが、私が調査した会社において、九州では2か所の運用が既に始まっております。県内では2か所計画が決まっている段階だそうです。ただ、これに関しては先ほどありました水の力の部分に関して、私の調査不足もありまして御迷惑をかけてしまうような質問だったのかなというふうにも思うのですが、これは一つの会社のお話でございます。包括連携を組んでいる、企業名出していいんですよね、リコーさんなんですけれども、リコーさんのほうはピコ水力発電（小水力発電）というのを既に取り組まれている部分もあるかと思えます。ですが、費用対効果の部分ですとか、そういったものをしっかりと試算をしていかなければならないなというふうにも考えております。また、本市には、畑かんという非常に強い水の管もございますので、こういったところも使っていけるのかというところを今後私もさらに調査をして、しっかりと勉強をし直して、これに関しては再度また質問をさせていただきたい部分というふうに考えております。

○市長（下平晴行君） これはちょっと反問権ではないですけど、一般質問が通告制度をとっているのは、議員の質問に対して、しっかりと答えるために通告をしているわけでありますので、やはりそこはしっかりとさせていただきたいなというお願いでございます。よろしく願いいたします。

○2番（栢山晋司君） 失礼いたしました。

では、次に移っていきたいと思います。高齢者や障がい者に配慮した社会づくりの推進について、施政方針にも認知症対策等の充実・推進に取り組むとありますが、認知症に直結するとの研究が進んでいるヒアリングフレイルについての考えをお伺いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 認知症対策におきましては、認知症の危険因子である高血圧や糖尿病等の生活習慣病予防の取組を行っているところであります。近年、難聴と認知症との関係の研究が進み、ヒアリングフレイル、いわゆる聴力機能の衰えがあることで、コミュニケーションが取りづらくなり、外出を控えたりすることにより心身の衰えにつながっていく傾向があるというふう考えております。

本市におきましては、現在、相談時に難聴による困りごとがある場合には、筆談での対応や専門医による受診を進める等を行っておりますが、今後聴力機能の衰えを感じている方や家族が、相談しやすい体制づくりを行ってまいります。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組む予定であり、高齢者に対する心身のフレイルの把握や予防に努めてまいります。

その中で聴力機能の衰えについては、まずは実態の把握や啓発、介護事業所をはじめ市民に対しての研修会で紹介等を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○2番（栢山晋司君） ヒアリングフレイルについて、少しお話をさせていただきたいと思いま

す。日本の全人口の11.3%、約1,430万人の方が難聴に悩まされていらっしゃるということです。そして、難聴による様々なリスクがございます。これについては幾つか紹介をさせていただきたいと思います。まず、社会との関わりが難聴により減ってしまう、認知機能の低下、変化がじわじわと進行し自分でも気づきにくい、そして加齢によるものということで気に留めていない、聞こえないということで大きな声でしゃべってしまう、もしくは大きな声で聞いてもらおうとするときに、周りの方からの見た目の部分的心理的圧迫というのがあります。ここがヒアリングハラスメントというふうに表現されているものでもあります。聞き取ることに精いっぱいになって、理解が下がり記憶力が下がってしまい、本人も周囲も対策がないと諦めてしまうというようリスクが、ヒアリングフレイルには存在するというふうになっているそうです。この難聴にはボリューム、音量の面と、明瞭度の問題の部分が大きく二つに分けてあると言われております。ボリュームの部分であれば、テレビの音量を上げるように大きな声でしゃべれば聞こえるようになります。これは耳の機能の部分です、内耳と外耳というその部分によってこの部分が分かります。明瞭度と言われるものなのですが、これがテレビで表現しますと、今の4Kとか8Kとかははっきり見える画像がございます。ところが一昔前、携帯電話のドットの柄ですと、同じように表記してあっても何が何だか分からないというふうになってしまいます。また、この明瞭度の部分になってきますが、言語には「あいうえお」の母音と「かきくけこ」「さしすせそ」のK、S、Tなど、頭に子音が付くことによって音になりますけれども、この子音の部分が聞き取りづらいということで、明瞭度が下がってしまう。「おはよう」という言葉が、お、は、HAですね、よ、YO、そしてU、「おあおう」というように聞こえてしまう、明瞭度が下がるというのはそういうことでございます。ここの部分なのですが、介護現場において聞き取り調査があります。「今日の天気はどうですか」「100引く7は」など、いわゆる改訂長谷川式(HDS-R)の認知症検査でございます。この部分で、聞き取りづらいのに分かったふりをして間違った答えを言った場合どうなるか。これは、軽度認知症というような判断をされる場合もあるのかもしれませんが。場合によっては、先ほどありました筆談によって判断できるというふうに判断がなされれば、またその評価は変わったりするのですけれども、このヒアリングフレイルの難しいところが、聞こえているふりをしてしまうという、分かりづらいというふうな部分になってしまいます。この介護現場においては過小評価、過大評価された場合、適切な医療計画、介護計画が実施できないというふうにもつながってまいります。これは介護保険の問題、医療保険の問題だけでなく、個人と家族の人生設計にもつながってくる大きな問題かと思われまます。このヒアリングフレイルに関して、年齢に伴う聴力機能の低下と申しましたが、40代から聴力は落ちていくというふうに言われております。これは九州大学とも共同研究をなされていて、医療現場で活用されているスマートフォンのアプリがあります。このアプリを使うと聴力検査が行えるのですが、私100点取れないんです。私の家族にも試してみました。100点取れないんですね。なぜ100点取れないかという、どの部分の明瞭度が苦手なのかというのが分かります。まさにその部分において、ヒアリングフレイルというのは静かに迫ってきます。そしていつの間にか聞こえない、聞こえていないという

ような状況になってしまいます。現在コロナ禍において、マスクを使用することによって口元が読めないということもあります。そして、マスクをすることによって、もごもごした音がちょっと聞こえてしまって、何て言っているか分からない。これはもう皆さん経験されていると思います。この明瞭度の問題の部分をしっかりと拾っていただいて、この部分に対して調査・研究していただければと思います。また、ヒアリングフレイルについて対策の機器というのも存在しますので、またそういったものも調査いただければなというふうに思います。

このヒアリングフレイルについて、豊島区共同事業ということで、ヒアリングフレイル予防プラットフォームの構築豊島区モデルというのが既に活用されておりますので、ぜひ市長、そういったところも見ていただいて、また、スマートフォンのアプリ等も御紹介しますので、ぜひ聴力検査のほうをしていただいて、自分が聞こえていると思っていただけど、どの程度大丈夫なのかというのもですね、実際試していただけたらというふうに思います。このヒアリングフレイルの取組について、再度どのように感じられたかを市長にお伺いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） やはり住みやすいというか、生活が苦にならないような体制づくりをしていく、フレイルといういわゆる心身の衰えや認知症のリスクを高めるというようなことでありますので、それに対してボリュームあるいは明瞭度等も含めて、本当に健康な人がそのことに対して理解できるような対応をしていかなければいけない、そういう対策機器等もあるということでございますので、そういうものをしっかりと研究・調査してまいりたいというふうに考えております。

○2番（栞山晋司君） ぜひ、研究・調査をしていただければなというふうに思います。

それでは、最後になります。パートナーシップ宣誓制度についてお伺いしたいと思います。本市において、LGBTQ+に対する正しい理解についての取組状況をお伺いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 本市におきましては、これまで男女共同参画に関する意識啓発や女性支援相談事業を展開していますが、さらに男女という性別に限らず多様な性に関しても、その理解促進やまちづくりにおいて重要な視点であるというふうに考えております。

性の在り方は多様であり、個人の尊厳に係る大切な問題であります。まずは正しく知ること、習慣や常識の見直し、そして理解者を増やすことが重要であるというふうな考え方の下、性の多様性に関する市民講座、地元高校生と当事者の交流会、市職員及び教職員への研修会を実施しているところであります。令和4年度は、市内で活動する女性団体や小学校の児童を対象とした講座の実施、また当事者団体との協賛による交流会の開催など、積極的な意識啓発に努めているところであります。

○教育長（福田裕生君） 性的マイノリティとされる児童・生徒は、性的指向や性自認などに関して社会生活を送る上で、悩みや不安を抱えている状況があり、その心情等に十分配慮した対応が求められているところであります。

学校におきましては、児童・生徒やその保護者が、性自認等について可能な限り秘匿しておきたい場合があることに十分留意しつつ、当該児童・生徒への配慮と他の児童・生徒への配慮との

均衡を取りながら、支援を進めることが重要であると考えております。

また、性的マイノリティの理解につきましては、人権教育を柱とし、児童・生徒の発達の段階を踏まえ、各教科や特別活動など、全教育活動を通じて段階的な指導を行っているところです。

今後も引き続き児童・生徒が、価値の多様性が一層広がっていく未来の社会の担い手となっていくということをしっかりと意識しながら、一人ひとりの特性や良さ、違いを認め合い、互いを尊重し合える子供たちを育成できるような取組を進めてまいります。

○水道課長（新崎昭彦君） 先ほどの現在の再生可能エネルギー利用率についてお答えいたします。現在も0%でございます。すみませんでした。

○2番（栞山晋司君） まず、水道課につきましては、調査していただきましてありがとうございます。分かりました。

そして、このLGBTQ+に対してになります。私も先日、志布志市共催で行われましたLGBTQ+の講演と交流会に参加させていただきました。また本市におきましても、その団体さんのほうが交流会を開催したというふうにも伺っております。パートナーシップ宣誓制度についてですが、先ほど申しました市長の所信表明にもありましたが、現在、鹿児島県で制度導入、宮崎県での制度導入の数が分かっているらっしゃれば教えていただければと思います。

○企画政策課長（西 洋一君） パートナーシップ宣誓制度についての近隣自治体の状況について説明いたします。

鹿児島県内におきましては、指宿市と鹿児島市、それから宮崎県におきましては、宮崎市をはじめ6市3町で導入されているところでございます。

○2番（栞山晋司君） 志布志市において、昨年アンケート調査を行った意識調査の部分がありましたけれども、その中でも、本市においてもLGBTQ+性自認の部分に関してになるかと思いますが、「悩んだことがある」という方が何%いらっしゃったということもお伺いしております。また、これに関しては、市役所2階でアンケート調査の結果というのもしっかりと掲示してありましたので、その部分に関して確認をさせていただいております。

私自身ですね、昨年末まで髪の毛が腰辺りまで非常に長くて、SDGsブックのほうにも、その取組のほうは記載していただいております。これは、ヘアドネーションという取組を御紹介いただいたんですけども、髪の毛が長いことで「男のくせに」という言葉を何度も言われました。ヘアドネーションに関してなんですけども、ある一定の長さを切りまして、それを関係団体に送ることであつらに変わるという取組になります。ヘアドネーションに関しまして、私の抱える白血病の因子によって私自身が献血と臓器提供が一切行えない体でございます。なので、人様に提供できる部分として、毛髪であれば唯一問題のない部分ということで、その取組のほうを10年ほど行っております。しかし、これは取組としては非常にマイノリティな、少数派な取組でございます。ですからマジョリティ、大多数である人々というのは、髪の毛の長い男性というのは、見渡してもなかなかいらっしゃらないわけですので、この男の常識、固定観念というので、「男のくせに」という言葉を発するところは理解できる場所でございます。「男なんだから」、「女なんだ

から」という表現は、多様性が大切だと取り組むこの時代に、また本市において非常にふさわしい言葉とは言い難い言葉のように感じます。また、これは意識の部分でございませう。そして次は制度の部分でございませう。パートナーシップ制度、「まず認識、理解が大切だ」というふうに市長の答弁もありました。そして今度は制度の部分になります。制度についてですが、私、旧姓が里藪と申します。そして結婚をしたことによって栞山に変わりました。これは「婿養子に入ったのか」というふうに言われます。この婿養子の制度でございませうけれども、明治民法で規定はありましたが、第二次世界大戦の民法改正で削除されております。つまり、現在婚姻届を提出する際に、相手方の名字、氏を選択するだけで、名字のほうは変わりますけれども、養子に入るためには養子縁組が必要となります。ですが、この制度を70年以上前です、制度を設計していても個人の認識と理解が進まなければ、日常的に使われている言葉というふうになります。これをヘアドネーションの部分、髪の毛が長い男、名前が変わった男という部分ですね、私はマイノリティの宝庫なのかもしれませんが、これを私自身が体験しておりますので、制度設計というのは有り難いものだと思います。だからこそ、しっかりと理解につながる取組が必要であるというふう非常に感じております。先ほど教育長からもいただきました教育現場での学びというのは、非常にすばらしいと思います。理解をするためにはどうしても時間がかかってしまうのかもしれませんが、しっかりと訴え続けること、それが一番大切なのかなと思います。であれば、先ほどありました市職員、教職員のほうには勉強会がもう行われているということで、多くの方々が理解をされていると思います。では、市民のほうにはどうなのか、我々議員のほうにはどうなのかというのが理解がなされているのか、場合によっては個人の理解の部分の範疇であって、専門的な理解をするための講座を受けていない場合、勘違いしているのかもしれないので、積極的な取組と積極的な声かけを我々のほうにもしていただけたらうれしいと思います。

そして最後に、この講演会に参加させていただいたときに、非常に心に響く言葉がありました。「このパートナーシップ制度がないことで、困っているのは当事者です」という言葉でした。理解していただけないことで、制度を必要としなくていいのではないのか、理解をしていないことで、その制度自体がなくていいのではないのだろうかという方もいらっしゃると思いますが、その方々は当事者ではないのかもしれないかもしれません。困っているのは当事者です。市民の困りごとを解決し、より良い暮らしがこの志布志市でできるようにすることというのが、我々に課せられた使命ではないかなというふうに思っておりますので、このLGBTQ+に対しての前向きな検討、前向きな取組というのをですね、ぜひ今後も続けていっていただきたいと思います。最後に、市長の答弁をお願いいたします。

○市長（下平晴行君） LGBTQ+と併せてパートナーシップ制度の導入、これは今制度があるからこそ理解ができると私は思っています。ないということであれば、やはりそれは何なのかということになりますので、制度導入によって市民の理解が得られるということでもありますので、このことを踏まえて一つの「誰一人取り残さないまちづくり」としてもですが、そういう実現に向けた取組をしてまいりたいというふう考えております。

○2番（栢山晋司君） 非常に前向きなお言葉をいただいたというふうに理解しております。
以上で、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（平野栄作君） 以上で、栢山晋司君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（平野栄作君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでした。

午後3時24分 延会

令和4年第3回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：令和4年9月6日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 園 義 行

玉 垣 大二郎

南 利 尋

隈 元 香穂子

出席議員氏名 (20名)

1 番 永 田 梓	2 番 栞 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 小 山 錠 二
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 西 洋 一
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 假 屋 眞 治
税 務 課 長 濱 田 茂	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 木 村 勝 志	保 健 課 長 川 上 桂 一 郎
農政畜産課長 大 迫 秀 治	耕地林務水産課長 河 野 穂 積
建 設 課 長 鮎 川 勝 彦	松 山 支 所 長 上 原 健 太 郎
有明支所長 北 野 保	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 和 佐 浩 教	農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 水 忍
教 育 総 務 課 長 萩 迫 和 彦	学 校 教 育 課 長 上 木 勝 憲
生涯学習課長 江 川 一 正	



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調 査 管 理 係 長 大 田 和 隆	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（平野栄作君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野栄作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、青山浩二君と野村広志君を指名いたします。栢山議員より昨日の会議における発言について取消しの申出がありましたので、発言を許可します。

○2番（栢山晋司君） 昨日の私の一般質問の冒頭、挨拶のところでは不適切とされている発言がありましたので、取消しをお願いいたします。

○議長（平野栄作君） ただいまの栢山議員の発言取消しの申出については、会議規則第67条の規定により、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、栢山議員からの発言取消しの申出は、許可することに決定しました。



日程第2 一般質問

○議長（平野栄作君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、19番、小園義行君の一般質問を許可します。

○19番（小園義行君） おはようございます。日本共産党の小園義行でございます。今回も5項目ほど通告をしておきました。通告に従って質問に入りたいと思います。

この間、参議院選挙があつたりいろいろありました。その選挙のさなかに、安倍元総理が無法な銃撃で殺害される事件が起きました。日本共産党は、安倍元総理が無法な銃撃で殺害されたことに対して、深い哀悼の気持ちを述べ、民主主義に対する暴挙への厳しい糾弾を表明してきました。政治的立場を異にしているにもかかわらず、亡くなった方に対しては礼儀を尽くす、それが我が党の立場であります。この間それを受けまして、起きて以降、それぞれマスコミ等で連日旧統一教会、世界平和統一家庭連合及びその関連団体などとの政治・行政との関係やその被害の実態が報道されております。閣僚をはじめ多くの国会議員との関係も次々と明らかになり、「今後は関係を断つ」、そういった岸田総理大臣からの発言すら政府がしております。また県内の自治体においても、関連団体との関係が取り沙汰されて、行政として過去に後援したものを取り消すなど、そういった対応もあります。

そこで、本市、旧志布志町、有明町、松山町を含めまして、旧統一教会、世界平和統一家庭連合またその関連団体との関係、そういったものはどういうことだったのかと、なければならぬそのことについてまずお伺いをしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 小園議員の御質問にお答えいたします。

旧統一教会やその関連団体との関連・関係は全くございません。

○19番（小園義行君） 今の市長の答弁は、先ほど言いました合併以前の志布志町、有明町、松山町含めて、寄附行為やそういったことの行事等の後援をする、そういったことは一切ないというふうに理解をしていますが、そこを含めてという答弁として受け止めていいですか。

○市長（下平晴行君） はい、おっしゃいますとおり、旧統一教会やその関連団体への公費の支出また負担金を含め、ないところであります。

○19番（小園義行君） そういったことであれば、今、国会で現職の大臣なんかもそうですけど、いろいろ指摘されていますね。そして、いろいろ釈明があります。私は小さい頃からおやじやおふくろに、「うそを言うと天が見ちゃったっでね」小さい頃は、「どっかあっこらへんに誰かおいやっとやろかいな」という、そういう念を持っていましたけど、大人になってから気づいたのは、「天が見ちゃっど」と言って、おやじやおふくろが教えてくれたのは、自分が知っているということだというふうに気づいて、その立場からしたときに、今SNSやいろんなもので、写真や動画が配信されて、本人が映っているのにもかかわらず釈明、「そういうことであればそうだったんでしょ」という、そういうことで果たしてどうなんだろうねということ、マスコミの報道を見ていて思いました。私自身は、「天が見ちゃっじね」と言って、おやじとおふくろが教えてくれた自分が知っているだろうと、うそをつくといかんというね、このことは人の生き方としての在り方だと思うんです。それをテレビの前で、ああいう釈明の在り方、これはいささか国会議員としてはいかなものかなという思いがあります。そういうことで、一切関わりがないということでありました。今後もこの旧統一教会、世界平和統一家庭連合とのそういった関係を持つ、また後援をしたりとか寄附を受ける、そういったことは一切ないという立場だというふうに理解してよろしいですか。

○市長（下平晴行君） これは、旧統一教会に限ったことではなくて、また宗教団体であるからということでもなく、靈感商法などにより多くの犠牲者を出している団体については、関係を持つべきではないというふうに考えているところでございます。

○19番（小園義行君） 私たちは信教の自由が保障されていますので、政治と宗教のことについてはしっかりと判断をするものを持って、こういう旧統一教会、反社会的といえますかカルト教団という報道がされて、それと信教の自由をほかの宗教との関係で一緒に考えると間違っただけになると、そのことについては、お互い共通理解しているという立場で今の市長の答弁を受けました。そこで、そのことについてはよく分かりました。

今日から国の消費者庁ですか、そこで全国の被害者の相談窓口が始まっていますが、私たちが「あなたがその信者さんだったんですか」と聞くわけにはいかない、この事件が起きて初めて「そこに相談できるんだね」というものが生まれたというふうに私は思っています。そうした立場でしたときに、本市でもこうした旧統一教会との関連団体を含めて被害がないか呼びかけをするとともに、相談窓口を設ける、そして安心して暮らしてもらうという、そういう考えはないか

ということをお聞きをしたいと思います。

○市長（下平晴行君） これまでに、旧統一教会とその関連団体からの被害に関する相談はないところでありますが、今後相談が寄せられた場合は、港湾商工課で設置している消費生活センターで対応してまいりたいというふうに考えております。

また、旧統一教会とその関連団体からの被害につきましては、現在、国においても被害の未然防止や救済について議論が進められておりますので、その動向を注視し、市民への情報提供を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○19番（小園義行君） 私は、50年前に日本共産党に入党しました。当時は鹿屋市にいたのですが、1971年、1972年、その近辺ですね、国際勝共連合が連日街頭にポスターを貼って、いろいろなイベントをやったりしていました。そのときから統一教会の別組織としての国際勝共連合の役割、そういったものをよく勉強させていただいて、私自身がそのことと向き合った事案もありました。そういったことからしたときに、本当に今市長のほうから答弁がありました。その立場ですね、ぜひこれは取り組んでいってほしい、行政としてもそうです。そして、そういう被害に遭われている方々がおられるのであれば、そのことについては「しっかりと受け止めていく」という、今の市長の答弁でありましたので、港湾商工課の消費生活センターを含めて、こういった質問が届けばいいなというふうに私は思います。市長のその答弁もしっかりとそういうことが起きている方があれば、そこに届いたらいいなというふうに思います。ぜひですね、きちんと受け止めてやっていただきたい。国は1か月間とかそういうふうに期限を作っていますが、そういうことではなくて、これはずっと続いていくということで、安心して「そこに行ったらいいのか」という、誰にも相談ができないという人がないようにですね、おられたらしっかりと受け止めてほしいというふうに思います。そういう立場で、市長も行政の在り方としてはそうだとということでありましたので、よく分かりました。

次に、国葬についてということをお願いをします。9月27日に国葬をやると、閣議決定を今の岸田総理がされたわけですけど、このことに関して連日報道の中でいろんなもの変わっていきますよね。そういった中で、国からの要請が実際に自治体そして教育委員会を通して、そういう要請がどうなんだろうかということが一つと、併せてそれぞれ市長、教育長にこの国葬について、どういった受け止め方をされているのか考え方をお伺いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 今までに要請はないところでございます。

考え方でございますが、国葬儀となれば当然国費負担となって、財源には税金が投入され、国民の意思が反映していることになると思います。本来であれば国会内で議論が交わされ、施策実施が判断されていくこととなりますので、現段階で国からの特別な事情について明確な説明がない以上は、市長として国葬の賛否、弔意の必要性の有無についてのその意を主張すべき立場ではないのではないかというふうに思うところでございます。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

7月の葬儀のときに、国や県から半旗等の弔意の要請はございませんでした。

国葬に関しましては、いろいろな意見があることは承知しているところでございます。教育長として国葬の賛否、弔意の必要性の有無等についての意を主張すべき立場にはないと思うところでございます。

○19番（小園義行君） 現在のところは、国からそういった要請、そうしたものは何もないということでもあります。国としても、国葬をやる以上は国民一人ひとりにそういう弔意を強制とは言わないまでも、国民みんながそこにこぞって、そうだというような、そういうことだろうと思うのですが、市長の受け止め方としては、今の国会の中での審議もない、そしてそういった法的根拠がないわけですので、それを自治体でやると何かね、国葬について何でそんなことができるのかというような受け止め方だなというふうに私はちょっと思ったところでした。教育長は、もう立場上言えないということですが、それはよく分かります。でも基本、子供たちに一番学校現場が苦勞されると思うんですよ。仮に、「その時間に黙とうをなささい」とかあったら、学校の判断でしてくださいってね、そういうことを想像ができたりするんですけど、本来だとそれについて、国が「一切そういうことはしないから安心して」というのは通達ぐらい出したらいいんですよ。今、国会で議論されているというのではなくて、総理大臣がいろいろ釈明、説明しているのは、国民には弔意を求めないと、でも国葬をやる。本来、国葬というのは、国民一人ひとりにそういうことがあったはずなんです。実際今国葬礼というのは、戦前のこの日本国憲法が公布する前の、天皇が主人公の時代のそこから始まっていて、新しくこの日本国憲法のが公布された後はないわけですよ。それをあえて一回だけやりました。吉田総理のときですね。その後一切ないわけですよ。ぜひね、ここについては当局としても、これから国からもいろんな要請とか来るかもしれませんね、27日も。でもこれは、憲法第14条で法の下での平等、華族、貴族の禁止、栄典そういう特典を持って勲章をやるんじゃないよとそういうこともうたっている。一方、第19条では思想及び良心の自由、これを侵してはならないという、法の下での平等と内面・良心を侵してはならないというのを憲法がうたっていますので、自治体として弔意、そうした半旗の掲揚、そういったことなどは、仮に国が自治体で判断してとなった場合に、我がまちはそれはやらないという理解でいいですか。

○市長（下平晴行君） これは二つありまして、先ほど議員がおっしゃいましたように、国葬については法的根拠がない、二つ目には、やはり民主主義の原則がある以上は、やはり国会で審議をすべきだとそういう観点から申しますと、やらない、やるというのはここでは答弁できませんけれども、私はその点については、どうだろうかというふうに思っているところでございます。

○19番（小園義行君） 今、国はそういうふうに各自治体とか教育委員会にそういうことはしないと言っています。仮に27日は、こうしたときに学校の運営は学校長に委ねられていますよね。そういったときに27日、普通の授業がある日ですよ、その時間に黙とうをすとかそういうことが起きたとしたら、教育長は大変困りますよね。学校長がやったんだって、そういうことになってしまうと大変でしょう。だから基本的には教育委員会、教育長としてそういうのは、国が「自治体で独自で判断しろ」と来たとしても、やらないとかそういったものぐらひはしていないと、

この憲法第14条と第19条、ここに反するようなことを自治体、教育委員会が結果として強要したということになってしまう、そういうのがあるから、そこについては明確にしていたほうがいいのではないかという思いがあってお聞きしています。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

憲法第14条、第19条並びに教育基本法の第14条におきましては、教育の政治的中立性が求められております。要請等があった場合には、それらの関係法に基づき、そして適切に状況を見ながら対応していくことが大切であると、現時点においてはそのように考えております。

○19番（小園義行君） ぜひですね、この国葬に関しては、世論調査がそれぞれ全マスコミ出ました。反対という意味で日経47%、毎日53%、朝日50%、読売も56%が反対、NHK50%、ANN51%、FNNは51%、JNNこれも一番最新ですけど51%、時事通信47.3%、共同通信53.3%、半分以上のところは、国葬はやるべきでないという世論調査が出ています。ぜひ、ここについてはそれぞれ立場があるでしょう。でもやはり私たちは法令遵守で個々動いているわけで、何の根拠もないのにそういうのをして税金を使う、そういったことが本当に許されるのかねと、しかもこの安倍元総理大臣が亡くなったことと、国葬で安倍元総理の政治を全て礼賛する、それはやはり第三者委員会か何か国が作ってやるべきだと。それぞれ各地方自治体の首長も政治家です。教育委員会は今おっしゃったようなその法の下で動いていくわけですから、法的根拠がない中でそういったものに対しては勇気をもって、「俺は反対だね」ということぐらいは、市長、政治家としてやはり声を発するべきではないですか。国に対してこの国葬については、「やめてください」と、「私たちが困ります」というそういった声をきちんと上げるべきだというふうには私思うんですけど、市長、そういう国葬中止のその声を上げる、そういった決断はありませんか。

○市長（下平晴行君） 先ほどからおっしゃいますように、憲法第14条や第19条に反する行為であるかどうか、ここ辺について国からの特別な事情について明確な説明がないところありますので、市長として意見する立場ではないのではないかというふうに思うところでございます。

○19番（小園義行君） 明日8日に、岸田総理大臣が閉会中審査に出て、「自分が説明する」というふうにおっしゃったんですけど、そのやり方もまた本当に三権分立を分かっているのかなと。行政府の長が「私が国会に出て説明する」と言ってしまったんですよ。それを決めるのは国会の仕事なんですよ。これまでは国会でお決めになることですからとずっとやったのに、そういうことで本当に分かっておられるのかなというふうに心配をしますけど、ぜひですね、これは「自治体で判断して」と言われたときに、黙とうや半旗の掲揚、そういったことなどはやらないというね、市長、教育長、そういったものがはっきりと示されたほうがいいのではないですか。そうでないと、学校の校長先生たちも困りますよ。そして、それぞれ憲法第14条と第19条を照らしたときに、その亡くなった方を悼む気持ちの持ち方はそれぞれでしょう。ここにおられる20人の課長さんたち一人ひとり聞いてみても、賛成・反対あると思うんです。でもそれは、やはり首長と教育長がしっかりしたそのもので、職員の皆さんに安心して仕事をしてくれと、これが大事だと思うんですけど、もう一回聞きます、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 確かに憲法第14条では「すべて国民は法の下での平等」と、そして第19条では「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」というふうに定めております。しかしながら、立場上、国からの特別な事情がないということで、明確な説明がないということでもありますので、今の時点でそれをはっきり「ノー」と言えるかということ、本当はそういう立場でないといけないと思うのですが、今のところはそういう意見をする立場ではないというふうに思うところでございます。

○教育長（福田裕生君） 教育長といたしましては、憲法、学校教育法等に基づきながら、一方では県の状況等も注視しつつ、適切な対応に心を砕いてまいりたいと思っております。

○19番（小園義行君） ぜひですね、職員の方々や学校の校長先生をはじめとして、教育現場を預かっておられる先生方、大変困らないような対応をしてほしいものだと思います。私は、この国葬については、明確に反対であります。なぜなら、今いろんなことを申しましたけれど、安倍元総理が行ってきた政権についておられるときの政治、森友問題・加計問題そして国会での虚偽答弁、そして桜を見る会、一切それも国葬をすることで全部蓋をしてしまう、こういうことになってしまって果たしていいのだろうか。併せて、旧統一教会との関係の問題、これもやはりきちんと自民党も総括をしないと私はいけないと思います。そういった意味で、国葬をやることで安倍元総理が行ってきた政治、そして安倍元総理と旧統一教会との関係性というそれをしっかりと報告がない限り、国民は今の政権を支持するということにならないのではないのでしょうか。ぜひ堂々と「私はそうでした」とおっしゃってやると、国民は納得をするだろうし、次の選挙で考えると思うんですね。内閣の支持率がどんどん下がっているというのはそういうことだと思います。ぜひ、この国葬の問題については対応を間違わないように、そして学校現場、自治体の職員の方々、仕事がうまく回るように配慮していただきたいというふうに思います。

次にいきます。インボイス制度についてということで、これまでそれぞれ何回かインボイス（適格請求書）については、もうここで私がいちいち申すことでもありませんので、具体的にこのシルバー人材センターのことをこれまで取り上げて、市長は答弁として「1,000万円以下のそれも公平だからいいのではないかと思った」と、でもやり取りの中で、「少しこれについては問題があるな」という、その答弁で今終わっているところです。そこで、シルバー人材センターの負担が、このインボイス制度を導入することでどういうふうに負担が増えていくんだろうか。それを具体的にちょっとお示しできますか。

○市長（下平晴行君） シルバー人材センターが各会員に支払っている配分金の令和3年度の実績額は1億1,271万1,142円で、うち消費税額が1,024万6,467円ということでございます。

○19番（小園義行君） シルバー人材センターの会員さんは、個人事業主として雇用関係がないわけですね。シルバー人材センターで今1,024万円の消費税が負担で出てくるんだということですが、公益法人であるシルバー人材センター運営というのは、収支相償が原則であって、税を負担できる財源がないわけですね。この配分金から消費税額分をシルバー人材センターが預かって税務署に納付するということになる、会員の配分金が減ることになりますね。そうし

た場合に、会員さんが辞めていくということもあります。辞めないでその消費税分を引いて配分金をもらうということになったときに、県の最低賃金を下回ることが心配をするのですが、そこについてはどういった状況になりますか。計算されていなければいいですけど。

○福祉課長（木村勝志君） シルバー人材センターが支払います配分金につきましては、毎年度見直し等も行われているところでございます。今後また最低賃金等の改正もされるような動きがありますけれども、そこにつきましては、また配分金の金額を変えるという形で行われると思いますので、今の時点では消費税込みという形での配分金となっておりますので、そこら辺を考えながら、またシルバー人材センターのほうで配分金の額が決定されると考えております。

○19番（小園義行君） 今、答弁があったとおりですよ。そうしていくとシルバー人材センターとしても大変だからですよ、この単価の見直しをするということになるわけですね、会員さんになると消費税を抜いて実際配分金をもらうということ、単価を上げない限りもともとのそこに行きつかないではないですか。だから、そういった意味で県が示している最低賃金を下回るようなことになると、さらにシルバー人材センターの会員さんがもう辞めたというかね、そういうことにならないためには、このインボイス制度というのは非常に、例えば年間45万円とかそういう方々、月に4万円とかしたときに45、6万円ですよ。そういう人からも消費税を取ると。そういうもので果たしていいのかねという思いがあるんですよ。今、シルバー人材センターとしても、このことについては今課長のほうからありましたよね、大変苦慮されていますよね。そこについては、正直シルバー人材センターはどのような考え方ですか。

○福祉課長（木村勝志君） 先ほど議員からありましたとおり、このインボイス制度に対応するためには、シルバー人材センターが負担するか、配分金の中から充当するか、あとは受注料金を値上げするかということで3点考えられるところですけども、今シルバー人材センターにおきましても、全国のシルバー人材センターにも事業協会、県の連合会、各市町村のシルバー人材センターがございますけれども、どのような形でやるのかというのが、まだ国、全国のやつ、県のほうでもまだ決定がされていないということで、今まだ模索中というところの現状でございます。

○19番（小園義行君） ぜひですね、これは本当に会員の方々も「このインボイスって何だ」って、そういうこともまだよく理解が届いていないかもしれませんね。そういったことも含めてね、ぜひこれについてはきちんとしたものをし、判断をしてもらうということが求められていくので、ぜひ努力していただきたい。

水道事業も公益事業ですので、特別会計で公営企業法ですか、ここについての影響は、市長はどのようなふうに考えておられますか。

○市長（下平晴行君） 本市の水道課におきましては、基本的には消費税課税事業者との取引を行っているところでありますが、一部個人や団体との委託業務取引があります。インボイス制度が開始されることにより、仮払消費税を経費として見られなくなるために、最終的に消費税納税額が約4万円の負担増となることが見込まれるところでございます。

○19番（小園義行君） 今でさえ、水道事業は業者さんの確保、そういったことで当局は大変苦

労されています。そういった中でこういうものが始まってくると、大変なことではないかなというふうに思うわけですね。実際、課税業者とだけしているけれども、そうでない免税業者の方もおられるわけで、そこについて今市長から答弁があったようなことです。これは、基本的に国がどんなふうを考えているのかということで、いろいろ交渉したわけですね、私たち全国商工団体連合会（全商連）で国税庁、そういうところとやったわけですが、財務省の「インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方」、これがこういうふうにおっしゃった「課税事業者にならなければ取引価格を引き下げると、それにも応じなければ取引を打ち切るなどと、一方的に通告することは独占禁止法上問題になるおそれがある」というふうに国は示しているんですよ。もちろん水道課の方々がそういうことをやるというふうには僕は思わないけれども、それだけ水道課の方々が仕事をしていくときに、実際に事業を行っていないといけないときに消費税が発生するという、そのことを本当にインボイス制度というのは、全ての農業から全部ひくくめてですね、1,000万円以下の免税業者であった人たちに、課税をできる課税業者になるか、それともいわゆる免税業者のままで安くして仕事をするか、いろんなことが求められる大変な制度ですよ。これは複数税率を導入したときに決まったんですけど、本当に1,000万円以下の免税でいいよという法律で決めていた、それを複数税率を導入するときにこういう形でインボイス方式を決定しているわけです。ぜひこれは、今全国の自治体でこれを「中止してくれ」とか、そういうこと等も上がって、私たちももらっているこの資料で、ここの商工会ではなくていろんなところのそういうものを見ると、大半が免税業者の方々に対して事務的な問題、税の負担があるから、「延期・中止をしてください」というのが大半ですよ。でも法律だからやろうとしているわけですから、ぜひこれについてもシルバー人材センターそして水道事業、いろんなことを含めて大変当局は困ることになる、そして一番困るのは会員さんだったり業者さんですよ。そこについてはもうこれはまだ来年の10月からで、来年の3月31日まで登録してくださいという、いっぱい今来ているわけですけど、もうそれはやめて、今、世界では消費税をどんどん下げているんですよ。日本だけなんですよ、こういうふうにして免税業者からも税金を徴収するというね、それはおかしいというふうに私は思います。

そこで、7月末の全商連ですけど、7月末のインボイス登録は81万件で、対象者の約7%にとどまっているということで、みんな大変なんですよね。ぜひ市長、こうした状況を見て国に対して中止・延期をすべき、そういう声をぜひ上げていただきたいと思いますが、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 市長会での要望ということであったわけでありますが、この条件として喫緊の課題を踏まえた切実な要望であるかということも問われているわけでありますので、また、具体的な反対の声が市側に届いていないということも含めて、志布志市単独で要望を出すというようなことが難しいと判断をして、提出を見送ったということでございます。

今後についてはその対応をどうしていくのか、今おっしゃったような免税業者あるいは会員の皆さん方の考え方、そこ辺の全体を網羅した中で、上げていけるのかどうかということも含めて協議をしてみたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） ぜひ、そうであれば、市長、商工会等含めているんなそういう調査をしてください。そしてやはりこれをやると大変だね、消費税を納めなければいけないということと、その事業者の方は7年間そういったものをずっと取って、事務も非常に煩雑になるという、そういうこと等も含めてあります。ぜひこれは調査をして、まだやるのは来年の10月ですのでね、市長の考え方というのをそこについては調査もし、判断をしていただいて声を上げていただきたいと思います。今、市長のほうからそういうことでありましたので分かりました。

では、次にいきます。国民健康保険についてということをお願いしました。今年の4月から未就学児の均等割額を国が2分の1免除するということになって始まりました。これは全国の知事会や市長会、いろんところが声を上げ、全国の声に押されて国が対応した結果ですね。「本市も残り2分の1を本市で支援してあげたらどうですか」ということで、これまでも何回もしていますが、仮に現在のところで、未就学児のこの2分の1を支援したときに、どれぐらいの金額になるのか、そこを少し分かれば教えていただけますか。

○税務課長（濱田 茂君） お答えします。

令和4年度国民健康保険税本算定額を基に試算した結果、軽減額は173万6,658円となります。

○19番（小園義行君） 2分の1をしたときに約173万円ということで、これは増減するでしょう。ぜひですね、これは国が今から4年前ですかね、国民健康保険の運営を県にしたんですよね。でも決めるのはこの議会なりいろんところで決まっていくわけですけど、ぜひですね、国が2分の1を免除する、いわゆる国民健康保険特別会計にお金を入れたわけですよね、言えば法定外繰入れですよね。そうしたときに今課長からありました173万円、これは多分前後するんですよ、国民健康保険会計がずっと黒字なら、これはもう「はい、分かりました」というふうに、市長もおそらくお考えですよね。この173万円をどこからつくり出すかとしたときに、税務課の方たちはもう一生懸命ですよ、徴収を含めて成果を上げて今度決算が多分出てくると思うんですけど、努力した結果が見えていると思います。その中で、ぜひここは国がやったように、運営を鹿児島県にしたことで、それぞれの我がまちもそうですけど、いろいろ努力をしてきたことができなくなっていくというその中に、いわゆる一つの法定外繰入れをしてうちも頑張っけて抑えてきたんですよね。それを県に移行したことでできなくなりましたね。できないことはないと思うんですけど、大きくなると、それまで独自にやってきたその町のいわゆる住民に対しての政策ができなくなるというのは、非常にこれはまずいことだなというふうに思うんですよ。いわゆる基幹システムの改修をして、「全国一律でやれ」と言っけて、デジタル庁ができてそういうことになっていくと、「あなたのまちだけ1か所言っけても、カスタムの変更はできませんよ」とこういうふうになると、住民サービスは低下していくことになるんですよ。そういうことは僕はおかしいことだなというふうに思っけて、これもずっけて言っけてきたんです。ぜひね、市長、県が運営するようになってこの法定外の繰入れが難しくなっている。ここに国がそれをやったんでしょ。だからね、本市でもそれを破っけて勇気をもって市長やったらどうですか、そこについては我がまちのそういう国民健康保険を運営していくのは、市長どうですか。

○市長（下平晴行君） 令和3年度決算見込みにおいて、単年度収支4,575万486円と4年ぶりの黒字となったところでありますが、以前として一人当たりの医療費が上昇を続けていることや、税収の減少が見られることなどから、財政安定化のため財源確保が必要な状況であるというふうと考えております。市独自の子育て支援策として、均等割に対して軽減の上乗せを行うことにつきましては、これまでの考えのとおり、税の公平性の観点からどうなのかなというふうにいるところでございます。

また一般論として、税の軽減は客観的に見て担税力を著しく欠いているものに対して行われるものであり、加えて、その判断は個人の所得の有無ではなく、世帯全体の所得状況からなされるものであるため、地方単独で均等割の軽減を行うことは、税負担の公平性の観点からも判断が難しいというふうにいるところでございます。

また、市独自の保険税軽減の財源として、法定外繰入れを行った場合、国民健康保険財源に赤字が発生したとみなされる一つの判断指標となってしまうため、赤字解消に向けた取組に係る財政健全化計画を策定し、計画的に取組を進めていく必要が生じることとなります。さらに保険者努力支援制度交付金の評価指標として、マイナスの評価により交付金が減額されることになるということでございます。

○19番（小園義行君） 住民にとっていいことをやると国がペナルティをかけると、そのこと自体も僕なんかから見たらとんでもないことをやっていると思って、ここにほかの自治体のやつも僕はもらっていますけど、やはり住民にとっていいことをやると、それは「おまえげえは銭を持ちよっじ、もうこいはやらんじね」って、そんなのはおかしいなと思います。ぜひですね、この国民健康保険の問題はどこかで考えないと、正直言ってちょっと大変だと思うんですよ。令和3年度決算は黒字だったと今市長はおっしゃいましたけど、これは、またいろいろ変わるでしょう。変わっていくからこそこの特別会計だけでは難しいという状況がありますよね。ぜひそこについては、悪いんですけど下水道特別会計、年間1億6,000万円ぐらいから毎年入れているんですよ。それを考えると、少し頑張って、県が国がそんなことをやれと、やってやるぜというぐらいの、どこかで風穴を下平市長なら空けそうだなという思いがあって、私はこのことを初めて言っているんですけど、これまではこの法定外繰入れをやれとか言わなかったんですよ。ぜひね、これも考えてやっていただきたい。今後、6月議会で教育委員会から児童数の見込みが出されました。ずっと減っていきますよ。そういうのを考えたときに、なぜそうなのかというのを考えてほしいわけです。やはり働いてお金を稼げない人たちにまで税金をかけているのは、この国民健康保険税だけです。ここは本気で考えていただきたい。そうしないと、ますます子供は出生数も少なくなっていく、これは少し考えていただきたいものだと思います。立場はね、市長がいろいろ全部述べられましたので、よく理解をします。でも私の立場は少し違うというのは、いいことをするのに国がペナルティをかけるなんていうのはおかしいし、このまちで何とかして学校を守り、地域を守ろうとしている教育委員会の努力も、「国民健康保険税がこんなに高いんだつらやめよう」と言って、子供が産まれない現状をつくっているのではないかという思いもちょっ

とあるんですね。ぜひそのことについて、今後よく検討してもらいたいと思います。このことでは、今市長のそういう考えがありましたので分かりました。

次に、最後ですけど、生理の貧困についてということで、これまで数回、議会の中で、学校のトイレに生理用品を配置するように求めてきました。結果、市長の答弁は「我がまちは、保健室そして学校のトイレ、その二つの双方向でやっていく」という答弁を過去にされています。そういったことで、新年度になりましたので現状がどういうことになっているんだろうということでお聞きしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 生理用品の学校への配備等については、これまでも議員から質問をいただいております、生理用品等の保健室への常備は全ての学校で行われているところであります。また、「一部の学校でトイレへの常備も始まっております」と答弁しております。

さらに、今年度は児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、生理用品のトイレへの整備を含めた取組が昨年度より充実してきていると報告を受けております。

これまでの取組の経緯を含めた詳細については、教育長が答弁します。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

これまでも生理用品の配備につきましては、「学校の規模や学校種、児童・生徒の実態に応じ、その管理の在り方にも十分配慮をしながら進めていくべき」と答弁させていただいたところでございます。

現在、本市の状況といたしましては、市内21校全ての学校で保健室に生理用品を常備しております。トイレと保健室両方に常備している学校も16校に増えました。令和3年度よりトイレへ常備している学校数でいいますと、7校増えている状況です。

保健室へ生理用品が常備されていることについては、全ての学校で児童・生徒、保護者へ周知されております。またトイレへ常備をしている16校につきましても、その常備について児童・生徒等へ周知がされているところでございます。

今後、トイレにまだ常備をしていない5校につきまして、夏の終わりもその確認等をしております。9月早々に実施できる状況になっているという学校も、3校ほど報告を受けておりますので、徐々に、そしてこの2学期いっぱいまでには、全ての学校においてトイレに常備できる状況が整うであろうというふうに思っているところでございます。

大切なことは、児童・生徒が安心して学べる教育環境を整え、毎日楽しく学校生活を送れるよう努めていくことであるというふうに捉えておりますので、こういったことにつきましては、今後も大切にしていきたいと思います。

○19番（小園義行君） 今、教育長からもありましたので、市長も考え方は同じだというふうに理解をして質問していますが、実際にこういう状況になっている、これは予算委員会のときにも少し具体的にこれだけの金額というのがちょっと見えていなかったんですけど、これをやることの全体の金額というのはわかりますか。そのことはちょっと通告としてはしていませんでしたけど、大体全額でこれぐらいですという、何千万円もではないですよね、この金額はですね。課

長いですが、今こういう状況で、あと努力してみんなこういうふうにとっていくんだという考え方でしたので、予算的なそういうのが壁になっているのであれば問題だなと思うんですけども、一切そういうことはないというふうに僕は理解をしているんですけど、これが今教育長から答弁あった残りのそこも含めてやっていくのに、予算的な問題、壁があって進まない、そういうことではないという理解でいいですか。

○教育長（福田裕生君） 予算的な壁はございません。特に本年度におきましては、昨年度のうちに各種団体等から贈呈をいただいたものもございまして、加えまして各学校において、既定の予算内で随時購入をしている状況もございまして、十分賄えるだけの予算も準備しております。ですので、予算が壁になっている状況は、現時点においてはございません。

○19番（小園義行君） それぞれこれは世界規模で生理の貧困の問題というのはあって、ある国では、ほとんどのそういう公衆トイレ含めて全部やると、鹿児島県日置市では、いわゆる体育館とかそういった公共設備にも順次そうやってやりますということで、今後本市も、今教育長からもありました予算的な壁はないということは、市長部局のほうできちんとした対応をしていただいているというふうに僕は理解するんですけど、ここの通告には書いていませんが、今後公共施設、体育館とか文化会館、そういったところにも広がっていく、広げていくべきだというふうに思うんですけど、そうした将来に向けての考え方として、これが金額的にすごいものになっていくとは僕は思わないんですけど、考え方として今後公共施設が何百もあるわけではないので、そこについての考え方、これはそれぞれマナーの問題もありますよ、それは置いておいて、市としての考え方、公共施設そういったところのトイレに無償設置するということについての考え方を、市長にお聞きしたいと思います。

○市長（下平晴行君） このことについては、やはり安心して生活ができるということをおっしゃいましたようにいろいろな問題があるとは思いますが、設置していかねばいけないのかなというふうには思っているところでございます。

○19番（小園義行君） 教育長、併せてですね、これは県立高校、ここは志布志高校と私立の尚志館高校があるんですけど、そこについてもやはり意見交換等をしながらですね、お願いをして県の教育委員会あたりにも働きかけをしてほしいと思いますが、いかがですか。

○教育長（福田裕生君） 本市の二つの高校につきましては、教育委員会に寄贈等をいただいたときに、高校にもその分を一緒に使わせていただくような状況もつくっております。

また8月末に、県が生理の貧困支援のためのガイドブックを発行しております。併せて概略版のリーフレットも発出しておりますので、こういったものを県下の全ての学校そして関係部署で読んでいただきながら、このことの問題の重要性については多くの方々が理解をしながら、そして設置される方向で進んでいくべきものと捉えております。ですので、小・中学校はもちろんのこと、市内の高校とも今後も連携を取りながら進めてまいりたいと思っております。

○企画政策課長（西 洋一君） 今の御質問に補足して答弁いたします。

先ほど今後の方向性につきましては、市長の答弁にあつたとおりでございますが、現在、鹿児

鳥島のほうが今年度自治体のスタートアップと位置づけて、生理用品を各自治体に配布している事業を開始しているところでございます。本市におきましても200枚入りを1パックとしまして、200パック市のほうに配布がされておりました、その配布された生理用品につきましては、志布志市役所の各庁舎、それから市立図書館、子育て支援センター「はぐくみランド」、社会福祉協議会のほうに昨日設置を完了して、トイレ等に生理用品引換えカードを準備しまして、それを窓口を持っていったときに交換するという体制を整えているところでございます。

○19番（小園義行君） ぜひ、これはそういうことで学校に行けないとか、いろんな問題を抱えないで女性しかない体の特徴ですので安心してやる。これジェンダー平等含めていろんなことに理解をしていってもらえるというふうに思うんです。ぜひ、これが当たり前だよねという社会になってほしいという思いがあって、これまでも質問をしてきました。ぜひですね、人に対して優しくあるということは何なんだろうと思ったときに、その方を丸ごと認めてあげることが私が考える優しさなんです。存在している、あなたが生きている理由は何ですか、人に優しくある、その優しくあるというのは、その人を丸ごと認める。障害がある、若い、高齢である、そういうことでその方をしっかりと丸ごと認めると。それが対等の関係になれるというふうに僕自身思っていて、人に優しくあるという対等の関係を、高齢の方でも3歳の子供でも障害があっても、そういう社会になったらいいよねと、この生理の貧困の問題も全くその立場でこれもやって、ぜひですね、今企画政策課長からもありましたように、そういうことをどんどん国・県進めて、みんなが住みよいまち、住みよい県そして住みよい国になるように、みんなで努力していきたい。私たちはたまたまこの議会で私も議員をさせていただいていますけど、これからもぜひ住民の皆さんが主人公ですので、その立場で当局の皆さんと同じ方向を向いて、市民のために全力を挙げてこれからも努力をしていきたいということをお伝えをして、私の一般質問を終わります。

○議長（平野栄作君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

次に、15番、玉垣大二郎君の一般質問を許可します。

○15番（玉垣大二郎君） 会派、志みらいの玉垣大二郎でございます。マスクを外しての質問とさせていただきます。

先の参議院選挙期間中に安倍元総理が遊説先において暴漢に襲われ、お亡くなりになりました。理由はどうあれ、加害者の身勝手な思いが人を死に追いやり、自分の憂さを晴らしたいというあってはならない犯罪に大きな衝撃を受けるとともに、これからの日本社会の行く末を憂慮する事件となりました。安倍元総理の突然の御逝去に際し、謹んでお悔やみを申し上げます。

まず、人権行政についてであります。遡りますが、7月は社会を明るくする運動の強化月間でありました。この運動は犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域の力をメインテーマとし、全ての国民が犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい社会を築こうとする運動であります。

この強化月間に先立ち、6月には「第72回社会を明るくする運動」曾於地区推進委員会が開催

され、関係機関、団体の皆様が一堂に会し実施要項が取りまとめられ、本年度の事業推進について協議がなされました。そして日を改め、内閣総理大臣及び鹿児島県知事からの社会を明るくする運動に対するメッセージが市長へ伝達され、この事業を推進していくことの意味決定をいただいたところです。

このことを受け、本市におけるこの運動の市民への周知はどのようにされているのか、まずお伺いします。

○市長（下平晴行君） 玉垣議員の御質問にお答えします。

まずは、保護司、更生保護女性会ほか「社会を明るくする運動」曾於地区推進委員会の推進委員、関係者、関係団体の皆様におかれましては、日頃から犯罪や非行を防止し、私たちが安全で安心して暮らせる地域社会を築く献身的な取組に対しまして、深く感謝申し上げます。今後も、推進委員会ほか関係者皆様の御健勝、御活躍を心からお祈り申し上げますところでございます。

それでは、改めて玉垣議員の御質問にお答えいたします。

社会を明るくする運動の市民への周知につきましては、市施設へのポスターの掲示、本庁舎2階に設置してあるデジタルサイネージへの掲載のほか、BTV元気告知板のお知らせなどで周知を図っているところでございます。

○15番（玉垣大二郎君） それでは、この社会を明るくする運動を事業展開していく中で、どのような取組をされているのかお伺いをいたします。

○市長（下平晴行君） 市として、御本人が何に悩み、どんな心配ごとを抱えているか、それに応じた様々な支援を行える体制づくりに努めており、それが社会を明るくする運動の事業展開に結果的につながっているというふうに考えております。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

かねてより社会を明るくする運動を中心となって支え、推進していただいている本市また本地区の関係者の皆様には、まずもってこの場を借りて御礼を申し上げます。学校教育現場におきましても、大変お世話になっているところでございます。

令和4年度は社会を明るくする運動について、志布志市の全小・中学校の職員及び児童・生徒にその趣旨等を周知し、作文コンテストに応募するなどしております。昨年度におきましては、作文コンテストに志布志市から24点応募し、当時、有明小学校6年生の作文「地域の方々に見守られて」が南日本新聞社賞という大変優秀な賞に選ばれたところでもございました。先日開催いたしました本市の学校運営協議会自主研修会の中におきましても、この作文を紹介させていただき、事の大事さを皆さんに知っていただいたところでございます。

児童・生徒が日常の家庭生活、学校生活の中で体験したことを基に、地域の人々とつながることの良さや喜び、地域の一員となって協力することの大切さ、そして犯罪、非行のない地域社会づくりなどに関して理解を深めるというこの取組は、非常に意義のあることだと考えているところでございます。

○15番（玉垣大二郎君） 引き続き、よろしく願いいたしたいというふうに思います。

同じく7月は再犯防止啓発月間とされ、再犯の防止等の推進に関する法律の趣旨を踏まえて運動を推進することになっております。本市においても関係機関、団体の参加協力を得て取り組まれていると思いますが、まず、鹿児島県内における犯罪発生件数と検挙件数がお分かりになればお示してください。

○市長（下平晴行君） 令和3年度全刑法犯の認知件数が4,641件、検挙件数が2,498件、令和2年度の認知件数が5,113件、検挙件数が2,466件、令和元年度でございますが、認知件数が5,776件、検挙件数が2,963件となっているところでございます。

○15番（玉垣大二郎君） ただいま述べていただきましたが、そのうち再犯者数と再犯率がお分かりになりますか。

○市長（下平晴行君） 令和3年度再犯者数が784人、再犯率が48.5%、令和2年度が再犯者数857人、再犯率が51.4%、令和元年度が再犯者数845人、再犯率が49.4%とのことでございます。

○15番（玉垣大二郎君） ただいま述べていただきましたように、鹿児島県の再犯率は50%前後になっているようであります。近年の国の犯罪情勢を見てみますと、平成14年度をピークに犯罪件数は減少傾向にあるようですが、再犯者の占める割合は増加しており、その割合は5割に達しているようであります。この再犯者のうち約7割は無職であった者ということであります。近年の事件で、犯罪や非行をした人の行動を見てみると、住所不定無職という方が多く見られ、自分の居場所が確立できず生きづらさによる犯罪が増えているように思うところです。

再犯を犯さないように地域で見守り、立ち直りを支えるのがこの運動の趣旨であり、行政においても推進してもらっているところです。更生のために地域に帰ってきた方に対しての住居の確保、就職の確立が重要とされていますが、帰るところがない方について、市としてどのように対応されているのかお伺いをいたします。

○市長（下平晴行君） この方々に限定することではございませんが、住むところがない方については生活支援ハウス等、一時的な入居場所を探し、その間に今後に向けた支援へつなぐ等の対応を行っているところでございます。

○15番（玉垣大二郎君） それでは就労に向けた相談・支援はどのようなものを実施されているのかお伺いをいたします。

○市長（下平晴行君） 就労に向けた相談・支援については、相談者の状況に応じて行っておりますが、例えばその方が就労に向けた基礎能力から支援が必要な場合は、生活困窮者自立支援制度による就労準備支援事業を、社会福祉協議会が運営する志布志生活自立支援センター「ひまわり」へ委託し実施しておりますので、関係機関と連携しながら支援を行っているところでございます。

また、生活保護では、被保護者就労準備支援事業を実施しており、就労支援員やケースワーカーが、求人情報の提供やハローワークが開催する就労相談への参加促進や同行等の支援を行っているところでございます。

○15番（玉垣大二郎君） ある自治体では、就労支援として、市が一定期間支援対象者を会計年

度任用職員として雇用し、その後民間企業へ就職のつなぎとなるような制度を実施しているところもあるようですが、本市において取り組んでいく考えはないかお伺いをいたします。

○市長（下平晴行君） 会計年度任用職員の求人はハローワークを通じて行っておりますので、保護観察所とハローワークの連携などにより、刑務所出所者等が市の会計年度任用職員に雇用の申込みをされた場合でも、他の申込者と同様に地方公務員法の規定に基づいた選考の上、採用を行っているところでございます。

○15番（玉垣大二郎君） よく理解いたしました。

次に、薬物依存を有する者への支援についてお伺いいたします。先日の新聞に「県内の若者に広がる大麻」と題し、「県警が2021年に大麻取締法違反容疑で摘発した10代、20代が全体の7割を占め、過去10年で最多だった」と載っております。興味本位であったりさみしさを紛らわせるための嗜好品として、SNSを通じて売買されているようであります。こういったものに手を出す方々は、将来に希望が持てず孤独で居場所がない人、人生を大切にできないと思っている人が多いようです。

市としてこのような方々への支援策はどのようにされているのか、あるいは考えておられるのかお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 市の支援策としまして、志布志支所福祉保健課の「まるごと相談室」において、包括的相談支援事業を推進しております。これは、全ての相談機関が相談者の相談したい気持ち、内容をまずは一旦受け止めて、その上で担当である機関につなぎ、各支援機関が円滑な連携の下で支援ができるものでございます。

これらの取組を通して、薬物依存に陥っている人を取り残さないよう機会を逃さず支援につなげるために、あらゆる相談窓口や担当保護司や医療機関が協力・連携しながら、解決方法を示せるよう対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○15番（玉垣大二郎君） こちらのほうの支援もよろしくお願いしておきます。

薬物・アルコール依存症の患者を診療している先生の話として、「薬物は駄目だと非難するだけでは逆効果である。将来への影響が大きいことを教えるとともに、自分のためだけでなく、周囲のためにもやめないといけないと思わせる環境が大切である」と述べられています。このことでも生きづらさの中で生きていくために、地域が進んで協力していかなければならないと思うところです。

一昨年前から、曾於ウィルと保護司会の事業として、志布志・大崎地域の中学生を対象に、宮崎ダルクからの出前事業として薬物乱用防止教室を実施し、先月も有明地区公民館で一般向けに実施したところです。薬物やアルコール乱用防止に対する啓発について、どのように事業を展開されているのかお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 市としましても、鹿児島県薬物乱用防止指導員、志布志保健所地区協議会（略称「曾於ウィル」）に対しまして、負担金を支出し、活動に協力を行っているところであります。なお、今後は市人権教育啓発連絡協議会や保護司会等に協力・助言をいただきながら、

関係部署と啓発活動に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○教育長（福田裕生君） 小・中学校の児童・生徒に対しまして、薬物乱用の被害に対する正しい知識の普及啓発を推進することにより、児童・生徒が薬物乱用の現実や心身への弊害を身近な問題として捉え、薬物の誘惑に対する対処法を身に付けることを目的とした授業を行っているところでございます。

具体的には、小学校では空気の汚れ、たばこ、飲酒、薬物、いわゆるシンナーや麻薬、ドラッグなどについて、学級活動や保健の学習の中で学んでおります。中学生につきましては、保健の学習の中で「健康な生活と病気の予防」という分野を学び、薬物乱用の心身への害と社会への悪影響防止対策について学んでいるところでございます。また、弁護士や警察の指導による法教育の中でも、薬物やアルコールの乱用防止について学んでいるところでございます。

○15番（玉垣大二郎君） こちらのほうについても、今後ともよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

更生保護については、広範囲での取組が必要とされていますが、今回は犯罪や非行を行う者や再犯を犯してしまう者に対し、地域として必要な対策をお伺ひしました。平成28年12月に成立、施行された再犯防止等の推進に関する法律では、再犯防止の施行等を実施する責務が、国だけではなく地方公共団体にもあることが明記されました。地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務があることや、地方公共団体における再犯防止等に関する施策である地域再犯防止推進計画を定めるように努めなければならないことが明記されました。

鹿児島県で、この再犯防止推進計画を策定している市町村は、鹿児島市と奄美市だけであるとのことでした。本市においては、本日お伺ひした事業の体制は取れているということですので、本計画の策定は容易にできるのではないかと思うところです。志布志市再犯防止推進計画を策定していただけますか。

○市長（下平晴行君） このことについては、子供から高齢者まで安心して暮らせるまちづくりを実現させるためには、再犯防止推進計画は大変必要であるというふうに考えておりますので、関係部署と策定に向けて早急に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○15番（玉垣大二郎君） 早急に検討してまいるということでしたので、よろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

本日の南日本新聞の「ひろば」欄に紹介したい記事がございましたので、ちょっと御紹介したいと思います。「信頼や連帯感、通い合う世の中に」ということでございまして、もう見ていらっしゃる方もいらっしゃると思いますが、読ませていただきます。「東京都渋谷区の路上で、15歳の少女による殺人未遂事件が起きた。凶悪事件が次々と発生する。つらくなって生きづらさを感じたとしても、相談相手もおらず孤立し、個人では解決できない無力感や厭世観が蓄積し、自暴自棄になって凶行に突っ走ってしまうのではないか。人への信頼感や行政への連帯感が通い合う世の中にならなければ事態は解決しない」ということで載っております。まさに本日このことを私は言いたかったのでありまして、ちょうどいい機会だったなというふうに思ったところで

あります。

犯罪や非行、薬物に依存する人のいない、安全で安心なまちづくりを通して、市民が幸せに暮らしていける志布志市であることを願って、次にまいります。

次に、買い物弱者対策についてお伺いいたします。このことにつきましては、同僚議員も何度となく質問をされていますが、なかなか結果が見えてこないところであり、今回質問させていただくところでもあります。現状につきましては、皆さん御存じですけれども、安楽校区、大原地区から帖五区地区、志布志校区、夏井地区から中山間部において、以前は小さいながらもスーパーや商店があったところで、そこで買い物をされ生活が営まれてきました。今では商店もなくなり、サポートしぶしアピアか香月地区の大型スーパーに行かなくては、買い物ができない状況にあります。これらの地域を訪れるたびに「近くで買い物ができるところを誘致してくれないか」と要望をされますが、このことは私だけではなく、議員の皆様も同じ経験をされているものと思うところです。市長も答弁の中で「地域の方が不便を感じているという声を聞いている」と述べられておられます。現状については十分認識されているということですが、誘致、立ち上げについては民間でしていただくのがよいというような見解を持たれている答弁でもありました。その後、このことについてどのような検討がされたのか。また、民間でということであれば、商工会などへの取組依頼なり協議の機会をもつようなことがなされたのかお伺いをいたします。

○市長（下平晴行君） 人口減少や自動車の普及により、日常の買い物も安くて品数も多いスーパー等を利用する方が多くなり、地域にあった小さな店舗のほとんどがなくなってしまっている状況でございます。特に中山間地域においては、一番近くの店舗まで距離が長く、買い物に不便を感じている方がおられることは認識をしているところであります。

このような地域へのスーパー等の誘致については、商工会にも相談をしたところでございますが、懸念するところとして、現在、食料品等の販売を行っている事業者に影響が出るおそれがあるということでもございました。

新型コロナウイルス感染症の影響で飲食店等の利用が落ち込み、家計も物価高騰で消費が進まない状況の中で、小売業の皆様も厳しい経営環境がございます。そのような中で現在営業されている事業者の経営の継続も、商工業振興において重要となるところであります。

新規出店を希望する中小事業者であれば、創業並びに事業承継に関わる支援等は行ってまいります。商工会が事業者を誘致するような取組は難しいということであったところでございます。

○15番（玉垣大二郎君） 商工会で良い返事がもらえなかったということではありますが、ということであれば市外・県外からの誘致を考えていかなければならないと思うところです。工業団地における企業誘致と同じような補助金を創設しての誘致活動は考えられないのか、お伺いをいたします。

○市長（下平晴行君） 市としましても、事業者を誘致した場合に、商工会同様既に営業をされている事業者の事業活動に影響を及ぼすことが懸念されるところであります。また、スーパー等の立ち上げには多額の投資が必要となりますが、その地域で営業を始めた場合に、採算が合うの

かどうかという問題もございます。都市計画区域において、商業地に商業施設等の集積を図るといようなことは、まちづくりにおいて行政がしなければならないことではありますが、既に市内に営業されている事業者がある中で、市がスーパー等を誘致することに関しては、慎重に対応していかなければならないというふうに考えているところであります。

このようなことから、工業団地における企業誘致と同様の補助金を創設することは考えておりません。

○15番（玉垣大二郎君） これらの地区の方々は、現状を早急に改善していただきたいと願っていらっしゃいます。ということであれば、必要最小限の生鮮食料品を販売するところと考えれば、大原地区にあったスーパーをリニューアルしての事業展開、あるいはJ Aそお鹿児島で購入部の生鮮食料品等の販売をお願いするなど、このような取組は考えられないのかお伺いをいたします。

○市長（下平晴行君） 大原地区の閉店したスーパーについては、創業からある程度年数も経過しておりますので、リニューアルし営業を再開する場合、多額の投資が必要になるのではないかとこのように思われます。

進出を希望する事業者があれば、管理者と交渉の上、土地建物を取得し営業することになりますが、市がこのスーパー跡への事業者の進出を積極的に進めることに関しましては、先ほども申しましたように、慎重に対応をする必要があるというふうに考えております。

また、J Aそお鹿児島で購入部についてでございます。現在、味噌などの食料品は販売しておりますが、生鮮食料品については日持ちがしないこと、土日が休みになること、店舗のスペースの問題から販売していないということでもあります。このようなことから、生鮮食料品の販売は難しいというふうに考えております。

○15番（玉垣大二郎君） スーパーの誘致は難しい問題だろうというふうに思うところであります。市としてもこのような方々を援助するために、福祉タクシーやチョイソコしぶしを運営していただいているところですが、ルートに漏れた人や十分なゆとりがない方など、利用していない方も多くいらっしゃるかと聞いております。

そこで、今困っていらっしゃる方々に利用していただくために、既存スーパーにお願いし、週一回、地域の一角に商店を並べて販売する青空市場なり、あるいは市のほうで定期的に地域を限定し、買い物客専用のマイクロバス送迎などを行っている自治体もあると聞いています。このような取組を取り入れる考えはございませんか。

○市長（下平晴行君） 車などの移動手段がなく、日用品の購入や通院等に不便を強いられている高齢者等の交通手段を確保し、移動の利便性の向上に寄与するために、福祉タクシーを運行しているところであります。

また、小学生以上を対象にチョイソコしぶしを市内全域で運行しております。青空市場に関しては、既に市内で移動販売車を運行されている事業者もいらっしゃいますが、利用を希望する地域があれば、相談に応じていただける事業者もございます。地域の皆様にも希望に応じて移動販

売車を活用いただけるよう、情報提供をしてまいりたいというふうに考えております。

また、マイクロバス送迎に関しては、ニーズがどれくらいあるのか現状では把握しておりませんが、公共交通の利用状況等を分析しながら、当面は民間のバスやタクシーも含めた現在の体制で、対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○15番（玉垣大二郎君） 安楽校区においては、小学校隣にあったストアが閉店となり、車に乗れない高齢者の方々が不自由を来すこととなりました。社会福祉協議会の活動である地域福祉活動計画を策定していく中でこのことが取り上げられ、その後、校区の女性陣により地域の困っているところをどうにかしようと、通称「安楽しあわせ手伝い隊」が立ち上がり、この方々の御尽力により生協コープによる移動販売が開始されることになりました。現在では、安楽校区と夏井地域に広がり、大変助かっていらっしゃるようであります。移動販売の方も「ほかに必要とするところがあれば、寄らせていただきます」と言われております。先ほども市長の答弁でありましたが、ほかの地域でも移動販売車が立ち寄れるように、行政が地域の方々との間に入り協議がされる体制は取れないのかお伺いをいたします。

○市長（下平晴行君） 生協コープ志布志店の移動販売については、社会福祉協議会や地域の方々の尽力により販売が開始され、毎週水曜日に安楽の上宮内、上門、夏井の3か所で行われております。当時は集会所等に商品を並べて販売しておりましたが、現在は2tの保冷車が導入されており、生鮮食品や刺身などの冷蔵品から冷凍食品まで購入できるようになっております。また、利用者の費用負担もなく、店舗と同じ価格で商品を購入できるため、大変利用しやすく3名以上で利用可能となっているところであります。

ほかの地域での運行に関しましては、地域で営業をされている店舗との兼ね合いもあると思いますが、市としてどのような対応が望ましいのか、内部でも協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○15番（玉垣大二郎君） ぜひですね、行政が自治会との間でサポートできるような体制づくりをお願いしたいというふうに思っております。生協コープのほかにも「移動スーパーとくし丸」や

スーパーをされている方の移動販売車と、現在では市内数台での移動販売となっているようです。しかし、市内隅々までの販売活動の展開には至っていないようです。「移動スーパーとくし丸」は、全国展開をしており、販売員となるオーナーを募集し、販売車を購入してもらい、会社自体が地元スーパーとの契約を代行し、ロスの出ない販売方法を取っているようです。

本市のように買い物弱者が広範囲に至る場合、今の移動販売車では足りていないと思うところです。買い物弱者救済と新たな起業をする方々への支援に立った販売車両購入のための補助等は考えられないのか、お伺いをいたします。

○市長（下平晴行君） 移動販売車に関しては、現在生協コープ志布志店以外にも、4事業者の5台が市内で運行されております。中山間地域を中心に運行されておりますが、事業者によっては、ニーズがあれば市街地周辺でもルートに組み込むことができるようでございます。

いずれの事業者も無料で利用することができ、店舗と同じ金額で肉・野菜などの生鮮食品も購入できております。その他にも、生協コープでは電話で注文した商品を配達するお買い物代行事業も行っております。生協コープ以外でも市内には配達サービスを行っている店舗が8店舗ございますが、その多くが無料で利用できるようでございます。

このように、既に多くの事業者がサービスを提供している状況でございますので、新たな販売車両購入のための補助金創設は考えていないところであります。買い物に不便されている皆様に周知が図られるよう、関係機関も含めて内部で検討してまいりたいというふうに思っております。

○15番（玉垣大二郎君） ただいまの説明で、無料で配達サービスをする事業者が8店舗あるということでしたが、どのような地域に何店舗があるのか分かればお示しく下さい。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 個人で買い物をするときに電話をした場合に配達しますが、志布志地域でコープさん、それから有明地域で2店舗、それから松山地域で4店舗、そのほか志布志地域で1店舗などがありまして、このような表がございまして、この中に8店舗ほどあるところでございます。

○15番（玉垣大二郎君） この8店舗は、地域の方々に周知されているのでしょうか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 一部御存じの方とか、いろいろな口コミで御存じの方がありますが、積極的に市のほうで周知しておりませんので、今回も市長とお話しましたけれども、何らかの形で私どもも質問を受けまして、結構こうやって車を購入してされている店舗が多いですので、周知をしていかないといけないのではないかということをお話したところでございます。

○15番（玉垣大二郎君） これらのお店に周知の許可をもらうことができるようであれば、広報やチラシなどで、買い物弱者をなくすために周知の体制を整えていっていただきたいというふうに思います。

最後になりますが、この買い物弱者の支援について、市長の率直な考え方を伺いたしたいというふうに思います。

○市長（下平晴行君） 中山間地域を中心に、近くに店舗がないために日常の買い物に不便を生じている方は少なくないというふうに思うところでございます。志布志市の市街地から事業を開始したチョイソコしぶしが、今年の1月から市内全域に運行範囲を拡大しております。また、福祉タクシーとともに買い物や通院などの日常の足として不便を生じている方々に、より一層利用していただけるようその普及促進に努めてまいります。

また、移動販売車や配達サービスなども無料もしくは安価に利用できる事業者がございまして、これらを必要な方が十分な利用をいただける情報提供をしながら、関係機関と支援をしていきたいというふうに考えております。

先ほどの買い物のいわゆる店舗の情報提供ですが、おっしゃいましたように確認をして情報提供がよろしかったら、もうその情報提供もしてまいりたいというふうに考えております。

○15番（玉垣大二郎君） よろしくお願ひしたいというふうに思います。この問題につきましては、「誰一人取り残さない」という面で、早急に解決しなければならない問題だと思っております。

あらゆる手だてを尽くして、志布志市から買い物弱者という言葉がなくなりますように、検討を重ねていただきたいとお願い申し上げます。

それでは次にまいります。続きまして、放置竹林対策についてお伺いいたします。日本では古くから日用品や家具、建築物の資源として竹が大変重宝されてきました。戦後はタケノコ栽培が盛んになったことから、多くの竹林がつくられ管理されていましたが、経済成長とともに輸入品のタケノコやプラスチック資源が出回るようになり、竹林の需要が減少すると次第に放置され、現在に至っています。竹の場合、地表近くの土しか支えることができないため、土壌が緩んだ際には竹林ごと斜面を滑り落ち、大規模な土砂災害を引き起こす可能性があると言われていました。また、道路脇の竹やぶが覆い被さってきて、大型車両など交通の妨げになっているところや、電線に絡まったりしているところも多く見られるところです。ほかにも周囲への畑への侵入や野生鳥獣のすみかとなり、畑や耕作地を荒らし、作物への深刻な被害をもたらしている事案も出てきているようであります。今では新聞・テレビでも大きく取り上げられている問題であります、本市においても以前からこのような放置竹林を「どうにかできないのか」と市民の方々の御意見があり、今回このような質問になったところです。

志布志市森林整備計画が平成30年度に策定されていますが、竹林が計画の中で取り扱われているところはなかったようでありました。本市においてこの竹林については、林業としてどのような位置づけで考えられているのかお伺いをいたします。

○市長（下平晴行君） 森林では樹木が根を深く張るため、雨が降ってもしっかりと支えるのに対し、竹は浅く広範囲に根を張るという特徴を持っているため、雨が降ると竹林ごと斜面を滑り落ちる危険性があります。また、竹は成長が早いため、適正に維持管理を行わなければ急速に荒廃が進んでいくものと考えております。

お尋ねの竹林の林業の位置づけでございますが、本市では約25年前に、有明町伊崎田地区にタケノコ振興会が7名の会員で運営されていたところでありましたが、会員の高齢化と後継者不足により、解散したと聞いております。

市としましては、竹資源の活用について先進地の事例などを参考に、取り組める事業がないか調査・研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

○15番（玉垣大二郎君） 本市における竹林の面積はどれぐらいあるのか、どのような状況にあるのか。そして、現状をどのように認識されているのかお伺いをいたします。

○市長（下平晴行君） 本市の竹林面積は、森林簿で254haあり、管理が行き届いていない竹林が多いと推測されます。竹は繁殖が早いために、今後も竹林面積は増えていくというふうに考えているところであります。

○15番（玉垣大二郎君） 今後も増えていくというようなことですが、竹林による土砂災害や近隣畑地への侵入被害、鳥獣被害など、放置竹林が原因とみられる災害や被害の報告は今までにありませんか。

○市長（下平晴行君） 現在のところ、放置竹林に起因する土砂災害や鳥獣被害などの報告は受

けていないところではありますが、人家裏の土砂災害危険箇所は治山事業の対象となる場合があるため、そのような事案を受けた際は、現地調査を実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○15番（玉垣大二郎君） この放置竹林について、今後どのように取り組まれていくのかお伺いをいたします。

○市長（下平晴行君） 農地では、多面的機能支払交付金で農道・水路の維持管理を実施していただいております。山林には、森林・山村多面的機能発揮対策交付金が創設されており、3名以上の構成員で森林経営計画が策定されていない0.1ha以上の山林であれば、侵入竹の伐採・除去活動等に1ha当たり28万5,000円の交付金がありますので、放置竹林を解消したい旨の相談があった場合は、この事業を紹介していきたいというふうに考えております。

○15番（玉垣大二郎君） 今説明にありました森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業でございますが、これは以前からあった事業なんですか。

○耕地林務水産課長（河野穂積君） この事業については、以前からございました。農地の多面的事業と同じような形で活動組織を作っていただいて、先ほど市長が答弁したような事業に対して交付金を支払うというシステムでございます。

○15番（玉垣大二郎君） これは、市民の方々は御存じだった事業ということで理解していいですか。

○耕地林務水産課長（河野穂積君） この事業につきましては、ほぼ問い合わせもなかったということで、私どももちょっと認識は薄かったかなとは思っております。担当課としましては、非常にいい事業であると思っておりますので、今後におきましてはホームページでありますとか、様々な媒体を使って周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○15番（玉垣大二郎君） ぜひですね、今後周知していただきまして、こういった放置竹林がなくなるような活動に対して使っていただきたいというふうに思います。

そこでもう一つ、先ほどありました農地の多面的機能支払交付金の方々の団体がございますが、この方々にこの森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業の説明をしていただいて、この方々に一緒に今の事業として重複して仕事していただくということではできないのかですね、考えられないのかちょっとお伺いをいたしたいと思っております。

○耕地林務水産課長（河野穂積君） 先ほど市長が答弁をいたしましたように、森林・山村多面的機能発揮対策交付金の事業につきましては、事業に取り組む活動組織が対象となりますので、農地のほうの多面的機能支払交付金の組織がそのままこの事業を活用できるということではございません。別に、この森林・山村多面的機能発揮対策交付金の活動組織を立ち上げていただくという必要がございます。

以上です。

○15番（玉垣大二郎君） ということは、説明をしていただいて、その方々が名前を変えてする

分にはできるということで、理解をしてよろしいですか。

○耕地林務水産課長（河野穂積君） 現在、農地の多面的機能支払交付金の組織のほうから問い合わせを1か所いただいております。現在そちらのほうを活用できるかどうかも含めて、活動組織と協議を進めているということでございますので、この農地のほうの活動組織とは別に、もちろん名前を変えるということにはなろうかと思えますけれども、現在のところは可能ではないかと、担当課として判断をしているところでございます。

○15番（玉垣大二郎君） できるのであれば、そういった方々に説明をしていただいて、取組ができるような体制を整えていっていただきたいというふうにお願いをしておきます。

皆さん既に御存じのことと思いますが、薩摩川内市においては「タケの力をマチの力に」と題して、竹は宝の山ということで、竹バイオマス産業協議会の設立や竹資源を活用した産業振興や雇用の創出に取り組んでおられます。また、都城市の事業者がさつま町にチップ工場を設置し、粉碎した竹のチップをサイレージにして販売を始めております。このサイレージはビタミンAが豊富で、母牛の繁殖成績の向上や子牛の下痢予防に有効のようで、嗜好性がよく枝肉の重量やオレイン酸の増加が見られるなど肥育牛にも有用とされているようであります。また肥料の原料としても使われ、野菜の収量向上やサツマイモ基腐病にも効果があるというようなことのようにです。このように多岐にわたるメリットを持つ竹に注目し、事業を展開されているこのような企業に本市に来てもらい、事業として実施してもらえないかと思うところです。出水中・田之浦中学校跡地における産業創出の有効な手だてを促すためにも、このような事業者の方々に進出をお願いし、放置竹林の解消を目的とした竹林の整備事業として、肥料や飼料の製造、タケノコ産業、竹かごやざる、国産メンマ製造など、このような事業所を本市に誘致できないかと考えますがいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） その前に、先ほど質問がありました交付金の活用ですね、これをしっかりと情報提供してまいりたいと、そのことで今の質問につながるのではないかというふうに思っております。

放置竹林を活用した産業の誘致ということですが、本市において放置竹林の解消に向けて取り組む中で、事業者等の誘致が有効的だということになれば、積極的に誘致活動を行ってまいりたいというふうに考えております。

肥料・飼料・メンマ等の製造ということであれば、製造業にあたりますので、設備投資額2,000万円以上、用地取得後3年以内の創業開始、新規地元雇用者を5人以上、4か月を超えて常勤雇用するという条件が整いましたら、本市の企業立地推進補助金も活用することができます。また、雇用人数が製造業で11人以上の雇用ということであれば、県の企業立地促進補助金も併せて活用することができますので、そういった支援制度の御紹介等も含めて誘致活動を行ってまいりたいというふうに考えております。

○15番（玉垣大二郎君） 放置竹林の解消と日本古来の竹製品の復活、地域産業の確立に向け、御検討いただきますようお願い申し上げます。私の質問を終わりとさせていただきます。あり

がとうございました。

○議長（平野栄作君） 以上で、玉垣大二郎君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のためしばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

○

午前11時54分 休憩

午後1時00分 再開

○

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

次に、5番、南利尋君の一般質問を許可します。

○5番（南 利尋君） こんにちは。南利尋でございます。台風11号の大きな被害もなく、安堵しております。私事ではございますが、いろいろなところでいろいろな発言をすることによって、随分世間の風当たりが強くなったことを痛感している今日この頃であります。雨にも負けず、風にも負けず、これからも謙虚な姿勢で議員活動に精進してまいりたいと思っております。通告に従って質問させていただきます。

除草作業などの保全活動が困難になった自治会が多くあります。安全・安心の観点からも、早急に対策を講ずるべきではないか考えますが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 南議員の御質問にお答えいたします。

現在、市道の伐採作業につきましては、市が管理する市道777kmのうち、127kmを業者伐採、326kmを市の道路作業員による伐採を行っており、残りの324kmを自治会に道路愛護作業として伐採を行っていただいているところでございます。

しかしながら、高齢化や自治会員の減少、新型コロナウイルス感染症等の影響で、伐採作業を行うことが困難な自治会も出てきているところであります。保全活動が困難になった自治会の対策といたしましては、令和3年度から市の作業員を増員し、状況に応じて柔軟な対応を行っているところであります。また、機械化を図ることでさらに迅速な対応をするため、伐採作業用のトラクター2台を購入し、現在在庫待ちであります。補助モアについては購入しているところであります。

今後は地域コミュニティ協議会との連携を視野に入れ、引き続き自治会の協力をいただきながら、限られた予算の範囲で計画的な市道の管理に努めてまいります。

○5番（南 利尋君） 今年から潤ヶ野校区で二つ、八野校区で二つの自治会が高齢化により市道伐採作業が困難になり、市のほうへ要請するようになりました。伺ったところ、今年度困難になった自治会は四つの自治会だけであるということでした。潤ヶ野・八野校区だけですね。市長の地元、私の地元でもありますけど、市長もその状況はしっかり、いろんなところを把握されていると思いますが、今までも多くの自治会が困難になっているとのことでした。これからは中山間地域では過疎化・高齢化が加速し、数年後には今まで以上の自治会が市道伐採に取り組みなくなるのではないかと危惧しております。今、市長が答弁されました、市道の全長は現在

777kmなわけですね。これを自治会が困難になっていくと、市のほうで324kmの分もカバーするということは、今以上の予算と労力が必要になるのではないかと考えます。軽減を図るためにも、今のうちから対策を講じていくことが不可決だと考えております。幾つかの提案をさせていただこうと思ひまして聞き取りに臨んだのですが、ほとんど聞き取りの時点で却下されてしまいました。市長が「できることとできないことがある」と言われます。できない提案だったんだと私は納得しております。

そこで、どういう対策があるかといろいろ考えたときに、昨日の夜、台風接近中にもかかわらず、潤ヶ野地域コミュニティ協議会定例会が開催されましたので、その中で諮ってみました。特に潤ヶ野地域が今年二つ減って、「もう一番の潤ヶ野地域の喫緊の課題ですよ、皆さんはどう思いますか」ということで、いろいろ皆さんにお諮りしたのですが、いろんな意見を皆さんがくださいます。結論としては「今すぐにできる、できないとは言えない」ということですね。そして、「自分たちの地域でどういう取組ができるか、何をしていかなければならないかを、今後の定例会で協議していこう」ということの結論でした。私もまさにそのとおりでと思います。これからは行政が取り組むこと、自治会単位ではなく、地域で取り組むことを明確にしていくことが重要ではないかと考えます。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） これは議員おっしゃるとおり、いわゆる地域コミュニティ協議会そのものがやはり行政と対等に、そして地域の活性化のために設置したわけでありますので、自治というのは本来自分たちの地域は自分たちで管理するという考え方であるわけでありますので、ぜひその考え方も含めて、そして行政がやることは何なのか、そこ辺も含めて、対等というのは一緒になってそういう問題点が発生したときに、取組をしていくことだというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） 今市長がおっしゃったことを地元のコミュニティ協議会もしっかり把握されているんだなど、私も実感しました。これからはぜひ今おっしゃった行政と地域の取組の役割分担ですね、そういうのをしっかりと明記された役割分担表的なですね、例えばこれからは地域にお願いするのであれば、自治会にそういう報償金として支払っていた部分も、それはもちろん地域コミュニティ協議会かそういう地域に対しての報償金という形になるわけですから、その辺の在り方も新たな予算づけの在り方から、そういう新たな役割分担表的なものを、これからしっかり提示していただけますか。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 従来は、それぞれの事業によって補助金等も交付していたわけですが、それらと一体になって、そしてその地域コミュニティ協議会が使いやすくしていく、そして地域の活性化を自らがしていくということでの考え方でありますので、この予算は何に使う、この予算は何に使うというのではなくて、地域で使えるものにしていくと、そういう面ではやはり行政としても、必要な予算についてはしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） ぜひですね、特に中山間地域は喫緊の課題ですので、「すぐに提示してください」ではなくて、そういう策定をしていただくことを要請しておきます。

私の提案で、一つだけ却下されなかった提案がありまして、この市道沿いの耕作者に対して、法面の除草作業を行っていただくように、農政畜産課、建設課、耕地林務水産課などが連携して、協力をお願いしていくべきではないかということです。耕作地の周辺を払うときに法面まで払っていただければ、自治会の伐採作業の負担軽減が図れ、市の作業班の作業範囲も大分縮減できるのではないかと考えます。今でも耕作者によっては、もう市道沿いまできれいに払っていただける方と、なかなか手入れをしていただけてないなというところがはっきりしておりますので、強制も何もできないわけですから、「できれば周りの法面のところも作業をしていただけませんか」ということですね、自助・共助・公助の観点からも、耕作者に対して理解・協力を得られるような取組も必要ではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 大変有り難いことだというふうに理解をしたところでございます。地域の活性化というのは、いわゆる自助、今おっしゃったように共助、そして地域の活性化、そのことで図れるというふうに考えておりますので、強制ではございませんが、市報やホームページなどで、無理のない範囲で御協力をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） ぜひですね、中山間地域の安心・安全な市道保全管理が維持されるように、現状をしっかりと把握していただいて、対策を講じていただくことを要請しておきます。

経済対策について伺います。収束の見えないコロナ禍で、本市の飲食店、タクシー、代行業などは、未曾有の危機に陥っています。本市独自の支援事業に取り組むべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 新型コロナウイルス感染症の第7波において、感染者数が連日過去最高を更新する中、市内の飲食店街においては、再び来店者が減り、原油並びに物価高騰の影響も重なる中で、大変厳しい経営状況に置かれていることと認識をしているところであります。

市では、これまで市単独による商工業者のための支援事業を展開し、事業継続の下支えに取り組んできたところであります。本年度も売上げが減少した事業者に対する応援給付金事業を5月まで実施したところでありますが、8月からはプレミアム商品券を販売し、消費を喚起するところでございます。また、飲食店街の皆様からも8月に要望書が提出されております。廃業せず事業を継続いただけるよう、商工会等とも連携し情報収集を行い、引き続き対策をしっかりと対応してまいりたい、検討してまいりたいというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） これまでも市内事業者に対して、幾つもの本市の独自支援事業に取り組んでいただきました。多くの事業者が大変感謝しておられます。支援事業があったからこそ、現在まで持続できた事業者も多くあるのではないかと思います。これまでは、主に新型コロナ対策事業に取り組んでいただきましたが、昨今の物価高騰により、多くの業種の方々が大変な思いを強いられています。資材、燃料、化学肥料、畜産配合飼料などの価格高騰で経営が逼迫しているところが多く見受けられます。物価高騰に対しては、国や県などもスピード感をもって支援事業に取り組んでいます。本市でも独自支援事業に取り組んでいただいております。しかし、コロナ禍で疲弊した事業者に対しての支援事業は提案されなくなりました。本市でも毎日多くの感染者

が確認されています。コロナ禍になって2年半が経ちました。今まで自助・共助・公助で続けてきましたが、収束の見えないコロナ禍の現状では、公助がなければ疲弊した飲食店街の活性化は図れません。持続的な支援事業に取り組んでいくべきではないかと考えます。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） これはおっしゃるとおり、事業者の継続そして雇用の確保という観点からも、しっかりそのことについては支援をしていかななくてはいけないということで、今までそのような支援をしてきたところではありますが、さらにしっかり内容を中身を精査して、みんな必要なのですが、特に必要と求めているのはどこなのか、どこにターゲットを絞って支援をしていけばいいのかということも含めて、内部で十分協議して対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） ぜひですね、今の答弁にありました内部でですね、例えば売上げ減少とか、銀座街のそういう客の流れですね、どれぐらいの方が利用されているのかとか、その雰囲気ですね、そういうのもやはり行政でしっかり把握していただいて、例えば、私も最近居酒屋に行かなくなって、前から僕は行かないんですけど、行っているような雰囲気によく見られているんですけどね、もう本当に行っていません、行かなくちゃいけないんです。ただ、やはり居酒屋さんだけでみんな帰ってしまうような流れ、代行さんに聞けば前にはなかったような人の流れ、例えば「忙しいときは、9時と12時に両方ピークがあるんですよ」ということがあるんですね。昔は9時のピークというのとはなかったらしいですね。もう10時、11時、そういうときからどんどん忙しくなっていく状況。やはり9時のピークというのは、居酒屋さんで飲んで食べて、それで帰るという流れが定着したということと言われるわけですね。私は以前の質問でも、「飲食店街は本市の経済活動のバロメーターである」ということを述べてまいりました。本市の経済は疲弊しております。今度店舗の管理会社は、9月、10月の2か月分の家賃を半額にするということを、経営者の方々にお知らせされたそうです。個人事業者もしっかりと実情を把握した上で、もう限界だろうなということを感じられて、こういうコロナ禍でも、一つの個人事業者がそういうことを行っているわけですね。今市長もおっしゃいました、先日飲食店街の方々が要望書を持って、市長にお願いに来られたと思うんです。その方々のいろいろな切実な意見を聞いて、市長はどう捉えられましたか。

○市長（下平晴行君） 33軒の方を代表して3名が来られたわけではありますが、これは本当に今経営している中で、「お客が来なくなった」というようなことも切実に話をされておりましたので、大変な状況であるというふうに理解をしたところでもあります。

○5番（南 利尋君） 本当に私のほうにもいろんな方から相談があって、なかなか大変だということで、いろいろ行政のほうにもお願いをしてくださいということで、私は、「あとは市長が、どういう提案をされるかということなんです」ということを毎回繰り返し言うております。私は一生懸命「こういう事業に取り組んでいただけませんか」ということで、要望、要請をすることしかできないわけですから、いろいろな生の経営者の声を聞かれたということで、その辺を踏

まえてしっかりと支援事業に取り組んでいただきたいと思います。銀座街は長い歴史があるわけですね。今年始めた店から50年営業されている店もありますね。議場にいらっしゃる方も、若いときから銀座街で語り合ったり、泣き笑った思い出も皆さんあると思うんですね。そういう志布志市の唯一の飲食店街である銀座街の灯を消さないためにも、継続的な支援事業にぜひ取り組んでいただくことを強く要請しておきます。

次に、物価高騰により、多くの市民が大変な思いを強いられております。全市民に対しての商品券配布を検討すべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） コロナ禍における物価高騰により疲弊する商工業事業者の方々に対し、事業継続の支援策や地域経済の浮揚策は必要なことであるというふうに考えております。本市を含め多くの自治体や商工会等で様々な思考によるプレミアム付き商品券の販売を実施したり、住民又は世帯に対して一定額の商品券の配布を行い、地域経済の循環を促しているところであります。

本市の今年度のプレミアム商品券につきましては、希望する市民が入手しやすくなるよう割り増しを30%から20%としたものの発行額を増やし、事前予約制としたところでございます。商品券の全市民への配布は、生活支援を目的とした施策になると考えておりますが、今後も全体で全庁的に協議しながら、調査・研究してまいりたいというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） 今、市長と副市長にお配りさせてもらったのですが、先日、市民の方から肝付町の広報紙をいただきまして、ちょっと皆さんに紹介させてもらいたいのですが、このように町長の写真入りのこういう広報紙が出たんですね。町民の皆様へ、新型コロナ対策支援策ということで、このメッセージが付いています。「新型コロナウイルス感染症は、いまだ町民の生活や事業継続に大きな影響を及ぼしています。そこで、コロナ禍の影響を受けている方や物価高騰の影響を受けている町民をはじめ、農業・漁業・商工業者、次代を担う小・中学生やその影響が特に大きい分野の支援策です。皆様の御理解をお願いします。」最後がですね、「肝付町民が一つのチームとなり共に頑張っていきましょう」。令和4年8月の肝付町長の名前で、この中では、チーム肝付暮らし応援商品券物価高騰支援ということで、「町民一人当たり全町民に5,000分の商品券を配布します」ということです。対象者は住民ですよ。手続きは不要です。金券ですので、「対面でのお届けになります」ということなんです。どこに委託するか何とかではなくて、私がこれまで5回ほどこの商品券を「全市民に対して商品券発行事業はどうか」という提案をさせていただきました。まさに私が5回提案してきたことはこういうことなんです。例えば、下平市長が「志布志市民の皆さん、一丸となってこの難局を乗り越えて、頑張っていきましょう」というような市長のメッセージ、写真もいいかもしれませんね。市長メッセージであれば、金額以上の元気とパワーが市民に届くと思うんですね。市民によくあるんです、今飲食店街を支援してくださいとかですね、畜産を支援してくださいとか、いろんな農業を支援してくださいとかいろいろあるわけですね。だけど、大変でも何も支援されていない方もいらっしゃるわけですよ。例えば、今マイナンバーカードの商品券発行事業の提案がなされていますけど、

いい事業だと私も思います。だけど、何かの理由で取得できない方もいらっしゃると思うんですね。だからもらった方は「何である事業だけそういうものがあるんだよ」という、いろんなこの不景気な中、物価高騰の中でいろんな市民のやり取りがあるわけですよ。「飲食店街だけ何でも支援しているんだよ」とかですね。もうそういういろんなみんなの意見が一つになって「チーム志布志」をつくり上げていくには、皆さんに市長のメッセージをですね、「みんな本当に大変だけど、みんな乗り越えましょうよ」と、そういうことを市長が提案していただいても、志のある志布志市民は反対する方はいらっしゃると思うんですよ。「何でこんな商品券をみんなに配るんだよ」という方は絶対いらっしゃる、私は思いますね。そういう下平市長の公約でもある「誰一人取り残さない」という気持ちで、「大変なところにはいろいろ支援をしておりますよ、だけど本当にみんな大変なんですよね」と、皆さんは別に大変ではないと思います。この議場の中には、大変な方はあまりいらっしゃるのではないですか。だけど、皆さんの周りには大変な方はいっぱいいらっしゃると思うんですよ。「こういうことであそこも大変だろうな」とか、いろんな事情があって大変な方はいらっしゃると思うんです。だけど、「マイナンバーカードを作らないともらえませんか」とか、例えば1万円で1万2,000円のプレミアム商品券が欲しいなと思ったときに、財布を見たら8,000円しかなかったとか、そういう方も現実的にはいらっしゃると思うんですね。だから、市長が本当によく言われる「誰一人取り残さない」事業ですよ。まして、今、自助・共助だけではなかなか乗り切れない雰囲気も市内には蔓延しているわけですね。であれば、本当に市長自らですね、いろいろ意見は言っておりますが、このマイナンバーカード事業は本当にいい事業だと私も思いますよ、プレミアム商品券事業もいい事業だと思います。だけど、本当に市長が僕はしょっちゅう聞くんですけど、「誰一人取り残さない」ということを常におっしゃっていますから、その市長の熱い思いが全市民に伝わるために、また志布志市民のこの状況の士気を高めるように決断してくださいよ。市長、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 私は、やはり困っている方に貴重なお金の配分、支援をしていきたい。だからこういうふうに全体にやるのはどうかと、ここが引っ掛かっている部分なんです。本当に困っている方々に支援をどうやったらいいかということで、先ほど言いましたように、どういうターゲット、どこに視点を置いて支援をしていけるのかということを考えておりますので、全体に配布をするということは簡単なことなんです。志布志市で1万円だと3億円ぐらいになるわけでありまして。そのお金が本当に配布していいのかというのが私の考え方でありまして、そこは先ほど言いましたように、本当に困っている市民の皆さん方にどういう形で支援ができるのか、そこも含めて取組をして検討してまいりたいというふうに考えております。

○5番（南利尋君） ぜひですね、私は思うんですけど、今市長がこの5回目のいろんなやり取りでですね、困っている方を助けるということはもちろんなんです。ただ、困っている方を探し当てられない現状もあるわけですよ。とりあえず、困っていなくても困ったふりをしている人がいて、そこにいつかあったみたいなのもある、国の事業でもなんでもそうですけど、一回皆さんに配布して、本当に困っていたら本当にそれを有り難いと思われるでしょうし、この全市民

への配布事業というのは、困っていなくても経済をとりあえず回してくれることもあるわけですね。曾於市、大崎町、宮崎県串間市、いろんなどころで私もいろんな方々に、そういったことを語り合っているから、世間の風が強くなってしまうという場面もあるんですが、そういう方々にいろいろお聞きしますと、本当に「全市民、町民が喜んでますよ」とみんな言われるわけですね。そこに対して、市長が言われるそういう5回目でも、「本当に困っていらっしゃる方に」ということの答弁がありました。もうはっきり言って、市長の提案一つだけではないですか。市長が決断していただければ、例えばふるさと志基金なり何なりの財源があったとしますよね。そこから志布志市を盛り上げてくださいということで、ふるさと納税に協力していただいている方がいっぱいいらっしゃるわけですね。その盛り上げる市民が大変な思いを強いられているという状況であれば、ふるさと納税に協力されている方々も、別に「何でそういう商品券に使うんだよ」ということは一切出ないと思うんです。志布志市民全員が元気にならないと、私は、志布志市は加速して経済の底上げはできないと思っております。だから目に見えないといいますか、行き届かない部分までとりあえず一回全部にそういうどこに委託するのではなくて、対面でということがありますから、対面でやっていけば本当に志のある市長の思いのこもったすばらしい事業になると思うんですね。だから商品券発行事業というのは、ほかのところはほとんどみんなやっているわけです。志布志市も一回だけでも市長の強い「誰一人取り残さない」という気持ちを持った事業に、一回チャレンジしてもらえませんか。もう一回見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、ここは内部でしっかり精査して、貴重な財源でありますので、それと併せて生活困窮とプレミアム商品券、これはやはり考え方を分けて実施しておりますので、その分け方がどういう形でできるのかですね、そこも検討させてもらいたいと思います。

○5番（南 利尋君） 5回目です。ちょっとは伝わったのかなという、今ちょっと思っているんですよね。ぜひ前向きな「誰一人取り残さない」という全市民に商品券を配布する事業に取り組んでいただくことを強く要請しておきます。

観光振興について伺います。第2次志布志市観光振興計画の策定の在り方について伺います。第1次志布志市観光振興計画の進捗状況をどのように捉えていらっしゃるのか見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 本市では、平成23年度に第1次志布志市観光振興計画を策定し、にぎわいのための拠点整備や地域の魅力的な資源を有効活用し、地域一体となった観光施策を展開してまいったところであります。その間、都城志布志道路や東九州自動車道の一部開通による交通アクセスの改善が図られる一方で、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、観光の在り方が急激に変化してきております。このことから、本市を取り巻く環境や情勢に柔軟に対応し、かつ本市の資源を最大限に活用した施策を展開していくため、令和3年度に策定した第2次志布志市観光振興計画において、基本目標を「志の融合するまち志布志～オンリーワンをあなたへ～」と定め、本市の観光推進のため、各施策を実行してまいりたいというふうにござ

います。

○5番(南 利尋君) まずですね、観光振興計画では、議会に配布された概要版というのがあるんですね。私は、第1次も第2次も概要版しか見たことないんですけど、この詳細版というのはあるんでしょうか、提示されないのでしょうか。

○港湾商工課長(假屋眞治君) 第1次志布志市観光振興計画、それから第2次志布志市観光振興計画、両方とも詳細版というのがございます。第2次志布志市観光振興計画の詳細版については、今ホームページのほうで閲覧ができるようになっておりますので、そちらのほうを御覧いただきたいというふうに思います。

○5番(南 利尋君) 理解しました。ホームページでいろいろ見られるということですね。その辺もいろんな場面で周知していただければ、これからの観光事情にこうやって取り組むんだということも、市民の方々の目にも届くと思いますので、周知方よろしくお願いします。

観光振興計画体系図の基本方針1に、第1次計画では、「観光客がお金や時間を消費する仕掛けや仕組みづくり」、第2次計画では「稼ぐ観光地経営を目指す」とありますが、どこに稼ぐ観光地をつくり、どのような稼ぐ施策を考えていらっしゃるのか、市長の見解をお伺いします。

○市長(下平晴行君) 稼ぐ観光地経営の実現にあたっては、まず客観的データから「見える化」を行い、事業者自らが稼ぐ観光地経営ができるよう、事業者セミナー等でマーケティング手法等の研修を行い、誘客促進や販売促進を推進することで、魅力ある商品サービス、売れる商品づくりによる域内調達率拡大と観光消費拡大を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○5番(南 利尋君) 私が質問させていただきたいことは、観光振興計画は第1次、第2次できました。その中で第2次まで来て目標設定が第1次よりもはっきりできてきたと思うんですね。稼ぐ観光経営をやっているというところで、例えば観光振興計画の関連計画には、ダグリ岬周辺整備事業と名勝志布志麓庭園保存歴史遺産を活用した魅力ある観光まちづくりが、今の観光振興の目標として二つがあるわけですね。例えば、歴史のまちづくり事業の中で稼ぐ観光地経営の観点から、どのような稼ぐ観光地づくりを目指していらっしゃるのか、見解をお伺いします。

○港湾商工課長(假屋眞治君) 稼ぐということで、とにかく今まで来てもらうこともですけども、来ていただいてそこで泊まっていたり、泊まるというのは宿泊ですね、それからお店に行ってもらって食事をしてもらったり、それからお土産屋さんに行って買い物をしてもらったりということで、地域の経済にお金を回して、そしてお店の方々もそれでまた活力をもらって回していかないといけないというふうに思っています。ということで、先ほど歴まちの話も出ましたけれども、当然歴まちのこどもも含めてですね、それからダグリ岬一体も、面的なことでそういうところを周遊しながら、そして立ち止まってもらってお金を落としてもらっていくということで、稼ぐということで、そこだけではなくて全てを含めてやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○5番(南 利尋君) 私は、例えばこの観光振興計画の中で、今二つの観光事業が計画されて

いるわけですから、両方お伺いしようと思っっているんですね。次に、今課長の答弁にありましたダグリ岬周辺に対しては、いろんな質問をさせていただきますが、例えば6月定例会の補正予算に係る審査中に、現場に行かなければ見られないというCGがあって「3,000人の集客を見込んでいます」ということの説明がありました。稼ぐ観光地経営ということで、例えばそのCGなど、いろいろ見に来られた方が、今日50人いらっしゃったとしますよね。今の時点で、私もこの方面から登庁しているものですから、毎日通る場面があるのですが、今、山城でCGを御覧になった方が下りてきて、どこで食事をして何を飲んで、何を買って帰るかということは見えないんですよ。だから、別に歴まちづくりが悪いとか良いとかという話ではないんですね。僕は観光事業に対しての取組について、今質問をさせていただいていますから、例えばそこでこの通りにこういう仕掛けができると思います。特産品をこのエリアで販売しましょうとか、市内のラーメン屋さんに、ここで「店を出してもらえませんか」という交渉をしていますとかですね、いろんな志布志市の観光特産品協会と協議しながら、今このエリアでそういう特産物を販売しようという計画がありますとかですよ、もう第1次から第2次、歴まち事業がいろいろ検討されてから結構な時間がかかっているわけですよ。いろんな文化財を保護していくようなそういう事業もいっぱいありますから、その中で人が訪れるだろうと、いろんな方に、志布志市の文化財に触れてもらいたいということで、いろんな事業に取り組んでいるわけではないですか。そこに対して、稼ぐ観光事業が全く見えないんですよ。私ももう4年半、そういう観光事業に対して質問を続けさせていただいておりますが、何にも見えないんですね。例えば、今本当に立派な歴史遺産が復元されて、すごく注目を浴びていると思います。CGを作って、来られる方がいっぱいいらっしゃると思います。そういう歴まちを訪れる方は、宮崎県の飫肥とか鹿児島市の鶴丸城御楼門とか、そういう日本の歴史遺産に登録をされた、文化遺産に登録された歴まちの箇所は県内にも何か所もあるわけですよ。それを巡っていらっしゃる方も意外と多くいらっしゃるということもお伺いしました。だから、志布志市の歴まちに触れたら飫肥に行こうという方がいっぱいいらっしゃるわけですね。その中間地点で、志布志市で食事をして飫肥に行ってもらおうということで経済効果が発生するわけですね。「志布志市にはないから飫肥で飫肥天を食べよう」と言ったらですよ、志布志市はただCGを提供して、トイレ貸してということの経済効果の観点から考えればそういうことになるわけですね。だから、もっと第2次計画まできたのであれば、もっと具体的な稼ぐ観光地づくりの施策を市民に「見える化」していくべきではないかと思うんですが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） これは、CGはその部署、部署での紹介をして、それが実際に行ってそれをつないでいくということでのCGの役割。それから志布志市には観光ガイドもあります。そして埋蔵文化財センター、これもこのことを聞きますといろんなところから、遠くから、山城に来ていただいたりしているわけですね。議員があまり見えないという、どんな歩き方をされているのか分かりませんが、結構外から来ていただいているというのは私も聞いているところではありますが、そこを含めていわゆるつないでいくという考え方であるわけですね。歴史のまち、

山城も含めて、観光地としての取組をしていこうということで、市といたしましては、都城志布志道路や東九州自動車道の一部開通による効果を最大限に生かすために、民間活力によるダグリ岬一体のエリアを整備推進し、本市への誘客を図ることで、稼ぐ観光地経営の観光づくりに取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、近場観光へのニーズの高まりや自然豊かな本市の魅力を生かしたサイクルツーリズムによる目的型観光の推進、本市の観光拠点や志布志市街地を中心とした食事処、あるいは志布志麓地区の歴史まち散策や、焼酎蔵の見学、さらにはお茶摘み体験など、体験型観光を推進することで、事業者自らが稼ぐ観光地経営ができるよう、観光誘客に取り組んでいきたい。大まかそういう考え方で、稼ぐ観光ということで考えているところでございます。

○5番（南 利尋君） 今の答弁も理解しますが、ただ、私が言いたいのは、今誘客ができてきたわけですよね。いろんな方が前より訪れるようになったわけです。そこで第1次計画にも第2次計画にもある、第1次計画では消費を促すことをやろうということですね。稼ぐことをやろうということなんです、誘客を目的としているわけではないじゃないですか。誘客ができて稼げるという志布志市の観光をつくり上げようということの計画があるわけですよね。だから、そういう観点からみて、誘客はどんどんできていますよと、それはもう行政の努力でいろんな担当課の方々も一生懸命頑張ってください、その誘客が増えているのは分かるんです。ただそこを言葉は悪いかもしれないですけど、お金を落としてもらおうよということを考えないといけないわけなんです。それが疲弊した志布志市の観光産業の潤いにつながると、活性化につながると思うんです。だけど、今の段階で、今山城の例えで流れが止まっておりますが、この山城においても立派な観光資源を見てもらうための誘客活動、そういう取組を図ろうと思って、今どんどん結果が出ているわけですよね。では、早くこの辺に志布志市のラーメン屋を造ろうよ、定食屋を造ろうよ、土産物屋を造ろうよという計画が、私は足りないのではないかなということなんです。だから、そういうところには担当課の方々、例えば埼玉県川越市のような歴まちの村とか、歴まち事業をしているところは全国にいっぱいあるわけですよ。でもほとんどが失敗しているんです。もうかっていないんです。この前、知覧町のほうでもお聞きしたのですが、コロナ禍の状況もあると思うのですが、経済的なメリットはあの辺でさえあまりないということも2人から聞きましたので、2人の方と話をしました。飢肥では3人の方と話して、「飢肥城跡があるのになかなか飢肥天だけでは厳しいですね」という話も聞きました。だから、そういう方々も大勢の方は行っていらっしゃらないかもしれないけど、もうかる事業というのはみんなしたいんだけど、歴まちで結果を出した事業というのは、現在全国でも数えるだけで、埼玉県の川越街道の歴まちですよ、テレビでよく出ますよね、いろんな中継とかで出ます。あの辺しかないんですよ。建物を炭焼きにしているいろいろやって、江戸的な雰囲気を作ってという、本当に全国いろんな文化遺産があるのですが、そこを活用して成功した事例というのは、僕もいっぱい調べているんです。ここまではっきりものを言わないといけないので、風当たりは強くなるのですが、いろいろ調べて

発言させていただいております。だから、そういう歴まちで成功した事例をもう担当課がしっかりと把握した上で、その志布志市でできることをしっかりと盗んでこないといけないと思うんですよね。その取組が足りないのではないですかと、そこに取り組むべきではないんですかということをお伺いしておりますけど、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 先ほどの観光誘客ということではありますが、私は観光誘客をして、そして稼ぐ観光地経営ができるんだという考え方で、どういう取組か今話をしたところです。そのことで事業者自らが稼ぐんだということでもあります。

歴史のまちづくりについては、先人たちが培ってくれたものをやはり保護、活用していく、守っていかなければいけないというのが一方ではあるわけです。それをどう活用していくかということと併せて、まちの活性化につないでいこうという考え方でありますので、「歴史のまちづくりでもうかったところはない」というような言い方ですけど、そんな言い方をここでされると、「もう何をすったろかい」ということになりますので、それはあまりそういうことは、できれば事実ではないことでもありますので控えていただきたいなというふうに思います。というのは、先ほど言いましたように、歴史文化財の保護活用と併せて活用していくという考え方で、両方取組をしておりますので、そして歴史のまちづくりについては、文化庁、農林水産省それから国土交通省が、観光として生かしていこうというのが歴史のまちづくりの基本でありますので、それをしっかりと生かすためにも、今おっしゃいましたように、目に見えた形での取組をしていかなければいけないというふうには考えているところではあります。

○5番（南 利尋君） 次回もう一回歴まちで質問させていただきます。稼ぐ観光事業として、例えば次に、歴まちではなかなか思うような答弁はいただけなかったのですが、補正予算（第7号）で、ダグリ岬ベイサイドパーク構想に対しての予算が計上されております。ダグリ岬にビーチプレミアムリゾート整備事業というのがあるんですね。これは、今回提案されたベイサイドパーク構想とビーチプレミアムリゾートというのは並行して進めていかれるわけですか。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） ダグリ岬ベイサイドパーク構想とは、昨年度策定した第2次志布志市観光振興計画のアクションプランの一つで、同計画において志布志市の観光の重点コンテンツにもなっているということで、同時に進めていかなければいけないのではないかなというふうには思っているところでございます。

○5番（南 利尋君） であれば、今いろいろがやがやと「プレミアム何とかパークはどこだよ」という話もちよっと聞こえてきたんですけど、みんなにあまり知られていないんですよね。このダグリ岬海水浴場はですね、ダグリ岬ビーチプレミアムリゾートという事業をやろうということが、この計画の中でうたってあるわけです。今度新たにベイサイドパーク構想というのが出てきたわけです。そこを二つ、海水浴場は海水浴場で整備する計画があって、今度新たにそういう構想を持ったということで、両方同時に進めていくという理解でよろしいんですね。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 第2次志布志市観光振興計画を昨年度策定しましたがけれども、

それを策定するにあたっては、当然市の振興計画、それから第1次志布志市観光振興計画、それから当然今ありましたダグリ岬の基本計画などを踏襲しますので、そこ辺を踏まえながらこの中で最終的にやっていくという中で精査して、今度はここに先ほど言われましたけれども、詳細な何をやりますよということは書いてありません。ですから、これを基に一つ一つをまた考えて検討をして、事業ができるものを作っていくということでございますので、そういうふうに基本的には踏襲をしていくというスタンスでございます。

○5番（南 利尋君） 理解しました。これまでも海水浴場整備については幾つかの提案をさせていただきましたが、全く改善されていない状況です。トイレ、シャワーも以前のままで、除草作業も行き届いておらず、日差しを遮るものもありませんでした。隣にある高松海水浴場は、浜辺はもちろん飲食店やキャンプ場も多くの利用者でにぎわっております。比較対象にならない現状なわけです。第2次志布志市観光振興計画の基本目標に「志の融合するまち志布志～オンリーワンをあなたへ～」とあります。稼ぐ観光地経営の観点から、その二つの構想事業を含めて、ダグリ岬周辺にどのような構想があるかということをお聞きしたいのですが、例えば、私は「オンリーワンをあなたへ」というオンリーワンということは、一つ、ここにしかないですよというのをあなたへ届けようという、この言葉には市長の思いがあるわけですね。現状では、あの辺りは大変な状況になっているわけですよ。取組のない状況になっているわけですね。だけど、これから私はオンリーワンというフレーズを掲げるのであれば、本市の特性を活用したオリジナリティに富んだ観光拠点の構築が不可欠であると考えます。それには、ボルベリアダグリの経営の在り方、ダグリ岬遊園地のリニューアル、海水浴場整備などの具体的な構想を練っていくことが重要ではないでしょうか。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） これはもうおっしゃるとおりで、あの一帯を観光地としてより魅力のあるエリアにしていきたい。全体を含めてですね、遊園地から海水浴場、そしてダグリ岬の宿泊施設等々含めて、あの一帯を観光地として整備をしていきたいという考え方でございます。

○5番（南 利尋君） そちら辺はもう市長のおっしゃるとおりに、私も考えておまして、現状のダグリ岬遊園地には、休日などは多くの方でにぎわっているわけですね。でも平日になると、あそこを通るたびに、あまり利用者いないという状況ではないかなと思っております。そこで一つの提案ですが、オンリーワンをアピールするためにも、多くの市民の願いでもあるジェットコースターを整備すべきではないかと私は考えます。管理者からの要望もあつたと伺っております。今の昭和なレトロ感のあるダグリ岬遊園地と令和の最新技術をコラボすれば、ほかにはない志布志市オンリーワンの施設になるのではないのでしょうか。第2次志布志市観光振興計画の基本目標の「オンリーワンをあなたへ」、もう志布志市しかない遊園地ですよということが実現できると思うのですが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） おかげさまで、コロナ禍の影響でもありまして、遊園地が大変評価されているということであります。おっしゃいますとおり、ジェットコースターは何年までありましたでしょうか、大変人気があつたわけでありましたが、長年の間、いわゆる腐食等もあつて中止に

なったということでもあります。

遊園地としては、やはり目玉があることでお客様は来るというふうに思っておりますので、私もジェットコースターは大変いいというふうに思っておりますが、そのことについては、十分予算的なこともあるし、そしてあの一帯をリゾート化することで、そのことも可能になるのかどうかも含めて、取組ができるか検討してまいりたいというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） 前の答弁は「それは負のレガシーになるから心配だ」という話だったんですけど、久々にしたら前向きな答弁がありましたので、前向きによりしくお願いします。

近隣自治体の事例を幾つか挙げますと、串間市が24億円かけて道の駅を整備し、観光拠点をつくり新たなにぎわいを創出しております。財源は、市が16億円、国が8億円と串間市の方からお伺いしました。曾於市では、財部高校跡地を南九州畜産獣医学拠点事業として観光拠点整備に取り組んでいます。現在までの事業費は22億円ほどになると伺いました。20億円近くが地方創生推進交付金であるということもお伺いしております。現在でも事業への活用のため、市外に本社を置く企業から、企業版ふるさと納税による寄附を募集しております。大崎町では、鹿児島県が有明高校跡地にジャパンアスリートトレーニングセンター大隅を整備し、国内外からのトップアスリートをはじめ、多くの方々が利活用してにぎわっております。

志布志市はインフラ整備が進み、さんふらわあも就航し、JRの駅もありますが、多くの方でにぎわう観光拠点などがありません。例えば、ダグリ岬周辺のジェットコースターをスピード感をもって検討するとかですね、取り組める事業をスピード感をもって観光拠点づくりを、あそこもここでもなくて、市長が「あれもこれもはできない」と言われますので、ダグリ岬周辺ならダグリ岬周辺に集中して、ジェットコースターをしてベイサイドパーク構想もそのスケジュールをなるべく今までよりも短くして、今、近場で旅をしようというマイクロツーリズムもありますので、県内のそういう旅行者に対してのバスの支援事業もやっておりますので、それと絡めたそういう一拠点の観光拠点づくりを、今まで以上のタイムスケジュールよりも早めた施策に対してしっかり取り組むべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） ジェットコースターについては、先ほど言いましたように、全体的な観光地としてのリゾート化としての取組でしていけたらというふうに思います。

それから道の駅については、従来は国道でしか補助がなかったところではありますが、国道でなくても補助があるということで伺っておりますので、志布志インターチェンジがあるわけでありますので、そこも含めてしっかりとこのことについては、取り組んでいくべきではないのかなというふうには私なりに思っているところでございます。

○5番（南 利尋君） ぜひですね、観光客よりもまずは市民の納得なんですよね。市長が言われるように「住んでよかったまち」という、そういうフレーズから市民がまず「良かったね」と思えるような、市民の満足できる活気ある観光拠点づくりに、スピード感をもって取り組んでいただくことを強く要望します。

次に、観光事業に精通した戦略コンサルタントを置き、観光トレンド等を考慮した施策を推進

していくべきではないかということでお伺いさせていただきたいと思いますが、この観光振興計画の最後のページにですね、視点1というところに、「計画推進にかかわる主なステークホルダー」というのがあるわけですね。例えば、一番上に鹿児島県がありまして、左側に志布志市がありまして、右側に志布志市観光特産品協会がありまして、下に連携自治体・地域等というホルダーがあるわけですね。この真ん中に戦略コンサルタントというものをしっかり置いていけば、経営コンサルタントってそういう観光に精通した方は、もう市長や副市長や担当課とか私はどこも及びませんが、そういう発想できないようなアイデアとか情報をいっぱい持っているわけですね。例えば、合併して17年目ですか、今までもずっと観光事業に取り組んできたわけですよ。でもこの16、7年経っても観光拠点づくり、もうかる観光拠点の経営ができていないわけですね。そういうもうかる観光拠点をつくるため、にぎわいを創出するためには、そういう観光事業に精通した戦略コンサルタントを真ん中に置けば、鹿児島県に対しても要望もできますし、市の担当課に対してもアドバイスができますし、観光特産品協会に対しても今何が求められているということも情報発信ができるわけですね。いろんな関連自治体とか地域等に対して情報発信もできます。今何が流行りますよ、これから流行りますよということをコンサルタントはしっかり把握しているわけですね。だからそういう方をこのホルダーの中心に置いて、この事業を進めていくべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） まずは、本市の観光施策の推進につきましてでございますが、観光トレンドや市民ニーズを正確に把握することが重要であるというふうに認識をしているところでございます。

このことから、昨年策定した第2次志布志市観光振興計画では、本市の来訪経験者や市内宿泊施設、観光施設の利用客を対象としたアンケート調査のみならず、地元観光行政に携わる関係企業団体、現場で御活動いただく市民の皆様からの御意見を反映するためのヒアリング調査を実施し、市場ニーズの把握に努めているところであります。

また、計画を策定する過程における検討委員会や策定協議会の委員には、常に最新の情報やトレンドを把握されている大手企業にも参画していただくなど、様々な意見を参考に観光振興計画を策定しておりますので、今後はこの計画に基づき、策定を推進してまいりたいというふうに考えております。

それから戦略コンサルタントにつきましては、斬新なアイデアの提案等も受けられるというメリットもありますが、まずは様々な調査を実施し策定した第2次志布志市観光振興計画を基に、民間事業者の活力も導入しながら、本市の観光振興策を展開していきたいというふうに考えているところでございます。

○5番（南 利尋君） 前にも日南市の事例を挙げて、ちょっと質問させてもらったことがあるんですね。日南市の油津商店街が日本20選か30選のモデル商店街になったわけですね。そこには、観光に精通した方を公募して、その方が3年間という期間で本当にすごい成果を出していただいたわけですね。だから、その辺の感覚の中で、いろんな企業も企業誘致ができているわけですね。

あの商店街に対して、IT関係とかそういうものもいろいろ入った通りになっているわけですね。そういう業種的にも若い方々が多いわけですから、そこに対しての若者に、子育ての方々に対してのイベントも行われるようになったわけですね。そういういろんなノウハウを持った方を公募して、日南市は結果を出したわけですね。担当課の方々は本当に一生懸命頑張っているというの、役所の方々はみんなそうだと思いますが、私も本当に分かるんですよ。だから、そういう一生懸命頑張っている、なかなかここまではという話もあるじゃないですか。やはりオンリーワンということは、日本トップの何かを提案しないとオンリーワンにはならないですよ。だから「志布志市オンリーワンでこれはどうですか」と言ったときに、「串間市にもありましたよ」と言ったら、全然言っていることとやっていることが違って来るわけです。だから、本当にトレンドに考慮したいいろんなものをつくり上げるには、やはりそういう専門家が必要だと私は考えます。ぜひですね、すぐ雇うとかではなくて、例えばいろんな方にいろんな形で公募して、いろんなプレゼンをやりながら、「この人の考えは、志布志市の特性を生かした観光地づくりに合うよね」ということがあれば、最初から雇いますではなくて、志布志市に思いのある方はこれだけのふるさと納税に協力していただいている方が多いわけですから、その中からもそういう方がいらっしゃるかもしれませんので、ぜひそういう取組も検討していただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 現在、本市においても、地域おこし協力隊をはじめ、本市に移住され、地域に根差し、活動を行っておられる方々がたくさんいらっしゃる場所でもあります。また、本市と包括連携協定を締結する企業や、市内において起業されている民間事業者の方々を含め、有能な人材が多数いらっしゃいますので、戦略コンサルタントからの提案に頼るだけではなくて、こうした民間の方々との協働で、本市の観光振興を推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○5番（南利尋君） 本当に「オンリーワン」というこのフレーズを市長がうたわれるわけですから、そこにはぜひですね、今は前向きな答弁はいただけませんでしたが、そこに精通する方々もしっかりと意見を聞くようなそういう組織の在り方も、しっかり取り組んでいただくことを期待しております。

最後に、畜産振興について伺います。全国和牛能力共進会鹿児島大会へのこれまでの取組と、最終予選会の結果をどのように捉えていらっしゃるのか、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 全国和牛能力共進会は、5年に一回開催される和牛のオリンピックと言われており、今回で第12回目となり、鹿児島県で開催されます。

鹿児島県の代表を決める最終予選会が8月28日、29日の二日間で開催され、県内より110頭、うち志布志市から3頭の出品がありましたが、残念ながら県代表牛に選ばれませんでした。出品者におかれましては、相当なプレッシャーや気苦労等もある中、全共出品を目指して熱心に手入れ等飼養管理を行われたことに対しましては、敬意を表したいというふうに思います。

体制づくりとしましては、令和元年12月に市連絡協議会を、令和4年3月に市全共推進協議会を設立し、報奨事業等のPR等を行ったところであります。指導状況といたしましては、令和3

年3月から集合指導等が行われ、対象牛については巡回指導や手入れ指導を行ってまいったところであります。

また今年の6月下旬から、市の職員や農協の技術員においても調教指導や手入れ指導等を毎日行い、7月上旬頃からは引き運動を加え、出品者、農協、市が一体となって取組を行ったところでもあります。

全共出品にはかないませんでした。飼養管理技術の向上には寄与できたというふうに思っております。また、先ほど言いましたように農協、市の職員が、早朝から毎日この対応をさせていただいたということには本当に感謝しているところでございます。

○5番（南 利尋君） まずですね、地区予選、県予選に出品された生産者の方々から、市の議会なので農協の職員の方はいらっしゃいませんが、「市の職員の方々に御礼を伝えておいてくれ」ということでした。今、市長がおっしゃったように、市の職員の方々は休日返上で昼夜問わず、その出品の生産者の方々に寄り添って、すごい並々ならぬ努力をさせていただいて、「中途半端に御礼を言うな」ということも付け加えて言われましたので、本当に生産者の方々は感謝されております。本当にありがとうございます。なり代わりまして、御礼を申し上げます。

しかし、行政全体の取組に対しては、生産者からいろいろな声がありました。私も予算委員会で指摘させていただきましたが、今市長からもありました、その連絡協議会とか令和3年度には推進協議会が立ち上がったわけですね。でも5年以上前から、鹿児島全共はありますよということもう決まっているわけですよ。それなのにこの2年前から立ち上げたということに対して、生産者からは「市の取組自体が遅かったんじゃないの」と、職員の方々は一生懸命頑張っただけに感謝しているということだったんです。ただ、行政全体の取組が5年前から全共がありますよということがあったにもかかわらず、そういうタイミングでよかったのかということの意見とですね、もっと鹿児島全共に向けてのそういう生産者の意見とか要望とか、組織の体制をもっと早いうちからいろいろ整えて、予選に勝ち上がる、勝ち上がらないは関係なく、生産者みんなのそういう気持ちをもっと以前から行政と一緒に取組んでいけばよかったのかなという意見もあるわけですね。だから、5年後にはもう北海道大会が決定しているわけですよ。鹿児島全共も終わらないうちから、次は北海道ですよということが決められているわけですね。であれば、全共北海道大会に今度は出場するためにも、市内3地区で行われるそういう共進会の在り方などから、そういう生産者の意見や要望を把握して、もっとスピード感をもって対策を講じていくべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） これは、まさにおっしゃるとおりだというふうに理解をしているところでもあります。今回のいろんな結果としての反省を踏まえて、次回開催はやはり設立時期を含めて今回の内容と精査して、関係機関としっかりと連携して、今回の屈辱を果たすような形での取組をしていかなければいけないんじゃないかなと思っておりますので、再度内部でしっかりと協議をして取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） ぜひですね、今回の鹿児島大会の取組を踏まえた上で、新たなそういう

取組をしっかりとお願いしたいと思います。

和牛は、ふるさと納税の主力返礼品であるわけですね。畜産振興について、今いろんなものを含めて抜本的な見直しを図るべきではないかと私は考えます。例えば、「高齢化が進み」ということが今はよく言われておりますが、鹿児島県の最終予選の5区高等登録牛群で、輝北町の85歳と83歳の御夫婦が全共出場を決められたわけですね。これは高齢者だから、高齢化が進んでいるからと言っても、60歳、70歳ではないんですよ。85歳と83歳の夫婦の方がこの高等登録牛群というのは、母牛、子牛、孫牛、3頭を揃えて出品するという部門なんですね。なかなか揃えるというのは難しいと思うのですが、この85歳、83歳の御夫婦が鹿児島県代表になられたわけですね。この前テレビのインタビューで「牛が生きがいです」ということをおっしゃっていました。「冥土の土産になりました」ということで、そういうジョークも飛ばしていらっしゃる元気な御夫婦だったんですね。本市から初めて県共に出品した30代なんですけど、市長も御存じの安楽さんですね。あの方も「レベルの違いを感じました。もっといろんなことを勉強して全共出品を目指します」ということを、今のうちから若者は取り組みたいと思っているわけですよ。5年前、宮城全共で志布志市から日本一が出たんですね。20代と30代の徳重三兄弟ですね。もう本当に悔しがっていて、「北海道には必ず行きます」ということですね、もう闘志を燃やしていらっしゃるわけですよ。だから、本当に本市には、若いやる気のある生産者がいっぱいいらっしゃるわけですね。市長も御存じだと思うんですけど、私の近くに50代で会社を辞めて、牛を飼うように後継ぎになったという方も2人いらっしゃるんです。だから、そういうふうな取組もされております。中には、高齢でそろそろやめようかなという方も今いらっしゃるわけですね。だから、最近は大全共への出品意欲のある生産者が少なくなったという意見も聞いております。以前あったブランド協議会もなくなりました。今こそ、若者から高齢者の生産者が意見交換のできるような組織とか、技術向上のための講習会、志布志ブランド牛への取組など、オール志布志で畜産振興に取り組める環境づくりを抜本的に見直すべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 今ありましたように、今回の県予選会においても若い方で初めて取り組む方もおり、同じ若手から応援メッセージもいただき、本人のやる気が出ましたと聞いております。今回の取組は若い方への刺激となり、技術向上へのきっかけになればというふうに思っております。

市や農協も生産者が出品しやすい体制づくりに向けて調査・研究を行い、若い方々への声かけや取組へのお願いを重ね、さらなる信頼関係を形成し、若い方の取組が増える施策を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、先ほど高齢者の85歳の御夫婦でもそういう実績を出されたということで、若い人だけではなくて、それに養うことでの意欲、いわゆる元気が出るような体制づくりもあるわけでありますので、そのことも踏まえて取組をしていかなければいけないというふうに思っております。

また、ふるさと納税では、肉用牛の貢献度が高く感謝しております。今後共進会への生産者の意欲を高めるよう、出品者の負担を軽減しながら、出品がしやすい体制づくりを抜本的に見直し

て、大きな成果が出るように取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） ぜひですね、今おっしゃったふるさと納税返礼品の主力でもあります、志布志産和牛の生産頭数が増え、日本一の志布志牛と言われるようになるためにも、新たな畜産振興対策に取り組んでいただくことを強く期待しております。

私が今回の質問で提案したかったことは、コロナ禍で物価高騰が続く今こそ、市長の公約でもある「誰一人取り残さない」事業に取り組み、「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」の実現に向けて、「オンリーワン志布志」の構築にスピード感をもって取り組むべきではないかということでありました。見解をお伺いして終わります。

○市長（下平晴行君） 一つは、「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」を目指して、「誰一人取り残さない、一人ぼっちにさせない」という公約もしております。そういう中でどういう取組が、支援策がいいのかも含めて、しっかりと内部で協議をして対応してまいりたいというふうに考えております。

それと併せて「オンリーワン」ということでもありますので、先ほどダグリ岬周辺の観光地としての取組も、しっかりとリゾート化というような考え方で取組をしてまいりたいというふうに考えておりますので、御協力のほどよろしく願いいたします。

○議長（平野栄作君） 以上で、南利尋君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。



午後2時22分 休憩

午後2時31分 再開



○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

次に、4番、隈元香穂子さんの一般質問を許可します。

○4番（隈元香穂子さん） 皆さんこんにちは。マスクを外して質問させていただきます。本日、まずは、高齢者運転免許証自主返納支援事業について質問させていただきます。本市では、高齢者運転免許証自主返納支援事業として、一人一回限りでタクシー・給油利用券2万円分を交付しています。これは2年間有効ということですが、2万円の設定と2年間の期限を付けた経緯をお示しくください。

○市長（下平晴行君） 隈元議員の御質問にお答えします。

高齢者運転免許証自主返納支援事業につきましては、運転による交通事故の減少を図る目的として、運転に不安のある高齢者が運転免許証を自主返納された日において、65歳以上の方を対象にタクシーの利用や御家族の方などからの支援の一助となるよう、ガソリンを購入できるタクシー・給油利用券2万円分を交付し、支援を行っているところでございます。

○4番（隈元香穂子さん） まず免許証を返納された御本人が、お買い物や病院受診にタクシーを利用するとします。初乗り料金だけで利用したとして、利用できるのは33回、1,110m以降181

mごとに50円加算されていきますので、当たり前ですが、初乗り以降距離によって利用できる回数は減っていくこととなります。また、家族に病院などの送迎をお願いされる方が、家族所有の軽自動車に給油券を使って満タンに給油した場合、一回5,000円として約4回の給油で終わってしまうこととなります。これは軽自動車の場合です。それでも令和元年10月以降、給油券としても利用できるようになったことで、免許返納後の高齢者を支えていらっしゃる御家族には、負担の軽減になったと思われます。実際、御本人がタクシーを利用される方と、御家族が給油券として利用される頻度は同じくらいだとお聞きしました。本市の自主返納支援事業開始時、平成25年度タクシー利用券1万円分だけだけのものが、平成29年度高齢者の交通事故増加に伴い、免許返納を促す意味で2万円分のタクシー利用券へ増額、さらに、先に申し上げましたように、令和元年10月からは給油券としても利用できるというふうに、幅を広げてこられたことは有り難く、十分評価できることだと思います。

そこで、昨日同僚議員からもございましたが、現在、燃料価格の高騰も深刻で、給油券を発行されることになった令和元年10月から現在まで、ガソリン価格の推移はどのようになっているのかを調べてみたところ、自主返納支援事業開始時、令和元年10月、2019年当時のガソリン価格はレギュラーが147.2円、ハイオクでも158円しかしなかったものが、たった3年で約170円超えて1リットル当たり30円近く高騰している計算になりました。令和元年10月当時と比較すると、一回の給油で約900円も差が出ているということです。

何が言いたいかといいますと、テレビ・新聞で報じられているように、また暮らしの中での実感として、所得の上昇は見られないまま、本当に物価が上がっているということです。そこで、時流を鑑み、現在の2万円という設定を見直す時期に来ているのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 平成25年度から制度開設以来、多くの御意見をいただきながら現在の支援内容となっております。このことについては、今まで実態調査に沿って、支援額の見直しや支援の内容の拡充を図っているところでありますが、この制度は高齢者の交通事故を減少させることを目的とした交通安全に寄与するものと考えておりますので、支援策の内容につきましては、経済の動向等を踏まえながら、今後見極めていかなければいけないというふうに考えているところであります。

○4番（隈元香穂子さん） そういったお答えに安心しました。もっと言うと、免許返納をされた方を対象に支援が行われておりますが、もともと免許証を持たない高齢者はどうでしょうか。公平さは欠いていませんか。市長、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 公平性から申しますと、これは全く、私は公平でないということではないというふうに思っております。

○4番（隈元香穂子さん） 公平という言葉が適切でなければ、移動手段のない高齢者、免許証を返納した後もそうですが、もともと持っていない高齢者の方々は、最初から移動手段に不自由をされているわけですので、また検討をしていただきたいと思いますのでございます。

また、検討の余地があるとするならもう一つ、「現在のタクシー・給油利用券に加え、チョイソコしぶしも利用できるようにならないのだろうか」との要望もあります。事業所との連携を取りながら、前向きに進めていただくよう提議いたしますが、これについてはいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 高齢者運転免許証自主返納支援事業については、チョイソコしぶしを利用対象にすることにつきましては、利用される側が利用しやすい取組をしたいと考えておりますので、今後、全庁的な考え方で協議をしてみたいというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん） メディアビジネスオンラインで、日本トレンドリサーチが運転免許の返納に関する調査で、「運転免許返納が義務になった場合、返納する年齢は何歳が妥当だと考えますか」というアンケートを行っています。40.9%の方が81歳以上と答え第1位、続いて76歳から80歳が27.7%で第2位となっています。こちらは一般の方を対象に行っているようですが、実際、運転免許をお持ちの方へのアンケートでも、「何歳になったら運転免許を返納しようと思いますか」との問いには、24.3%の方が81歳以上と答え第1位、23.3%の方が76歳から80歳ということで第2位になっています。1位が24.3%、これは大変少ない数字だと考えますが、実は「免許返納をしたくない」という答えが一番ということでもあります。

本市はどうかといいますと、平成25年から令和4年7月末までの統計で見ても、やはり80歳から83歳が平均値となっております。ここに返納する一般的な考えと運転される皆さんの認識の乖離はないようです。人生100年時代と言われる昨今、80代でもまだまだ元気な高齢者が多くいらっしゃいます。免許返納というのは、判断力や運動機能の低下に伴い、危険運転、交通事故を回避する意味で非常に重要な決断で、返納される御本人にとっては、泣く泣く自由な交通手段を失ってしまうことになるわけですから、高齢者の皆さんの社会参加を促すためにも、免許証を返納された方だけに限らず、もともと免許を持たない高齢者、外出時の交通手段がない高齢者に対し、タクシー・給油利用券、さらにチョイソコしぶし利用について、いずれかの検討をお願いしたいと考えます。いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） これはまた違う形でこの事業については、先ほど言いましたように、免許証返納と、事故を起こしたりあるいは認知症等も含めて家族でそういう相談をされて、返納されるということでもありますので、免許を持っていない方への支援というのは考えておりません。

○4番（隈元香穂子さん） 免許証を持たない皆さんに対しての考えは、「今のところない」との御返事でした。そうすると2017年10月からは、この免許返納制度にお買い物特典制度も付け加わって、有り難いことに御協力店舗の皆様にはまさに御協力いただけるようになっております。担当にお尋ねをしましたところ、「免許返納をされた方が、この制度を利用されていらっしゃるかどうかの把握はしていない」とのことでした。把握をしていないということは、加盟店の皆様の方の御厚意により、割引などを充当して利用されても、その店舗が負担を負って終わりということになるのでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、商店の皆さんが協賛という形でされておりますので、そのとおりでございます。

○4番（隈元香穂子さん） 申し訳ないです、今ちょっと聞こえなかったもので、私がこちらで話をしていたので、もう一度よろしくをお願いします。

○市長（下平晴行君） これは、商店の皆さん自らが、協賛ということで協力していただいているということでございます。

○4番（隈元香穂子さん） このお買い物特典制度というのは、特定健診を受けられた場合に発行される、ししまる健診パスカードのお買い物特典と同じ制度でしょうか。

○保健課長（川上桂一郎君） 市長が今申し上げましたように、協賛という形で行っておりますので、同様の考え方になります。

○4番（隈元香穂子さん） 給油券を利用された場合はガソリン代が支払われているのに、お買い物特典制度を利用された場合は、お店の御厚意に甘えていると、これは私自身の気持ちですが、ちょっとこれは費用弁償しておくほうがよかったのではないかなと考えたのですが、お店のほうの協賛、御厚意ということでお伺いしましたので、お買い物特典は御厚意に甘えて、事業所の皆様におかれましては、この燃料高騰や物価高で大変な御苦勞がおありかとお察ししております。市民のためにと御協力をいただき、それでは私からも感謝申し上げます。

それでは次に、チョイソコしぶしに関してでございますが、チョイソコしぶしに関しては、令和2年7月から始まった3期の実証運行を経て、この10月から本格運行へと移行すると聞いております。今回この質問をするにあたり、私もチョイソコしぶしに登録をして、実際に体験してみました。具体的にお話しますと、自宅のある香月地区から森山地区のJA跡地に行くことにしたのですが、乗り場としては各地区のごみ集積所が指定されておりますので、何ら問題はありませんでした。ただ、降りる場所としては、公共の建物や事業者停留所などの指定場所となっておりますので、一番近いと思われる今別府生活改善センターをお願いしたわけです。目的地までは結構歩くことになりました。御存じのとおり、森山JA跡地では、サロンが開設されたり、出張子ども食堂が行われたり、その前には派出所もあるし、そういった公共性の高い場所も停留所として指定いただけないかなと感じたところです。さらに、郵便局も年金を払い出しに行かれたり、荷物を送りに行かれたり、高齢者には利用される頻度の高い場所ですので、併せて停留所にしていただけないかと感じました。そういったことで、チョイソコしぶしの利便性はぐっと向上するのではないかと感じますが、今後停留所の増設については、どのような計画があるのでしょうか。

○企画政策課長（西 洋一君） 現在、チョイソコしぶしにつきましては、実証運行を開始しております。本年度10月から本格運行に切り替わるところでございます。現在、住宅地停留所それから公共施設停留所、それから病院・スーパーなどのスポンサー停留所というのがございます。基本的に公共施設停留所につきましては、市の所有する施設が基本となっておりますが、併せまして自治会の集会施設がある場所、そこについては集会施設を公共施設停留所と同じような位置づけで、目的地としては設定しているところでございます。

そういったルールの下、今、停留所の設定をしているところですが、実際利用される方の目的地がいろいろな場所等の要求がございますので、今議員御指摘の例えば郵便局であるとか、そう

いった部分については、また今後スポンサー停留所としてお願いをしていきたいというふうに考えているところでございます。

○4番（隈元香穂子さん）　チョイソコしぶしの利用料一回200円が、運営管理費の土台になることは重々承知した上で提案しているわけですが、この利用料200円のほかに、事業者停留所を申し出でくださったところが月額5,000円、広告宣伝費として加盟してくださったところが月額3,000円ということで、これも同じように運営の柱となっているところですね、間違いなかったですか。

○企画政策課長（西　洋一君）　運賃につきましては御指摘のとおりでございます。それからスポンサーの停留所につきましては、段階的に月額5万円であるとか、そういった金額の設定をしております、この金額につきましては、現在運営委託をしておりますトヨタカローラのほうでスポンサーの営業をかけて、その中で金額の設定をしております、そこで金額に応じて毎月一回チョイソコ通信を発行しているんですけども、その中で広告の掲載の幅が大きかったり、少なかったりということが、スポンサーの金額に応じた広告の掲載という形で、現在行っているところでございます。

○4番（隈元香穂子さん）　この柱と申し上げましたのは、タクシー会社2社、みなと交通、三州タクシーにガソリン代込みで月額50万円、トヨタカローラに車両整備費込みで年間105万500円、市からタクシー会社へ支払われる運営管理費は、先ほど申し上げました一回200円の利用料収益が例えば月に30万円だったとすると、残りの20万円は市の負担、トヨタカローラに対しては加盟事業者の月額5,000円、3,000円の協力金、こういった言い方が適切かわかりませんが、その収益の残りを市が負担するというのでおおむねよろしかったでしょうか。

○企画政策課長（西　洋一君）　おっしゃるとおり、運行につきましては運賃収入を差し引いて委託料として市が負担していると、それから運営管理につきましては、スポンサー料を差し引いて、トヨタカローラのほうに市の負担として支払っているというところでございます。

○4番（隈元香穂子さん）　だとすれば、事業者停留所や広告会員様を幅広くお願いをしていくことで、本市の負担は軽減するし、利用者の利便性は上がるわけですから、利用者も増えていることが予想されます。今後のチョイソコしぶしを円滑に運営していくためにも、本格運行に合わせて公共交通活性化協議会が立ち上がるとお聞きしましたので、様々な検討をしていただきたいと考えます。市長いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君）　おっしゃるとおり、スポンサー契約等も含めて、市民の皆さんの利便性向上につながるように、そういう取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん）　高齢者には敬意を表して、どんどん社会参加をしていただきたいのですが、まずは社会に向かう交通の確保が大切になってきます。中身の濃い市民サービスの一つとして捉えていただきたいと考えます。そういったことも含めて検討の余地があるということでしょうか。

○市長（下平晴行君）　そのとおりでございます。

○4番（隈元香穂子さん） それと、チョイソコしぶしを利用するには登録をしておかないといけないのですが、最初に、停留所マップというのが登録カードと一緒に送られてきます。こちらが停留所マップです。こういったものですが、これには松山町と有明町の停留所の明記がございません。志布志町内の停留所しか示されていません。例えば旧町域をまたいで出かける場合は、どこの停留所があって、どこの停留所をお願いすればいいのかというのがちょっと不明でございます。担当にお聞きしたところ、「行き先を言っていただければ、オペレーターが折り返し返事します」ということでしたが、これはオペレーションセンターの所在は愛知県ですよ、大丈夫ですか。愛知県のアイシンという会社が、全国のチョイソコの配車を担当しているとお聞きしました。電話をして愛知県のオペレーターに行き先を伝えることになるのですが、当然愛知県の方ですと土地勘ありませんし、逆に「ここでいいでしょうか」と尋ねられる始末で、こちらが照らし合わせるものを持ち合わせていないので、すごく不安な思いで乗車することになるのではないのでしょうか。ちなみに、私はそうでした。いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、向こうのほうからAIを使った指示をしているということで、若干、遠回りになったりする可能性は十分あるというふうに思っておりますので、そこをどうクリアしていくか。例えば、乗り合い停留所ということで、順次申込みをしたところから乗車していくわけでありまして、そこ辺の取組が今のところはAIに基づいた指示で動いているという状況ではございます。

○企画政策課長（西 洋一君） 今の市長の答弁に補足して説明いたします。

現在、チョイソコしぶしで登録をした際に、会員証と併せて送られてくるのがチョイソコ通信であったり、運行カレンダー、それから今御指摘のチョイソコマップ等をお送りさせていただいているところでございます。

ただ、マップにつきましては、停留所数が相当数ございますので、1枚A3の紙に全ての停留所を掲載すると、逆に見えづらくなるということで、現在は、特にスーパー・病院等が集中しております市街地エリアを中心としたマップを掲載しておりまして、そのほかの停留所につきましては、一覧表という形でお示ししているところでございます。

当然、御指摘のように目的地がどこにあるのかというのが分からないというような苦情等もございまして、今後においては、また新規停留の掘り起こし等もございまして、例えばエリア別、有明地域、松山地域、志布志地域別のマップであったりとか、あと病院それから買い物、そういった目的別のマップ等が作れないかということで、今後検討していきたいというふうには考えているところです。

○4番（隈元香穂子さん） 今おっしゃいました地域別ですとか、目的別ですとか、素晴らしい取組だと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それと、チョイソコしぶしの予約は「60分前までに」となっておりますので、余裕をもって2時間前に予約の電話を入れました。行きは手配できても、帰りの手配が「希望時間の2時間後なら大丈夫です」という返事だったものですから、私は主人に帰りは迎えに来てもらったのですが、

乗車された方や運転手さんに聞いたところによると、「通常利用される方は1週間前とか10日前から予約しないと取れないよ」とおっしゃいました。往路、復路どちらかに都合がつかない場合、タクシーを使っていらっしゃるようですので、こういったことについては一方的にチョイソコしぶしの利便性を追求することで、タクシー会社の利用者が著しく減少するようではまた困ってしまうわけで、「チョイソコしぶしの予約を希望どおり取ることができなかつたときは、やむなくタクシーを利用することになりますよ」という旨のアナウンスも上手に行っていないと、利用される市民の皆様の中では理解が得られずに、「帰り予約が取れなかつたからタクシーに乗らないといかんかった」とか、「行きはいつもタクシーだ」とかそういったチョイソコしぶしへの直接の不満になってしまう気がしますので、そのアナウンスもぜひマイナスの部分もお知らせいただきたいと思います。これについてはいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） このことについては、いわゆる利用されている方、それから運転手や様々な方からアンケート等も取っておりますので、利用される方、そしてそういう運転手の方から再度聞き取りをして対応して、利活用、効率の良い運行に努めてまいりたいというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん） 今市長が「効率」とおっしゃいましたので、効率の話も少し入れたいと思います。2台運行中のチョイソコしぶしが午前中の3時間、午後の3時間、合計一日6時間で、大体約20名が利用されていると、2台だと一日の利用者数は約40名だというお話です。一度に5人程度の乗り合いはできるはずですから、もう少し多くの利用者が使えるような気がするのですが、なぜこういったことが起きているのか、市長は把握されていましてでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、乗り合いバスですので、電話をして例えば11時、次が12時というその線の中で乗っていただければ順調に運行できるというふうに思っておりますが、それが予約をしてたまたまほかのところ、路線が違うことになると、今おっしゃったようなことになるかというふうに思いますので、あとは車の台数の問題等々も含めて、しっかりと協議してまいりたいというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん） 今市長がおっしゃいましたルート取りの話になりますが、コースとしてはとても効率の悪いコースを現在使っているようです。私は、まず乗った時点でとんでもないところを走りましたので、少しお話したいと思います。オペレーターは土地勘もないし、時間的なこともよく分かっていないんだということを感じたわけですが、ここからはちょっと地図を浮かべて聞いていただきたいです。私を迎えに来てくれたチョイソコしぶしには、しぶしアピアで買い物をした高齢者の女性の方がお一人乗っていらっしゃいました。香月地区で私を乗せた後、この高齢者の女性の方の御自宅、見帰交差点の向こうにある「むらさ来食堂」の裏側で下車され、車はヤマト運輸志布志営業所方面に向かいましたので、私はそのまま森山に向かうものだと思って乗っておりました。ところが、伊崎田クリーニング店の先の交差点を右折し、公設市場の前を通過して関屋の坂を下りて、八坂神社近く、南下町でお一人乗車されたんですね。その後、また関屋の坂を上がり、元エプロンロードの前を通り、消防署から右に入ってなかしま歯科クリ

ニックで下車されました。それから車は森山に向かったわけです。想像していただくとちょうど三角に、ここが無駄に走っているということになるのですが、実際はもう香月地区から南下町へ行き、そのしぶしアピアで乗せた方をおうちに送って森山地区に行けば、本当にスムーズにルートは取れるんです。ところが、あまりにもひどかったのでお尋ねしましたが、運転手さんが「こういったことがよくあるんです」と、これが「ナビどおりに走らないといけないというふうに言われているんです」とおっしゃるんです。運転手さんそのものはせっかく土地勘を持っていらっしゃるのに、そのナビどおりに行かないといけないというのも、ちょっとどうかなと感じたところですが、それがAI制御の配車状況ということなんです。ですから、AIよりも優れた土地勘のある運転手さん、こういった方がもちろん疑問に思いながらですね、無駄に走っていらっしゃる。そしてタクシー会社は月に50万円の中から、ガソリン代も賄っていらっしゃるわけですから、もっと効率よく動けるはずだと、そういったふうに考えました。たまたま初めて乗り合わせたチョイソコしぶしで、いきなりの問題提起だったものですから、市長はチョイソコしぶしを取り入れられるときに、本部のほうに行かれたとお聞きしておりますが、実際志布志市を走るようになってから、チョイソコしぶしを利用されたことはありますか。

○市長（下平晴行君） 私は利用しませんけど、妻が利用して、今のような状況を聞いておりますので、企画政策課のほうにもその旨状況等を話をしているところでありますが、まさにそのとおりで、いわゆるAIで今おっしゃったように回って目的地に行くのにそういうふうな状況である。運転手さんは実態を分かっているから、近道というか一番いいコースを走りたいんでしょうけれども、ナビ、オペレーターからの指示でそういうことだということも聞いておりますので、そこはしっかりと対応を、いわゆる効率の良い体制づくりをしていかなければいけないのではないかなというふうに思っているところであります。

○4番（隈元香穂子さん） これは、先ほど申し上げましたように、1週間も10日も前から予約を入れるというところで、時間をもう伝えてしまうものですから、おそらくこういった無駄が起きるのではないかと考えています。なので、「乗り合いが何人か揃った時点で、もう一回時間の調整でお電話入れますね」みたいな、そういった細やかな気配りで配分をしていくと、もっと効率の良い運行ができるのではないかと感じたところです。こういった市民サービスは、市長は乗られずとも、奥様が乗っていらっしゃるということで聞いていらっしゃるでしょうが、やはりですね、市民サービスというものは、改善点がないかどうかを自分で登録しろとは言いませんが、乗ってみて感じたことをチェックするというのも大事なお仕事だと感じます。

チョイソコしぶしは、高齢者などの外出を促し、健康増進にも効果的、またこのチョイソコしぶしのガイドブックが最初に送られてくるのですが、この中で、まず「チョイソコしぶしは、私の念願でした」と市長がおっしゃっております。「いろんな形で活用できるように尽力してきます」ということでしたので、ただ、今だけの走行の様子ではなく、先ほど「検討する」と言ってくれましたが、免許返納時の一つの選択肢としても入れていただければ、タクシー利用で早い人は「2か月もなかったよ」という方もいらっしゃいます。チョイソコしぶしですと200回の

利用ができますので、またそこも検討していただきたいと思います。さらには10月の本格運行を前に、ぜひとも精査していただきたいと思います。いかがですか。

○市長（下平晴行君） そのことについては、利用しやすい方向に持っていくためにも、そういうチョイソコしぶしが利用しやすいということであれば、しっかりとそのことも含めて対応していきたいというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん） 分かりました。6月議会でも同僚議員が質問されましたが、「難聴などでお困りの高齢者の方にとっても、電話予約はなかなか困難です。対策は考えていませんか」との質問にありましたように、難しい課題が多いからこそ、より良い市民サービスを目指して知恵を絞っていくようお願いいたします。

先に戻りますが、高齢者運転免許証自主返納支援事業の中に、チョイソコしぶしも加えていただけるよう検討してくださるのだとすれば、先ほど同僚議員が質問されました買い物弱者の移動手段にもなるはずです。なおさら乗り合い自動車として効率よく、一人でも多くの皆さんが快適に利用できるよう改善を重ねていただきたいと思いますと考えます。もう一度お尋ねします。いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 内容をしっかり集約して、今後に生かせるように考えてまいります。

○4番（隈元香穂子さん） 私も100人利用のデイケアやごろう苑で送迎をしておりました。当初土地勘のない間は、うまく乗り合わせて効率の良いルート取りは本当に難しいものでしたが、運転手さんの持つ土地勘なども取り入れられる工夫ができれば、AIを上回る効率が望めるような気がします。よろしくようお願いいたします。

次に、前回「大浜緑地公園において、小・中学生、高齢者を含む市民の皆様にご利用いただける健康遊具の導入や屋根のある休息場所の設置ができないかどうか」と質問した件ですが、これについては、「小・中学生、大人が楽しめる遊具は考えてはいない」との回答でした。こちらはただの遊具ではなく、健康遊具の設置をお願いしたいわけで、パネルを用意しましたのでちょっと御覧ください。こういった上のようなトレーニングパークと書いてありますが、こちらが健康遊具になります。御覧になったことはありますでしょうか。

○市長（下平晴行君） 実物は見ていませんけれども、このカタログ等で見たところでございます。

○4番（隈元香穂子さん） 設置してある自治体のホームページより抜粋いたしますと、「健康遊具で健康づくり」と題しまして、「高齢者等の健康づくりの一環として活用してもらうため、公園、児童遊園に健康遊具を設置しています。高齢者の方が歩いていける範囲で気軽に健康づくりができるよう、各地域にバランスよく健康遊具を配置しています」とあります。健康遊具とは、散歩の途中などに気軽にストレッチをしたり、体のツボを刺激したり筋肉を鍛えるなど、日常生活での健康づくりを主な目的として配置されている遊具です。御家族の皆さんで、それぞれの体力に合わせて自由に使用できます。インクルーシブな遊具としても活用できるものが数多く存在しております。公園というオープンスペースで市民の皆様の健康増進を主な目的とした、まさに

健康遊具を設置していただきたいとの意図でしたが、市長の認識として、また回答として「鉄棒などは考えていない」ということでしたので、「伝わっていなかったかな、私の伝え方が悪かったかな」と感じたところでした。市長、こういった健康遊具と前は捉えていらっしやいましたでしょうか。

○市長（下平晴行君） 捉えていないというか、それは感じていなかったところであります。そういうことで健康器具系施設については、危ないというようなイメージがあったところではありますが、そういう幼児・児童遊びに用いた場合、危険な施設でない、いわゆる高齢社会の対応や健康増進の観点から、可動部がないなど安全が確保されるような健康器具については、設置を検討してまいりたいというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん） 国もようやく条件付きではありますが、「屋外ではマスクを外して生活してもいいですよ」ということになって、コロナとの共存を許されつつあるところです。市内全部の公園に設置してほしいわけではありませんので、大浜緑地にある公園には、志布志市を代表とするモデル公園としての特色を持たせるためにも、多世代の皆様がストレッチなどで軽く体を動かせる健康遊具の設置については、引き続き検討を訴えていきたいと考えます。

この要望の背景には、健康志向や高齢化があり、多くの自治体が公園に健康遊具を設置することで、例えば、この写真の下のほうになります。こういった手作り風のものもあるんですね。廃材ではないですけど材木を切り出して、こういったふうに使っているという手作り風のものもあるわけで、今御覧になっていただいたのは、松戸市なんですけど、37か所の公園に「全身のびのび」ですとか、「つまづかない」とか、「ふらづかない」ですとか、そういった目的の健康遊具のいずれかを設置してあり、健康遊具マップや健康遊具を使った運動プログラムなどを作って、広く周知させ、スタンプラリーなど市民の健康維持に少なからず寄与している事実があるということです。御覧になっていかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは先ほど申しましたとおり、検討してまいりたいということで、全公園にはそういう設置後の利用状況等を踏まえた上で、対応してまいりたいというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん） 最近は見かけなくなりましたが、おうちの前に椅子や机を持ち出して腰をかけて、高齢者の方々が通る人たちに声をかけてコミュニケーションを楽しんでいた時代もありました。こういった健康遊具を通して、またコミュニケーションを楽しんでいただく、そういった効果もあると考えます。御検討いただくということで、次に移ります。

屋根のある休息場所の設置ができないかについてですが、前回、市長からは「木の下にベンチを置く」という御回答でしたが、間違いなかったでしょうか。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○4番（隈元香穂子さん） つい最近ベンチの設置があったようですが、前回「木の下にベンチを置く」との回答に疑問を持ちながら、質問を終わってしまいました。この質問の趣旨は、グラウンド・ゴルフを楽しまれる方や、子供を遊具で遊ばせているお母さんたちから、「屋根のある

休息場所が欲しい」との声があったとのことで申し上げたところです。実際に、現在ベンチを置かれた木の下ですが、「4本ある木のうちの2本は腐食のために切り倒してある」とお聞きしております。残りのこの2本も同様に老木ではありませんか。いかがですか。

[何事か呼ぶ者あり]

○4番（隈元香穂子さん） 「2本は腐食で切り倒してあります」というお話をお聞きしました。あとの2本は老木ではなかったでしょうか。

○建設課長（鮎川勝彦君） ベンチが四つあるうちの2か所は、腐食によって切り倒したところでございます。あと残りの2本は老木ではございますが、現在、公園作業員等が目視によって点検をしているということで、安全は確保しているところでございます。

○4番（隈元香穂子さん） 8月に曾於市で、大イチョウの老木の枝が折れて、直撃された校長先生が死亡するという痛ましい事故がありました。もしもそういったことが起きた場合、この老木の下にベンチを置くという対応が、のちのち問題にもなりかねないと危惧いたしますので、それについてはいかがでしょうか

○建設課長（鮎川勝彦君） 先ほどお答えさせていただいたように、公園作業員等が目視で点検・確認をしているところでございますが、先般の事故を受けまして、今後はベンチ設置付近、それから遊歩道脇の樹木など、専門家の点検を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○4番（隈元香穂子さん） くれぐれも気を付けて、点検に漏れのないようお願いいたします。つい最近、さんふらわあから降船された方が、時間に余裕があったようで目的地に向かうまでの間、「どこか寄り道をしようか」とお話をされていたのですが「どこに行く、志布志市には何もないからね」と聞こえてまいりました。自分たちも行くあてのない場所を決めるときに、同じような会話をすることがありますが、旅行で来られた方に言われたら、「志布志市には何もない」というセリフ、通過点の一つであるだけだという意見には、もう魅力のないまちと言われたようで大変ショックでした。大浜緑地公園を観光の目玉にしようとは思いませんが、人の集う場所づくりに注力し、活気ある志布志市のアピールをすることはとても重要だと考えます。いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、私もおっしゃるとおりで、あそこに人が集まることで、また周辺の商店街の活性化にもつながっていくというふうに考えておりますので、どういう形でその集合体としていくのか、いわゆる遊園地の整備なのか、そういうことも含めて、基本的には公園のレイアウトを総合的に検証してまいりたいというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん） せっかくですので、やはり人が集まる場所には、例えば志布志市の特産品の紹介の看板ですとか、おなかがすいたらここに行きましょうというグルメの案内ですとか、そういったところまできちんと整備していただけると、本当に有り難いと考えます。

健康遊具の中には、こういったベンチになっているものもありまして、これも本当にインクルーシブで、体を伸ばして反るという姿ですね、逆にお腹を乗せてというような、こういった簡単

なものもたくさんございますので、他自治体の設置例などを御覧になって、市民の心と体の健康増進のためということで、それをさらに屋根のある休息場所に設置するといったことで、前向きに御検討くださいますようお願いいたします。最後をお願いします。

○市長（下平晴行君） 屋根付き休憩所につきましては、今後大浜緑地がどのような形で整備し、充実させればいいのか、先ほども言いましたように、公園のレイアウトを総合的に検証して設置に向けて検討してまいりたいというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん） 市長、楽しみにしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（平野栄作君） 以上で、隈元香穂子さんの一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（平野栄作君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日から9月15日までは休会とします。

9月16日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午後3時18分 散会

令和4年第3回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期 日：令和4年9月16日（金曜日）午前10時20分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第46号 志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第47号 志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第48号 志布志市長寿祝金支給条例の制定について
- 日程第5 議案第50号 令和4年度志布志市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第6 議案第51号 令和4年度志布志市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第7 議案第54号 令和4年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第56号 令和4年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第57号 令和4年度志布志市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第10 陳情第9号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
- 日程第11 陳情第10号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
- 日程第12 報告第4号 令和3年度志布志市健全化判断比率について
- 日程第13 報告第5号 令和3年度志布志市資金不足比率について
- 日程第14 認定第1号 令和3年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第2号 令和3年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第3号 令和3年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第4号 令和3年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第5号 令和3年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第6号 令和3年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第7号 令和3年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第8号 令和3年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第9号 令和3年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 議案第58号 令和3年度志布志市水道事業剰余金の処分について
- 日程第24 発議第7号 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について
- 日程第25 発議第8号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について

出席議員氏名 (20名)

1 番 永 田 梓	2 番 栞 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 小 山 錠 二
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 西 洋 一
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 假 屋 眞 治
税 務 課 長 濱 田 茂	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 木 村 勝 志	保 健 課 長 川 上 桂 一 郎
農政畜産課長補佐 外 牧 隆 仁	耕地林務水産課長 河 野 穂 積
建 設 課 長 鮎 川 勝 彦	松 山 支 所 長 上 原 健 太 郎
有明支所長 北 野 保	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 和 佐 浩 教	農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 水 忍
教 育 総 務 課 長 萩 迫 和 彦	学 校 教 育 課 長 上 木 勝 憲
生涯学習課長 江 川 一 正	



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調 査 管 理 係 長 大 田 和 隆	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時20分 開議

○議長（平野栄作君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野栄作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、青山浩二君と野村広志君を指名いたします。



日程第2 議案第46号 志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（平野栄作君） 日程第2、議案第46号、志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第46号、志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月8日、委員全員出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、本市職員の育児休業取得状況はどのように推移しているか。また、全国的に男性の育児休業取得率が伸びない傾向にある中で、本市としての具体的な対策の検討や周知がなされているかとただしたところ、本市職員の育児休業取得状況については、令和3年度は女性5名、男性1名の合計6名、令和4年度の取得見込みとしては女性4名、男性1名、合計5名となっている。このような状況から、育児に対する男性の当事者意識を高めるとともに、職場内の理解が得られやすい環境を整える必要があると考えており、具体的な対策の一環として職員研修の実施を進めているところであるが、部下のキャリアやワーク・ライフ・バランスを応援する上司、いわゆる「イクボス」となるための研修受講を促進することで、管理職の立場にある者が、率先して仕事と子育ての両立を積極的に支援する必要があることを認識し、より一層の配慮ができる環境整備につなげていきたい。

また、今回の改正に係る周知の必要性も十分認識しており、さらなる研修内容の充実や課長会などを通じて、相談窓口の案内など行っていくとの答弁でありました。

会計年度任用職員は、4月から3月までの1年単位の任期となる中で、年度をまたいでの育児休業取得は難しいことが懸念されるが、雇用の継続という面においてはどのように考えているかとただしたところ、次年度にわたって育児休業の取得を必要とする会計年度任用職員の雇用期間

については、引き続き維持されるよう配慮することとなっており、安心して働くことができる環境を整えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第46号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

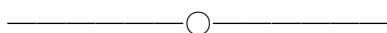
これから、採決します。

お諮りします。議案第46号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第3 議案第47号 志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第3、議案第47号、志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第47号、志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月8日、委員全員出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の条例改正では、入浴の利用料金に関する規定を改めるための提案となっているが、市民の負担に変更が生じるものであれば十分な理解を得る必要性があることから、その経緯や理由について市民への分かりやすい周知を考えているかとただしたところ、本条例の制定時は、近隣自治体の例を参考に利用料金に関する規定を設けたところであるが、物価統制令の指定に基づく範囲内において利用料金を定める必要があったことに伴い、今回の提案

に至ったものである。なお、今回の提案では利用料金の上限を整備するのみであり、今後、本市と蓬の郷の指定管理者との間で、必要に応じて料金設定の協議を行い、市民の不利益とならないよう議論を重ねた上で、利用料金に影響が及ぶ場合については丁寧な周知に努めていくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第47号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第47号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第4 議案第48号 志布志市長寿祝金支給条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第4、議案第48号、志布志市長寿祝金支給条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第48号、志布志市長寿祝金支給条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月8日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回制定する条例は、80歳以上の市民に、一人当たり3,000円の長寿祝金を支給する内容となっており、令和5年4月1日からの施行であるが、今年度から実施するという考えはなかったのかとただしたところ、祝金の全員支給の実施時期については、市民への周知期間も必要と考えている。今年度についてはこれまで通りの節目支給とし、来年度から実

施するにあたり、支給予定月の1年前となる9月議会に、議案を提案したところであるとの答弁でありました。

長寿祝金の支給対象者数は、敬老祝金と比較して2.4倍程度に増加することが見込まれているが、どのような方法で支給する考えであるのかとただしたところ、敬老祝金の支給方法については、現在は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、口座振込により支給を行っているところである。それ以前は民生委員・児童委員の尽力により、手渡しで支給していたことから、民生委員・児童委員の皆さんの意見を伺いながら慎重に検討を進めたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

賛成討論として、敬老祝金支給条例を廃止し、新たに長寿祝金支給条例を制定することで、これまでの節目支給が、80歳以上の全ての方への支給となる。支給目的も、高齢者の長寿を祝福するためと変わっており、多くの市民の方々から望まれていたことではないかとの思いから、賛成の立場である。

ほかに討論はなく、採決の結果、議案第48号は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

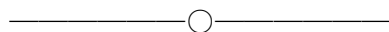
○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。
これから、採決します。

お諮りします。議案第48号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第48号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第5 議案第50号 令和4年度志布志市一般会計補正予算（第6号）

日程第6 議案第51号 令和4年度志布志市一般会計補正予算（第7号）

○議長（平野栄作君） 日程第5、議案第50号及び日程第6、議案第51号、以上2件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本案は、予算常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、一括して委員長の報告を求めます。

○予算常任委員長（玉垣大二郎君） ただいま一括議題となりました議案第50号、令和4年度志

布志市一般会計補正予算（第6号）及び議案第51号、令和4年度志布志市一般会計補正予算（第7号）について、予算常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月7日、委員全員出席の下、審査に資するため、ダグリ岬公園周辺購入予定地、農地・農業用施設の被災箇所の現地調査を実施した後、9月9日に、執行部から担当課長・局長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

まず初めに、財務課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、補正予算の提案については、市民や事業者への支援が必要な現状に対して、市長、所管課、財務課を中心にしっかりとした精査がなされた上で可否を判断していると思うが、結果的には、市民に対する追加の対策を改めて講じている状況になってはいないかとただしたところ、財源的な背景もあることから、まずは市民のサービス向上につながることを念頭に置き、議論を重ねた上での取捨選択した補正予算の提案となっているが、その時点の流れで、物価の高騰等がある状況への対応など、後手になっている面もあると認識している。今後、各部署の連携をさらに深め、市民に寄り添いながら支援が必要なタイミングを逸することなく、総体的に取り組んでいきたいと考えているとの答弁でありました。

次に、農業委員会事務局分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りましたが、予算に直接関連する質疑は、なかったところでありました。

次に、税務課分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回、法人市民税還付金を増額することになった背景をどのように捉えているか。また、今後の税収への影響についてただしたところ、法人市民税は、令和2年度が新型コロナウイルス感染症の影響により、収入済額の落ち込みが見られたものの、令和3年度決算では前年度より3,486万4,000円増の2億8,120万7,000円となった。本年度においては、エネルギー・原材料価格高騰の影響によって多くの法人の利益が減収になったものと考えられ、当初見込額を大幅に超える還付金の発生が予想されるところである。今後の税収については、新型コロナウイルス感染症の影響は懸念されるが、経済情勢が回復傾向にあることから上昇していくものと思われるとの答弁でありました。

次に、保健課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はなく、質疑を終結いたしました。

次に、福祉課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業及び保育士・幼稚園教諭

等処遇改善臨時特例事業について、令和4年9月分までは国の全額補助事業として、10月分以降は、それぞれの既存事業に上乘せして支出するとの説明であるが、来年度以降は、どのような形で実施する予定かとただしたところ、令和4年10月以降の放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業については、地域子ども・子育て支援事業のメニューの一つとして実施され、国・県・市が、それぞれ3分の1の負担となる。また、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業は、保育所運営費の公定価格の項目の一つとして追加され、国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1の負担となる。

来年度以降について、国からの正式な通知は届いていないが、事業費を国・県・市で負担して実施するものと考えており、市としても事業を継続し、支援員等の処遇改善を行っていくことが大切であると考えているとの答弁でありました。

次に、耕地林務水産課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農業用施設災害復旧事業における公有財産購入及び分筆登記の概要についてただしたところ、志布志町田之浦・牧野地区の被災農地において、法面と畦畔、水路等が崩落したため、約2反3畝の畑を全筆買収するための公有財産購入である。また、分筆登記は、志布志町内之倉・棚ヶ下り地区ほか2地区の未登記案件の水路を分筆するためのものであるとの答弁でありました。

次に、農政畜産課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、化学肥料高騰緊急対策土壌分析推進事業について、志布志市農業公社による土壌分析の機器購入を支援する経緯についてただしたところ、海外原料に依存している化学肥料の価格が大幅に上昇し、農業経営を圧迫していることから、価格の低減を図るために、土壌分析による施肥設計を推進する必要がある。そのための国の緊急対策事業のメニューに土壌診断による施肥設計が盛り込まれ、今後、それに取り組む農業者の増加が見込まれることから、その体制を整備するものである。

事業内容としては、検査機関に対し検査費用の一部を補助し、農業者の負担を軽減するもので、土壌分析一件当たり上限3,000円、2,000検体分を見込んでいる。

また、土壌分析の実施体制の構築を支援する土壌分析体制整備事業では、志布志市農業公社が行う土壌分析の機器購入に対して10割補助を行うものであるとの答弁でありました。

次に、総務課分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、会計年度任用職員の雇用については、制度導入当初、各部局の繁忙期に応じて、その都度配置を変えていくとの説明であったが、現状としては以前と同様に固定化されているように見受けられる。実際にそのような対応を行った実績はあるのかとただしたところ、各部局の状況に合わせた会計年度任用職員の配置換えについては、今年度の実績はないとこ

るであるが、緊急的な対応が必要となった場合には、年度の途中でも部局間の異動がある旨の説明を行った上での雇用となっていることから、今後、臨機応変な対応をしていきたいと考えているとの答弁でありました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、ダグリ岬公園周辺等整備事業について、ダグリ岬ベイサイドパーク構想に基づく土地の取得としているが、事業の展開としては具体的にどのようなイメージで考えているかとただしたところ、ダグリ岬周辺は景観も良く、主要な観光地であり、人が集まる場所であると捉えている。庁内においても、政策調整会議の中で本事業の展開を議論しているが、これまでの経験から、本市で施設・設備を整備することについては慎重な判断が求められると認識している。まずは、土地の取得を進めつつ、ノウハウのある民間活力を生かし、海水浴場・ボルベリアダグリ・遊園地を巻き込んだアイデアを積極的に採用する手法によって、今後の展望を描いていきたいと考えているとの答弁でありました。

国民宿舎特別会計繰出金については、年々増額となっている状況にあるが、現在は極端な行動制限もなく、景気としては回復の傾向にある中で、本市が指定管理者による企業努力を点検し、指摘した事項の改善が見られるのかとただしたところ、月例の協議を行う中でも、スポーツ合宿や修学旅行の受け入れ先としてボルベリアダグリを選んでもらえるよう、積極的にアプローチしてほしい旨を指定管理者には伝えている。実際に、誘致活動を行うなど収支状況の改善・向上に努めているが、全国的な行動自粛の影響はリゾートホテル業にとって大きく、新型コロナウイルスの感染が拡大する傾向となるたびに人の流れが止まり、宴会、宿泊のキャンセルにつながっている現状がある。今回、施設の維持と雇用を守る観点から支援を提案しているところだが、今後は、一般財源の支出を抑える工夫を模索していかなければならないと考えているとの答弁でありました。

次に、教育総務課・学校教育課分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、一般財団法人岩崎育英文化財団から岩崎奨学基金の元本を保持している自治体に寄附があったとのことであるが、これまで受けた寄附額についてただしたところ、岩崎育英文化財団からの寄附金は、昭和47年度と昭和58年度に、旧町それぞれに寄附を受けたところであるが、寄附額の合計は、今回の50万円を含め、5,050万円となっているとの答弁でありました。

最後に、市民環境課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、マイナ志推進事業について、予算の積算にあたり、マイナンバーカードの交付率を70%と見込んでいるが、スマートフォン等の使用ができない高齢者が取り残されるおそれがある。70%とした根拠は何かとただしたところ、今回の事業は、10月から11月までの

2か月間を対象としており、受付可能な人数等を試算し、市民全体の70%が申請をすることで事業費を積算しているが、12月以降も100%の取得率を目指して普及促進に取り組んでいくとの答弁でありました。

マイナンバーカード推進事業について、会計年度任用職員を2人増員するが、どのように推進の強化を図るのか。また、カードの取得により、利便性の向上につながるものが求められるが、メリットについて、どのように市民に説明するのかとただしたところ、7月以降、マイナンバーカードの申請サポートに加え、マイナポイントの付与サポートに要する時間が増えている。また、交通弱者等からの要請に基づき、個人宅等への出張申請サポートを強化するため、会計年度任用職員を増員し、推進体制を強化していきたいと考えている。

また、マイナンバーカードを取得するメリットについては、行政サービスのデジタル化推進の観点からも、公的な身分証明や健康保険証としての利用方法等について丁寧に説明し、理解が深まるよう取り組んでいきたいとの答弁でありました。

以上で全ての課・局を終え、質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、マイナンバーカード制度がスタートして6年ほど経過しているが、カードを取得することの意味が理解されていないと考える。カードの交付率も50%を超えていないことから、住民が求めていることがはっきりしている。カードの取得は、個人の任意によるものであり、税金を使用してまで取得を推進する必要はないと考える。以上のような観点から反対という立場であるとのことでありました。

賛成討論として、マイナ志推進事業については、市民の観点に立ち、市民の手助けとなる事業であると捉えており、推進すべきものとする。以上のような観点から賛成という立場であるとのことでありました。

ほかに討論はなく、起立採決の結果、議案第50号、令和4年度志布志市一般会計補正予算（第6号）及び議案第51号、令和4年度志布志市一般会計補正予算（第7号）については、起立多数により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第50号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第50号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平野栄作君） 起立多数であります。

したがって、議案第50号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第51号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第51号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平野栄作君） 起立多数であります。

したがって、議案第51号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第7 議案第54号 令和4年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（平野栄作君） 日程第7、議案第54号、令和4年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第54号、令和4年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月8日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、認知症カフェ事業について、新たに1か所委託するとの説明であるが、どこに開設される予定であるのか。また、事業の委託にあたり必要な資格や条件はあるのかとただしたところ、今回、委託する予定の認知症カフェについては、松山庁舎近くの店舗に開設される計画で、5か所目の委託となる。

また、認知症カフェの開設にあたり、特に資格等は要件としていないところであるが、認知症の方を受け入れ、レクリエーション等が行える集いの場の運営ができればよいと考えている。今後は、認知症カフェを通じて、分かりやすい情報発信ができるような取組も考えていきたいとの答弁でありました。

介護保険基金積立金について、約6,000万円の予算が計上されているが、現在の積立額は幾らであるかとただしたところ、介護保険基金積立金は、2025年に団塊の世代が後期高齢者になること、2040年に被保険者と若年者のバランスが崩れることを見据え、令和3年度に基金を創設したが、今回の積立額を含めると1億2,000万円余りとなるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第54号は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

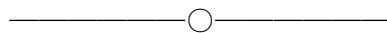
○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。
これから採決します。

お諮りします。議案第54号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第54号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第8 議案第56号 令和4年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）

○議長（平野栄作君） 日程第8、議案第56号、令和4年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第56号、令和4年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月8日、委員全員出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、一昨年度から引き続き、国民宿舎ボルベリアダグリの指定管理料を新たに計上し、運営継続のための支援を行うとのことであるが、長引くコロナ禍で打撃を受けた経営状況の精査はもちろんのこと、多くの市内事業者においても、物価の高騰が続き厳しい現状にある中で、支援の在り方を十分議論した上での提案となっているかとただしたところ、国民宿舎ボルベリアダグリの指定管理者である株式会社グリーンハウスにおいては、コロナ禍となって以降、徹底した節電に努めるなどの経費削減への取組、また、社員による維持管理作業の実施や、繁忙期・閑散期の人員体制を近隣のグループ施設間で調整するなど様々な経営努力を講じているが、全国的な傾向と同様に宿泊の稼働率回復には今なお至っていない。本市としても、指定管理

者と収支の状況を毎月確認しながら、業務改善の意見交換を行っているが、固定経費が重い負担となっている現状を鑑みて、支援が必要であると判断したところである。ボルベリアダグリは、良質な温泉もある本市の大切な財産であり、何とか維持していけるよう今後も努力を続けていきたいと考えている。

なお、今回はボルベリアダグリの指定管理者への支援を提案したところであるが、同様に厳しい状況下にある他の市内事業者に対しても、今後何らかの支援、対策を講じていきたいと考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第56号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第56号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（平野栄作君） お諮りします。日程第9、議案第57号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第9 議案第57号 令和4年度志布志市一般会計補正予算（第8号）

○議長（平野栄作君） 日程第9、議案第57号、令和4年度志布志市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第57号、令和4年度志布志市一般会計補正予算（第8号）につきまして説明申し上げます。

本案は、令和4年度志布志市一般会計歳入歳出予算につきまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,366万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ275億379万9,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の国庫支出金の国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を4,733万9,000円増額するものであります。

予算書の6ページをお開きください。

国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策確保事業を1,632万7,000円増額するものであります。

予算書の7ページ及び付議案件説明資料の2ページをお開きください。

歳出の衛生費、保健衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施のため、新型コロナウイルスワクチン接種事業及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係る経費を合わせて6,366万6,000円増額するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（川上桂一郎君） 議案第57号、令和4年度志布志市一般会計補正予算（第8号）について、補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルスワクチン接種において、新たなワクチンとしてオミクロン株と従来株に対応した、いわゆる2価ワクチン接種の実施に要する補正予算となります。

まず、今回のワクチン接種の概要を御説明いたします。

今回のワクチンは、厚生労働省によりますと、従来のワクチンを上回る重症化予防などが期待されるオミクロン株と従来株の両方の成分を含み、2種類の抗原が提示されることから、多様な免疫反応により、今後の変異株に対しても有効である可能性が高いと期待されております。そのようなことから、接種対象者は、1回目、2回目の接種を完了された12歳以上の方で、本市では、およそ2万3,100人が対象者数と把握しております。その中で、4回目接種を完了されていない60歳以上の未接種の方から、接種の案内を開始し、また18歳以上59歳以下の4回目の接種券をお持ちの方は、その接種券で接種が可能であることの案内をいたします。

既に60歳以上の方と18歳以上59歳以下の基礎疾患などを有する方で、4回目の接種を完了された方におかれましては、まだ、厚生労働省より、4回目接種と今回の2価ワクチンの接種におい

ては、接種間隔を5か月以上とすることが適当であるとの見解ではございますが、今後、海外の科学的知見等を踏まえて、接種間隔を短縮する方向性で検討されております。10月下旬までには、結論を得る予定であるとの情報でございます。分かり次第、接種の短縮後に接種が可能となる時期を考慮しまして、段階的に接種券を送付することと考えております。

今回の2価ワクチンにおきましての実施期間は、9月26日から接種予約の受付を始め、市内医療機関での個別接種を10月3日から本年度末まで実施予定であります。

ワクチンにおいては、12歳以上を対象としたファイザー社製と18歳以上を対象としたモデルナ社製の2種類がございますが、現在、本市には、厚生労働省より、ファイザー社製のワクチン供給の連絡がありましたので、先行して、ファイザー社製のワクチン接種を進め、その後は、ワクチンの種類、供給量に応じて、それぞれのワクチンの接種を進めてまいります。

それでは、補正予算の内容についてでございますが、付議案件説明資料の2ページをお開きください。

上段の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業です。市民からの問い合わせ対応やワクチンの医療機関への配送、接種の予約対応、接種券発送などに要する経費として、現行の予算では12月末までの4回目接種の費用を計上しておりましたが、今回は、来年3月末までの費用として1,632万7,000円を増額しております。

下段の新型コロナウイルスワクチン接種事業は、接種された医療機関等に対してのワクチン接種費用を4,733万9,000円増額しております。

これら両事業とも国庫補助事業となっております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 今回新たな2価ワクチンですか、そういう形で2回目までちゃんと接種をしていないと難しいという、志布志市の現在の状況としてこの1回目、2回目、3回目、4回目どれぐらいの方が接種が済んでいるのかというその接種率が分かれば、ちょっとお示しいただけますか。

○保健課長（川上桂一郎君） まず9月13日時点でございますが、1回目の接種をされた方が5歳以上という接種対象者でございますので、率としまして1回目は82%の方、2回目を接種されている方が81.4%という形になっております。

それと3回目におきましては、1回目、2回目の接種をされた方が3回目の対象者となりますので、2回目の接種をされた方を分母としますと83%の方が3回目の接種を済まされております。

それと4回目におきましては、主に60歳以上の3回目の接種をされた方と59歳以下で基礎疾患をお持ちの方ということになりますので、ちょっとまた分母が変わるのですが、ちなみに60歳以上の4回目の接種をされた方が、率としましては73%の方が接種を済まされているという状況でございます。

○19番（小園義行君） 今回のこのワクチンで、一回もこれまで接種をされていない、そういう

人は対象外という考え方に立つんですよね。

○保健課長（川上桂一郎君） 御質問の分は、厚生労働省からは1回目、2回目もまだ接種ができるということになっておりますので、この間、この2価ワクチンまでの接種間隔とかもあるんですが、まだ初回接種、1回目、2回目をされていない方は、まだ接種は可能であるということでございます。

○19番（小園義行君） その1回目、2回目の接種をしていない人は、今回のこの新しく来ました2価ワクチンではなくて、1回目、2回目を打つ予定だったワクチンを接種してもらうということですよ。そこに一回もまだ接種していない人は、この重症化を防ぐためのこのワクチンは打てないという理解でいいんですね。

○保健課長（川上桂一郎君） はい、やはり1回目、2回目のワクチンは、その1回目、2回目のワクチン。3回目、4回目のワクチンは、やはりそのワクチンです。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

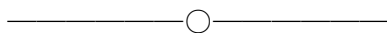
これから採決します。

お諮りします。議案第57号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第10 陳情第9号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○議長（平野栄作君） 日程第10、陳情第9号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました陳情第9号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月8日、委員全員出席の下、執行部から教育総務課長、学校教育課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に対しての執行部の意見を求めました。

執行部より、参考意見として、法の趣旨に基づき、学力向上やいじめ・不登校の解消・改善、

体力向上等の教育課題の解決と国民の負託に応える教育の振興・充実を目指す中において、教育の機会均等と水準の維持向上、豊かな学びの保障や学校の働き方改革の実現及び教職員の確保と適正配置を行うために、必要な財源を安定的に確保することは重要なことだと考えているとの説明がありました。

概略、以上のような説明を受け、審査に入りました。

義務教育費国庫負担割合が、現在の3分の1から2分の1となった場合、鹿児島県内では、どのような影響が考えられるかとただしたところ、令和4年度の鹿児島県全体の教育費については、約1,869億円となっており、義務教育費国庫負担割合が2分の1となった場合、鹿児島県においては約165億円の負担軽減となるため、各種事業の充実につながるが見込まれるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

賛成討論として、コロナ禍を含めた情勢により、全国の地方自治体は厳しい財政運営を強いられているが、子供たちがどこの地域に住んでいても、しっかりとした教育を受けることができるよう、計画的に教育行政を推進するには、国の施策として財源保障が必要不可欠である。子供たちの豊かな学びを保障する安定的な財源の確保を要請する本陳情の趣旨は十分理解できるものであり、本陳情については採択すべきである。

ほかに討論はなく、採決の結果、陳情第9号については、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。陳情第9号に対する所管委員長の報告は採択であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第9号は、所管委員長の報告のとおり採択されました。

—————○—————

日程第11 陳情第10号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○議長（平野栄作君） 日程第11、陳情第10号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかる

ための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長に報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました陳情第10号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月8日、委員全員出席の下、執行部から教育総務課長、学校教育課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に対しての執行部の意見を求めました。

執行部より、参考意見として、改正義務教育標準法が成立し、小学校の学級編制標準は、令和3年度から学年進行により、段階的に35人に引き下げられてきているが、中学校においては40人となっている。教育の機会均等と水準の維持向上、豊かな学びや学校の働き方改革の実現のために、現在の学級編制の標準を引き下げることは重要なことであると考えている。

一方、教職員や財源の確保、新型コロナウイルス感染症対応等、克服しなければならない課題も多く、国の施策の動向を注視していきたいと考えている。

概略、以上のような説明を受け、審査に入りました。

特別支援学級に在籍する子供を、交流学級でも在籍児童・生徒数としてカウントすることと陳情されているが、どのように受け止めているかとただしたところ、特別支援学級に在籍している子供たちは、教科によっては交流学級で学ぶときもある。一人の担任が教える人数が増えることで、教職員の負担も増加している。学級編制標準により学級編制を行っているため、現状としては、工夫をしながら学習を進めているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

賛成討論として、本市においても、児童・生徒数の減少により、複式学級が増加することが考えられる。子供たちが平等に教育を受けることができるよう、教職員定数改善を要請する本陳情の趣旨は十分理解できるものであり、本陳情については採択すべきである。

ほかに討論はなく、採決の結果、陳情第10号については、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。陳情第10号に対する所管委員長の報告は採択であります。本案は、所管委員長

の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第10号は、所管委員長の報告のとおり採択されました。

—————○—————

日程第12 報告第4号 令和3年度志布志市健全化判断比率について

○議長（平野栄作君） 日程第12、報告第4号、令和3年度志布志市健全化判断比率についてを議題とします。

報告の内容について説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第4号、令和3年度志布志市健全化判断比率につきまして説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度志布志市健全化判断比率を、監査委員の意見を付けて御報告申し上げます。

一般会計をはじめ、全ての会計が赤字ではありませんので、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されませんでした。

実質公債費比率につきましては、本市の早期健全化基準である25.0%に対しまして、10.1%となりました。

将来負担比率につきましても、充当可能財源が将来負担額を上回ったため、算定されませんでした。

いずれも早期健全化基準を下回っております。

よろしく願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

以上で、令和3年度志布志市健全化判断比率についての報告を終わります。

—————○—————

日程第13 報告第5号 令和3年度志布志市資金不足比率について

○議長（平野栄作君） 日程第13、報告第5号、令和3年度志布志市資金不足比率についてを議題とします。

報告の内容について説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第5号、令和3年度志布志市資金不足比率につきまして説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和3年度志布志市資金不足比率を、監査委員の意見を付けて御報告申し上げます。

資金不足比率の対象の公営企業会計である水道事業会計、下水道管理特別会計、公共下水道事

業特別会計、国民宿舎特別会計及び工業団地整備事業特別会計に資金不足額はなく、資金不足比率は算定されませんでしたので、これらの公営企業会計の経営は健全であります。

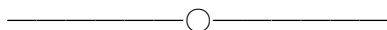
よろしく願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

以上で、令和3年度志布志市資金不足比率についての報告を終わります。



日程第14 認定第1号 令和3年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（平野栄作君） 日程第14、認定第1号、令和3年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

認定第1号、令和3年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年度志布志市一般会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

令和3年度決算につきましては、これまでの取組をなお一層本格化させるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、市民の皆様の安全・安心を最優先に考え、感染の状況、社会経済活動の動向等を見極めながら、必要な対策を講じました。

主要施策成果説明書の一般会計の1ページをお開きください。

決算額は、歳入総額341億157万6,000円、歳出総額333億9,589万2,000円、差引残額7億568万4,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源1,836万8,000円を差し引いた実質収支額は6億8,731万6,000円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明申し上げます。

2ページをお開きください。

歳入のうち市税、寄附金、繰入金等の自主財源は、総額146億413万8,000円、構成比42.8%、令和2年度と比較しますと、3億6,996万4,000円の減額となっておりますが、土地売払収入、ふるさと志基金繰入金の減額等によるものであります。

地方交付税、地方譲与税、国・県支出金等の依存財源は、総額194億9,743万8,000円、構成比57.2%、令和2年度と比較しますと、1億9,985万2,000円の増額となっておりますが、地方交付税及び畜産クラスター事業により県支出金が増額となったこと等によるものであります。

6ページをお開きください。

次に、歳出の主なものを性質別に述べますと、人件費、公債費及び扶助費の義務的経費は109億8,292万2,000円、構成比32.9%、令和2年度と比較しますと、5億5,144万9,000円の増額となっておりますが、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業の増額等によるものであ

ります。

普通建設事業費及び災害復旧費の投資的経費は57億7,942万5,000円、構成比17.3%、令和2年度と比較しますと、9億4,991万3,000円の増額となっておりますが、災害復旧費が増額したこと、畜産クラスター事業に伴う増額等によるものであります。

物件費、補助費等のその他の経費は166億3,354万5,000円、構成比49.8%、令和2年度と比較しますと、18億293万8,000円の減額となっておりますが、特別定額給付金給付事業の減額等によるものであります。

7ページをお開きください。

令和3年度末地方債残高につきましては216億7,561万2,000円で、令和2年度と比較しますと、5億318万6,000円、2.3%の減少となっております。市民一人当たりで換算しますと73万9,000円の残高となります。

8ページから9ページの本市の主な決算財政指数をみますと、財政状況はおおむね健全であると考えております。しかしながら、地方交付税は、普通交付税が令和3年度から一本算定となったこと等から、今後も歳入の伸びが厳しい一方で、新型コロナウイルス感染症の影響を十分に把握した上で、感染症対策に全力を尽くし、地域経済の再生に取り組むとともに、健全な財政運営を推進してまいります。

詳細につきましては、主要施策成果説明書をお目通しくださいますようお願い申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。発言通告はありませんでしたので、質疑終結といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号については、18人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の検査の権限の委任を含めて付託したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号については、18人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の検査の権限を含めて付託することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配布いたしました名簿のとおり指名したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配布いたしました名簿のとおり選任する

ことに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において決算審査特別委員会を招集します。

ただいまから、この議員控室において、特別委員会を開きます。その間、しばらく休憩します。

○

午前11時32分 休憩

午前11時43分 再開

○

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

ただいま、特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告します。委員長に玉垣大二郎君、副委員長に青山浩二君。

以上であります。

○

日程第15 認定第2号 令和3年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第3号 令和3年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第4号 令和3年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第5号 令和3年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について

日程第19 認定第6号 令和3年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第20 認定第7号 令和3年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について

日程第21 認定第8号 令和3年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第22 認定第9号 令和3年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について

日程第23 議案第58号 令和3年度志布志市水道事業剰余金の処分について

○議長（平野栄作君） 日程第15、認定第2号から日程第23、議案第58号まで、以上9件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

まず、認定第2号、令和3年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

決算額は、歳入総額44億5,498万6,941円、歳出総額42億6,843万7,939円、実質収支額は1億8,654万9,002円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

また、国民健康保険基金の総額は、令和4年3月31日現在で1億1,008万3,193円となっております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

歳入の主なものは、国民健康保険税が6億9,569万2,252円、構成比15.6%、県支出金が32億7,479万8,547円、構成比73.5%、繰入金が3億2,152万7,341円、構成比7.2%となっております。

また、国民健康保険税の現年課税分の収納額は6億5,469万5,103円で、収納率は95.30%となっております。

歳出の主なものは、保険給付費が31億1,525万364円、構成比73.0%、国民健康保険事業費納付金が10億5,354万9,940円、構成比24.7%、保健事業費が3,735万4,587円、構成比0.9%、諸支出金が2,964万5,240円、構成比0.7%となっております。

令和3年度につきましては、前年度より療養給付費等は増加しましたが、国民健康保険事業費納付金の減少等により、実質単年度収支は4,575万4,264円の黒字となっております。

国民健康保険は、他の医療保険制度と比較して、前期高齢者が多くを占めており、さらに医療技術の高度化等に伴い医療需要が高まり、国保財政は非常に厳しい状況が続いております。

県と一体となり、引き続き国保財政安定化のため、国保税収納率向上による財源確保に努めるとともに、特定健康診査及び特定保健指導等の健康増進事業を推進し、医療費の適正化に取り組んでまいります。

次に、認定第3号、令和3年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

決算額は、歳入総額4億3,239万6,952円、歳出総額4億3,141万2,706円、実質収支額は98万4,246円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料が2億5,376万7,370円、構成比58.7%、繰入金が1億7,198万9,268円、構成比39.8%となっております。

歳出の主なものは、広域連合納付金が4億2,188万8,136円、構成比97.8%、保健事業費が664万7,507円、構成比1.5%、諸支出金が117万3,544円、構成比0.3%となっております。

後期高齢者医療の事務につきましては、資格等の手続き、被保険者証の発行等の窓口業務のほか、健康保持増進事業として長寿健診等を実施してまいりました。

今後も、ますます進展する高齢化に伴い、被保険者数は増加し、医療費はさらに増えることが見込まれますが、鹿児島県後期高齢者医療広域連合と連携し、医療費の適正化を推進するとともに、適正な事業運営に努めてまいります。

次に、認定第4号、令和3年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

決算額は、歳入総額43億7,800万5,161円、歳出総額39億3,405万4,660円、実質収支額は4億4,395万501円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

歳入の主なものは、介護保険料が6億5,886万2,860円、構成比15.0%、国庫支出金が10億4,958万1,435円、構成比24.0%、支払基金交付金が10億5,324万9,159円、構成比24.1%、県支出金が5億9,122万9,194円、構成比13.5%、繰入金が5億7,111万9,024円、構成比13.0%となっております。

歳出の主なものは、保険給付費が37億4,937万998円、構成比95.3%、諸支出金が4,874万5,220円、構成比1.2%、地域支援事業費が7,268万1,709円、構成比1.9%、基金積立金が6,000万4円、構成比1.5%となっております。

今後も、高齢者及びその家族が、可能な限り、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市の介護保険事業計画に基づき、2025年と2040年の双方を見据えながら、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組を推進し、持続可能な介護保険制度の運営を図ってまいります。

次に、認定第5号、令和3年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

決算額は、歳入総額3億870万1,064円、歳出総額3億276万2,068円、実質収支額は593万8,996円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明申し上げます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料が7,517万8,450円、構成比24.4%、一般会計繰入金が1億8,142万4,000円、構成比58.8%、市債が4,500万円、構成比14.6%となっております。

歳出の主なものは、職員の人件費のほか、市内4地区の浄化センターの維持管理等に要する経費の総務費が1億282万4,882円、構成比34.0%、公債費が1億9,993万7,186円、構成比66.0%となっております。

今後も、加入率及び収納率の向上を図り、効率的な行財政運営に努めてまいります。

次に、認定第6号、令和3年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

決算額は、歳入総額279万9,861円、歳出総額252万4,312円、実質収支額は27万5,549円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

歳入の主なものは、一般会計繰入金が252万5,000円、構成比90.2%、繰越金が27万4,852円、構成比9.8%となっております。

歳出の主なものは、公債費が252万4,312円、構成比100%となっております。

次に、認定第7号、令和3年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

決算額は、歳入総額8,677万1,932円、歳出総額8,662万1,932円、実質収支額は15万円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

歳入の主なものは、一般会計繰入金で8,612万6,032円、構成比99.3%となっております。

歳出の主なものは、管理費が7,447万2,600円、構成比86.0%、公債費が1,214万9,332円、構成比14.0%となっております。

次に、認定第8号、令和3年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

決算額は、歳入総額12億8,043万4,388円、歳出総額12億8,041万2,375円となり、歳入歳出差引額の2万2,013円のうち、1万2,000円は繰越明許費繰越額とし、残り1万13円を実質収支額として、翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

歳入の主なものは、基金繰入金で1億140万円、構成比7.9%、市債が3億1,540万円、構成比24.6%となっております。

歳出の主なものは、事業費が3億1,540万7,726円、構成比24.6%、公債費が1億388万1,611円、構成比8.1%となっております。

今後は、現在整備中の4工区の早期造成完了を目指し、分譲等につなげるよう進めてまいります。

次に、認定第9号、令和3年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算につきまして、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

決算の結果、総収益が5億9,627万5,684円、総費用が4億9,198万1,018円となり、1億429万4,666円の純利益となりました。

総収益の主なものは、営業収益が4億9,375万5,991円、構成比82.8%、営業外収益が9,891万9,693円、構成比16.6%となっております。

総費用の主なものは、営業費用が4億7,064万9,940円、構成比95.7%、営業外費用が2,016万1,896円、構成比4.1%となっております。

令和3年度は、大迫水源地の送水施設の更新、及び中部水源地の電気計装設備更新を中心に整備しました。

今後も、市民に安全で良質な水を安定的に供給するとともに、重要施設の耐震化対策及び老朽化施設の更新にも努めてまいります。

次に、議案第58号、令和3年度志布志市水道事業剰余金の処分につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年度志布志市水道事業剰余金につきまして、当該剰余金の一部を資本金として組み入れるため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

それでは、令和3年度志布志市水道事業会計決算書の9ページをお開きください。

当年度未処分利益剰余金1億6,052万7,941円のうち、その一部の6,721万721円を資本金として組み入れるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。発言通告はありませんでしたので、質疑終結といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第2号から議案第58号まで、以上9件については、それぞれの所管の常任委員会に付託し、これに地方自治法第98条第1項の検査の権限を委任して審査することにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号から議案第58号まで、以上9件については、それぞれの所管の常任委員会に付託し、これに地方自治法第98条第1項の検査の権限を委任して審査することに決定しました。

—————○—————

○議長（平野栄作君） 日程第24、発議第7号、及び日程第25、発議第8号、以上2件については委員会提出の議案でありますので、会議規則第39条第2項の規定により、委員会の付託を省略します。

—————○—————

日程第24 発議第7号 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について

○議長（平野栄作君） 日程第24、発議第7号、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○文教厚生常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました発議第7号、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について、趣旨説明を申し上げます。

陳情第9号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情については、文教厚生常任委員会に付託となっていました。審査の結果、委員会で採択すべきものと決定をいたしました。

それを受け、文教厚生常任委員会として、別紙案のとおり、意見書を提出しようとするものがあります。

提出の理由といたしましては、2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は、小学校にとどまることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要であります。加えて、きめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要であります。学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や、授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっております。

また、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、新たな業務も発生しております。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善が不可欠であります。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題であります。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられております。国の施策として定数改善に向けた財源を保障し、子供たちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であります。豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠であります。

よって、国会及び政府における地方教育行政の実情認識と地方自治体の計画的な教育行政推進のため、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出するものであります。

提出先は、衆議院議長、細田博之、参議院議長、尾辻秀久、内閣総理大臣、岸田文雄、財務大臣、鈴木俊一、総務大臣、寺田稔、文部科学大臣、永岡桂子でございます。

以上で、趣旨説明を終わります。御賛同方、よろしく願いいたします。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。発議第7号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号は、原案のとおり可決されました。



日程第25 発議第8号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について

○議長（平野栄作君） 日程第25、発議第8号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○文教厚生常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました発議第8号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について、趣旨説明を申し上げます。

陳情第10号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情については、文教厚生常任委員会に付託となっていました。審査の結果、委員会で採択すべきものと決定いたしました。

それを受け、文教厚生常任委員会として、別紙案のとおり、意見書を提出しようとするものであります。

提出の理由としましては、2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は、小学校にとどまることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要であります。加えて、きめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要であります。萩生田前文部科学大臣も、改正義務教育標準法に関わる国会答弁の中で、30人学級や中学校・高等学校における少人数学級の必要性について言及しています。学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や、授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっております。

また、新型コロナウイルス感染症対策に伴い新たな業務も発生しております。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善が不可欠であります。

よって、国会及び政府における地方教育行政の実情認識と地方自治体の計画的な教育行政推進のため、地方自治法第99条の規定により関係機関へ意見書を提出するものであります。

提出先は、衆議院議長、細田博之、参議院議長、尾辻秀久、内閣総理大臣、岸田文雄、財務大臣、鈴木俊一、総務大臣、寺田稔、文部科学大臣、永岡桂子でございます。

以上で、趣旨説明を終わります。御賛同方、よろしくお願いいたします。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。発議第8号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第8号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（平野栄作君） お諮りします。ただいま議決されました発議第7号及び発議第8号についての字句整理及び提出手続きについては、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において字句整理の上、提出することにいたします。

—————○—————

○議長（平野栄作君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日から10月10日までは休会とします。

10月11日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午後0時11分 散会

令和4年第3回志布志市議会定例会会議録（第5号）

期 日：令和4年10月11日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 認定第1号 令和3年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第2号 令和3年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第3号 令和3年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第4号 令和3年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第5号 令和3年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第6号 令和3年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第7号 令和3年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第8号 令和3年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第9号 令和3年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第58号 令和3年度志布志市水道事業剰余金の処分について
- 日程第12 議案第59号 令和4年度志布志市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第13 議案第60号 令和4年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議員派遣の決定
- 日程第15 閉会中の継続審査申出について
（総務常任委員長）
- 日程第16 閉会中の継続調査申出について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

出席議員氏名 (20名)

1 番 永 田 梓	2 番 栞 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 小 山 錠 二
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 西 洋 一
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 假 屋 眞 治
税 務 課 長 濱 田 茂	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 木 村 勝 志	保 健 課 長 川 上 桂 一 郎
農政畜産課長 大 迫 秀 治	耕地林務水産課長 河 野 穂 積
建 設 課 長 鮎 川 勝 彦	松 山 支 所 長 上 原 健 太 郎
有明支所長 北 野 保	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 和 佐 浩 教	農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 水 忍
教 育 総 務 課 長 萩 迫 和 彦	学 校 教 育 課 長 上 木 勝 憲
生涯学習課長 江 川 一 正	



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調 査 管 理 係 長 大 田 和 隆	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（平野栄作君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野栄作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、青山浩二君と野村広志君を指名いたします。

日程第2 認定第1号 令和3年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（平野栄作君） 日程第2、認定第1号、令和3年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は、決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（玉垣大二郎君） ただいま議題となりました認定第1号、令和3年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月21日、22日、26日、27日の4日間にわたり、執行部から、関係課長、局長ほか担当職員の出席を求め、決算書及び成果説明書による補足説明を受け、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、主な質疑と答弁について報告いたします。

まず初めに、財務課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、今回、監査委員による決算審査意見書において、総合的視点、個別視点でもおおむね適正である旨の報告があり、当局の努力によって本市の財政状況は健全な運営がなされていると理解している。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け続けた決算となったことを踏まえ、依然として経済情勢が厳しい流れにある令和4年度の財政運営状況の見通しをどのように捉えているか。併せて、本市へのふるさと納税が堅調な伸びを見せている中であって、新庁舎建設のための基金造成などについて庁内での議論はされているかとただしたところ、本年度当初予算は、必要などころには投資をしながらも、経常的な経費等のある程度絞って計上したが、令和4年9月の時点で財政調整基金を取り崩した編成となっている。

今後については、国・県からの財政的支援がある見込みであることから、できる限り財政調整基金を取り崩さないような形で財政運営していきたいと考えているが、コロナ禍等が市民に与える影響への対策として、令和4年度も状況に応じた予算の投入が必要であると認識している。

新庁舎建設のための基金造成については、公共施設等個別施設計画の具体的な実効性を議論する中で、必要な経費や積立額について考える時期にきていると認識しており、市民に対する真に必要な事業を取捨選択しながら、前向きに進めていきたいと考えているとの答弁でありました。

次に、耕地林務水産課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、曾於東部地区の国営造成施設が補修・更新時期を迎えるが、施設の老朽化に対する適切な維持管理の在り方についてただしたところ、曾於東部地区の国営造成施設

については、平成18年度に完成してから15年以上が経過しており、令和19年度までの借入償還金の支払いのほか、施設、機器類の改修費が年々増加傾向にある。

施設の老朽化に対して、国の更新事業導入に向けた要望・要請を行うための曾於地域畑地かんがい更新事業推進協議会を今年度中に立ち上げることになっており、その中で関係機関等と協議を進め、一体となった活動を進めながら、必要な財源を確保できるよう取り組んでいきたい。

また、畑かん水を使った営農を推進し水利用率・開栓率を高め、土地改良区の財政基盤を安定させるため、農政畜産課等と横の連携をしっかりと図りたいとの答弁でありました。

次に、農政畜産課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、有害鳥獣の捕獲・駆除を担っている猟友会の現状と、街中へのサルやイノシシ等の出没が増加し、市民の安全・安心が危惧されているが、対策強化についてただしたところ、猟友会については102人の狩猟免許所持者で構成されている。約半数近くが70歳以上と高齢化が進んでいるため、新規狩猟免許取得者へ助成し、担い手の確保・支援に努めながら後継者育成につなげていきたい。

サルやイノシシ等の出没に対する対策強化については、街中では猟銃が使用できない、人が通るところではわなが仕掛けられないこともあり、追い払うしかできない状況である。市民の安全・安心の確保のため、警察や総務課危機管理室、学校等関係機関と情報共有し、注意喚起の呼びかけ強化に努めたい。

また、有害鳥獣捕獲事業については、一自治体の取組では限界もあることから、県大隅地域振興局による広域的な有害鳥獣捕獲事業の活用や、大隅4市5町での情報共有や広域連携を検討したいとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、生涯学習推進事業について、平成29年度と比較すると受講生・講座数ともに減少しているが、要因をどのように捉えているのか、また、増加に向けた対策を講じているのかとただしたところ、生涯学習講座受講生の減少については、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている。また講座数については、毎年150講座程度を募集しているが、コロナ禍の中、10人以下でも活動したいという要望を受けて、令和3年度は、講座を開講できる人数を10人以上から7人以上に緩和したところ、104講座、1,312人という実績であった。引き続き、学びの場が提供できるよう取り組んでいきたいとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、まるごと相談事業について、複合的な悩み等を持つ方に気付いていく体制づくりが求められているが、各支援機関等との連携体制に関する課題は何か。また、重層的支援体制整備事業への移行は進んでいるかとただしたところ、まるごと相談事業を実施する効果として、庁内各課や各支援機関の情報共有が進むことで、担当者同士の連携により、複合的な課題を抱えるケースについての実態把握につながることを期待されている。今後は、関係機関の役割分担を明らかにし、連携を生かして、担当者の気づきから支援や解決につながるケースが増

えるよう取り組んでいきたいと考えている。

また、令和3年度においては、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、移行準備事業を3年間実施することとした。令和4年度から包括的相談支援事業に取り組み、令和5年度をめぐりに参加支援事業、令和7年度から重層事業の本格実施を目指していくこととしているとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、地域コミュニティ協議会形成促進事業について、自治会への未加入者が多いなどの理由から本事業がなじまない地域があるように思えるが、令和6年度には市内全域で地域コミュニティ協議会の活動開始を目指すにあたって、具体的な設立のメリットをどのように捉えているかとただしたところ、地域コミュニティ協議会の設立によって、地域内の団体を一つにまとめ、市と対等な立場で地域活動を行うことができるという「協働の創出」の側面と、地域の実情に合った、いわゆるコミュニティビジネスという形で、独自の収益活動が可能となるなどのメリットがあると考えている。

また、活動が始まった地域コミュニティ協議会に対しては、創生期に必要な取組等に対し、未加入者を含めた全世帯数を算定基礎とした補助金を公平に交付していることから、今後、設立をきっかけとした魅力ある活動の実施などによる加入促進に活用していただきたいと考えているとの答弁でありました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、令和3年度は、コロナ禍における市内施設への誘客を図るため、キャッシュバック志布志キャンペーン事業に取り組んだところだが、その結果として地域経済の活性化が図られたと捉えているかとただしたところ、昨年の緊急事態宣言によって経済活動が停滞したことに伴い、市内でもその対応について議論を重ねたが、本事業を活用して本市での宿泊、お土産の購入、そしてECサイト会員登録をされた方に対するキャッシュバックを行うこととした。

結果としては、非常に多くの方々に利用いただき、市内施設への誘客につながったところであり、多大な成果が得られたものと考えている。なお、次回実施の予定はないが、同事業、類似事業へ取り組む際には今回の結果を検証し、さらなる成果の向上につなげていきたいとの答弁でありました。

大隅広域観光開発推進会議負担金について、実際に本市への具体的な効果があるのかとただしたところ、大隅広域観光開発推進会議では、株式会社おおすすめ観光未来会議と連携し、大隅4市5町の広域的な誘客に取り組んでいる。本市においては、貸切バス旅行誘致事業や農家民泊事業などについて連携を図っており、令和3年度は前年度から宿泊者数が2万人増えるなど、効果が出ているところであるとの答弁でありました。

次に、農業委員会分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、農地保有合理化事業の農地あっせん業務実績が少ないと感じる。新

しい農業委員会制度への移行に伴い、農業委員及び農地利用最適化推進委員は、農地中間管理機構の事業と連携がうたわれているが、そのことが影響しているのではないかとただしたところ、農地のあっせんについては、利用権設定等が主となる農地中間管理機構の事業とは異なる所有権の移転であるため影響は受けていない。関連法の改正内容の習熟に努め、農業委員及び農地利用最適化推進委員と連携しながら、農地の集積や利活用に係る農家の申出に支障を来さないよう努めていきたいとの答弁でありました。

次に、会計課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、本市においても様々な基金がある中で、金利が低い水準にある昨今、その運用方法について何らかの協議・検討がなされているかとただしたところ、基金については、それぞれ通帳を作成し、基金別の運用を行っていたところだが、令和4年度から、通帳を一つにまとめた一括運用を計画している。このことにより運用する元金が大きくなり、預金利子も上がることから歳入の増につながるものと考えている。また、国債、地方債等の債券を購入し、定期預金の利子よりも有利な配当金を得る運用についても開始する予定となっており、さらなる歳入の確保に努めていきたいとの答弁でありました。

次に、税務課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、令和3年度における個人市民税減収の理由として、納税義務者数の減少が挙げられているが、本市における今後の流れとしてどのように受け止めているかとただしたところ、令和3年度の個人市民税は、前年度から比較して納税義務者数が156人の減少となった。このことについては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済情勢の変化をはじめ、茶の価格低迷や、サツマイモ基腐病などの影響から農業所得が減少し、非課税世帯の増加につながったことが理由の一つとして挙げられるとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、年々、不法投棄されるごみの量が増加していると感じるが、不法投棄に対する現状をどのように捉えているか、また、紙おむつの再資源化事業について、現在、モデル地区で回収が行われているが、どのような課題があるかとただしたところ、環境パトロールとして、志布志・松山・有明それぞれの地域を巡回しているが、その際、不法投棄を含め、ポイ捨てされたごみの回収を行っている。環境パトロールで回収されたごみは、年間7,000kg前後で推移しており、極端に増加しているという認識はないが、不法投棄はなくなっていないため、適正な処分やリサイクルについて引き続き周知を徹底していきたい。

また、紙おむつの再資源化事業については、有明町川西地区をモデル地区として回収を行っているが、ごみ排出者のプライバシーに配慮するため、紙おむつ専用回収ボックスを保育園や公民館に設置している。今後、市内全域へ事業拡大する際には、商業施設等への設置など、排出しやすい環境を整えていく必要があるとの答弁でありました。

次に、情報管理課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、公開型GIS整備事業について、令和4年2月から地図情報公開の

運用を開始しているが、利活用の状況はどのようになっているか。また、そのことを踏まえて、今後新たな情報の更新、追加については、庁内で協議されているかとただしたところ、地図情報システムについては、利用者は本市のホームページからアクセスする必要があるが、現状では、令和4年度末にシステム保守業者からアクセス数の報告を受ける見込みであり、詳細な把握ができていないところであるため、今後、ホームページを所管する企画政策課、保守業者を交えて対応を協議したいと考えている。また、さらに使い勝手のよいシステムとしていくために、GIS利活用部会を開催し、協議・検討を重ねていきたいとの答弁でありました。

次に、総務課・選挙管理委員会分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、災害対策事業について、災害時の備蓄品が整備されているが、このことによって、避難者に対し十分に支援できると捉えているか。また、備蓄品を保管する場所の確保や保存期限について、適正な管理がされているかとただしたところ、令和3年度における備蓄品の整備は、前年度まで継続して備蓄しているものに新たな追加、更新を行ったものであり、今回の事業によってさらなる避難者支援の体制強化が図られたものと捉えている。

なお、災害時の備蓄品配布の初動を迅速に行うためには、保管場所としてはフォークリフトなど重機が利用可能な広さのある平屋が理想だが、現状では確保が難しいところである。必要な備蓄品をできる限り分散し、速やかな配分ができるよう検討・検証を進めている。また、保存期限の更新時に生じた備蓄品については、社会福祉協議会やフードバンクへの提供を行うなど、無駄のないよう適正に管理を行っているとの答弁でありました。

次に、保健課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、不妊治療費助成事業について、令和3年度に助成を受けた方で、妊娠に至ったケースは何件であったか。また、令和4年度から保険適用となったが、今後どのような支援を行うのかとただしたところ、令和3年度の助成状況は、20代については4件の申請があり、妊娠件数は3件、30代については17件の申請があり、妊娠件数は6件、40代については7件の申請があり、妊娠件数は0件であった。

また、令和4年度からは不妊治療の保険適用が開始されたが、治療にあたっては自己負担が生じるため、年間20万円を限度に、自己負担額に対して助成を継続したいとの答弁でありました。

次に、建設課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、地域優良賃貸住宅整備事業（PPP事業）により建設したパインウエーブ香月の入居状況が思わしくないと聞くが、どういう状況なのかとただしたところ、パインウエーブ香月については、官民連携事業により、入居の募集業務から維持管理・運営に係る業務までを指定管理者に委託しており、間取り3LDKが15戸、2LDKが9戸となっている。令和3年9月から入居募集し、同年10月から入居開始され、3LDKに4世帯、2LDKに5世帯が入居している状況である。現在、指定管理者による入居募集の周知活動として、新聞折込チラシの配布や現地見学会の実施、SNSによる動画配信等を行っており、今後も官民連携により入居率向上に努めたいとの答弁でありました。

次に、教育総務課・学校教育課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、教育用・校務用コンピュータ導入事業について、各学校においてはタブレット端末が導入され、ICTを活用した指導ができる環境が整えられている状況であるが、導入後の課題は何かとただしたところ、国のGIGAスクール構想により、一人1台のタブレット端末の導入を行ったところであるが、課題としては、タブレットの持ち帰り学習の実施にあたり、インターネットの未普及世帯があるため、解消を図っていく必要がある。また、タブレット端末の一斉導入に伴い、今後の機器更新に係る財源確保についても検討していく必要があるとの答弁でありました。

自立支援事業について、令和3年度の不登校の状況は、どのような状況であるのかとただしたところ、令和3年度の状況として、小学校では11人、中学校では40人が不登校の状況であり、前年度と比較して小学校では減少傾向であるが、中学校では増加傾向である。不登校は様々な要因等が重なり、学校に来られない状況にあると認識している。子供たちに一番接する機会のある担任等が、初期対応を大切に、学校全体で実態をしっかりと把握することが大切である。学校に来られない要因の分析と学校に来られる糸口を探し、関係機関と連携しながら、児童・生徒の学校復帰を目指しているとの答弁でありました。

次に、監査委員事務局分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、監査委員事務局長としては、議会事務局長と兼務である中で、令和3年1月の本庁移転に伴い、有明庁舎、志布志庁舎と勤務場所が分かれている状況が続いているが、現状における不都合はないか。また、今後の方向性は検討されているかとただしたところ、監査委員事務局長として、週一回程度、有明庁舎の監査委員事務局に出向いて決裁や報告・相談等を受けており、現状において特に不都合はない。なお、代表監査委員の意向を踏まえ、来年4月からの機構改革に合わせて、監査委員事務局の志布志庁舎への移転について検討していただくよう、市行財政改革推進本部会議には伝えているとの答弁でありました。

最後に、議会事務局分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、議会中継放送業務委託及びインターネット映像配信業務委託について、視聴率やアクセス数はどのように推移しているかとただしたところ、ケーブルテレビによる議会中継については、視聴率を明確に割り出すことは難しいところだが、以前、企画政策課が実施したアンケートによると、議会中継をよく見ていると答えた方の割合は、アンケート回答者の約20%であった。また、インターネット映像配信の令和3年度から令和元年度にわたるアクセス数として、生中継は1,594件、1,490件、1,760件で推移している。録画配信は2,298件、2,211件、2,881件の推移となっているとの答弁でありました。

以上、全ての課・局の質疑を終了し、討論・採決に入りました。

討論を行いました。討論はなく、採決の結果、認定第1号については、全会一致をもって、認定すべきものと決定いたしました。

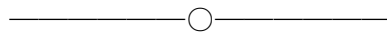
以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。
これから採決します。採決は、起立によって行います。
認定第1号に対する委員長の報告は認定であります。
本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。
[賛成者起立]

○議長（平野栄作君） 起立多数です。
したがって、認定第1号については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。



日程第3 認定第2号 令和3年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第4 認定第3号 令和3年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5 認定第4号 令和3年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 認定第5号 令和3年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 認定第6号 令和3年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 認定第7号 令和3年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9 認定第8号 令和3年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第9号 令和3年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について

日程第11 議案第58号 令和3年度志布志市水道事業剰余金の処分について

○議長（平野栄作君） 日程第3、認定第2号から日程第11、議案第58号まで、以上9件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

それぞれ所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、一括して委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（青山浩二君） ただいま一括議題となりました認定第2号から議案第58号のうち、総務常任委員会分における審査経過の概要と結果について報告いたします。

本委員会は、9月29日、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

初めに、認定第7号、令和3年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

港湾商工課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、施設内における電気設備等の保安管理については、突発的な災害に備える意味も含め、定期的かつ念入りな点検、確認、清掃が非常に大切な作業となるが、どのような対応を行っているかとただしたところ、本施設の電気設備や排煙設備等については、法令に基づき保全状況を県へ報告する義務があり、専門の事業者へ業務を委託する際に、入念な点検がなされるよう指定管理者を通じて指示をしている。また、災害等に伴う突発的な不具合が発生した場合には、即時、専属の作業員が対応にあたる体制が構築されており、万全を期しているところであるとの答弁でありました。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響から、非常に厳しい経営が続く中で、地元のニーズに応じた経営改善を行っていくとのことだが、具体的にはどのような手法を考えているかとただしたところ、本市においては、第2次観光振興計画に基づいたニーズ把握の結果を踏まえつつ、得意としているスポーツ合宿の受け入れを重点に置いての取組を今後も進めていきたい。また、近年では薩摩半島方面からを中心とした修学旅行受け入れの実績も増えていること、地元の方々から泉質や景観を高く評価していただける温泉があることについても、ニーズに合った形でのサービス展開ができるよう、臨機応変に対応したいと考えている。併せて、地元との共存・共栄を図ることについても重要な視点であることから、指定管理者との意見交換を密にしながら、連携のための知恵を出し合うようにしたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第7号については、全会一致をもって、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第8号、令和3年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

港湾商工課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、臨海工業団地について、平成25年度の事業開始から、現在5工区までの展開となっている中で、今後の用地取得に向けた議論など庁内では進んでいるかとただしたところ、今後の工業団地計画の見通しについては、庁内でも議論を開始しているところだが、令和4年度中に、建設・農政関係部署の職員も議論に加えて、高速道路のインターチェンジ周辺など立地条件を生かした用地の取得を検討したいと考えている。また、民間の不動産業者との競合も懸念されることから、庁内の情報共有など連携を深めながら、スピードアップを図ってきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第8号については、全会一致をもって、認定すべきものと決定いたしました。

以上で、認定第2号から議案第58号のうち、総務常任委員会分の報告を終わります。

○文教厚生常任委員長（丸山 一君） ただいま一括議題となりました認定第2号から議案第58号のうち、文教厚生常任委員会分における審査経過の概要と結果について報告いたします。

本委員会は、9月29日から30日の2日間にわたり、執行部から関係課長ほか担当職員の出席を

求め、審査を行いました。

初めに、認定第2号、令和3年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

保健課長、税務課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、令和3年度の特定健康診査の受診率は、医療機関からの情報提供を含め47.6%の見込みであるが、特に40歳代から50歳代の方々の受診率が低い要因を、どのように分析しているかとただしたところ、受診率向上についての取組は継続して実施している。令和4年度は、40歳代のスタート時から健康を意識してもらうためのはがきを送付したところである。また、包括連携協定を締結している生命保険事業所と協力して、受診案内の訪問活動やAIを活用した受診案内文書を送付し、受診状況等の調査・分析を行っている。40歳代から50歳代の方々は、仕事や家庭で多忙であることは認識しているが、少しでも受診率が向上するよう取り組んでいきたいとの答弁でありました。

国民健康保険税の試算等を行うには、次年度の国民健康保険事業費納付金の確定が必要であると考え、県からどのようなスケジュールで示されるのかとただしたところ、国民健康保険事業費納付金は、例年11月に仮算定額が示され、翌年2月に本算定として確定額が通知される。県からの通知が早まれば、保険給付費の分析や必要な財源の確保などについての検討が深まるため、スケジュールの短縮ができないか、県に相談していきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、国民健康保険事業費納付金の本算定は2月に行われているとの答弁であったが、国や県はもう少し早い時期に公表し、地方自治体が惑わないようなスケジュールを立てるべきである。また、特定健診の受診率は、約50%と横ばいの状態が続いており、担当課だけではなく全体で取り組まない限り、目標には届かない状況である。滞納繰越分を含む国民健康保険税の収入未済額が約1億6,000万円余りあることを踏まえると、国自身が総医療費に対する負担を増やし、国民健康保険に加入されている方の負担を和らげる努力をすべきである。

一方で、市民の健康を預かる専門性の高い保健師についても、健康状態把握や分析の面から生かし方が不十分と考える。

当局の努力は十分理解するところであるが、以上のような観点から不認定という立場であるとのことでありました。

ほかに討論はなく、起立採決の結果、認定第2号については、起立多数により、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第3号、令和3年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

保健課長、税務課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、重複・頻回受診者等への訪問指導の実施方法と実績についてただしたところ、訪問指導については、看護師資格を有する医療費適正化推進員が、同じ症状で、短期

間に複数の病院受診を行っている場合など、対象となった後期高齢者を訪問している。令和3年度の実績としては、延べ54人を訪問しており、高齢者の状態の確認に努めている。状況に応じた適正受診について、引き続き理解が得られるよう取り組んでいきたいとの答弁でありました。

長寿健診の受診者数及び受診率は、前年度と比較して増加しているが、高齢者の受診率向上や健康状態把握に向けてどのように取り組む考えかとただしたところ、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向けて、取組を進めていきたいと考えており、そのためには高齢者の健康状態の把握が必要である。まず、医療機関の受診がない高齢者の方々を対象に、長寿健診の受診勧奨や自身の健康状態への認識向上に対する取組を行い、日常生活に必要な支援や助言等を行ってきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、令和4年10月1日から、一定の所得がある75歳以上の方の医療費窓口負担が、1割から2割に引上げとなる。また、医療機関窓口での追加負担額について、3割負担の方の場合では、マイナ保険証利用のときは6円とし、従来型の保険証のときは12円とするなど、マイナンバーカードの普及のため、国の政策優先で進められている状況である。苦しい思いをし、保険料が納められない後期高齢者がいる中、安心して生活ができるような政策を国は取るべきである。現在の後期高齢者医療特別会計は、広域連合に納付金を納めるだけで終わっており、内容が見えない状況である。

以上のような観点から不認定という立場であるとのことでありました。

ほかに討論はなく、起立採決の結果、認定第3号については、起立多数により、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第4号、令和3年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

保健課長、税務課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、認知症総合支援事業について、もの忘れ進行予防相談会や認知症カフェなどの事業が行われているが、認知症初期集中支援チームとの連携は図られているかとただしたところ、もの忘れ進行予防相談会は、認知症地域支援員が相談対応を行っており、認知症カフェは、地域の民間事業者等に委託して実施しているが、認知症の疑いのある方や気になる状態の方がいた場合には、地域包括支援センターに情報を提供することになっている。地域包括支援センターが集約した情報を、認知症初期集中支援チームにつなぎ、状態把握や必要な支援を行う体制となっているとの答弁でありました。

令和3年度から介護保険料基準額の引下げを行ったが、その効果をどのように捉えているかとただしたところ、介護保険料基準額については、6,320円から6,200円に引き下げたところであるが、第8期介護保険事業計画における給付計画額と令和3年度の保険給付費の実績額がほぼ同額であったため、6,200円という金額が妥当であったと考えている。また、被保険者の負担が少しでも減るという観点からは、収入未済の減少につながると考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、令和3年度に、県内で唯一介護保険料を引き下げた自治体として評価しているが、介護保険料の収入未済額は、滞納繰越分を含め1,600万円余りであり、この額に介護保険被保険者の実情が現れていると考えている。また、令和4年4月現在で、特別養護老人ホームの待機者が178人おり、介護保険料を納付しても施設に入所できないという現状がある。

一方、国は、保険給付から要支援1・2の方へのサービスを外し、今後さらに要介護1まで拡大されるのではないかと心配している。コロナ禍にあっても国民の負担を増やし、社会保障制度改悪の検討が続けられている。負担を増やし、サービスを切り捨てる介護保険であってはならない。

以上のような観点から不認定という立場であるとのことでありました。

ほかに討論はなく、起立採決の結果、認定第4号については、起立多数により、認定すべきものと決定いたしました。

最後に、認定第5号、令和3年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

市民環境課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、落雷による停電の影響で、中継ポンプ場の汚水緊急汲み取り作業を行ったとの説明であるが、被災状況によっては、停電が長引くことも想定される。対策は十分であるかとただしたところ、市内4か所の浄化センターには予備電源が整備されているが、中継ポンプ場は小規模で多数あるため、整備されていないところである。令和3年度に可搬式の発電機を購入しており、停電時は、持ち運び可能な発電機を活用して中継ポンプ場に電源を供給し、下水道の排水処理を行うことで、市民の生活に影響が出ないように努めていきたいとの答弁でありました。

不納欠損処分が行われており、今後の下水道使用料の徴収に影響するのではないかと危惧するが、どのような対策をしているのかとただしたところ、下水道使用料の徴収については努力しているところであるが、同意が得られない方等がいる状況である。令和3年度においては、県外への転出者を含め夜間徴収を実施し、分納誓約等の処理により45件の時効更新を行うなど、不納欠損処分の減少に向けて取り組んでいるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第5号については、全会一致をもって、認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○産業建設常任委員長（西江園 明君） ただいま一括議題となりました認定第2号から議案第58号のうち、産業建設常任委員会分における審査経過の概要と結果について報告いたします。

本委員会は、9月28日、執行部から関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

初めに、認定第6号、令和3年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

建設課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、公共下水道事業の事業廃止に向けた国・県等との協議状況及び償還金の一括償還の見込みについてただしたところ、公共下水道事業については、平成12年度より休止状態となっており、相当な年数が経過していたが、令和元年度に鹿児島県事業評価監視委員会に志布志市の方針を説明し、審議の結果、事業中止が妥当との判断をいただいている。事業廃止に向けて、現在まで、国土交通省と鹿児島県との事前協議が終わり、令和4年10月をめどに県知事へ廃止協議の申入れを行い、順調にいけば同年12月に協議の回答をいただける予定である。この回答をもって事業廃止とする手続きとなっている。

また、令和3年度末で1,683万5,669円となっている償還金については、この事業廃止の手続き完了をもって、再度一括償還ができないか財務当局と協議の上、政府資金及び公庫資金に対して正式な一括償還の協議を申し入れたいと考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第6号については、全会一致をもって、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第9号、令和3年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

水道課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、未収金の内訳についてただしたところ、未収金については、令和4年3月末時点で、水道料金が635万5,459円、開始手数料が3万3,000円、その他未収金（余剰水供給代価）が33万円となっていたが、4月以降に全額収納されているとの答弁でありました。

3月の当初予算審査において、田之浦水源に対する水質改善対策を行ったと答弁していたが、現在どういう状況なのかとただしたところ、よく比較される水道水の水質基準として、硝酸態・亜硝酸態窒素濃度があるが、田之浦水源は9.2mg/lとほかの水源より濃度が高かったため、希釈する工事を行い、5.3mg/lと改善されている。令和4年8月現在、市内で最も濃度が高い大迫水源で5.4mg/lと、基準値10mg/l以下の約半分となっており、引き続き、安全で良質な水の安定供給に務めたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第9号については、全会一致をもって、認定すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第58号、令和3年度志布志市水道事業剰余金の処分について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

水道課長の説明を受け、質疑に入りましたが、剰余金の処分に直接関連する質疑はなかったところであります。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第58号については、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、認定第2号から議案第58号のうち、産業建設常任委員会分の報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから認定第2号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから認定第2号について採決します。採決は、起立によって行います。

認定第2号に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平野栄作君） 起立多数です。

したがって、認定第2号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第3号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから認定第3号について採決します。採決は、起立によって行います。

認定第3号に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平野栄作君） 起立多数です。

したがって、認定第3号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第4号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから認定第4号について採決します。採決は、起立によって行います。

認定第4号に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平野栄作君） 起立多数です。

したがって、認定第4号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第5号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから認定第5号について採決します。

認定第5号に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定すること御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。
これから認定第6号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから認定第6号について採決します。
認定第6号に対する委員長の報告は認定であります。
本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。
これから認定第7号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから認定第7号について採決します。
認定第7号に対する委員長の報告は認定であります。
本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。
これから認定第8号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから認定第8号について採決します。
認定第8号に対する委員長の報告は認定であります。
本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第8号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。
これから認定第9号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから認定第9号について採決します。
認定第9号に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第9号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第58号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから議案第58号について採決します。

議案第58号に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

お諮りします。日程第12、議案第59号及び日程第13、議案第60号、以上2件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号及び議案第60号、以上2件については、委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第12 議案第59号 令和4年度志布志市一般会計補正予算（第9号）

○議長（平野栄作君） 日程第12、議案第59号、令和4年度志布志市一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第59号、令和4年度志布志市一般会計補正予算（第9号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和4年度志布志市一般会計歳入歳出予算につきまして、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業、物価高騰しぶし版支援給付金事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（折田孝幸君） 議案第59号、令和4年度志布志市一般会計補正予算（第9号）につ

いて、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に7億2,742万3,000円を追加し、予算の総額を282億3,122万2,000円とするものでございます。

それでは、予算書の4ページをお開きください。

第2表の地方債補正でございますが、災害復旧事業に伴う災害復旧事業債を補助事業で2,540万円、単独事業で5,990万円、合わせて8,530万円増額しております。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入予算でございますが、予算書の8ページをお開きください。

15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を1億553万1,000円増額、

2目、民生費国庫補助金は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業及びその事務費を合わせて3億3,571万5,000円計上、3目、衛生費国庫補助金は、海岸漂着物等地域対策推進事業を1,378万7,000円増額しております。

9ページになりますが、16款、県支出金は、農林水産業施設災害復旧事業を4,635万円増額しております。

10ページをお開きください。

19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整として6,511万3,000円増額、15目、ふるさと志基金繰入金は、物価高騰しぶし版支援給付金事業等に充当する経費として6,768万8,000円増額しております。

11ページの22款、市債は8,530万円増額し、総額で16億216万6,000円としております。

次に、歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

予算書は12ページ、説明資料は3ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、7目、自治振興費は、台風第14号により被災した潤ヶ野校区コミュニティ協議会が、地区まちづくり計画に基づき設置した施設等の復旧作業に係る費用を補助することにより、共生・協働・自立のまちづくりの推進を図るため、地域コミュニティ協議会施設等災害復旧事業を150万円計上しております。

予算書は13ページ、説明資料は9ページをお開きください。

3款、民生費、1項、社会福祉費は、物価・賃金・生活総合対策として、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯を支援するため、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業を3億3,571万5,000円計上しております。

予算書は18ページ、説明資料は4ページをお開きください。

7款、商工費、1項、商工費、1目、商工総務費は、台風第14号により被災した国民宿舎ボルベリアダグリの災害復旧を行う必要があることから、国民宿舎特別会計繰出金を908万3,000円増額しております。

説明資料は5ページをお開きください。

2目、商工業振興費は、コロナ禍の中で、物価高騰の影響を受け、厳しい経営環境に置かれている市内商工業者を支援するため、物価高騰しぶし版支援給付金事業を1億1,876万円計上しております。

説明資料は7ページをお開きください。

3目、観光費は、同じく厳しい経営環境に置かれている市内宿泊施設等を支援するため、物価高騰しぶし版支援給付金事業（宿泊施設等）を1,700万円計上しております。

予算書は21ページ、説明資料は26ページをお開きください。

10款、教育費、2項、小学校費、1目、学校管理費は、各小学校の敷地内にある樹齢の古い高木等について、倒木や枝が折れて落下する危険性の高い樹木の伐採剪定等を行うとともに、台風第14号により倒木した樹木の処分を行うことで、児童の安全を確保する各小学校高木伐採等委託事業を1,320万円計上しております。

予算書は22ページをお開きください。

3項、中学校費、1目、学校管理費は、小学校費と同じく各中学校高木伐採等委託事業を220万円計上しております。

予算書は23ページ、説明資料は10ページから18ページになりますが、11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費は、台風第14号により被災した農地及び農業用施設並びに林業用施設を復旧するため1億1,742万4,000円増額しております。

予算書は24ページ、説明資料は19ページから25ページになりますが、2項、公共土木施設災害復旧費は、台風第14号により被災した市道及び都市公園等を復旧するため7,670万円増額しております。

予算書は26ページ、説明資料は2ページと6ページになりますが、5項、その他公共施設災害復旧費は、台風第14号により被災した有明支所北西側車庫兼倉庫等及び観光施設を復旧するため601万5,000円計上しております。

そのほか、今回の台風第14号により被災した交通安全施設・公営住宅・市指定建造物等の災害復旧に係る経費につきましても、それぞれの費目に計上しておりますので、詳細につきましては説明資料を御参照ください。

説明資料の1ページをお開きください。

令和4年度新型コロナウイルス感染症対策事業一覧に、対象事業を追加しておりますので御参照ください。

以上が、補正予算（第9号）の主な内容でございますが、詳細につきましては、補正予算説明資料を御参照ください。

よろしく願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○13番（西江園 明君） ちょっと2点お尋ねしますが、まず説明資料の4ページの国民宿舎特別会計繰出金、これは特会のほうで聞こうかと思ったんですけど、これも併せてほかの庁舎関

係も住宅とありますけど、こういう台風被害、自然災害の場合には、通常民間の場合、火災保険に入っていれば自然災害対象とって対象になるんですけど、こういう公共施設の場合はそういう災害、ここなんかもふるさと志基金、単独で予算上は計上されていますけど、今後はどうなるんですか、そういう対象にはならないんですかね。それが1点。

それから次に説明資料の8ページ、下のほうです。海岸漂着物対策事業、これは国の補助がありますけれども、一般財源も320万円出していますが、これは、委託料で計上されていますけど、県管理の場所ですよ、河川ですから。それを何で市が行うのですか。その2点をまずお伺いします。

○財務課長（折田孝幸君） まず1点目の建物共済に関する御質問でございますが、本市が加入しております共済のほうで、この台風災害についても対象になるというふうに考えているところです。現在、その共済の担当のほうと協議を進めているところでございますが、今後の事務手続き上、今定例会の共済保険の歳入予算につきましては、至らなかったところでございます。まずは、災害復旧を急ぎながら、今後事業費が確定した段階であったり、保険請求を行いながら、次回以降の議会におきまして、財源振替をお願いしたいというふうに考えているところです。

○市民環境課長（留中政文君） 今の議員お尋ねの件でございます。

県の管轄というようなことでございますが、県の大隅地域振興局河川港湾課に被害の状況等をまず説明していたところでございます。県のほうとしても既定予算が300万円程度の予算で、除去作業をするというような回答をいただいておりますが、見積り等をいただいた場合、大木等の処理についてはそちらでできるというようなことでしたが、それについて不足する分については、増額要請するが確約ができないというようなことで、いろいろな支障等を考えまして、残りの分は市のほうで対応するように協議をしているところでございます。

○13番（西江園 明君） 1点目の分については、とりあえず予算はこうやって組むけれども、あとは保険の対象になるということで理解をいたしました。

2点目の海岸漂着物、ここを毎年と言っていていくらい台風があるたびにもう上流から流れてきて、堆積をして、県のほうが時間はかかるけれども、普通で言えば港湾事務所の管轄のところですから、そこでやっていたんですけど、何で今回、今の説明では県のほうが予算がないから、市のほうでやるんだと、市も予算はなかったんですよ。予算はもちろん、県の施設だから予算はないですよ。夏井地区の海岸のほうは予算を、そうやって予算措置をするわけですよ。そういう理由で県がすべきところでこういうふうなことをすると、今後もそういう可能性が大いにありますよね。県ができないから市でやるという、どういう結果でそうなるのかちょっと不思議でならないのですが、市がしなければいけない理由、確かにひどいものですよ、もう海岸は砂浜が見えないぐらい竹が流れ着いてですね。でもそれは言うなら、県がすべきところを市がする、県に予算がないから市でやってくださいという、今後もそういう可能性があるのか、今回やむを得ずそういうふうにしたのか、その点だけでもまず聞いてみたいと思いますけどどうなんですか。

○市長（下平晴行君） このことについては、もうおっしゃるとおりです。私も300万円しか

いという県の対応、これは御存じのとおり、港の管理についても全く同じことなんです。ですから、それについても市が負担をしているところでありますので、よく県は担当によっていろいろあるんだというようなことも聞いておりますけれども、これは議員もよく御存じだと思うのですが、これはまた改めて私のほうからもお願いをして、こういうことがあった場合、おっしゃるように、これから災害というのは本当に多くなる可能性が十分ありますので、その辺の対応の仕方というのもお願いをしながら、協議してまいりたいと考えております。

○13番（西江園 明君） 市長が今後申入れをすると、今回たまたま1,300万円の国庫補助が付いたからこれで済みますけど、よく国庫補助が付いたなと私は思いながらですね、でも市長が今後こういうことについては県のほうと協議、申入れをするということですので、答弁は結構です、終わります。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はございませんか。

○9番（八代 誠君） 2点ほどお伺いいたします。説明資料の5ページになります。物価高騰しぶし版支援給付金事業ということで、大きな2番の事業の内容、積算根拠及び特に説明を要する事項ということで、(1)の「ウ」ですね、「令和3年1月から12月までの売上高が30万円以上であること」ということで、これは、合計なのかそれぞれの月がそうなのか、ちょっと不明瞭なので補足して説明をお願いします。

○港湾商工課長（假屋眞治君） この「ウ」の年間30万円ということで、これにつきましては前回も今までも、事業を継続していると売上があるということでしたが、月2万5,000円ということと考えております。それを今回は、青色申告とかそういうもので一括としてみるということ、30万円ということで表記しました。基本的には月2万5,000円以上の売上があるということになるかと思えます。

○9番（八代 誠君） よく分かりました。議長、引き続きほかの件でもいいですか。

[議長（平野栄作君）「はい」と呼ぶ]

○9番（八代 誠君） 9ページになります。電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業ということで、大きな2番の(4)になります。支給対象見込世帯数というものが6,600世帯ということなのですが、この数字というのは、市全体世帯数に対する割合というのはいほどの程度になるのですか。

○福祉課長（木村勝志君） 今の世帯数というのは正確に把握してございませんが、約1万5,000世帯と認識をしておりますので、そのうちの6,600世帯になりますので、約44%ということになります。

○9番（八代 誠君） よく分かりました。以上です。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

○14番（丸山 一君） 先ほどの海岸漂着物に関してなのですけれども、今回の台風14号の通過の後にですね、曾於市大隅町の駐在所に電話をしたんですよ。そしたら、「駐在所は鹿屋市の地域振興局のほうに所管が移りました」と言われましたから、またそちらに電話をして、その結果、

「現地調査をやってくださいね」と、「菱田川から安楽川の間にはかなり大きいのがあり、大小取り交せていっぱい出ていますよ」ということは報告をしたんですよ。今までは、あそこは先ほどから質疑があったとおり、やはり県の河川課の所管地でありますので、先ほど指摘されたとおり、市のほうですということ筋が通らないわけなんです。国の代行として県がやっているのですから、今までは全部それでやってきてもらっている。時々校区公民館でやったりボランティアでやったりというので、小さな漂着物に関してとかプラスチック類に対しては、それはやりました。ですから、先ほど御指摘があったとおり、それはやはり県のほうで支出してもらわなければならないと、変な前例をつくといけないと思うんですよ。それと菱田川の左側の大崎町の駐車場のところから、菱田川にかけても、漂着物が一番たまる場所なんです。ここも15年ほど前になりますけど、大崎町役場のほうに電話をしまして、「300万円ぐらい年間予算を組んでおいてくれよ」と「来たときにはその予算で対応してくれ」と、それで今年もシルバー人材センターの方たちが10人ぐらい来られて、ずっとやっていかれたんです。同じく駐在所にも僕は「300万円から400万円ぐらいの予算は毎年組んでいたほうがいいですよ」と、「なければ幸いだけれども、あったときには困るわけだから、県の所管地ですからここはひとつお願いしますね」と言っています。悪しき前例がないようにですね、市長もやはり先ほど答弁されましたけれども、対応をお願いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、菱田川付近の河川敷に、やはり漂流物が流れているということありますので、大崎町とも連携を取って、県のほうに要請をしていきたいというふうに考えております。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

○7番（青山浩二君） 説明資料の5ページ、物価高騰しぶし版支援給付金事業についてお示しいただきたいと思っております。（3）の給付額のところでですね、接待飲食サービス業それから一般飲食サービス業、これの区別を少しお示してください。

そして、基本額10万円、上乗せ額が5万円、8万円、5万円というふうに書いてありますが、この積算根拠ですね、ここについてお示してください。国が示したものなのか、当局で積算したものなのか、そこら辺も含めてお示しいただきたいと思っております。

○港湾商工課長（假屋眞治君） まず1点目の業種ですけれども、これについては、接待飲食サービス業それと一般飲食サービス業ということで、一般飲食業につきましては普通の食事をするところということで、接待飲食業は接待をしながらということですので、スナックとかそういうところになります。

それから、今回のこの物価高騰しぶし版支援給付金事業なのですが、基本額と上乗せ額がございます。基本額については10万円というのはもう当然どこも影響しているので、一律支給しますよと。そして接客・一般・運転代行業については、要望書も上がっておりますし、それから一般質問等でも非常にコロナ禍で客が戻っていないということをお聞きしておりますので、それについては、私どもはデータを持っておりますので、コロナ禍の影響を受ける前と受けた後の月割

りの差額、減少額というのを算出をしまして、それにその他業種というのものもあるのですが、ここも影響を受けていると。けどその分はちょっと引いて、実際にその差がある部分の減少額というのを計算して、それと業種ごとに大体粗利率というのがあるものですから、そういうものを計算した結果、上乘せが上のほうから5万円、8万円、5万円ということで、私どもが今までやってきたデータを分析した結果で計算しているところでございます。

以上です。

○7番（青山浩二君） よく分かりました。それから資料提供をちょっといただきたいのですが、その他の業種ですね、ここの上にいるいろいろ何々業、何々業というふうに書いてあるのですが、一枚紙として資料提供をいただきたいと思うのですが、議長、取り計らいをよろしくをお願いします。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 基本的には、対象業種というのが産業分類表というのがございまして、その中で農林水産業を省いている業種ということにはなります。

もしあれば協議をしまして、実際具体的にどんなものがあるというのは、確認しないと分からないので、代表的なものでくくったものが作成できれば提供できるようにしたいというふうに思っています。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

○8番（野村広志君） 1点だけお願いします。

説明資料の19ページです。街路灯災害復旧事業についてであります。これは建設課からですので、当然自治会と自治会を結ぶ間に出ているものかなと思いますけれども、この松山・志布志・有明地域の災害箇所はそういった認識でいいのですか。まずそれをお聞かせください。

○建設課長（鮎川勝彦君） 街路灯は、自治会と自治会を結ぶところに建設課で設置した部分でございます。自治会が管理するのはまた別でございます。

○8番（野村広志君） ここには今、自治会と自治会を結ぶところにある街灯ということでしたけれども、実際街路灯の中には自治会が設置するものであったりとか、公民館、コミュニティ協議会が設置しているものであったりとかいうものがあるわけですが、そういった被害、またその被害に対する修繕の対応というのはどのように考えているのか、少しお示してください。

○総務課長（小山錠二君） 台風14号におきまして、自治会内の街灯でございますが、現状におきましては個別の相談があったりはしているのですが、既存の予算の中で対応しているところでもありますので、また今後さらなる不足があるのであれば、また対応していきたいと考えております。

○8番（野村広志君） 個別にそういった相談が来ているということでもありますけれども、実際この修繕に対する補助というか支援というのは、どの程度予算としては持っているんですか。実際、今回どれぐらいの被害があるかというのは、現状での調査とか聞き取りというようなものというのは、実際やっていないんですかね。そこについてはどうですか。

○総務課長（小山錠二君） まず1点目でございますけれども、予算につきましては、ここに手

持ちがございませんので現状がちょっと分からないんですけれども、調査につきましては、今のところ個別の案件でしか報告がないところですので、こちらから各自治会のほうに調査ということは、現在していないところでございます。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第59号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第13 議案第60号 令和4年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）

○議長（平野栄作君） 日程第13、議案第60号、令和4年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第60号、令和4年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和4年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出予算につきまして、国民宿舎ボルベリアダグリ災害復旧事業に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ908万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億783万5,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を908万3,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の管理費は、需用費の修繕料を870万円、軽微な作業等の委託料を38万3,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第60号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第14 議員派遣の決定

○議長（平野栄作君） 日程第14、議員派遣の決定を行います。

お諮りします。議員派遣の決定につきましては、会議規則第170条第1項の規定により、お手元に配布してある内容のとおり決定したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣は、配布してある内容のとおり決定しました。

—————○—————

日程第15 閉会中の継続審査申出について

○議長（平野栄作君） 日程第15、閉会中の継続審査申出についてを議題とします。

配布してある文書写しのとおり、総務常任委員長から閉会中の継続審査申出がありました。

お諮りします。総務常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

日程第16 閉会中の継続調査申出について

○議長（平野栄作君） 日程第16、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

配布してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（平野栄作君） 以上で、本定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、令和4年第3回志布志市議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前11時34分 閉会